諸官廳・諸會社・各學校御用

被服各種製造

被服の大方

札幌市南三條西三丁目

電話　三七四番
工場電話　二三三六番
振替小樽　八七八二番

第一工場　札幌市南三條西三丁目十四
第二工場　札幌市南一條東二丁目八

英、米、蘇、獨、伊、佛海軍力一覽

（昭和十四年八月現在）

國名	艦番	既成艦 隻數	既成艦 噸數	建造中及び去濟工 隻數	建造中及び去濟工 噸數
英國	主力艦	一五	四七五、〇〇〇	七	約（一五五、〇〇〇）
	航空母艦	七	一三七、〇〇〇	五	約（一一五、〇〇〇）
	甲級巡洋艦	一五	一四五、〇〇〇	一	約（一二、〇〇〇）
	乙級巡洋艦	四九	三四、〇〇〇	九	約（七二、〇〇〇）
	驅逐艦	一五六	三九、〇〇〇	三四	約（四二、〇〇〇）
	潛水艦	五三	六五、〇〇〇	一〇	約（一一、〇〇〇）
	合計	三五五	一、六五五、〇〇〇	六五	約（四九、〇〇〇）
米國	主力艦	一五	四七五、〇〇〇	二	七〇、〇〇〇
	航空母艦	七	一三七、〇〇〇	二	三九、〇〇〇
	甲級巡洋艦	一八	一四五、〇〇〇	五	一四、〇〇〇
	乙級巡洋艦	三三	三三、〇〇〇	一二	一二、〇〇〇
	驅逐艦	一七	一四一、〇〇〇	一九	一九、〇〇〇
	潛水艦	九一	八五、〇〇〇	一三	七、〇〇〇
	合計	三六九	一、一五七、〇〇〇	六四	一四八、〇〇〇
蘇聯邦	主力艦	一四	九四、〇〇〇	二	二八、〇〇〇
	航空母艦	四	三〇、〇〇〇	三	三六、〇〇〇
	甲級巡洋艦	一〇	七五、〇〇〇	八	三二、〇〇〇
	乙級巡洋艦	二四	九〇、〇〇〇	一八	七二、〇〇〇
	驅逐艦	一七〇	一九五、〇〇〇	三四	三四、〇〇〇
	潛水艦	約二三	約一四〇、〇〇〇	約一〇	約一〇、〇〇〇
	合計	約二五五	約六五四、〇〇〇	約七五	約二一〇、〇〇〇
獨國	主力艦	五	八二、〇〇〇	二	七〇、〇〇〇
	航空母艦	一	一〇、〇〇〇	二	三九、〇〇〇
	甲級巡洋艦	六	三五、〇〇〇	五	五〇、〇〇〇
	乙級巡洋艦	一九	三四、〇〇〇	二	一四、〇〇〇
	驅逐艦	三五	一五、〇〇〇	七	一二、〇〇〇
	潛水艦	五六	一六、〇〇〇	四〇	一九、七〇〇
	合計	一一三	一四二、〇〇〇	六〇	一七八、七〇〇
伊國	主力艦	四	一三、〇〇〇	二	七〇、〇〇〇
	航空母艦	一	七、九〇〇	一	二八、〇〇〇
	甲級巡洋艦	八	八四、〇〇〇	三	三六、〇〇〇
	乙級巡洋艦	一五	一三、〇〇〇	一二	一〇、〇〇〇
	驅逐艦	一六	七、〇〇〇	一四	一二、〇〇〇
	潛水艦	一二六	七、〇〇〇	一四	一四、〇〇〇
	合計	一七一	一五八、〇〇〇	四九	二四八、〇〇〇
佛國	主力艦	七	二七、〇〇〇	一	二四、〇〇〇
	航空母艦	一	一〇、〇〇〇	一	二六、〇〇〇
	甲級巡洋艦	七	五〇、〇〇〇	三	三六、〇〇〇
	乙級巡洋艦	三	三三、〇〇〇	八	七二、〇〇〇
	驅逐艦	七三	三五、三〇〇	一三	三三、〇〇〇
	潛水艦	七七	七、〇〇〇	三	三、〇〇〇
	合計	一六六	一七二、〇〇〇	四九	二四八、〇〇〇

（註）
一　昭和十三年（一九三八年）竣工として計上せるものには推定を含む
二　括弧内は推定に依る
三　英國の艦艇中には左記自治領海軍を含む
加奈陀―驅逐艦六隻、新西蘭―乙級巡洋艦二隻、濠洲―甲級巡洋艦二隻、乙級巡洋艦三隻、驅逐艦五隻

鎮守府

横須賀鎮守府　神奈川縣
呉鎮守府　廣島縣
佐世保鎮守府　長崎縣

要港部

舞鶴要港部　京都府
大湊要港部　青森縣
馬公要港部　臺灣
鎮海要港部　朝鮮
旅順要港部　關東州
德山要港部　山口縣

艦隊

第一艦隊（主力艦を以て編制）
第一水雷戰隊（一水雷戰隊・二水雷戰隊）
第一潛水戰隊（潛水戰隊・潛水母艦）
第一航空戰隊（航空母艦・驅逐艦）
第二水雷戰隊
第二潛水戰隊
第二航空戰隊

警備戰隊

横須賀鎮守府警備戰隊（主力艦・驅逐艦）
呉鎮守府警備戰隊（防備戰隊・潛水艦掃海隊）
佐世保鎮守府警備戰隊

航空隊

霞ヶ浦海軍航空隊　茨城縣
横須賀海軍航空隊　神奈川縣
館山海軍航空隊　千葉縣
呉海軍航空隊　廣島縣
佐世保海軍航空隊　長崎縣
大村海軍航空隊　長崎縣
大湊海軍航空隊　青森縣
佐伯海軍航空隊　大分縣
横浜海軍航空隊　神奈川縣
木更津海軍航空隊　千葉縣
鹿屋海軍航空隊　鹿兒島縣
舞鶴海軍航空隊　京都府
鎮海海軍航空隊　朝鮮
鈴鹿海軍航空隊　三重縣
大分海軍航空隊　大分縣
鹿島海軍航空隊　茨城縣
筑波海軍航空隊　茨城縣

海軍志願兵徵募區

【第一徵募區】横須賀
北海道、岩太、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、東京、神奈川、千葉、茨城、埼玉、群馬、栃木、長野、山梨、新潟、靜岡
【第二徵募區】呉
愛知、岐阜、富山、石川、福井、京都、大阪、滋賀、三重、奈良、和歌山、兵庫、岡山、廣島、鳥取、島根、山口
【第三徵募區】佐世保
香川、愛媛、德島、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿兒島、沖繩

海軍の學校

海軍大學校　東京市品川區大崎長者町
海軍兵學校　廣島縣江田島
機關學校　京都府中舞鶴
軍醫學校　東京市京橋區築地五丁目
砲術學校　横須賀市楠ヶ浦町
水雷學校　神奈川縣三浦郡田浦町
潛水學校　呉市吉浦町
經理學校　東京市京橋區小田原町三
工機學校　横須賀市楠ヶ浦町
通信學校　神奈川縣三浦郡田浦町

海軍志願兵令

海軍志願兵令は昭和二年十一月三十日に勅令第三百三十四號で公布されて以來、時勢の進運と共に十回改正されて、昭和十四年三月に勅令第七十六號で現行制度が決定したのである。

海軍志願兵といふのは志願兵令に依つて海軍兵に採用され海軍兵籍に編入された者と、兵役法又は兵役法施行令第七條第一項の規定に依つて、即ち年齡十七歳以上徵兵適齡未滿の者で現役兵を志願した者が採用により海軍兵に再現役として入つた者を謂ふのである。

志願兵令に依る海軍兵とは年齡十五歳以上二十一歳未滿の者で、身體完全、志操確實、品行方正で略ゝ高等小學校卒業程度以上の學力を有する者であつて試驗檢査に合格した者より採用されたものである。採用されると所轄鎮守府の海兵團に入團させ、飛行豫科練習生たる航空兵は霞ヶ浦海軍航空隊に、軍樂兵は横須賀海兵團に入團又は入隊させるのである。斯くして入團又は入隊するのは必要なき限り六月一日が例である。入團又は入隊に要する旅費及び附添の官吏、吏員の旅費は官費であるが檢査の爲の旅費は自辨である。入團、入隊に際しても疾病や避け得ない事故が生じて現役に堪へない時は鎮守府司令長官は採用を取消して歸鄉させ、又入團、入隊し難い者には二十日以內延

期させ得るのである。

戰時又は事變が勃發した際には歸休中の志願兵や豫備役、後備兵役又は第一國民兵役にある志願兵は召集され、又演習の爲にも召集される。臨時補充の必要ある時には歸休中の志願兵を召集するのである。

志願兵の服役は陸軍と同じく現役兵、豫備役及び後備兵役に分けられる。兵役法による服役期間は陸軍と異なり現役は三年である。但し志願兵現役は五年である。豫備役は現役を終つた者が五年服し、後備兵役は六年間服するのである。第一補充兵役は一年で之は現役に適する者が其の年の所要現役兵員に超過する者の中から所要の人員だけ之に服するのである。第一補充兵役を終れば第二補充兵役に十六年四月間服するのである。而して現役志願兵の兵籍は志願兵令による者は徵募區を管轄する鎮守府に、徵兵適齡未滿者である志願兵は再現役を許可した鎮守府に置き、海軍大臣が必要に應じて變更し得ることとなつてゐる。在籍鎮守府司令長官は志願の採否及び再現役許可を決定し又轉役、免役の處分を爲すのである。

志願兵は服役中艦船部隊（要港部、學校、病院等）に勤務する者は其の部隊內に居住するのが例であつて、現役志願兵は現役期間滿了後更に現役を志願することが出來るが、次の樣な場合には服役期間滿了と雖も服役期間が延長されることがある。

一、戰時又は事變に際するとき
二、出師の準備又は守備若しくは警備の爲必要あるとき
三、航海中又は外國に於て勤務中なるとき
四、重要なる演習又は特別に觀覽式あるとき
五、天災其の他避くべからざる事故に依り已むを得ざるとき

然し右の樣な場合には延期されても其の期間は次の服役期間に通算されるのである。但し懲役又は禁錮に處せられた刑の執行中の日數と逃亡中の日數は現役期間に算入されない。

なほ海軍兵の兵種は七種で、水兵、航空兵、機關兵、工作兵、軍樂兵、看護兵及び主計兵である。

志願兵徵募檢查期改訂　北海道、樺太に於ける海軍志願兵徵募檢查は例年一月より三月にかけて行はれてゐたが、この期間は壯丁中雪國特有の雪眼に罹されてゐる者非常に多く、合格率に著しき影響を及し、一方積雪に依る交通不便のため受檢不可能の壯丁も少くないので、海軍ではこの特殊事情を汲んで今後前年の十、十一月に繰上施行することを企圖、昭和十三年十、十一月に亙り十四年度檢查を始めて繰上實施、好成績を收めたので繰上檢查は正式決定されることになつた。

海軍志願兵徵募檢查區　昭和九年八月に改正になつた海軍志願兵令施行細則に依る本道の徵募檢查區は支廳と市の管轄に分けられ、其の豫定地として當分左の如く定められ必要に應じて變更されることとなつた。

檢查區	豫定地
石狩	札幌市
渡島	函館市
同	渡島支廳一部
檜山	檜山支廳一部
後志	後志支廳一部
空知	空知支廳一部
上川	上川支廳一部
同	旭川市
同	上川支廳一部
留萌	留萌支廳管下
宗谷	宗谷支廳管下
網走	網走支廳一部
同	野付牛町
同	遠輕町
同	紋別町
同	北見國
十勝	十勝支廳一部
同	帶廣町
同	十勝支廳一部
釧路	釧路支廳一部
同	釧路町
同	釧路支廳一部
根室	根室支廳一部
同	根室町
同	根室支廳一部
樺太	大泊町
同	大泊支廳一部
同	豐原町
同	豐原支廳一部
同	敷香町
同	敷香支廳一部

同	清小牧町	同	元	泊	三六
同	日高	日高支廳一部	敷	香	八
同	浦河町	同	泊	居	三九
同	門別村	同			一三
同	十勝	帶廣市	居	岡	三七
同	清水町	同	眞	本	九
釧路國	釧路市	釧路國支廳一部	計		一七
同	厚岸町	同			二、七二三
根室	根室町	根室支廳一部	兵種別	受驗者	合格者
同	標津村	同	水兵	四九六	一七六
札幌	札幌市	札幌市	水兵(電)	四五四	一一九
小樽	小樽市	小樽市	航空兵	一三四	六四
函館	函館市	函館市	空(乙種)	五三八	一三八
旭川	旭川市	旭川市	空(甲)	一四四	四七
釧路	釧路市	釧路市	機關兵	六六四	二七四
帶廣	帶廣市	帶廣市	工作兵	一二六	五六
石狩	札幌市	札幌市	軍樂兵	四〇	一四
勝	浦河町	浦河町	看護兵	四八	三六
振	日高	日高支廳一部	主計兵	一四五	五五
高	門別村	同	計	二、七一三	九七一
日	十勝	帶廣市			

檢査所には海軍徴募官、徴募軍醫官、地方徴募官の外に視察官、道廳及び支廳縣、市書記、看護兵曹、主計兵曹、水兵、看護兵、町村長其の他在鄕軍人分會長等が臨席する。志願者は左の事項を守らなければならない。

一、檢査場には靑年團手帳、尋常小學四年以上の通信等若しくは之に準ずべきもの又は學校其の他相當に關する證書類を携帶すること

二、檢査前は身體に不愼し味に檢査前夜は安眠すること

三、檢査當日は必ず入浴し又耳、鼻腔等を清潔にすること

四、自己の被覆其の他の所持品の整頓の爲氏名數を携帶すること

五、遲延及び缺席、小刀、消ゴム等を用ひざること

而して海軍志願兵の兵種は左の如く區別せられてゐるが、志願者は左の兵種の中から希望兵種を選定するのである。

水兵

1 發電信兵以外のもの

2 發電信兵

航空兵

1 豫科練習生

2 偵察術習生

3 右以外のもの

機關兵、工作兵、軍樂兵、看護兵、主計兵(兵種未定)

海兵徴募檢査 昭和十四年度道樺海軍志願兵徴募檢査は十三年十月二十二日より十一月三十日迄に亙り札幌市外三十七箇所で行はれた。徴募官は札幌地方海軍人事部長艦副貞三大佐並に同人自副官義一少佐である。

海軍志願兵徴募成績 昭和十四年度道樺海軍志願兵徴募檢査は十三合格者總數九百七十一名を數へ徴募始つて以來の好成績を收めたが支廳、市別及び兵種別成績次の如し。

支廳、市	受驗者	合格者
札幌	一一七	七二
旭川	二二	一〇〇
函館	三四	九八
小樽	三三	三五
釧路	一八	四三
根室	二一	二三
帶廣	一四	九七
石狩	四四	六六
勝	二五	一五四
浦河	二一	一四四
日高	二四	六四
振	一九	二七九
高	四五	一三〇
日	二一	七五
十勝	四八	二五
網走	一七	五六
志知	八五	二四八
山	一七	五六
後	二一	一四
檢	四八	一七
淺	一七	八五
留	一四	五六
上	一七	一四
川	二〇	八
宗	四	〇
谷	二	一
泊	二	一
大	七	二
豐	一二	三七
原		

海軍志願兵入團 昭和十四年度入團の海軍志願兵は五月二十七日の海軍記念日に全員札幌市に集合、札幌神社に參拜後中井北海道總長官及び福田札幌地方海軍人事部長の訓示、三澤札幌市長の祝辭を受けて同日の臨時列車にて札幌を出發、各市町村の兵事係が附添つて六月一日橫須賀海兵團に入團した。

大湊要港部

北海道及び樺太は海軍の徴兵事務等人事に關することは橫須賀鎭守府の管區に屬するけれども、右以外の北海道及び樺太に對する海軍本來の任務は大湊要港部の所掌に屬してゐるのである。

卽ち大湊要港部の平時任務は北海道及び樺太の警備特に北洋方面の漁業權益擁護に任じつゝある故に、實情に相應はしき名稱を附するならば北海又は北洋要港部と稱せらるべき程北方とは深き關係を有するのである。

茲に北洋權益とは主として蘇領に於ける漁業、石油、石炭に關する我が帝國の三大利權を意味するものにして、大湊要港部附屬の軍艦、驅逐艦等は多年北洋に出動是等權益の擁護にあたり涙ぐましい努力を續けてゐるのである。大湊要港部司令官を昭和十三年十一月十五日以降親補職とせられたるは最近北洋の諸情勢と要港部所掌任務の實に廣汎且重大なるに鑑み、眞に故あるかなと肯かるゝ次第である。

今昭和十四年度に於ける北洋警備實施關係事項等の二、三を擧げれば左の如くである。

一、昭和十四年七月北樺太の我が利權に對する蘇側の不法壓迫甚だしき際に於ける我が砲艦たる驅逐艦長明

(大湊要塞司令官)

が支那事變及び日蘇會商等多事なる機會に乘じ我が北洋漁業に對し不法なる壓迫を加へつゝあるのみならず、最近は條約上明らかなる我が方の利益たる石炭石油事業迄も全くこれが實行的消滅を圖らんとしつゝあり、この劣勢なる行爲に對し海軍としてはその成行に重大關心を有するものにして、常要港部は北洋各地蘇側の行動を嚴重監視中なり。

二、敵對加擔行爲各地に於て我が漁船が操業中蘇監視艦の爲に不法拿捕せられたるもの四隻ありたり

右に對して大湊要塞部は外交當局を通じ蘇側に對し嚴重抗議すると共に、現地陸軍の武力に依る示威的威力に依る示威とを實施せしめたり。

右の內第五艦毛丸(八月二十二日北海タイムス參照)に際し同船主及び同夫人よりの要港部宛感謝電文左の如し。

(一)第五鶴毛丸ウスカムに於て無事收容せられの途に就かしめられたる報に接し實に感謝に堪へず、夢かと許り嬉し涙こぼる筆みて御禮申上ます、延日此地に着くことと思ひ一日喜び居ります。

(船主)

(二)第五鶴毛丸無事御收容下された由何とも御禮の言葉もありません、厚く御禮申上ます、主人過場に出迎不在返收へお御禮申上ます(船主夫人)

三、陸行機による救援及び七生道及び樺太防空協議等に執行長參加協力

大湊要港部司令官

補職年月日	官氏名	
一明治三三、一二、一	海軍少將	詳原 平二
三四、三、三	同	大久保長喜造
三四、五、二五	同	武富邦鼎
四四、八、八	同	玉利新賢
四四、一二、一	同	上泉德彌
四四、九、二	同	藤本秀四郎
四五、七、九	同	土屋保太郎
八、五、一	同	御內貫次郎
九、三、一	同	上村經吉
三、三、一	同	中島有太郎
五、四、一	海軍中將	土屋光金
六、三、一	同	岩村俊武
七、三、一	同	森山慶三郎
九、一〇、一	海軍少將	布目彌壹
一〇、三、一	海軍中將	佐藤皐藏
一二、三、一	海軍少將	大谷幸四郎
一三、九、一	同	大石正吉
一四、五、五	同	四竈孝輔
一四、一一、一	同	金坂隆
一五、一二、一	同	島崎吉
一五、一二、一	同	八角三郎
一六、一、一	同	伊地知清弘
一六、一一、一	同	河野童吾
一七、一二、五	同	大野寬
一八、一二、五	同	井上肇治
一九、一二、五	同	山口長南
二〇、一〇、七	同	眞崎勝次
二一、一二、一	同	杉坂悌二郎
二二、一二、一	同	井澤春馬
二三、一二、一	同	下村正助
二四、一二、一五	海軍中將	屋埜守一

大湊要港部參謀長

補職年月日	官	氏名
一明治三三、一二、一	海軍大佐	小田喜代藏
三四、三、三	同	矢島純吉
三四、五、二五	同	荻屋忠道
四四、一二、一	同	秀島成忠
四五、七、一	同	近藤常松
六、一二、一	同	永田恭次郎
七、一二、一	海軍中佐	井出謙治郎
八、一二、一	海軍大佐	志田定一郎
九、一二、一	同	菅野勇七
一〇、一二、一	同	小林研藏

一一	五、二、六	同	東條明次
一二	七、一〇、一八	海軍中佐	武富成一
一三	八、一三、五	海軍大佐	森脇榮枝
一四	一一、一三、一五	同	坂元貞二
一五	三、二、六	海軍中佐	小林吉助
一六	一五、八、三〇	海軍大佐	石井二郎
一七	昭和三、一二、一	同	眞崎勝次
一八	六、二六、一	同	横山德次郎
一九	八、一二、一五	同	佐倉武夫
二〇	一〇、一二、一五	同	松永次郎
二一	一三、四、一	同	佐藤波藏
二二	一三、一三、一五	同	森德治

札幌地方海軍人事部

北海道及び樺太は横須賀鎭守府の管區に屬し、札幌に札幌地方海軍人事部があつて徴募事務其の他を扱つてゐる。其の細別を地方海軍人事部處務規定に依つて見ると第三條に左の如く規定されてゐる。

一、海軍兵の徴募に關すること
二、特務士官、准士官、下士官及び兵の召集に關すること
三、簡閲點呼に關すること
四、在鄕軍人及び在鄕軍人會に關すること
五、青年學校に關すること
六、傷痍、疾病に因り兵役を免ぜられたる者及び戰、公傷病死者の遺族に關すること
七、軍事扶助及び軍事扶助團體に關すること
八、部外者の軍事功勞者表彰に關すること
九、軍事普及に關すること
十、前各號の諸報告及び統計に關すること

之等の事務を管掌する札幌地方海軍人事部は部長（大佐）一名、部員（少佐）一名と部附特務士官、准士官各一名及び部附下士官四名で構成されてゐる。

本道在海軍職員

【札幌地方海軍人事部】札幌市北一、西一
部長　中佐　從五勳三　池田人
部員　少佐　正六勳四　檀原袈裟由
部附　特務士官、准士官、下士官

【室蘭造船造兵監督官】
海軍大佐　從五勳四　岩瀬正己
造兵大佐　從五勳四　近藤茆樹

【稚内海軍通信隊司令】
海軍中佐　岡田要造

海軍豫備航空團札幌支部　海軍の荒鷲の第二陣、海軍豫備パイロットの養成を目的とした海軍豫備航空團の札幌支部は、昭和十四年七月二日札幌飛行場構内に校舎、格納庫等の教場を設けて開部、札幌地方海軍人事部長福田貞三郎大佐を支部長に以下教職員を配置、本道の空を舞臺に道産荒鷲の養成に當つてゐる。團員資格は高專、大學在學生竝に中等學校卒業者にして檢査の上採用、高專、大學團員に對しては學業を妨げず孰れも三箇年修業訓練、卒業後は霞ヶ浦海軍航空隊に一年間入隊せしめ、中等卒業者團員は豫備航空兵曹に、高專、大學團員は豫備三空少尉に任ずる。平時は定期航空等のパイロットとして働く外他の業務に就くが必要に應じて召集第一線に立たしめる。現在札幌支部には第一回試驗で採用された者十二名（内二名大學）在團中

軍醫學校令改正　海軍軍醫學校令第一條が改正になり、之に依り從來同學校が軍醫養成と醫學調査の研究機關であつたものが、將來は軍醫學校獨特の研究結果を發表し得ることとなり、同時に將兵の豫防藥、戰傷病者の輸兵器竝に治療藥劑を製出する機關となつた。

海洋少年團　帝國の生命は海上に在りと、海洋を道場として青少年を鍛錬し國民的訓練を行ひ、堅實不拔細心果敢なる氣分を釀成すると共に協同一致滅私奉公勇往進取の資を琢成、光輝ある皇國の將來を背負ひ立つ眞の海國民を養成せんとする海洋少年團は本道、樺太に於ても札幌地方海軍人事部の設立以來同部の努力に依つて大いに普及、昭和十三年より十四年に亙つて既設の函館、小樽兩團に續き札幌、釧路、福山、龜田、深川、幾春別、留萌、根室、稚内、岩見澤、敷香、溫根別に夫々誕生、十四團總勢千二名の團員が戰時下に力强い歩みを續け更に活潑なる普及が期されてゐる。

海軍飛行豫備練習生　昭和十四年度前、後期海軍甲種飛行豫科練習生北海道樺太關係合格者は左記の通りである。將來海の荒鷲の中堅幹部となる。

【前期】安藤有一（札幌市）宮永英次（室蘭市）川原幸夫（函館市）河原靜（忍路郡鹽谷村）坂垣吉美（上川郡名寄町）中村敏（上川郡愛別村）西山良（小樽市）高橋行司（虻田郡倶知安町）戸水義一（札幌市）水野昌晨（札幌市）武山枝彥（帶廣市）近藤時夫（札幌市）菊田宗定（小樽市）佐々木幸男（虻田郡倶知安町）佐藤明（旭川市）河部英治（旭川市）鈴木昇（上川郡名寄町）中村基三（札幌市）木下武次（旭川市）伊藤忠（余市郡余市町）淺岡勇吉（岩内郡岩内町）橋本康雄（上川郡士別町）二瓶務（札幌市）廣島巖（釧路市）正木富男（上川郡名寄町）三浦潔（旭川市）上村忍（小樽市）若山泰男（札幌市）伊藤直藏（豐原市）加藤信雄（眞岡郡眞岡町）遠山和傳（大泊郡大泊町）東海林要（豐原市）片野滿（豐原市）手塚幸一（豐原市）島正見（大泊郡千歳村）横山保（大泊郡大泊町）（以上三六名）

【後期】佐藤京太（小樽市）武田淑夫（龜田郡大野村）杉山光男（札幌市）根上興（岩内郡岩内町）坂本勇次（札幌市）淺岡清志（岩内郡岩内町）福場行雄（上川郡士別町）西田善平（小樽市）久保田光明（留萌郡留萌町）佐野尚一（札幌市）安原康利（留萌郡留萌町）柳橋一郎（上川郡當麻村）成川弘（札幌市）紺田博（留萌郡留萌町）高橋擧輔（上川郡名寄町）川上和美（函館市）久保田吉朗（豐原市）東海林要（豐原市）村上千代三郎（豐原市）酒井清（豐原市）菊地沃（豐原市）鈴木忠男（樺太泊郡白縫村）川木肇（大泊郡大泊町）上井雄之（眞岡郡眞岡町）關口武士（眞岡郡眞岡町）（以上二五名）

昭和十四年度前、後期海軍甲種豫科飛行練習生徴募檢査は左記日程で施行された。

【前期】（身體檢査）昭和十三年十二月二十日函館市、二十二日札幌市、二十四日旭川市、二十七日豐原市（學術檢査）昭和十四年一月六日―九日札幌市

【後期】（身體檢査）昭和十四年七月二十七日函館市、二十九日札幌市、三十一日旭川市、八月三日豐原市（學術檢査）昭和十四年八月十日―十三日札幌市

首席卒業者　海軍各種練習生首席卒業者中本道關係者（自昭和十二年七月至十三年七月）

標津郡標津村出身、三曹佐藤孝三、高等科信號術（十三年二月卒業）
枝幸郡中頓別村出身、一水山口勤、普通科水雷術（航空魚雷）（十二年十月卒業）
岩内郡前田村出身、一水川田武雄、普通科砲術（十二年十月卒業）

海軍飛行學校生優等卒業者　――第二十八期より三十一期迄の飛行學生、第三十四期より四十四期迄の操縦補習生、第四期飛行訓練生、第五期、第六期乙種飛行練習生晴の卒業式は昭和十四年三月九日土浦海軍航空隊本部前營庭に於て擧行されたが、優等卒業生左の如し。（關係の分）

【第五期乙種飛行練習生】海軍三等航空兵曹正崎憲一（北海道留萌郡留萌町大字留萌村内記念通二〇）

【第六期乙種飛行練習生】海軍一等航空兵近藤任（北海道上川郡東旭川村字豐田一七二）

海軍論功行賞

支那事變に勇戰奮闘、名譽の戰死をとげた本道出身海軍將兵にして功記竝に勳記を下賜された者は左記の如くである。

（昭和十四年八月末現在）

勳等	官等	氏名	出身地
功七 旭八	一水	今村敏英	札幌市
同	同	保坂增太郎	函館市
同	三曹	篠原末次郎	網走郡美幌町
同	三空曹	千葉三郎	網走郡網走町
同	一水	原田源藏	枝幸郡頓別村
同	同	裳島貞夫	夕張郡由仁村
同	同	小林吉藏	空知郡音江村
同	二水	平井薫	勇拂郡厚眞村
同	三空曹	金森義光	札幌郡手稻村
同	同	岩田武雄	上川郡美瑛村
功六 旭七	三空曹	宮崎三郎	龜田郡七飯村
同	三整曹	志村實	斜里郡斜里村
同	三機曹	田中金一	釧路郡釧路村
旭八	三機曹	藤田精一	幌別郡幌別村
功七 旭八	同	大谷猿男	十勝郡大津村
同	二機	西尾吉明	中川郡幕別村
功六 旭七	三看曹	廣田重之	上川郡下川村
同	三空曹	布目文雄	常呂郡野付牛町
功五 旭七	同	尾崎義清	上川郡當麻村
功七 旭八	三空曹	清野武司	上川郡上川村
功六 旭七	一整曹	東正二	空知郡砂川町
旭八	三主曹	笹木定雄	厚田郡厚田村
同	一主	數藤義人	虻田郡東倶知安村
功五 旭七	航兵曹長	鈴木爲助	余市郡大江村
功六 旭七	兵曹長	關山誠四郎	石狩郡當別村
同	三空曹	川島武雄	雨龍郡沼田村
同	同	北岡英夫	札幌市
功七 旭八	三空曹	佐藤哲雄	紋別郡紋別町
旭七	三曹	原田登	空知郡深川町

全道樺太海軍分會（部）長一覽

眞に後世へ遺す地圖

新稿 北海道詳圖

三年前、改版に着手した本圖は、時局の眞只中に於て著者、彫刻者、印刷者が、言外の苦衷に耐へて波瀾重疊の横波と闘ひつゝ、隱忍自重、只管職業奉仕の一念に燃えて遂に編輯大成し、茲に漸く發賣の機運に到りました。**新稿の著しき特長**としては、行政區域の改廢、文字の大小、線の細太、色彩の撰擇其の他全線驛名に漢字、平かな兩樣を以て（倶知安・くつちやん）と現したる如きは、其の一例であります。斯くの如く全圖面に渉りて著者、發行者が營利を外にして心血を灑ぎたる、眞に後世に遺すべき模範的北海道地圖であります。刻々に進展する道勢一覽の本圖を各學校、官廳、銀行、會社、商店等の應接室、或は家庭書齋用として普く江湖の御活用を冀ひます。

六十萬分一、縱二六寸横三六寸
折疊定價八十五錢、送料六錢
軸製定價三圓五十錢、郵送實費

發行所
札幌市南一條
旭川市三
旭川市三條
小樽二〇九

富貴堂
札幌電話二五七・五八五〇
旭川電話二三〇〇・三一二四・三六五〇

（昭和十四年十月末現在）

旭川市分會長　鈴木三藏
小樽市分會長　玉置展良
帶廣市分會長　中村雅
岩見澤町部長　荻原作助
苫小牧町部長　杉本福松
室蘭市部長　池田千定
札幌市部長　越智躬澄
夕張町部長　大内敬之助
美瑛村部長　高木良一
留萌町部長　石黒夏太郎
稚内町部長　香澤唐太郎
野付牛町部長　大場光三
美唄町部長　佐藤德次郎
網走町部長　北村判三郎
釧路市部長　藤原富美三郎
函館市部長　早川豐次郎
深川町部長　西田政七
紋別町部長　西野茂
角田村部長　佐々木角太郎
森町部長　清水正副
長沼村部長　森登
敷香町部長　島谷榮二郎
本斗町部長　秋葉勝彌
眞岡町部長　中村勝之助
泊居町部長　個動
惠須取町部長　浦川巳之助
豐原市部長　米坂與三郎
大泊町部長　小熊久藏

三將軍轉補

（十四年十月二十一日午前海軍省公表）本日付左の通り補職發令せられたり。

補第二艦隊司令長官　海軍中將　古賢峯一
補海軍艦政本部長　海軍中將　豐田副武
補軍令部次長　海軍中將　近藤信竹

海軍機獻納

北海道の報國第四號及び第五號海軍獻納機の命名式は十四年十一月四日札幌飛行場で海軍大臣代理左近司中將臨場の下に盛大に擧行、獻納機二機は直後感謝飛行を行つた上直ちに現地作戰に就いた。獻納機種は九六式艦上戰鬪機で、之で本道からは先の四機と併せて全部で六機獻納されたのである。

人事部長更迭

初代人事部長稻田貞三郎大佐は〇〇方面の某要職へ轉補十四年十月五日退任した。後任は現地に活躍中の池田人中佐が補され十月二十四日著任した。

國防

防空は近代戰が空中戰であるところから國土の保全上國民一體となつて、之に當らねばならない。謂ふ迄もなく我が國は南より北に細長く、且略ミ日本海を圍むが如く圓形になつて居り、空襲には格好の地形である。講じて居り總べてに萬全を期しつゝあるが、防空は國民全體が一人殘らず參加しなければならぬ。不注意の一燈は多數の人命と設備とを失ふとの理は大火事も一本のマッチより始ると謂ふに似てゐるが、然も其の害たるや大火より多大である事を銘記せねばならぬ。

我が國では防空法が昭和十二年四月二日に公布され、九月二十九日には防空法施行令が公布せられ、何れも同年十月一日より施行せられた。防空法の外には大正十二年公布された防衛司令部令があつたが之も眞の近代戰防空の完璧を期するため昭和十二年十二月に改正された。（別掲）

此の防衛司令部令に依れば第七師團管下の北海道及び樺太は東部防衛司令官の防空管區に屬せずして、唯防空法及び同施行令と昭和十二年十一月四日に公

布施行された防空法律太施行令に依つて防空陣を敷くことになつた。本道に於ては防衛司令部令による防衛司令官に相當する防衛に任ずるのであつて、その防衛に當つては、官民一致結束して防空の任を果さねばならない。

以下最近に公布された防空關係法規を掲げて諸彦の御參考に供することとした。

防空法

昭和十二年四月二日法律第四十七號は内閣總理大臣、内務大臣、海軍大臣、陸軍大臣副署で公布せられた。卽ち左の如し。

樞密顧問議會ノ協賛ヲ經タル防空法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

防空法

第一條　本法に於て防空と稱するは戰時又は事變に際し航空機の來襲に因り生ずべき危害を防止し又は之に因る被害を輕減する爲陸海軍の行ふ防衛に制應して陸海軍以外の者の行ふ燈火管制、消防、防毒、警報及び救護竝に之等に關し必要なる監視、通信及び警報を、防空計畫と稱するは防空の實施及び之に關し必要なる設備又は資材の整備に關する計畫を謂ふ

第二條　防空計畫は勅令の定むる所により地方長官（東京府に在りては警視總監を含む、以下之に同じ）又は地方長官の指定する市町村長防空委員會の意見を徵し之を設定し主務大臣又は地方長官の認可を受くべし

第三條　主務大臣は勅令の定むる所により規模大なる事業又は施設にして防空上特に必要あるものに付行政廳に非ざる者を指定して防空計畫を設定せしむることを得

前項の防空計畫は主務大臣の認可を受くべし

第四條　防空計畫の設定者は其の防空計畫に基づき防空を實施し又は防空の實施に關し必要なる設備若は資材の整備を爲さしめ又は防空の實施に際し必要なる設備若は資材を供用せしむることを得

第五條　地方長官は勅令の定むる所により防空計畫に基づき特殊施設の管理者又は所有者をして防空の實施に關し必要なる設備若は資材の整備を爲すべし

第六條　地方長官は勅令の定むる所により特殊技能を有する者をして防毒、救護其の他防空の實施に從事せしむることを得

第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者は其の從業者をして防空の實施の開始及び廢止に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第七條　防空の實施の開始及び廢止に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第八條　燈火管制を實施する場合に於ては命令の定むる所に依り其の實施區域内に於ける光を發する設備又は裝置の管理者又は之に準ずべき者は他の法令の規定に拘らず其の光を遮蔽すべし

第九條　防空の實施に際し緊急の必要あるときは地方長官又は市町村長は他人の土地若は家屋を一時使用し、物件を收用若は使用し又は防空の實施區域内に在る者をして防空の實施に從事せしむることを得

行政執行法第五條及び第六條の規定竝に之に基づきて發する命令は前項の規定に基づきて爲す處分に依つて負ふ義務の履行を市町村長が强制する場合に之を準用す

第十條　主務大臣は防空計畫の設定者に對し防空計畫の全部又は一部に基づき防空の訓練を爲すべきことを命ずることを得

前項の規定に依り防空の訓練を爲す場合に於ては第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者は其の從業者をして防空の訓練に從事せしむることを得

第一項の規定に依り燈火管制の訓練を爲す場合に於ては命令の定むる所に依り訓練區域内に於ける光を發する設備又は裝置の管理者又は之に準ずべき者は其の光を遮蔽すべし

第十一條　防空に關する調査の爲必要あるときは主務大臣、地方長官又は市町村長は勅令の定むる所に依り關係者に對し資料の提出を命じ又は官吏若は吏員をして關係ある場所に立入り檢査を爲さしむることを得但し私人の邸宅又は業務上の秘密に屬する事項設備に付ては此の限に在らず

前項の規定に依り立入る場合に於ては其の旨豫め其の場所の管理者に通知すべし

當該官吏又は吏員第一項の規定に依り關係ある場所に立入る場合は其の證票を携帶すべし

第十二條　第六條又は第九條第一項の規定に依り防空の實施に從事する者之が爲傷病を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合に於ては地方長官、市町村長又は第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者は勅令の定むる所に依り本人又は其の遺族を行ふ者に對し療養又は葬祭に要する費用を給すべし

第十三條　地方長官第五條の規定に依り防空の實施に際し必要なる設備若は資材を供用せしめ又は地方長官若は市町村長第九條第一項の規定に依り土地家屋物件を收用若は使用する場合に於ては勅令の定むる所により其の損失を補償すべし

前項の規定に依り補償を受くべき者補償に付不服あるときは其の金額の決定の通知を受けたる日より、供用、收用又は使用の滿六月を經過して補償金額の決定の通知を受けざるときは其の期間經過したる日より六月以内に通常裁判所に出訴することを得

第十四條　地方長官第六條第一項の規定に依り特殊技能を有する者をして防空の實施に從事せしめ又は第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者第六條第二項の規定に依り其の從業者をして防空の實施に從事せしむる場合に於ては勅令の定むる所に依り其の實費を辨償すべし

前條第二項の規定は前項の實費辨償に之を準用す

第十五條　防空計畫の設定、防空の實施防空の實施に關し必要なる設備若は資材の整備、第十條第一項の規定に依る防空の訓練又は第十二條の規定に依る給與を爲すに要する費用は地方長官之を爲す場合に於ては北海道又は府縣、市町村長之を爲す場合に於ては市町村第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者之を爲す場合に於ては其の者の負擔とす

特殊施設の管理者又は所有者第五條の規定に依り設備又は資材の整備を爲すに要する費用は其の者の負擔とす

第十六條　防空委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第十七條　國庫は勅令の定むる所に依り左の諸費に對し其の二分の一以内を補助す

一、第十五條第一項の規定に依り北海道、府縣、市町村又は第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者の負擔する費用

二、第十五條第二項の規定に依り特殊施設の管理者又は所有者の負擔する費用

三、防空委員會に關し北海道、府縣又は市町村の負擔する費用

第十八條　特殊技能を有する者故なく第六條第一項の規定に依る地方長官の命令に從はざるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第十九條　第八條の規定に違反したる者は三百圓以下の罰金、拘留又は科料に處す

故なく第十一條第一項の規定に依る資料の提出を拒み若は虚僞の資料を提出し又は當該官吏若は吏員の立入檢査を拒み若は妨げたる者亦前項に同じ

第二十條　町村組合にして町村の事務の全部又は役場事務を共同處理するものは本法の適用に付ては之を一町村、其の組合管理者は之を町村長と看做す

町村制を施行せざる地に於ては本法中町村に關する規定は町村に準ずべきものに、町村長に關する規定は町村長に準ずべき者に之を適用す

第二十一條　國に於て管理する施設に關する防空に付ては勅令の定むる所に依る

第二十二條　本法を朝鮮、臺灣又は樺太に施行する場合に於て必要あるときは勅令を以て特別の定を爲すことを得

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む（昭和十二年九月勅令第五百四十八號を以て昭和十二年十月一日より施行）

防空法施行令

昭和十二年九月二十九日勅令第五百四十九號は内閣總理大臣内務大臣、海軍大臣、陸軍大臣副署で公布せられた。卽ち左の如し。

樞密顧問議會ノ協賛ヲ經タル防空法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

防空法施行令

第一條　地方長官（東京府に在りては警視總監を含む、以下之に同じ）は道府縣の全區域又は數市町村の區域に亙り計畫すべき事項其の他必要と認むる事項に關し防空計畫を設定すべし

前項の防空計畫は道府縣防空委員會の意見を徵し之を設定し内務大臣の認可を受くべし

防空計畫と稱するは防空の實施及び之に關し必要なる設備又は資材の整備に關する計畫を謂ふ

第二條　防空計畫は勅令の定むる所により地方長官（東京府に在りては警視總監を含む、以下之に同じ）又は地方長官の指定する市町村長防空委員會の意見を徵し之を設定し主務大臣又は地方長官の認可を受くべし

第三條　主務大臣は勅令の定むる所により規模大なる事業又は施設にして防空上特に必要あるものに付行政廳に非ざる者を指定して防空計畫を設定せしむることを得

前項の防空計畫は主務大臣の認可を受くべし

第四條　防空計畫の設定者は其の防空計畫に基づき防空を實施し又は防空の實施に關し必要なる設備若は資材の整備を爲すべし

第五條　地方長官は勅令の定むる所により防空計畫に基づき特殊施設の管理者又は所有者をして防空の實施に關し必要なる設備若は資材の整備を爲すべし

第六條　地方長官は勅令の定むる所により特殊技能を有する者をして防毒、救護其の他防空の實施に從事せしむることを得

第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者は其の從業者をして防空の實施の開始及び廢止に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第七條　防空の實施の開始及び廢止に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第八條　燈火管制を實施する場合に於ては命令の定むる所に依り其の實施區域内に於ける光を發する設備又は裝置の管理者又は之に準ずべき者は他の法令の規定に拘らず其の光を遮蔽すべし

第九條　防空の實施に際し緊急の必要あるときは地方長官又は市町村長は他人の土地若は家屋を一時使用し、物件を收用若は使用し又は防空の實施區域内に在る者をして防空の實施に從事せしむることを得

行政執行法第五條及び第六條の規定竝に之に基づきて發する命令は前項の規定に基づきて爲す處分に依つて負ふ義務の履行を市町村長が强制する場合に之を準用す

第十條　主務大臣は防空計畫の設定者に對し防空計畫の全部又は一部に基づき防空の訓練を爲すべきことを命ずることを得

前項の規定に依り防空の訓練を爲す場合に於ては第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者は其の從業者をして防空の訓練に從事せしむることを得

第一項の規定に依り燈火管制の訓練を爲す場合に於ては命令の定むる所に依り訓練區域内に於ける光を發する設備

に關し必要なるもの

三、學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下に敷設したる軌道又は軌道、地下室を有する工場其の他の建築物、運動場の類に付ては防毒、避難又は救護に關し必要なるもの

第四條　防空法第六條第一項の特殊技能を有する者は左の各號に掲ぐる者とす

一、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師及び看護婦

二、防空に關する技能に付特殊の教育訓練を受けたる者にして內務大臣の認可を受け地方長官の定むるもの

防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者の從事者にして其の防空計畫に基づき防空の實施に從事すべきもの其の他正當の事由ある者は同法第六條第一項の規定に依り防空の實施に從事せしむることを得ず

第五條　防空の實施の開始及び終止は內務大臣之を命ず

前項の命令は關係ある地方長官及び防空法第三條第一項の防空計畫の設定者に對しては內務大臣、關係ある市町村長に對しては內務大臣の通知に依り地方長官之を發す

內務大臣第一項の命令を爲すに付ては其の時期及び區域に關しては陸軍大臣又は海軍大臣の通知に依るべし

第六條　前條の規定に依り防空の實施の開始命令ありたるときは防空計畫の設定者は監視及び之に伴ふ通信に關しては直ちに之を實施し防空上必要なる其の他の事項に關しては其の準備を爲し適宜之を實施すべし

監視及び之に伴ふ通信は前條の規定に依り防空の實施の終止命令ある迄之を繼續すべし

第七條　防空を實施する場合に於て航空機の來襲に關しては左の各號の區分に依り防空警報を發す

一、警戒警報　航空機の來襲の虞ある場合

二、警戒警報解除　航空機の來襲の虞なきに至りたる場合

三、空襲警報　航空機の來襲の危險ある場合

四、空襲警報解除　航空機の來襲の危險なきに至りたる場合

當該區域の防衛を擔任する防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎭守府司令長官若は要港部司令官（以下陸海軍司令官と稱す）又は其の指定する者の發する防空警報を以て前項の防空警報とす

第八條　防空法第十一條第一項の關係者は第二條に掲ぐる事業者は施設又は第三條に掲ぐる特殊施設の管理者又は所有者とし關係ある場所は之等の者の管理又は所有する土地及び建物其の他の工作物とす

防空法第十一條第三項の證票は別記樣式に依る

第九條　防空法第十二條の規定に依る療養又は葬祭に要する費用は防空の實施に從事せしめたる者に於て之を給すべし

前項の費用の支給に關し必要なる事項は地方長官又は防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者に在りては內務大臣、市町村長に在りては地方長官の認可を受け之を定むべし

第十條　防空法第十三條の規定に依り補償すべき損失は通常生ずべき損失に限る

第十一條　防空法第十四條の規定に依る實費辨償に關し必要なる事項は地方長官又は同法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者內務大臣の認可を受け之を定む

第十二條　防空法第十七條の規定に依る國庫補助は支出精算額に對し之を爲す但し寄附金其の他の收入あるときは之を控除したる額に對し補助す

前項の規定に依り交付したる國庫補助金は左に掲ぐる場合に於ては其の全部又は一部を返還せしむることを得

一、設備又は資材を廢棄又は變更し當初の目的を達し得ざるに至りたるとき

二、補助金交付の條件に違反したるとき

第十三條　防空法第三條及び第十條の主務大臣は內務大臣、同法第十一條の主務大臣は內務大臣、陸軍大臣又は海軍大臣とす

第十四條　陸海軍司令官は監視哨構成の必要に付及び陸海軍の行ふ防衛の必要上使用を禁止又は制限することあるべき土地建物に付防空計畫の設定上必要なる事項を防空計畫の設定者に通知すべし

前項の通知ありたるときは之に準據して防空計畫を設定すべし

第十五條　防空計畫の認可を爲す場合に於て陸海軍の行ふ防衛に則應せしむる爲必要ある事項に關しては內務大臣は陸軍大臣及び海軍大臣に、地方長官は陸海軍司令官に協議すべし

第十六條　左に掲ぐる事項に關しては內務大臣は關係各大臣に、地方長官は關係地方官廳に協議すべし

一、防空計畫の認可を爲す場合に於て當該計畫中國に於て管理する土地家屋物件の使用に關する事項

二、防空計畫の認可を爲す場合に於て設備又は資材の整備又は供用にして他の法令に依り認可又は許可を要するものに關する事項

三、防空法第三條第一項の規定に依る指定及び同條第二項の規定に依る認可

四、設備又は資材の整備又は供用にして他の法令に依り認可又は許可を要するものに關する防空法第五條の規定に依る命令

五、防空法第三條第一項の規定に依る防空計畫の設定者に對する同法第十條第一項の規定に依る命令

第十七條　町村組合にして町村の事務の全部又は役場事務を共同處理するものは本令の適用に付ては之を一町村、其の組合管理者は之を町村長と看做す

町村制を施行せざる地に於ては本令中町村に關する規定は町村に準ずべきものに、町村長に關する規定は町村長に準ずべき者に之を適用す

附則

本令は防空法施行の日より之を施行す

（昭和十二年十月一日より施行）

防空法樺太施行令

昭和十二年十一月四日勅令第六百四十五號は內閣總理大臣、海軍大臣、陸軍大臣、拓務大臣副署で公布せられた。即ち左の如し。

朕防空法樺太施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

防空法樺太施行令

第一條　防空法は第二十條の規定を除くの外之を樺太に施行す

第二條　防空法中地方長官とあるは樺太廳長官とし防空委員會とあるは樺太防空委員會とす

同法中主務大臣とあるは樺太廳長官とす、但し同法第十一條中主務大臣とあるは樺太廳長官、陸軍大臣、海軍大臣とす

第三條　防空法第十五條の規定に依り北海道又は府縣の負擔する費用は樺太に於ては之を國庫の負擔とす

第四條　防空法施行令中內務大臣又は地方長官とあるは樺太廳長官とし道府縣とあるは樺太とし道府縣防空委員會とあるは樺太廳防空委員會とす

同令別記樣式中府縣廳とあるは樺太廳とす

防空法施行令第一條第二項、第九條第二項及び第十一條中許可に關する規定は樺太廳長官の設定する防空計畫竝に樺太廳長官の定むる療養又は葬祭に要する費用の支給に關し必要なる事項及び實費辨償に關し必要なる事項に之を適用せず

第五條　防空法施行令第五條第一項の命令は樺太廳長官防空法第三條第一項の防空計畫の設定者及び關係ある市町村長に對し之を發す

第六條　防空計畫の設定又は認可を爲す場合に於て陸海軍の行ふ防衛に則應せしむる爲必要ある事項に關しては樺太廳長官は防空法施行令第七條の陸海軍司令官（以下陸海軍司令官と稱す）に協議すべし

第七條　官廳防空令に依る各省大臣の職權は樺太廳長官の管理する施設に關しては樺太廳長官之を行ふ

第八條　樺太廳長官の設定する官廳防空計畫及び其の監督に屬する行政官廳の設定する官廳防空計畫は樺太廳長官に於て陸海軍司令官に協議すべし

官廳防空令第二條第一項の規定に依り樺太に在る施設に關し各省大臣及び其の監督に屬する行政官廳の設定する官廳防空計畫は樺太廳長官、陸軍大臣及び海軍大臣に協議すべし

第九條　樺太廳長官は防空法施行令第五條の規定に依り防空の實施の開始又は終止を命ずるときは同時に其の監督に屬する關係ある官廳防空計畫の設定者竝に關係ある各省大臣及び其の監督に屬する官廳防空計畫の設定者に其の旨通知すべし

前項の通知ありたる場合に於て防空の實施の開始及び終止に關しては防空法施行令第六條の規定を準用す

第十條　樺太廳長官の管理する施設に關する燈火管制の實施及び訓練に關しては防空法第八條及び第十條第三項の規定竝に之に基づきて發する命令の規定を準用す、但し之に依り發令事項に關しては樺太廳長官は陸海軍司令官と協議し別段の規定を設くることを得

各省大臣樺太に在る施設に關し官廳防空令第五條但書の規定に依り別段の規定を設くる場合に於ては樺太廳長官、陸軍大臣及び海軍大臣に協議すべし

附則

本令は公布の日より之を施行す

防衛司令部令改正

昭和十二年十二月一日より施行された防衛司令部改正令は從來の防衛司令部が要地防空の計畫機關であつたのを近代戰防空の完璧を期するため、所管區域內の防衛實行機關たらしむるもので、軍令陸第七號で公布した。その全文は左の如くである。

第一條　東京に東部防衛司令部を、大阪に中部防衛司令部を、小倉に西部防衛司令部を置く

第二條　防衛司令部に司令官を置く、防衛司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し　天皇に直隷し其の所管區域の防衛に任ず

第三條　防衛司令官は軍政及び人事に關しては陸軍大臣、作戰計畫及び動員に關しては參謀總長の區處を承く

第四條　防衛司令官の防空に付擔任する防空管區の區域左の如し

東部防衛司令官　第一、第二、第八、第十四師管

中部防衛司令官　第三、第四、第九、

第十、第十一、第十六師管
西部防衛司令官　第五、第六、第十二師管
防衛司令官の等備に付責任する等備管區の區域左の如し
東部防衛司令官　第一師管
中部防衛司令官　第四師管
西部防衛司令官　第十二師管

第五條　防衛司令官は所管防空管區の防空及び所管等備管區の等備に關しては同管區内に在る陸軍隊（憲兵司令部憲兵隊及び航空兵團司令部を除く）を指揮し憲兵司令部、憲兵隊及び航空兵團司令部並に陸軍の官衙、學校を區處す

防衛司令官の所管等備管區内に限り師團司令部條例第四條、第四條の二、第五條の規定に依る師團長の職務は防衛司令官之を行ふ

第六條　防衛司令官前條第一項の規定に依り飛行部隊を指揮したるときは航空兵團長に、憲兵司令部、憲兵隊又は陸軍の官衙、學校を區處したるときは所管長官に速に之を通報すべし

前條の規定に依り防衛司令官の行ふ防空、等備は近衛師團の禁闕守衛勤務を妨ぐることなし

第七條　防衛司令官は所管等備管區内に在る要塞司令部を統轄し其の防禦計畫を管轄し動員計畫を監督す

西部防衛司令官は朝鮮海峽海面防禦計畫に關し鎭海灣要塞司令官を區處することを得

前項の區處に付ては豫め朝鮮軍司令官に協議すべし

第八條　防衛司令官は防衛に關する演習の爲所管管區域内に在る部隊を使用することを得

前項の部隊を使用するに付ては師團長又は師團長隷下以外の軍隊、官衙、學校の所管長官と豫め協議すべし

第九條　防衛司令部に左の職員を置く

參謀長
參謀
副官
部員
部附

准士官、下士官及び判任文官

第十條　參謀長は防衛司令官を輔佐し事務處理の責に任ず

第十一條　參謀、副官、部員及び部附は參謀長の命を承け各擔任の事務を擧る

第十二條　准士官、下士官及び判任文官は上官の命を承け事務又は技術に服す

附　則

本令は昭和十二年十二月一日より之を施行す

大正十二年軍令陸第十號は之を廢止す

大正十二年十一月十五日公布軍令陸第十號は東京灣等備司令官及び第一師團長の職務の權限に關する件であつた。

燈火管制規則

燈火管制規則は昭和十三年四月四日に內務、陸、海軍、遞信、鐵道の省令第一號を以て公布され同四月十日より施行された。

燈火管制規則

第一條　燈火管制を實施し又は其の訓練を爲す場合に於て防空法第八條及び第十條第三項の規定に依る光の秘匿は本令の定むる所に依る

第二條　燈火管制は第四條に規定する場合を除くの外警戒管制及空襲管制とす

警戒管制は警戒警報又は空襲警報解除の發せられたる時より警戒警報解除又は空襲警報の發せらるゝ迄の間之を行ふ

空襲管制は空襲警報の發せられたる時より空襲警報解除の發せらるゝ迄の間之を行ふ

燈火管制の訓練を爲す場合に於ける前二項の防空警報は訓練防空警報とす

第三條　警戒管制又は空襲管制中の光の秘匿は日沒より日出迄の間第一號表乃至第七號表に揭ぐる程度に於て之を爲すべし

第四條　第一號表の屋外燈（標識燈類、街路燈類及び屋外作業燈類を除く）に關し鐵道軌道關係に付ては警視總監、以下之に同じ）の指定するものは其の定むる期間日沒より日出迄の間警戒管制の程度に依り其の光を秘匿すべし

地方長官前項の規定に依り屋外燈を指定し又は其の光を秘匿すべき期間を定めたるときは之を告示すべし

第五條　左の各種に揭ぐる光に付ては本令の制限を適用せず

一、建築物、車輛、船舶、隧道、地下道等の內部の光にして外部に漏れざるもの

二、特別の事情に因り必要ありと認め地方長官の指定する光

第六條　左に揭ぐる場合に於ては本令の規定に拘らず必要最小限度の光を使用することを得

一、消防、人命救助等の爲緊急の必要あるとき

二、特別の必要に因り警察署長の許可を受けたるとき

第七條　第一號表乃至第七號表中警戒管制の甲の程度を適用すべき區域は防空法施行令第七條の陸海軍司令官（以下陸海軍司令官と稱す）の通知に依り地方長官之を定め其の他の區域は乙の程度を適用すべき區域とす

前項の規定に依り難き海上の區域に付ては別に之を定む

第八條　第一號表、第二號表、第四號表

又は第五號表中の許可又は指定は地方長官之を爲すものとす

第九條　第一號表、第二號表、第四號表、第五號表及び第七號表中隱蔽と稱するは開口部其の他に覆を施し外部に對し漏光なからしむるを謂ふ

第一號表乃至第五號表中遮光と稱するは光源に對し直接覆を施し又は之に準ずる方法を講じ各表に揭ぐる條件に依り光を遮るを謂ふ

第四號表及び第五號表中確認距離と稱するは燈火の目的に應じ實用に適する程度に認識し得る最大限度の距離を謂ふ

第一號表、第三號表、第四號表、第五號表及び第七號表中透視距離と稱するは光源及び其の反射光等一切の光を認識し得る最大限度の距離を謂ふ

第十條　左に揭ぐる事項に關しては地方長官又は等察署長は陸海軍司令官に協議すべし、但し豫め陸海軍司令官と協定したる事項に關しては此の限りに在らず

一、第一號表、第二號表、第四號表又は第五號表に依る許可又は指定を爲さんとするとき

二、第四條第一項の規定に依り屋外燈を指定し又は其の光を秘匿すべき期間を定めんとするとき

三、第五條第二號の規定に依り光を指定せんとするとき

四、空襲管制の場合に於て第六條第二號の規定に依り許可を爲さんとするとき

附　則

本令は昭和十三年四月十日より之を施行す

第一號表（省略）—一般屋外燈

種類	警戒管制（乙）（甲）	空襲管制
廣告看板	消燈	消燈
裝飾燈類	同　同	同
標識燈類	減光	減光
街路燈類	減光　遮光	遮光
地下道黑明燈	消燈	消燈
門軒燈類	同　隱蔽	同
屋外作業場含露店	消燈	消燈
特別屋外燈類	減光　遮光	遮光
店先燈類	消燈	消燈
普通屋內燈類	隱蔽　減光　遮光	消燈　隱蔽
船室外燈	減光　遮光	消燈
照明燈	同	同

第二號表（省略）—一般屋內燈

種類	警戒管制（乙）（甲）	空襲管制
廣告看板	消燈	消燈
裝飾燈類	同　同	同
標識燈類	減光	減光
街路燈類	減光　遮光	遮光
地下道黑明燈	消燈	消燈
門軒燈類	同　隱蔽	同
屋外作業場含露店	消燈	消燈
特別屋外燈類	減光　遮光	遮光
店先燈類	消燈	消燈
普通屋內燈類	隱蔽　減光　遮光	消燈　隱蔽
車內照明燈	隱蔽　減光　遮光	消燈　隱蔽
行先表示燈	平常　減光	減光
車輛特殊火光類		
煙突火粉	平常發光量發光時間の減	發光量發光時間の減
蒸氣漏洩	同　遮光	同　隱蔽
煙突火焰		
同　焚口焰		

第三號表（省略）—燈

一般交通關係

前照燈及側燈	減光　遮光	消燈
尾燈	平常　減光	同
車輛番號照明燈	同	同
方向指示器	同　平常	同
方向幕	同　減光	同
空車札照明燈	同	同
室內燈	同　消燈	同
普通車輛燈類	同　減光　遮光	同
携帶燈類	同	同

第四號表（省略）—鐵道軌道關係燈

信號合圖燈類	平常　減光　遮光
地上標識燈類	同　同
車輛標識燈類	
前部標識	減光　遮光
後部標識	減光　遮光
自動閉塞式扉表示	平常　同
車內照明燈	同　同
行先表示燈	隱蔽　減光　遮光
車輛特殊火光類	平常　減光
煙突火粉	
同　焚口焰	

電氣機關車電車、無軌電車、鋼索車の火花	平常　減光　遮光	消燈
點檢燈類	平常　減光　遮光	消燈
特殊照明燈類	減光　遮光	消燈
屋內表示	平常	消燈　隱蔽
踏切燈類		
警報器燈	平常　減光　遮光	減光　遮光
踏切表示同注意標	減光　遮光　同	同
踏切照明	同	消燈
地下敷設	同	消燈　隱蔽

第五號表（省略）—船舶關係燈

航路關係燈類	平常　減光　遮光	消燈　隱蔽
航路標識		
橋梁表示	平常　遮光	減光　隱蔽
船燈類	平常　遮光	消燈　隱蔽
船舶照明燈類		
船室內照明	減光　遮光	消燈　隱蔽
照明燈	減光　遮光	消燈
探照燈	別に指示する所による	
安全燈其他		
埠頭燈類	平常　減光　遮光	消燈　隱蔽
上屋外燈	減光　遮光	消燈
起重外燈	同	消燈　隱蔽

（但し船舶又は人命の危急の際短時間は可）

第六號表（省略）—燈

交通信號燈類	平常　減光　遮光	消燈　減光　遮光
交通標識燈類	減光　遮光	同
自動車燈類		

見てはゐられん

咳百日

治しやりたい

どんな重い方でも二、三日で效めが判る……

飲まずに　足の裏土踏まずに

貼るだけて　不思議に效く

大橋の　**家傳百日咳の藥**

生龍丹

百日咳も油斷すると取返しのつかぬ事になります。
第二國民の健康確保のため、副作用も苦痛も伴はぬ〝大橋の百日咳藥〟をお用ひ下さい。

藥價　一週間分　金一圓二十錢

◎全國有名藥局、藥店にあり

發賣元　旭川市二條師團通　大橋時計店

屋内表示　平常　誠光　同
屋外表示　滑燈　滑燈　滑燈
出札口屋　誠光　誠光　同
外燈類　遮光　遮光　同
埠頭標識燈　同　同　脊燈　隱蔽
第六號表(概略)—航空關係燈
飛行場燈類　別に指示する所に依る
航空標燈類
第七號表(概略)—火焰其の他光
火焰の秘匿

火焰類	遮蔽脊光	遮蔽脊光	遮蔽脊光
第一種禁制光類	漏洩制限誠光	脊光	脊光
第二種禁制光類	脊光	遮蔽滑光	遮蔽滑光

【備考】第一號表の中標識燈類は火災報知機燈、非常報知機燈、警察署防官署標識燈、救護所標識燈、落雷防護標識燈、脊火栓標識燈、其の他之に類する燈火を含み街路燈類中には街路燈、噴泉燈其の他之に類する燈火を含む。特別扉外燈とは公園燈、庭園燈、社寺扉外燈、廣場照明燈、各種運動競技場外照明燈、其の他之等燈、墓地燈、屋上燈及び舞臺用燈火等を謂ふ。

第二號表中の店先燈類には店先装飾燈店先昇降燈、店先陳列照明燈其の他之に類する燈火を含み店先とは戸外面の外部を謂ふ。

第三號表の中交通信號燈類には交通整理信號燈、交通整理手提信號燈其の他之に類する燈火を含み、普通車輛燈類は自轉車燈、手車燈、人力車燈、荷牛馬車燈乘合馬車燈其の他之に類する燈火。

第四號表の信號々圖燈類には場内信號機燈、出發信號機燈、閉塞信號機燈、場内護信號機燈、遠方信號機燈、入換信號機燈其の他之に類する燈火と誘導信號機燈、々圖に用ふる諸燈火其の他及び手信號用燈火、信號類似各種反應器燈、進路表示燈火其の他類似燈火である。地上標識燈類には轉轍、轉又、車止、列車車輛の停止位置表示、除行許容等の標識を含み、警戒燈類は踏絵燈、車庫燈及び巡檢燈等で、特殊照明燈類は列車接觸内照明燈、入換作業用構内照明燈、各種詰所扉外燈、車庫扉外燈、電車柱燈、乘降場扉外燈、洗濯場扉外燈、給炭水屋外燈及び出札口扉外燈等である。

第六號表の航空標識燈類は航空燈臺及び高立障礙物標示燈等で飛行場燈類は著陸場照明燈、揚則燈、各種信號燈、風向標示燈、雲高測定燈及び障礙標示燈等であり航空機燈類は室内燈、左(右)翼燈、尾燈、機首燈、錐燈、著陸燈、照明燈信號燈及び計器燈等である。

第七號表中の火焰類とは鍛鍊爐、平爐電氣爐、鑄物爐、轉爐、加熱爐、瓦斯焼裝製造爐、硝子製造爐、亜酸化藥爐、裝填爐、鍛接、鍛冶鍛延及び壓延、汽罐焚口、煙突等の火焰を謂ひ、第一種禁制光類とは煙突、焚火、野火、篝火、狼火及び「ボタ」山より發する光等で、第二種禁制光類には炭火、マッチ、ライター、煙草等より發する光及び寫眞撮影用閃光等を謂ふ。尚警戒管制の乙、甲の區別は遮光條件の寛嚴の區別に從ふもので各燈火類によつて異なる。

昭和十四年第一次(春季)防空演習

昭和十四年度第一次(春季)防空演習は、五月九日から三日間旭川地方北部地區をトップに十二日から十四日まで帶廣、釧路地方東部地區、十五日から十七日迄函館地方南部地區、十九日から二十一日迄札幌、小樽、室蘭地方中部地區と四地區に分けて擧行されたが、春季演習は監視、通信、燈火管制、警報傳達の四訓練に重點を置き特に監視、通信に主力を注ぎ軍用機、本社機も參加し中部地區演習には小樽岩見澤間を傳書鳩を利用して連絡通信を行ひ監視、通信訓練以外は四月に新生した警防團が主體となり警防團の初訓練として大いに活動した。統監部齋藤警察部長の講評は「今期訓練の劃期的成績は所謂お祭騒ぎの域を脫した點で、何れも精神を緊張し滅私奉公萬人犧牲の氣概を以て敢然任務を遂行したことは賞揚に價する」と發表された。

昭和十四年第二次(夏季)防空演習

昭和十四年度第二次(夏季)防空演習は、北邊防空の完璧を目指して、八月二十日から二十二日迄三日間釧路、旭川、帶廣地方東部、北部地區、二十四日から二十六日迄三日間札幌、小樽、室蘭、函館の中部、南部地區に分けて實施されたが時局下に鑑み、防火第一主義の下に燒夷彈攻撃に對する消防竝に家庭防火群の初期防火の徹底的訓練に目的を置いて從來の假想演習から一歩前進實戰的想定で二百八十餘、十萬の警防團と三十萬の家庭防火群、特別防護團を總動員

して消防、消防訓練のために必要な警報傳達及び燈火管制に主力を注いで兩者共同協力動作連繫的訓練を行ひ、殊に燈火管制については警戒管制と空襲管制との區別をはつきりさせ「面倒くさいから初から眞暗にすればいゝ」とか「燈火を消せばいゝ」と言つた觀念を根本から是正し燈火管制を生活の中に常態化させる方針で燈火管制に力瘤を入れた演習を行つた。又本演習には本道最初の試みとして全道主要五十港に海上との連絡をとる傳達塔を設けて船舶、漁舟との連絡をとる新しい演習を行つたが大體において警防團、家庭防火群、特別防護團も熱心で頗る規律的に而して敏速に活動し、成績は概して良好であつた。

昭和十四年第三次（秋季）防空演習

昭和十四年度第三次(秋季)防空演習は、十月二日から四日迄三日間、全道を一區域として行はれた。

時局逼迫の折とて北邊防空の完璧を期すため、春の防空監視に一壕築造を目標に、道廳警防課では擧て内務省設計の防空壕を基準に本道向の對雪、對寒の寒地防空壕設計を急いでゐたところ、昭和十四年五月中旬出來上つたので、之を全道市町村に送附し築造を奬勵してゐる。之によれば本道は融雪季になると地下水が溢れ出るので、半地下式のものとし、壕の半分を地上に半分を地下にして地上の半分に土嚢を積み、大體一壕に十人收容を原則として、周圍を厚さ一寸の防腐材で繞らし、三寸角の支柱で支へ、地下は縱一米、横一米四十、底に砂利を敷き入口を兩方に造り、壕をジグザッグ型にする。築造方法は家庭防火群を五戸一組制として隣接空地又は庭園に群員が勞力を奉仕すれば材料費だけの五十圓で出來、結局一戸僅か十圓で出來る。

一戸十圓で出來る防空壕を戸毎に築造

本道の防空思想は數次の防空訓練によつて道民に徹底されてゐるが、今後は訓練から一歩前進して實戰的な防空方法及び施設に全力を注ぎ、其の第一にいざ空襲を受けた場合一家族が一箇所に避難し得る防空壕を一戸に一壕築造を目標に、道廳警防課の目標通り築造すれば本道の防空施設は鐵桶の完璧陣を敷くことになる。

防空協會支部設置

北邊防空に官民一致して協力連絡を圖る大日本防空協會北海道支部發會式は、昭和十四年九月十二日道會議事堂に於て開催會長代理佐野常務理事、内務大臣代理大野内務事務官、酒井部隊長、星埜大湊要港部司令官、日高札幌控訴院長、福田札幌地方海軍人事部長、三澤札幌市長外道市長、支廳長、道會議員全員等約五百名出席、支部長代理齋藤警察部長の挨拶の後、内務大臣（大野事務官代讀）協會長（佐野中將代讀）酒井部隊長、星埜大湊要港部司令官、長谷川部隊長、三澤市長、全道商工會議所代表、札幌商工會議所會頭（新田副會頭代讀）全道工場代表打越日本製鋼會社室蘭製鋼所長の祝辭があり、次いで本會佐野中將の講演があつて祝宴を催し、支部長代理岩上總務部長の發聲で萬歳を三唱發會式を閉ぢ、引續き札幌グランドホテルで役員會を開催し、十四年度事業計畫、豫算を審議して午後三時半閉會した。尚十四年度事業計畫は次の通りである。

防空に關する調査研究、防空知識の普及徹底、防空に關する設備整備、防空訓練の援助、弔慰並に表彰、圖書出版

毒瓦斯の防護知識

近代化學戰に於ては、防空上の燈火管制は必要缺くべからざるものであるが、此の防空を更に徹底して空襲を受けた際に如何にして防衞するかといふことは國民は誰でも知つておかなければならないことである。

空襲の際には爆彈投下、低空射撃、燒夷彈等の攻撃を受けるが、燒夷彈に就いては消防機關防火班、防火群等の活躍に俟つところ大であるが、燒夷彈の投下と共に恐るべきは毒瓦斯で、此の毒瓦斯にも中毒瓦斯、窒息瓦斯、催涙瓦斯、クシヤミ瓦斯、糜爛瓦斯の五種がある。之等の毒瓦斯に就いて其の名稱と性能及び症狀、應急手當と防毒方法を次に記すこととする。

中毒瓦斯　(種類)青酸HCN、一酸化炭素CO(性能)青酸は常時液體であるが、作用時は氣體である。一酸化炭素は常時も作用時も氣體である。發生時の色は兩方とも無色である。此の中毒瓦斯は呼吸によつて侵入し、血液と化合したり神經系統に特殊の生理作用を起して中毒死するものである。

窒息瓦斯　(種類)鹽素 Cl_2、ホスゲン $COCl_2$、ヂホスゲン $CICO_2CCl_3$（性能）鹽素は常時作用時とも氣體で、發生時は黃、白色である。ホスゲンは常時無色の氣體であるが、冷却して液化したものを用ひ、作用時は無色又は白色で、一時的持久度を持つ。ヂホスゲンは常時淡黃色の液體で作用時は白色又は無色で一時的持久度しか持たぬ。(症狀)ホスゲンもヂホスゲンも眩暈、チアノーゼ、胸部壓搾感、脫力感を覺え、咳嗽をし脈搏は頻繁、肺水腫を起し呼吸困難、顏色蒼白或は紫藍色となる。(應急手當)絶對安靜にして手足を溫め、又溫い飲料を與ふ。人工呼吸法を禁じ自働呼吸器を使用酸素吸入をなす。(防毒法)防毒面を使用。防毒面なきものは防毒室へ。應急には水又はウロトロピン液を濕した布片で鼻、口を覆うて避難する。

催涙瓦斯　(種類)鹽化ピクリン＝クロルピクリン OCl_3CNO_2）鹽化アセトフエノン＝クロルアセトフエノン $CH_2ClCOC_6H_5$、青臭化ベンジル＝ブロムシアンベンジル $C_6H_5CHBrCN$ 等がある。（性能）鹽化ピクリンは常時無色又は微黃色の液體で作用時は無色で特異な刺戟臭がある。半持久性で即效性がある。鹽化アセトフエノンは常時無色或は淡黃色又は黃褐色の結晶で、作用時は無色又は白色の固體微粒子狀で芳香性の刺戟臭がある。一時的持久度で即效性があり、瓦斯彈又は燻蒸用として使はれる。青臭化ベンジルは常時帶黃白色の結晶で、作用時は無色又は白色微粒子又は瓦斯狀を呈し芳香性の刺戟臭がある。之等の催涙瓦斯の症狀は何れも眼の粘膜を强く刺戟し疼痛、流涙、充血、腫脹を來し、視力を障害する。又咽喉、氣管支、肺等を侵して惡心、嘔吐、咳嗽を發し、濃厚なる瓦斯中では鼻腔、咽喉に苦だしい炎症を與へるものである。（應急手當）イ、新鮮なる空氣中に避難し、重曹水（二%）又は食鹽水（〇・八%）にて洗眼する。重症にはアルカリ性眼軟膏を用ふ。ロ、鼻腔は重曹水にて洗滌

し又は含嗽、吸入をなす。甚だしい肺浮腫に對してはホスゲン患者に準じて處置する。

クシヤミ瓦斯（種類）ヂフエニル鹽化砒素＝ヂフエニルクロルアルシン（$(C_6H_5)_2AsCl$、ヂフエニル青化砒素＝ヂフエニルシアンアルシン（$(C_6H_5)_2As-CN$、アダムサイト＝ヂフエニルアミンクロルアルシン $NH(C_6H_4)_2AsCl$（性能）ヂフエニル鹽化砒素は常時、純品は無色の結晶で粗製品は半固形體であり、作用時は白色の微粒子狀で弱い特異臭がある。一時的持久度を持ち卽效性がある。ヂフエニル青化砒素は常時純品は無色の結晶で粗製品は褐色である。作用時は白色の微粒子狀で一時的持久度を持ち卽效性があり、瓦斯彈又は煙蒸として用ふ。アダムサイトは常時黃色或は暗綠色の結晶で作用時は黃色或は白色の微粒子狀を呈する。一時的持久度で卽效性がある。（症狀）何れも鼻、咽喉、氣管支を侵しクシヤミと咳嗽を頻發せしめ前頭部の疼痛、頭痛、耳、顎、齒等に異狀を感じ、甚だしい時は呼吸困難を起し死することがある。新鮮な空氣中に出で濕效性である。イペリット、ルイサイト共に瓦斯彈、毒液雨下、撒毒として使用され、防毒面及び防毒室、液は防毒衣で完全なゴム製でなければならぬ。（症狀）イペリットは液及び濃厚なる瓦斯は皮膚に初め紅斑を生じ、僅かに掻痒を感じ後水疱となり遂に糜爛する。瓦斯は眼を侵し失明せしむ。又瓦斯は肺を侵し水腫を起す。ルイサイトは液が皮膚に附著したるときは甚だしき疼痛を起し水疱を發し後糜爛する。瓦斯の方はイペリットと同樣に此のイペリットは糜爛性瓦斯中の代表的なもので、歐洲大戰中西部戰線イープル市附近で獨軍當）イペリットの方は、先づ速に除毒し糜爛症に對しては軟膏が使用したのが最初で、强力な性能を持ち持久的に效力を保ちの塗布をなす。又重曹水又は硼酸水にて洗眼し、後アルカリ性軟膏を塗布する。又は安靜にして醫師に俟つ。ルイサイトの方は三十秒以內に除毒（二%の苛性アルカリ）するを要す。又重曹水にて洗眼、洗鼻、吸入をなす。

注意事項 防毒面＝その吸收罐に於て各種瓦斯を吸着（活性炭）吸收中和（ソーダ石灰）及び濾過（フエルト、綿等）する性能を有するものなること。消毒＝一時性の瓦斯の汚毒に對しては殆ど消毒の要なく、持久性瓦斯が液體のまゝにて滯留するものに對して必要に應じ地域、建物等を消毒するものなり。消毒方法には水洗、晒粉又は過マンガン酸カリ使用（イペリット）、アルカリ液使用（ルイサイト）等あり、又物料に對しては日光消毒、蒸氣消毒、燒却法等あり。除毒＝イペリット及びルイサイトに對して速に行ふものにして、イペリットには晒粉又は過

マンガン酸カリと、ルイサイトには苛性ソーダ（二%）を使用する。應急防毒＝窒息瓦斯に對してはウロトロピン水溶液（一〇%）又は炭酸ソーダ水溶液にて濕らしたる布片を以て鼻、口を覆うて防毒することを得。持久度＋天候、地形等によつて著しく左右さるゝことあり。瓦斯檢知＝ホスゲン、イペリット、ルイサイト等その特異なる臭氣に依つて多くの場合檢知することが出來、催淚瓦斯、クシヤミ瓦斯は各その生理作用に依つて直ちに檢知し得る。

次に家庭で備へなければならぬ防毒常備藥と衞生材料に就いて容量と使用方法を揭げる。

△ウロトロピン（ヘキサメチレンテトラミン）＝約一〇%の水溶液を手拭に濕らし輕く絞つて口に當てれば ホスゲンやクロル瓦斯の防毒になる。普通藥で藥店で賣る。

△チオ硫酸ソーダ（次亞硫酸ナトリウム寫眞定着用ハイポ）＝クロル瓦斯の防毒と青酸に用ひる普通藥である。

△重炭酸ソーダ（重炭酸ナトリウム、重曹）＝二%（五十倍）の水溶液を洗眼、吸入、含嗽、鼻腔洗滌等に使用する。普通藥である。

△食鹽（クロルナトリウム）＝約〇・八%（百倍弱）の水溶液で洗眼、吸入、含嗽及び鼻腔洗滌等に用ひる。普通藥である。

△硼酸＝二%（五十倍）の溫湯に溶解して置き、洗眼、含嗽に用ふる。普通藥である。

△過マンガン酸カリ（過マンボツ）＝イペリット除毒用で普通藥である。

△晒粉（サラシ粉、クロルカルキ、クロル石灰）＝官局方のものをイペリットの除毒に用ふる普通藥。

又工業用のものは持久瓦斯イペリットの汚毒地域の消毒に用ふるので多量を要する。晒粉は空氣中で硬質し、效力を減ずるものであるから器中に密閉して冷暗處に貯藏。

△クロルアミン＝晒粉と同樣多量のクロルを含有する白色又は類白色の粉末で一〇乃至二〇%に水に溶解したものをイペリットの除毒に用ふる普通藥である。

△過酸化水素（オキシフルの類）＝イペリット除毒洗滌用。

△カリ石鹸＝晒粉にてイペリット除毒後の皮膚洗滌の普通藥である。

△グリセリン＝晒粉使用後の皮膚保護用として用ふる。

△亞鉛華軟膏（チシクザルベ）＝糜爛傷治療用。

△デシチン軟膏＝右に同じ。

△ペリドール軟膏（二%）＝右と同じ。

△硼酸軟膏＝右と同じ、一般火傷に用ひる。

△アルカリ性眼軟膏＝眼炎治療用。

△ワゼリン＝イペリット除毒後塗布して用ふ。

△ホフマン液（エーテル精）＝虛脫時嗅入又は十乃至二十滴を內用（氣付藥）普通藥である。

△アンモニヤ水＝虛脫時嗅入用（氣付藥）普通藥。

△ラベンダーソルト（アンモニアにラベンダーの香氣を附す）＝右に同じ。

△吉草チンキ（ワリドリアントロツペン）＝約二十滴を水に加へ又は砂糖に混じて內用（鎭靜劑）普通藥である。

△稀ヨードチンキ＝一般外傷用で普通藥である。

△アルコール（酒精）＝一般消毒用。

△ユーカリ油（オイカリプツス油）＝クシヤミ瓦斯被毒時の吸入用。

△湯タンポ＝窒息瓦斯患者保溫用。

△其の他＝三角巾、繃帶各種、脫脂綿、消毒ガーゼ（リバノールガーゼの如き）藥局方ガーゼ、藥局方脫脂綿、リント（軟膏塗布用）ハイポ（眼藥、點眼場、點眼棒（眼科專用）吸入器、體溫計、ピンセット、鉗等である。

軍事獻金

銃後の熱誠

（事變勃發より十四年六月末日まで）

【陸軍】

國防金	三九九八五六四六	円
恤兵金	一五八五〇五四七	
學藝技術奬勵金	三三〇六八二三〇	
計	五九一七一五三二三	
慰問袋	二九〇三八三	箇

（陸軍省恤兵部受付のもの）

【海軍】

國防金	二一二七九九〇〇五	円
恤兵金	八九四三九六四八	
學藝技術奬勵金	五一〇六七五三	
計	三〇七四五四〇五	

輝く道民の赤誠

支那事變以來北海道廳に於て取扱つた軍事獻金は昭和十四年七月末現在で總額四十一萬八千五十四圓一錢五厘に達した。內

譯は國防獻金三十四萬三千五百十五圓五十四錢五厘、恤兵獻金七萬四千五百三十八圓四十七錢であるが、恤兵獻金は道内出征並に應召將兵及び遺家族慰問に、國防は陸海軍へ折半して献金した。尙學童技術聽勵金、軍馬、軍犬慰問金は便宜國防獻金に合算計上してある。

支廳市別	國防獻金	恤兵獻金	計
	円	円	円
石狩	六七、九八〇、一五	二、三四七、九八〇	九、八〇九、九五
渡島	一、六三六、〇九〇	三、一六九、八九〇	一四、七九九、九八〇
檜山	四、八一三、一三〇	七九九、八四〇	五、六七七、二六〇
後志	一六、三四四、七八〇	四、三四八、〇四〇	二〇、六九二、八二〇
空知	五七、一四七、九五〇	八、一四八、〇四〇	六五、二九五、二一〇
上川	二六、三三一、八七〇	七、〇五一、二四〇	三三、三八二、一一〇
留萌	五、三五〇、四〇〇	三、三三九、六一〇	七、九八九、六一〇
宗谷	一四、九二一、二八〇	一、九八五、九三〇	一六、七七七、二一〇
網走	三八、三九六、八三〇	二、五六三、八三〇	四〇、九六〇、六六〇
膽振	九、一九七、二四〇	五七三、七〇	九、七六九、九一〇
日高	二、三六六、六六〇	二四三、九八〇	二、六一〇、六四〇
十勝	二五、〇九五、八〇〇	七七二、六六〇	二六、八六八、四六〇
釧路	一三、〇五二、八〇〇	二、二〇三、八〇〇	一五、〇七六、二〇〇
國根室	一〇、五五三、四〇〇	一、一四四、八四〇	一二、六九八、二四〇
札幌	五、三二、九八〇	三、〇三三、三一〇	六、七六五、九九〇
函館	一四、九二〇、六八〇	七、五七七、八四〇	二七、四九八、五二〇
小樽	四、二三〇、一一〇	五、三九一、三三〇	一〇、三二一、四四〇
旭川	四、六二三、三三〇	二、三九二、四〇〇	七、〇一五、七三〇
室蘭	九、二八九、八五〇		
釧路	五、六七九、九〇		
帶廣	一八、二六九、四〇		
道廳直接	三四三、五二五、四五		
合計			

慰問品の發送

道廳寄託の道民醵出になる恤兵慰問金を以て出動將兵並に傷病兵に對する慰問品の發送等を實施したが昭和十四年七月末現在に於けるその狀況大要次の如くである。

一、出動陸海軍各部隊への慰問品（陸海軍恤兵部を經て發送、二萬一千四百十二個）清酒北の譽百樽、石狩新巻三百個、りんご二千個、海產加工品二萬二千袋、菓子類三萬袋等

二、鄕土部隊を指定したる慰問品（發切貨物、小包郵便を以て直接發送、二萬二千六百四個）清酒北の譽百樽、罐詰製その他菓子類八百個、りんご百個、鯨はがき五百枚、タイムス年鑑六十一册、綜合雜誌二千部、道内新聞約十萬部、當等慰百葉、寫眞三百枚、バタ、チーズ三百個、日の丸絵葉書三萬本、煙七千本、ハンカチ一萬五千枚、煙草約二萬個、其の他寫眞フイルム、慰問狀等

三、道内陸軍病院に療養所に對する傷病兵慰問品（道廳其の他で慰問の際携行慰呈、三千八百五十一個二十九錢）菓子類、鯨はがき、寫眞、新聞、はがき、封筒、ちり紙、娛樂雜誌、煙草、切手、ハンカチ等この外臨時適宜慰問方法を講じた。

四、現金として寄附したる慰問金（道廳にて慰問品を細行携行慰呈、一萬二千八百六十五圓）

右の外道廳に於て銃後後援費を以て實施したる慰問狀況左の如し。（十四年七月末現在）

一、長官振舞の日の丸絵葉書を出征將兵全員に贈呈することとし現在まで約五萬五千本作製し部隊出發の都度原隊を訪問し贈呈（この費用八千二百五十圓）

二、札幌神社の出征將兵武運長久お守を神社より受け、袋に納め出征將兵全員に贈呈しつゝあり。現在まで三萬五千二千六百四個（八十錢）清酒北の譽百樽、罐詰製その他菓子類八百個、りんご百個、鯨はがき五百枚、タイムス年鑑六十一册、綜合雜誌二千部、道内新聞約十萬部、當等慰百葉、寫眞三百枚、バタ、チーズ三百個、日の丸絵葉書三萬本、煙七千本、ハンカチ一萬五千枚、煙草約二萬個、其の他寫眞フイルム、慰問狀等

三、道内陸軍病院に療養所に對する傷病兵慰問品（道廳其の他で慰問の際携行慰呈、三千八百五十一個二十九錢）菓子類、鯨はがき、寫眞、新聞、はがき、封筒、ちり紙、娛樂雜誌、煙草、切手、ハンカチ等この外臨時適宜慰問方法を講じた。

四、現金として寄附したる慰問金（道廳にて慰問品を細行携行慰呈、一萬二千八百六十五圓）

右の外道廳に於て銃後後援費を以て實施したる慰問狀況左の如し。（十四年七月末現在）

一、長官振舞の日の丸絵葉書を出征將兵全員に贈呈することとし現在まで約五萬五千本作製し部隊出發の都度原隊を訪問し贈呈（この費用八千二百五十圓）

二、札幌神社の出征將兵武運長久お守を神社より受け、袋に納め出征將兵全員に贈呈しつゝあり。現在まで三萬五千

慰問品を受け取呈（この費用二千五百圓）

三、部隊出動に際して連隊長官以上に對し連隊旗官、聯隊長官及び地元市長（又は代理）にて壯行會を開催し長官（又は代理）出席し其の行を壯にし、又道廳部長のありたる場合も同樣の歡迎會を催しつつあり。尙ほ士官、兵に對しては一名五十錢の郵便酒煙草料を贈呈（この費用一萬一千五百圓）

四、長官道内及び道外各陸軍病院を時々慰問し鄕土傷病兵を見舞金を贈呈し、長官出來ざる場合は部、課長を代理派遣慰問せしめてゐる（この費用一千四百二十圓）

五、鄕土のニュースを將兵に聽取させるため出動各部隊へラヂオ十二臺を寄贈（この費用一千圓）

防空兵器の獻納　北邊防空の急務に鑑みて北海道廳では道民の醵金により道内要地の防空裝備を圖るべく昭和十四年度より防空兵器獻納運動を起したが、道民の赤誠は遺憾なく之に應へ同年七月末現在に於て獻金總額二百三十二萬餘圓に達し全額陸軍省に納められた上陸軍の手により第一回分として二百三十二萬圓の五分の一を以て左記の如き多數の防空兵器が作られ八月五日獻納者代表半井道廳長官以下が參列札幌飛行場で盛大な獻納命名式が擧げられた。

高射砲六、測距儀二、探照燈三、聽音機五

本社寄託の獻金　今次事變發生以來銃後國民の烈々たる愛國の赤誠を反映して本社提唱の軍事獻金は昭和十四年九月十五日現在で二十一萬二千八百五十四圓六十八錢の巨額に達したが、本社では昭和十二年九月軍器獻納其の他第一次獻納金として金十一萬二千九百餘圓を關係當局に寄託し、更に同年十二月擧げて南京入城の歷史的記念日に第二次獻金として金二萬一千圓を寄託し、次いで昭和十三年七月の聖戰一周年記念日に第三次獻金として金三萬圓を寄託し、同年十二月二十日第四次獻金として第七師團（傷病將兵慰問金三千圓、恤兵金として八千圓、札幌海軍人事部（恤兵金として一萬圓の五分の一を以て左記の如き多數の防空兵器が作られ八月五日獻納者代表半井道廳長官以下が參列札幌飛行場で盛大な獻納命名式が擧げられた。

高射砲六、測距儀二、探照燈三、聽音機五

本社寄託の獻金　今次事變發生以來銃後國民の烈々たる愛國の赤誠を反映して本社提唱の軍事獻金は昭和十四年九月十五日現在で二十一萬二千八百五十四圓六十八錢の巨額に達したが、本社では昭和十二年九月軍器獻納其の他第一次獻納金として金十一萬二千九百餘圓を關係當局に寄託し、更に同年十二月擧げて南京入城の歷史的記念日に第二次獻金として金二萬一千圓を寄託し、次いで昭和十三年七月の聖戰一周年記念日に第三次獻金として金三萬圓を寄託し、同年十二月二十日第四次獻金として第七師團（傷病將兵慰問金三千圓、恤兵金として八千圓、札

第七師團扱國防獻金

（昭和十四年一月より八月末日迄）

取扱	國防獻金	恤兵金
	円	円
酋國司令部	一〇、八三六、六〇	一四、三六三、五五
札幌陸軍區司令部	一、九四四、八五	一二、六四四、二五
函館陸軍區司令部	一五四、八五	三八五、二五
釧路陸軍區司令部	五七、九〇	一、二四四、五五
旭川陸軍病院		七二三、六
札幌陸軍病院		三二、八
合計	二四、三六六、八〇	二九、五五五、三五

海軍人事部扱獻金

事變以來札幌地方海軍人事部で取扱つた獻金品は今日まで國防獻金六萬二千三百八十一圓、恤兵金二萬八千七百二十四圓、慰問袋九百八十三箇、外に銀紙古錢等若干ある。全部海軍省に送られて中央の手で國防に恤兵に夫々道樺民の赤誠が現されてゐる。この外別個に艦上攻撃機一機、艦上偵察機二機、陸戰機銃

大日本國防婦人會第七師管本部役員

（昭和十四年七月末現在）

▲第七師管本部
本部長酒井好子、副本部長田中カツ子
同小野きを子、同高辻操

▲旭川本部
本部長宇野シン、副本部長橋原美須惠
同能本勝子、旭川支部長佐野父子、上川支部長青野アサノ、宗谷支部長不明
留萌支部長藤澤すヲ、敷香支部長不明
大泊支部長伊藤キク、北見支部長河井甲子、泊居支部長金子師子

▲札幌本部
本部長田村榮子、副本部長諸岡春枝、同勝田フミ、札幌支部長三坂峰精、室蘭支部長缺員、石狩支部長缺員、空知支部長吉田いつ、膽振支部長缺員、日高支部長野々瀨タマ子

▲釧路本部
本部長嶋島秀子、副本部長佐藤たか、同高岡喜七子、同帶廣支部長佐藤たか、釧路支部長坂井トク、根室支部長廣田キエ子、網走支部長高尾

愛婦北海道支部會員現在數

（昭和十四年九月五日現在）

	特別有功章	有功章	特別維持	特別會員	通常會員	合計
石狩聯合	二	二七七	二九	九七六	九八六一	一二、一五五
渡島聯合	四	三三六	二四	一、一四六	一二、五三一	一三、九四一
檜山聯合	—	三一	四	四五四	六〇八	六五七
後志聯合	—	一四九	七	一、二七三	一、三二一	二、三五〇
空知聯合	一	一四三	五九	一四四〇〇	一六、一四〇	一六、九九九
上川聯合	五	三九五	三七	一、七六五	二〇、一〇六	二三、三〇八
留萌聯合	—	一三五	五	六四六	四、〇八九	四、八七五
宗谷聯合	—	一四九	六	六七八	四、八四	五、七〇七
網走聯合	二	二〇六	六	一二四〇	一二四一三	一三、九六六
膽振聯合	一	三八九	二九	一、五三九	七、一四八	九、二〇六
日高聯合	一	一七八	三七	九〇七	六六〇六	七、九二九
十勝聯合	三	一九六	一八	七六二	八、二四一	九、一八六
釧路國聯合	—	五三	六	二七〇	二、五五六	三、二八五
根室聯合	二	七三	四	六五六	二、九七三	三、七三八
札幌市聯合	一八	四五一	九四	二、二八六	六、八六三	九、二七三
小樽市聯合	七	二七九	一四九	一、八二〇	四、八三五	七、〇五〇
旭川市聯合	六	一四九	二九八	一、二四三	三、八九七	五、三九三
室蘭市聯合	—	六六	二〇	四二五	一、二八八	一、七九九
釧路市聯合	一	六三	六	四七五	一、二七四	一、八二九
帶廣市聯合	—	二〇	三	一三一	五六五	七三〇
合計	五三	四、一二五	九〇一	二〇、二三〇	二三、九八五	一六五、一六五

大日本國防婦人會第七師管會勢一覽

（昭和十四年一月末現在）

	支部數	分會數	會員數
本部	六	一三	二、一五三
札幌	五	一八	一四、八四二
函館	八	二三	一五、三〇〇
旭川	一〇	四八	四、八三四
釧路	六	一〇	四、八三四
合計	三五	一〇七	四〇、七九

愛國婦人會北海道支部役員

（昭和十四年九月五日現在）

▲支部長（札幌市）戸塚敏子
▲副　長（札幌市）吉高子、岩上園和子
今長女子
▲名譽副長（札幌市）佐藤鳴子
▲評議員（札幌市）向井美智子、久保衣子、河野かつ、栗栖しげ子、池内照子、檀上千代子、古谷ミツ子、増田京子、佐々木末女子、村岡やす子、大瀧サヨ子、園崎園子、伊藤とし子、三戸初枝、斎藤ちか子、伊達タカ子、高岡愛子、高橋惠美子、中西ツル子、長屋キヨ、日高泰子、神保清子、手塚喜代子、壺坂鎌子、福田文江、西川壽美子、山根トミ子（旭川市）楠山まつ子、古澤サダ、中井よし子（昭部鎌子、倉木ちゑ（札幌市）森本しげ子、寄柳富吉子、村上ふね、桑名清子、浜藤津たま子、伊藤松子、平本三保子、松崎節子、柳澤あそ
▲幹事（札幌市）荒名タケ子、木下千登世、重野さく子、巣田マサ子、宮原清子、伊坂タマ子、橋本紀久子、勝田文子、梅村フサ子、山下節子、小竹鴻子、弘瞳子、森タカ子、小原欣子、杉森美智子、吉川マツエ、千葉ひで子、伊澤キク子、河村喜久世、柴田テル子、柳窓智、山本はる子、工藤エツ子、幸前桂子、福原豊子、根本かね、落崎とよ子、調所豊子、平尾つや子、原田節子、渡邊千代子、中村貞子、内山節子、桐村ナミ子、中村喜久子、小竹ミエ子、吉安イワ子、高田のぶ子、七尾きよ、塚田なか子、蜂谷清子、田中春子、秋穂つるを、小幡登美江、岩永喜佐、木村秀子、入田よしの、松本たみ、金井節子、小野たつ子、江原より、加勢しま、中村榮月、伊坂ミサヲ、戸津みご、新島榮子、休久子、壺岡フミ子、星野峯花、墨せい子、牟田サト、笹井チヤ、遠藤ミミ、内館ノブ、橋本節子、木村正子、西宗亀子、武田アサヨ、藤島晃惠、中野英吉子、苫米地千鶴、北村タケ、川西とみい、吉野サダ、須藤信乃、若本ヒデ、前田文子、井口淑子、桐谷年子、津村キヤ、林味子、大島キク、優田初子、村岡道子、古屋武子、寺崎かよ子（札幌村）岡川美代子（豊頃村）赤木米子（江別町）石原れん子

札幌 五番館

電話代表二〇〇五番

北海タイムス

世界大戰遂に火蓋切らる

英・對獨宣戰を布告す

日本時間三日午後七時十五分

ロンドン三日發同盟電

佛も自動的に宣戰を布告

獨英佛の最後通牒拒絶

イギリス軍早くも出動

ど總統第一線に出陣

伊太利に大衝撃

英戰時内

對獨開戰を

歐洲戰爭〔特輯〕

戰爭へ！

ダンチヒ自由市の歸屬問題を繞つて暗雲低迷の中に昭和十四年を迎へた歐洲の天地は、八月二十一日突如發表された獨ソ不侵略條約の締結を一轉機として最惡の場面へ急速度に轉回、九月三日午前チエンバレン英首相の對獨宣戰に依り歐洲は再び動亂の巷と化したのである。

五月十日のカルトホーフ事件の前後からドイツを背景とするダンチヒ自由市とポーランドとの關係は漸を惡化して行つた。ドイツがダンチヒ自由市を回收する決意であることも、時期は未定としてもこの頃より疑ふべくもなくなつてゐた。ダンチヒをナチ化してしまつたドイツが、自由市の內部からドイツへの復歸を宣言させるやうな方法を執ることも豫想されてゐた。どういふ順序でそれをやるかとなると諸說があつたが、要するにダンチヒ自由市の內部に既成事實を作りあげてポーランドの出方を見てゐるのであつて、自由市の內部からドイツへの復歸が宣言される——自由市に對する國際聯盟の管理權は當然問題とならぬであらう——時はポーランドが之に對して實力を行使すればそれは侵略行爲であり、萬一英、佛がその際ポーランドを援助するなら、之また侵略行爲であると言ふことが出來るのだから、それなればドイツの立場は有利であるし、ポーランドが自由市の宣言を黙視して敢へて抵抗しないならドイツはダンチヒ復歸の既實を通告することが出來るといふ結果になる「必要なら戰爭を辭しないが、出來れば戰爭をしないでダンチヒを回收する」これがこの秋のヒットラー總統の決意だと傳へられたが、ドイツ官憲はダンチヒ問題で戰爭は起らないと之を否定してゐた。之に對して英國ではチヤーチル一派のやうに「ソ聯と力を併せてドイツを抑へ付けねばならぬ」と主張したものもあるが、大勢に於てダンチヒは戰爭に値しないと達觀的な考を持つてゐたやうだ。

然しヒツトラー總統の決意が自由市內部より歸屬宣言のあげ

られた時を期して、萬一の場合は躊躇武力行使に出でても之を回收せんとする强硬なものであることが豫見されたし、よしやヒツトラー總統自身が平和的解決を望むとしても、ポーランドが之に應じない際は戰爭は不可避なものであらうとして、平和解決を强く望んでゐながらも、和戰の岐路に立つて最惡の場合に於ける準備は着々進められて行つたのである。

佛と竝んでポーランドに保障を約束した英國は、ルーマニヤ、ギリシヤ、トルコとの協定に依つて地中海、バルカンに於ける地歩を政治的、軍事的に一應固めたと言つても、直接ポーランドと國境を接するソ聯の保障が無ければ、ほんたうに效果的なものであるとは言へない。少くとも獨、伊の樞軸に自信のある對抗は出來ない。そこでドイツ包圍政策の完全を圖つて、ソ聯抱込の英佛ソ會議を起したのである。ドイツもまた伊太利との軍事同盟に依つて獨伊樞軸が益々固められ、自由市回收の祕策も次第に進められた。

この間に、英兩國の神經は極度にとがつて、軍隊の集結、艦隊の動きは言ふに及ばず事每に刺戟して英、佛の宣傳戰を展開、七月十四日百機以上の英國爆擊機がフランスの上空へ千二百マイルの往復飛行をやつた時など、英國一新聞が「この結果フランスを根據地とすれば、ダンチヒ、ウイーン、ローマにまで英國爆擊機は達する。英國から出發してもベルリン、ステチン、ザルツブルツク、ミラノが爆擊可能區域にある」と誇れば、獨言論界は「英國はドイツの空軍を恐れてゐるのか」と「英國空軍がドイツ上空に達する前にドイツ空軍はロンドン、ジブラルタル、マルタの上を飛んでゐる。戰爭が始つてドイツの都市が空襲される時は、世界で一番優秀であり、强力な空軍が直ちに復讐するであらう」とやり返して、完全に〝神經の戰爭〟狀態に入つてゐた。之が口喧嘩で終つてゐれば笑ひ話になつたであらうが、事態は口喧嘩で終らなかつたのである。

からしてゐる中に八月を迎へた。ダンチヒのナチス黨指導者會議はモスコーにおいて徐ろにではあつたが進行中だつたのであるが、新に成立した獨ソ不侵略條約はこの形勢を根本的に覆してしまつた。イギリスの意圖するポーランド救援及び對獨包圍陣の形勢は、ソ聯の參加なくては實行不可能であることは先に述べた如くなのだ。從つてイギリスの戰爭意勢はこの條約の成立に依つて致命的打擊を受けたと言はれる。條約成立のラヂオ・ニユースに接してベルリン市民が狂喜したのも此のためである。然しイギリスとしては今更引込むには條約成立が餘りにも唐突だつた。今更ドイツに屈するのは自國勢力全壞の第一步たる危險がある。またドイツとしては固より對波政策强行の一布石としての對ソ握手であるのだから、戰爭回避と觀られた新條約が却つて戰爭勃發の可能性を增大したのである。茲に於て戰爭勃發は殆ど不可避となつた。ポーランドに於けるドイツ民族に對する壓迫は加速度的に

七日空路ヒテスガーデンに赴き、翌八日にかけて數回ヒツトラー總統と會見し、意見交換の上九日ダンチヒに歸還したが、この會見の結果に基づき十日午後八時から同市ランゲンマルクト廣場にてダンチヒの反波歸獨示威を意味する黨大會が開かれ、フエルスター氏は前記したヒツトラー總統の決意とその方法を裏書してドイツ歸屬を主張し、ヒツトラー總統への忠誠を誓ふ熱烈なる演說を行つて關係諸國に多大の衝動を與へたのであつた。更にこの衝動の未だ消えやらぬ矢先、二十一日夜突如として獨ソ不侵略條約の締結が發表されて全世界を驚かした。新戰爭の危機が獨逸軍事同盟と英、佛、ソの包圍陣との對立を樞軸として展開せられんとする情勢にあつたことは上述した通りである。現に英佛ソ三國軍事會議はモスコーにおいて徐ろにではあつたが進行中だつたのであるが、新に成立した獨ソ不侵略條約はこの形勢を根本的に覆してしまつた。イギリスの意圖するポーランド救援及び對獨包圍陣の形勢は、ソ聯の參加なくては實行不可能であることは先に述べた如くなのだ。從つてイギリスの戰爭意勢はこの條約の成立に依つて致命的打擊を受けたと言はれる。條約成立のラヂオ・ニユースに接してベルリン市民が狂喜したのも此のためである。然しイギリスとしては今更引込むには條約成立が餘りにも唐突だつた。今更ドイツに屈するのは自國勢力全壞の第一步たる危險がある。またドイツとしては固より對波政策强行の一布石としての對ソ握手であるのだから、戰爭回避と觀られた新條約が却つて戰爭勃發の可能性を增大したのである。茲に於て戰爭勃發は殆ど不可避となつた。ポーランドに於けるドイツ民族に對する壓迫は加速度的に苛烈を加へて行つた。平和解決に一縷の望をつないでの熾烈なる外交戰が展開された。二十二日にはチエンバレン英首相は獨ソ不侵略條約に伴なふ形勢變化について檢討せる緊急閣議の席上、

> 英政府は既にポーランドに對しその獨立が脅された場合直ちに救援に赴く旨を明示して居り、英國はあくまでこの建前を堅持し、一旦保障を與へた以上はその必要が起らば英國がその義務を遂行することは不侵略條約の如何に拘らず依然變りなき

旨を明らかにし、この旨をポーランドへ通告した。越えて二十四日ドイツよりポーランドへ對して、ダンチヒ卽時返還を要求せる十六箇條より成る提案が試みられドイツ最後の强硬態度を示したが、翌二十五日に至つて英波相互援助條約が成立、イギリスもまた强硬決意を表明するに至つた。この頃英、獨、波、佛はもとより關係諸國は夫々緊急動員その他の

戰端開く

和平調停の必死の外交戰の傍ら軍事行動はどん〳〵進められた。二十四日獨軍の一部はポーランドへ進入、一方ポーランド軍は二十三日にはダンチヒ自由市の周圍を包圍し、國境を挾んでダンチヒ國境警備隊と對峙、二十五日國境の一角で衝突ポーランド兵二名射殺され、また獨爆擊機一機はグヂニア軍港砲臺上空で擊墜された。この日二十五箇師の獨大軍と波軍は國境に對峙したのである。二十六日に至つてドイツから英國へ對してダンチヒ復歸を條件とした新平和解決案が出されたが、曩早情勢は動亂一步前に迫し、英の回答に期待は持てなかつた。ルーズベルトアメリカ大統領の對獨平和要請が一蹴され、續いて三十一日夜ポーランド政府スポークスマンはドイツの對波十六箇條要求を正式に拒絶する旨聲明した。二十八日なされた英の對獨回答は果せるかな全面的に獨の反省を求め、英國はあくまでポーランドを保障し、その態度をも支持する旨を宣べたものであつた。三十一日夜から一日にかけて獨波兩軍は各地で衝突した。九月一日に入つて場面は愈よ大詰に入つた。一日はダンチヒのナチス黨首フエルスター氏がダンチヒ自由市の獨復歸を宣言し、ヒツトラー總統は直ちに之を承認すると共に、ドイツ國防軍に對し對波宣戰と同樣な實力行使の指令を發したのである。之に接してドイツ軍は空陸よりポーランドを猛擊國境を突破、波への侵入を開始した。また空軍の一隊はワルソーを襲擊爆彈を見舞つてゐるが、更にヒツトラーはこの日總統後繼者として第一にゲーリング元帥、第二にヘス副黨首を正式決定して自ら前線へ赴くことを發表、ラ

ヂオを通じて國防軍全兵士を激勵してゐる。一方英、佛兩國よりドイツへ對して、ドイツ軍の戰闘行爲停止及びポーランドより即時撤兵を要求せる最後の通牒が送られ、ポーランドからは獨立國の名譽を賭して徹底抵抗をなす旨の通告があつて、事實上この日を期して歐洲動亂が現出されたのである。一日夜から二日にかけてポーランド軍がドイツ軍へ猛反撃を試み、軍事行動も一段と活發となり關係諸國の非戰闘員の避難も終つた。この儘の態勢で移された翌三日午前十一時十五分（日本時間三日午後七時十五分）英國政府は遂にドイツに對し宣戰を布告する旨聲明したが、續いてフランス政府も三日午後五時（日本時間四日午前一時）對獨宣戰を布告し、茲に前大戰より僅か二十五年一箇月目に全歐は再び大動亂の渦にまき込まれるに至つたのである。英、佛兩國の對獨最後通牒に對するドイツ政府の回答は同日午後要求全面拒否の形でなされたとドイツ政府より發表された。英國も佛國もこの最後通牒の期限滿了を待つて宣戰したものである。

英、對獨宣戰布告

英國の對獨宣戰布告を當時の本紙夕刊に見れば左の通りである。

（ロンドン三日發同盟急報）イギリスは三日對獨宣戰を布告した。

ヒツトラー國民へ呼びかく

英國つひに開戰の報に接してヒツトラー獨總統は九月三日午後ナチス黨布告をもつて全ドイツ國民の蹶起を促したが、その要旨次の如くである。

世界に在る我等の敵ユダヤ人的民主主義國は遂に英國國民を嗾つて對獨開戰を宣せしめるに成功した。だがドイツは數箇月の計畫を以てすでに英國のドイツ包圍陣を打破するであらう。英國の開戰の動機はまさに一九一四年當時と同樣虚僞に滿ちて居り、尤もらしいものだ。予はドイツ國民が團結して人類に對するこの新しい惡魔を粉碎するやう要求する。予は顧みて一九一八年の如き惡魔の再現は許さぬであらう。

英首相決意放送

チエンバレン英首相は九月三日午前十一時十五分ラヂオを通じて全國民に呼びかけ、嚴乎對獨宣戰を行ふ旨放送したが、その内容は左の通りである。

予は今閣議室からこの放送をしてゐる。英國は今やドイツとの間に戰爭狀態に入つた。ヘンダーソン大使は今朝ドイツ政府に對し最後的通牒の通達を至交したが、之に對しドイツ政府からは何等の回答も接受されなかつた。之は我等を意味するものである。英帝國はポーランドがナチスドイツに依つて侵略された場合は對策援助を行ふとの誓約を嚴守實行するものである。ヒツトラー總統に對してはたゞ全力に依つてのみ混正し得るのみだ。予が今まで平和維持のため盡くしたあらゆる努力は今や水泡に歸した。予が如何に之を遺憾とするかは察して頂きたい。

チエンバレン氏議會で悲壯な演說

三日ラヂオを通じて全英國民に對獨宣戰の布告を發したチエンバレン首相は同日議會に臨み、五分間に亙つて左の如き悲壯なる演說を行つた。

予は遠き將來に於てヒツトラー主義が歐洲から驅逐される日の來るべきを確信する。予は昨夜もこの議場で演說した。その時予は議場のどこかに政府が過激派を販つてゐるのではないかといふ感念を持つ人々が居るやうな氣がしてならなかつた。實は昨二日は我が政府は本日フランス政府と對獨協議をなしてゐたのであつて、その結果ドイツの對波侵略行動の前に於ける我等の態度を明確ならしめるべからずとの結論に達したのである。

英帝ラヂオ放送

英帝ジョージ六世は九月三日午後六時バッキンガム宮殿よりラヂオを通じイギリスの對獨宣戰につき放送したが、その要旨左記の通り。

惟ふにわがイギリス史上最も宿命的な時期たるべきけふ余は諸君にこの演說を

述る。われ〳〵は生涯中における二度目の戰爭に直面してゐる。獨國との平和的解決策は考へつくされたが、すべて無效であつた。我々は平和のために戰爭に參加したのである。余は本國及び海外にあるイギリス國民に對し如何なる犧牲も拂かせずに所乎たる態度をとるやう要求する。何故となれば、この試練の時に於て如何にその任務が困難であらうとも正義は正義であるからである。我々と相構へて戰ふ國家の國民に對しては我々は自由のための戰爭といふ信念を通じて隣人とならう。神よ願はくは余が國民を保護し諸君總べてに祝福を與れ給はんことを

戰況（第一段階）

英國の宣戰布告に依つて本格的軍事行動は開かれた。兵員三百五十萬、精鋭空軍と機械化部隊を擁するドイツは即戰即決の作戰を執つて一氣にポーランドを席卷すべく、四日早くもノイブルグ、ムラワ、ワトウイースの三都市を占領したのを始め、ブロンベルグ、グラウデングラカウ、ロヅと次々にポーランドの都市を占領し陷落させ、七日午前九時二十分ダンチヒを占領、八日午後五時十五分疾風の如く首都ワルソーに突入し、ポーランドの運命を殆ど劃したのである。この間ドイツ軍は他方パリ、ロンドン等を空襲、また潛水艦は三十數隻に上る英佛側の汽船その他を擊沈してゐる。之に對して英佛側の出方は極めて不活潑にして、四日フランス軍がジーグフリード、マヂノ兩要塞間の南北兩線ポケット地帶で獨軍と激戰、三日より四日にかけてイギリス艦隊がドイツ封鎖を開始、また六日佛軍が獨領ザールに進出した程度で華華しい動きを見られなかつた。全面的に戰爭回避の空氣頗る濃厚で、ワルソー陷落を機にムツソリーニ伊首相が再び和平調停に立つ動きあり、孰れにしてもワルソー陷落で獨波戰の第一段階は終つた如く戰線は膠着狀態を示してゐる。然し和平と見るは早く、イギリス官邊は九日

イギリス、フランスは長期戰を準備して戰ひ開いたばかりで、ヒツトラー政權を歐洲から完全に驅逐するまでは干戈を收めることはない。戰爭は二年から十年位まで續くものと覺悟してよからう。と宣べ長期戰を示唆し、一方ドイツ側は

英、佛の攻擊に對してドイツは僅に十年は對へ得る用意がある。

と豪語、之また長期戰の覺悟であつた。ドイツと不侵略を結んだソ聯の動向は全く不明であり、またドイツと軍事同盟を結ぶ伊太利の態度、更に中立國アメリカの動きも未知數であつて何とも言へないが、前大戰以來の戰爭科學の驚くべき發達は航空機性能の著しき進步、機械化兵器の發明躍進、之に伴なふ要塞構築術の一新を生んで居り、今後の進展如何は曾てなき激烈なる戰爭を豫想させてゐる。

ワルソー陷落

ワルソーは九月二十七日ポーランド側の無條件降服で遂に陷落した。八月八日ドイツ軍先鋒の突入後直ちに陷落するものと思はれたが、籠城の軍隊及び市民は悲壯な覺張を續けた。破竹の勢で各要衝を占領、ワルソーを十重二十重に圍んだ獨軍は一時開城交涉に入るかに見えたが、ポーランド側があくまで軍使を送らなかつたため十八日より猛攻撃を開始、一氣に之を落したものである。この間モシツキ大統領はルーマニアへ逃亡したが籠城軍は飽迄覺り續け、シユトラフインスキ市長は常にラヂオを通じて市民の奮起を促し、更にラヂオは市中の地獄絵さながらの慘憺な狀況を國外に傳へ、「イギリスよ、フランスよ、我等を死より救へ」と悲壯な叫を放送しながら死闘をつゞけたが、救援ののぞみ絶え、弓折れ、矢盡きて降服したものである。

ソ聯軍進擊　ドイツと不可侵條約と共に附帶密約を結んだソ

聯の出方は極めて注目されてゐたが、果然九月十七日午前四時を期してソ聯軍は一齊にポーランド領へ進撃を開始、ワルソー陥落を機にポーランドの分割協議が進められるに至つた。

帝國の態度

險惡化する歐洲の情勢に應へて、帝國政府は日獨伊防共協定の眞精神に基づき確固不拔の對歐策を決定すべく七月以來平沼首相を筆頭に板垣陸相、米内海相、有田外相、石渡藏相より成る五相會議を開く外、近衛無任所相、湯淺内府等とも十分なる意見の交換を遂げるなど愼重なる審議を進めつゝあつたが、八月二十一日突如發表、越えて同二十三日モスコーで調印された獨ソ不侵略條約の出現により事態は意外なる急轉換を示すに至つたので、急遽緊急五相會議その他に於て重要協議の結果、二十五日午後「既往の對歐策は之を打切り一切白紙に還元、新事態に處する今後の方策については新なる構想を以て善處する」ことに方針を決定、同日の重要閣議散會後太田書記官長談の形式を以て次の如く發表されたのである。

〔太田書記官長談〕政府は世界情勢の如何に拘らず自主的立場外交の方針を堅持することは言ふ迄もないが、殊て獨ソ不侵略條約の成立に依る新情勢に鑑み之を打切ることにした。尚今後の一般對策については新なる構想をもつて愼重考慮することになつた。

次いで前記の如く對歐策白紙還元を決した平沼内閣は、獨ソ不侵略條約が我が日獨防共樞軸強化方針を裏切り帝國外交政策に對し重大な結果を及したことに輔弼の責任を痛感し、二十八日之が責任をとつて總辭職を決行、かくて新事態に處する帝國政府の對歐外交方針は三十日成立せる後繼阿部内閣に依り緊急に審議されたのであつたが、九月四日午前の臨時閣議に於て不介入の根本態度を決定、天皇陛下に委曲奏上の上同日午後七時阿部首相聲明の形式を以て内閣から中外に表明され、茲に歐洲動亂に對處する我が根本方針が確立するに至つたのである。

〔阿部首相聲明〕今次歐洲戰爭勃發に際しては帝國は之に介入せず、專ら支那事變の解決に邁進せんとす。

滿洲國日本に呼應　滿洲國政府の方針は九月五日午前十時半より開催の臨時國務院會議に於て日本政府に呼應する根本態度を決定し、同日午前十一時二十分左の如き政府聲明を發表、滿洲帝國の態度を明示した。

〔政府聲明〕我が國は今次歐洲戰爭に關しては建國の大義に則とり日本と同一の態度を持し、東亞新秩序建設の重要據點として益〻國力を充實し、國防體制の强化に萬遺憾なからしめると共に日本の支那事變處理に全力を擧ゆて協力せんことを期す。

維新政府宣言　維新政府は九月七日午後四時左の如き中立宣言を中外に表明した。

現在イギリス、フランス、ポーランド、ドイツ各國は既に交戰狀態に入る。わが中華民國は今回の歐洲戰爭に對し自ら局外の地位に立つて中立を保持す。これが中立を維持するため國際公法に基らして斷然これを實行す。よつて右維新政府の名をもつて中外に宣布す。

臨時政府宣言　中華民國臨時政府は夙に平和を希望するにより今次歐洲戰爭に對し中立を確守す。

フエルスター　ダンチヒの**聲首鰐獨逸望**　ナチス黨指導者アルベルト・フエルスター氏は八月十日同市ランゲンマルクト廣場で開かれた反波歸獨示威の黨大會で

ポーランド人こそは戰爭の恐怖を作り戰爭を醸成せんとするものである。ポーランドはドイツに對する憎惡心を增大することに全力を盡くしてゐる。我々はヒツトラー總統が正當なる時期に正當なる手段を執ることを信じて疑はない。ポーランドはダンチヒが決して孤立してゐるものでなく、祖國大ドイツ並に總統は常

に我々の味方であり、ポーランド側の攻撃に對しては直ちに反撃するの決意を爲してゐることを悟るべきである。ダンチヒは八百年前同市の發生以來常にドイツのものであつた。ポーランドのダンチヒ市民に對する壓えざる迫害はダンチヒ市民の胸に拔き難きドイツへの復歸の熱望を呼び起した。ダンチヒ市民はすべて解放の日の近いことを確信してゐる。我々はこの神聖なるドイツの土地を侵さんとする如何なる攻撃も全力を擧げて之を擊退するであらう。我々の宿望を達成せしめるであらうが、我々は總統の命に服して水火の中をも行かんとするものである。(大要)

とドイツ歸屬を主張し、ヒツトラー總統への忠誠を誓ふ熱烈なる演說を行つた。この演說は會場より各地へ中繼放送、また十一日の歐洲各新聞に大々的に掲げられたが、ドイツ各紙の論說は一齊に之を歡迎、英佛側はフエルスター氏が一般の樂觀論想を裏切り、ドイツへの合併を露骨に言明してゐるため可なり衝動を受けた。またポーランドでは「フエルスター氏はナチス黨人でダンチヒ政府員でないから顧慮する要なし」としたが、演說の語調が意外に强く且鮮明なので、ヒツトラー總統より或旨を受けたのではないかと見て當局は大いに重視した。

大戰を起したダンチヒ市

第二次大戰をまき起した原因となつたダンチヒ自由市といふのは、ポーランドの中央を貫ぬいて流れてゐるヴイスチユラ河に臨んで居り、北はバルチック海に面し面積七百五十四平方哩人口約四十萬七千といふ極めて小さい土地であるが、ポーランドにとつては經濟上、通商、交通上重大であるばかりでなく、政治的、軍事的にも極めて重大な地位を持つてゐる。

由來ダンチヒ市はプロシアとポーランドとの係爭地であつて、紀元十世紀頃にはポメラニア國の首府であつたが、十四世紀の初にドイツの騎士團に依つて占領され、その後ハンザ同盟に加つて盛大を極め、一四五四年自由市となつたが一四六六年にはポーランドに征服され、以來プロシアとポーランドとの間に數回の爭奪が行はれたのである。一八〇七年ナポレオン一世の保護の下に自由市に復活したが、一八一四年のウイーン會議の結果再びプロシア領とされた。

かくて先の歐洲大戰の結果、パリ會議に於て聯合國側はポーランド國を復興して之に海への出口を與へるために東プロシアを貫ぬいていはゆる廻廊なるものを設けたのであつたが、ダンチヒ市の歷史的、地理的、人種的關係を考慮して之を全然ポーランドに與へることを避け、ヴエルサイユ條約の規定されたやうにこれを國際聯盟の管理の下に置くことに決定されたのであつた。次いでヴエルサイユ條約の規定に基づいてダンチヒ自由市の憲法が起草され、また英、佛等の聯合國側の斡旋に依つて一九二〇年十一月パリ條約が締結せられ、更に翌二一年十一月にワルソー條約が結ばれてポーランドと自由市との特殊な關係が定められたのであつた。

即ち以上のパリ條約及びワルソー條約に依つて、ポーランドはダンチヒ港及び自由市の外交を處理することに關して極めて廣汎な權利及び特權が與へられたのであつた。然しポーランドは自由市の内政に干渉する權利を有せず、また外交處理に於ても自由市の利益に反する條約または協定を結ぶことは許されず、この點に就いては聯盟の高級委員の監督權及び拒否權に服從せねばならない。從つてダンチヒの主權はポーランドにあるものとは言はれない譯である。

またダンチヒ自由市は自らの憲法に從つて政府を持ち、國旗を定め、貨幣を作り、警察を持ち、表面は獨立國の形を備へてゐるのであるが、前記の如く國際聯盟の管理下にあり、尙ポーランドに外交處理を委ねてゐるのであるから、完全な獨立國ではないこと勿論である。

ダンチヒと自由市は右のやうな特殊な地位にあり、ポーランドとの關係が複雜なので種〻問題が起つた。例へばポーランドのダンチヒ港使用問題、ポーランド

電壓のダンチヒ入港問題、ポーランドの武器積揚問題、ポ問に關する問題、鐵道の管理問題等種々な問題に對して紛爭を生じ、國際聯盟に於て之に對する裁決を行つたこともあつた。

然るにこゝに最大な問題はダンチヒに於けるドイツ復歸運動の擡頭である。即ちヴエルサイユ會議に於てダンチヒを全然ポーランドに與へ得なかつた最大の理由は、ダンチヒ自由市に於ける總人口の九十八パーセントがドイツ人であつた事實である。一九三二年ドイツに於てナチス黨が政權を握るや、ダンチヒに於てもナチス黨の勢力が次第に擡頭して來たのである。一九三〇年十一月の下院の總選擧に於てはナチス黨は總員七十二名中僅か十二名であつたが、一九三三年五月の總選擧に於ては一躍三十九名に增加し、同年六月には上院に副議長としてグライザーを送つたのである。更に一九三五年四月の選擧に於ては四十三名の多數を占め、斷然ダンチヒの政治を指導するに至つたのであつた。

かうしたナチス派の勢力の增大に伴つてドイツ復歸運動が猛烈な勢を以て發展して來たのである。一九三五年の總選擧に際しではゲツベルス宣傳相がダンチヒに乘込んでナチス黨の運動を聲援したが、一九三七年四月十一日のヒツトラー總統の誕生日祝賀に際しては、自由市の上院議長グライザーがダンチヒの警察に對してドイツ警察旗と同樣な警察旗を與へたことがあり、同年十月十日にはダンチヒのナチス黨の首領フエルスターはナチス黨大會に於て、ダンチヒの內政問題中で勿論に解決すべき問題は反對黨の解散とユダヤ人問題であると述べ、また一九三八年二月五日の演說に於ては「ヒツトラー總統及びドイツに忠誠を表する旨を宣言したのであつた。

かやうにしてダンチヒに於けるナチス黨の發展に伴なつてドイツ復歸運動が盛となり、その後ドイツがオーストリアを合併し、チエツコを合併し、メーメルを回收するに及んで益々復歸運動は熾烈となり、遂に大戰といふ最惡の事態に發展するに至つたのである。

前大戰より二十五年三十日目——チエンバレン英首相

九月三日午前十一時十五分（日本時間三日午後七時十五分）ラヂオを通じて聲明した對獨宣戰は、英國を先の歐洲大戰でドイツに宣戰した一九一四年八月四日（大戰開始は七月二十八日）以來二十五年と三十日目、一九一八年十一月十日の休戰當日より二十年と二百九十七日目、實年六月二十八日のヴエルサイユ條約調印の日より二十年と六十八日目に當つてゐる。

獨ソ不侵略條約決定の發表

獨ソ不侵略條約は八月二十三日モスコーに於て正式調印されたが、締結決定に關する獨ソ兩政府の發表は左の如くである。

◇兩政府の發表（八月二十一日午後十時二十分ラヂオを通じて）今回ソ聯、ドイツ兩國間に不侵略條約が締結されることに決定した。リツベントロツプ外相は二十三日同條約正式調印のため飛行機でモスコーに赴く豫定である。

◇ソ聯政府の發表（二十一日タス通信社を通じて）兩ソ通商條約成立に關して兩國間の政治的關係の善の問題が起つた。本問題に關しては兩ソ兩國政府は種々意見の交換を行つてゐたが、その結果兩ソ兩國政治關係の緊張緩和、戰爭の危險を去つに兩ソ不侵略條約の締結を希望することが明らかとなつた。リツベントロツプ兩外相は右條約の締結のため二、三日中にモスコーに到著する筈である。

獨ソ不侵略條約全文

八月二十三日夜モスコーに於て調印された獨ソ不侵略條約は二十四日モスコーとベルリンの雙方に於て公表されたが、その全文左の通り。

兩ソ兩國政府は兩ソ間の平和を强化せんとの希望に基づき且一九二六年四月兩ソ間に締結された中立協定の基本的條項より出發して次の協定に到達せり

第一條　兩締約國は互に相手國に對し單獨たると他國と共同たるとを問はず暴力の行使、侵略的行動又は攻撃を爲さざる旨を約す

第二條　兩締約國の一方が第三國の攻撃の對象となりたる場合他の締約國は如何なる形式に於ても右第三國を支援せず

第三條　兩締約國政府は將來兩國の共通の利害に關係ある諸問題に付相互に情報交換の爲常時協議し接觸を保つべし

第四條　兩締約國の何れも相手國に直接又は間接に對抗する如何なる國家群の形成（ethoi, of powers）にも參加せず

第五條　兩締約國間に紛爭の問題に付協議乃至紛爭の發生せる場合には兩締約國は必要の場合には紛爭解決を目的とする委員會の設立により專ら平和的に解決せしむ

第六條　本條約の期限は十年とす、但し兩締約國の一方が期限滿了一箇年前に廢棄を通告せぬ限り本條約の有效期間は自動的に五箇年延長されしものと見做さるべきものとす

第七條　本條約は可及的短期間に批准さるべきものとし批准交換はベルリンに於て行はるべきものとす、本條約は調印と同時に效力を發生するものとす

本條約原文は一九三九年八月二十三日モスコーに於て獨ソ兩國語を以て各一通宛作製せられたり

署名

ドイツ政府代表
ヨアヒム・リツベントロツプ
ソ聯政府全權
ヴイアチエスラフ・モロトフ

獨の對波提示十六箇條

ポーランドに對してドイツ側より提示した要求十六箇條は左の通りである。

一　ダンチヒ市が純粹にドイツ人的性質を有し市民が一致して熱望してゐる事實に鑑み即時ダンチヒをドイツに返還すべきこと

二　過廊地方に對しドイツに屬すべきかポーランドに屬すべきかを自ら決定する證判を與ふべし、過廊地方とはバルチック海及びマリエンウエルダーよりグラウデンツ（グルジアス）クルム（チエルムノ）プロンベルグ（ビドコスツ）に到る線によつて區劃せられこれら諸都市を含む

三　右を目的とする人民投票は一九一八年一月一日居住せる人民全部が參加すべきものとす、これ等の地方はザール地方同樣英、佛、伊、ソ聯人よりなる國際委員會の管理下に置くべし、右國際委員會は即時これを組織し同地方よりポーランドの軍隊、警察、地方當局は最短期間內に右地帶より撤收すべし

四　ポーランドの海港グヂニア港はこの地帶內に含まれるが原則としてポーランドの主權下に置き獨波間の協定又は調停により調定される境界線を有すべし

五　人民投票は公正且公平なる手續を準備する十分なる時間を與へるため命令公布後十二箇月內には行ふべからず

六　獨と東プロシヤとの交通、ポーランドと海との交通を同時に確保するやう經濟及び道路を建設すべきこと、右地帶において交通及び運輸持續に必要なる限のみ考慮らるべし

七　人民投票は過半數をもつて決定すべし

八　過廊地帶竝に獨逸に返還される場合には獨とダンチヒ及び東プロシヤ間の交通の安全はビユトウとダンチヒ又はデイルシヤウを結ぶ治外法權を有する自動車道路及び複線鐵道を以て確保せらるべし、この地帶は幅一キロメートルとし獨逸としての道路及び鐵道はポーランド側の交通を妨害せぬやう構築さるべし　道路の變更又は跨線又はトンネルを以てすべし、若し人民投票がドイツ側に有利とならばポーランドはグヂニアとの交通を確保する同樣權利を與へらるべし

九　過廊地帶が獨に返還される場合獨政府は波と少數民族保護を行ふ用意あり

十　ダンチヒにおいてポーランドの主張する諸權利はグヂニア港における獨の權利と均等の立場において交涉すべし、右國際委員會の管理下に置くべし、右國際委員會は即時これを組織し同地方よりポーランドの軍隊、警察、地方當局は最短期間內に右地帶より撤收すべし

十一　ダンチヒ及びグヂニアは自由港たるべし

十二　ヘラ半島は非武裝地帶とし人民投票により獨波何れかへの歸屬を決定すべし

十三　ポーランド國內にある獨少數民族及び獨國內にあるポーランド少數民族に關する問題は國際委員會に諮議し同委員會はそのリストの作製に關し、實施的、身體的損害に關する凡ゆる紛爭を檢討すべし

十四　波獨兩少數民族に關する諸權利は一般的强制協定により保證し以てこれら民族の民族的性格の生存に關し獨の自由なる發達を確保しその目的のために設定せられたる諸團體の維持を許容すべし、兩少數民族に對しては兵役を免除すべし

十五　前七の諸提案を基礎とする協定成立したる場合には獨波雙方とも即時動員を解除すべし

十六　獨波兩國は右の諸條項履行を促進するため共同手續を執るべし

英波相互援助條約

八月二十五日ロンドンに於て調印された旨發表された英波相互援助條約の內容全文は次の通り。條約は大綱に於て英波共同宣言の成文化であるが、英政府の之が發表を急いだのは最惡の

事態に照らし英の强硬決意を示したものであつた。

第一條　締約國の一國が歐洲に於ける第三國の侵略によりその國と戰鬪行爲に入りたる場合は他の締約國は直ちにその全力を盡くして支援、援助を與ふ

第二條　歐洲に於ける第三國の行動が直接たると間接たるとを問はず明らかに締約國の一方の獨立を脅威しこの脅威を受けた國が武力を以てその脅威を排除する死活的必要を感ずる如き場合は第一條の規定發動す、又歐洲に於ける第三國の行動が他の歐洲第三國の獨立と中立とを脅威しその結果締約國の一方の安全が明らかに脅威を受けるため右第三國と戰鬪行爲に入る場合當件に關係ある歐洲第三國の權益を侵害せざる範圍に於て第一條の規定は發動す

第三條　歐洲に於ける第三國が經濟的侵略乃至其の他如何なる手段によるにせよ締約國の一方の獨立を脅す如きを企圖する場合は兩締約國はかゝる企圖排擊のため相互に支援を約す

右に關し歐洲の一國が締約國の一國に對し戰鬪行爲に訴へる場合は第一條の發動を見るものとす

第四條　相互援助の具體的適用方法については兩締約國の陸海空軍當局協議の上決定す

第五條　兩締約國は特に締約國の獨立を脅威する如き事態の發展時に相互支援並に援助措置の發動を必要とする如き事態の發展に關して相互に完全且急速なる情報を交換する旨約す

第六條　兩締約國は第三國に對し既に賦與し且將來も賦與することあるべき侵略に對する援助取極の內容を相互に通報する旨約す

第七條　兩締約國が本條約に基づき戰鬪行爲に入つた場合は相互の合意なくしては休戰乃至は講和條約を締結せざることを約す

第八條　本條約の有效期限は五箇年とし以後は六箇月の豫告期限を以て廢棄し得る

最後通牒へ獨の回答

九月三日ドイツ政府がなした英國の最後通牒に對する回答は次の如きものである。

一　ドイツ國民は英國の對獨最後通牒が要求する如何なるものをも應諾する立場にあらず

二　英國政府は和平解決に對するドイツの總べての努力を水泡に歸せしめた

三　英國政府はポーランドのダンチヒ及びドイツ系少數民族迫害措置を承認し且助長し更に英國政府はドイツ政府が應諾を約せるムッソリーニ首相の提案を拒否した

四　ドイツ政府はその東部國境においてパレスチナに類似する狀態を容認し得ない

五　ドイツ政府はドイツ軍隊をポーランドから撤すべしとなす英國の最後通牒を斥却す

各國の向背

各國の向背は次の如くである。（九月八日現在）

一交戰國一

ドイツ側

▽ドイツ　宣戰布告せず一日ポーランド進軍に依り戰爭狀態に入る

▽スロバキア　三日參戰聲明

英佛波側

▽ポーランド　宣戰布告せず一日獨軍の波國境侵犯に依り戰爭開始

▽英國　三日對獨宣戰布告

▽佛國　三日對獨最後通牒期限滿了をもつて自働的に戰爭狀態に入る

▽濠洲　三日對獨戰爭狀態に入る旨宣言

▽ニュージランド　四日同上

▽南阿聯邦　六日同上

▽エヂプト　三日對獨外交關係斷絕

▽モロッコ　四日對獨宣戰布告

▽イラク　六日對獨外交斷絕發表

▽イラン　八日同上

一中立國一

嚴正中立國

▽日本　四日不介入聲明

▽滿洲國　五日同上

▽米國　五日中立宣言

▽和蘭　三日同上

▽ベルギー　同上

▽アイレ　同上

▽スペイン　四日同上

▽ルーマニア　五日同上

▽タイ　五日事實上の中立を聲明

スエーデン、デンマーク、ノルエー、スイス、ユーゴースラヴィア、ブルガリア、ポルトガル、ルクセンブルグ

親獨的中立國

イタリア、ソ聯、ハンガリー、アルバニア、フインランド、ラトヴイア、エストニア、リトアニア

親英佛的中立國

カナダ、インド、ギリシヤ、トルコ、シリア、アフガニスタン

英、ベルギーを侵犯　イギリス飛行機は八日夜對獨偵察飛行に於てベルギー領上空を通過し、ベルギー機と交戰英一機不時着、白一機墜落したが、ベルギー政府はベルギーの中立侵犯として英政府へ嚴重抗議を提出した。英國側では直ちに談話を發表遺憾の意を表明した。

支那事變に及す影響

歐洲情勢の推移が東亞に如何なる影響を及すであらうことは輕々に豫斷し難いが、今次歐洲戰爭に於ける交戰諸國が支那に於て有してゐる權益は甚だ輻輳交錯して居り、帝國の治安維持の責任及び東亞新秩序建設の大方針と相容れざるものを生ずる憂は多分にあるのである。されば政府は九月五日之に關して適切なる措置を講じ、左の如く外務省情報部より發表した。

澤田次官は本五日午後五時より順次に英國大使、佛國大使、米國代理大使、獨國大使、伊國大使及び波國大使を招致し、右各國代表者中歐洲戰爭參加の交戰國たる英、佛、獨、波の各國代表者に對し夫々歐洲戰爭勃發に際し帝國のとるべき方針についての昨四日の帝國政府聲明の內容を通告すると共に、右方針に鑑み帝國政府は列國の支那事變に對する態度乃至動向につき重大なる關心を有する次第を申入れ、且支那に於て交戰國との間に不慮の事端を誘發するの虞ある原因を除去することにつき交戰國の深甚なる考慮を促し、又中立國たる米、伊兩國の代表者に對しては右交戰國代表者に對する申入の次第を通牒するところがあつた。

宣傳戰の樣相

今次歐洲戰爭は概して戰況が膠着狀態にあつて活潑な動きを見せぬのに反し宣傳戰は華やかに展開された。いま開戰以來の英國とドイツの宣傳戰振りを觀察して見る。

英國

▽對敵宣傳

ナチ政權とドイツ國民との離間工作に重點をおいた。例へば對獨强硬態度を再聲明した情報省のコンミユニケでもドイツ國民とヒットラー政權とを切離し「戰爭の原因はヒットラーの暴力政策に基づく」とナチ政權を攻擊して國民との離間に躍起となつてゐる。

▽對中立國宣傳

重點は米國で次いでイタリー、バルカン諸國及び日本である。米國の引入に如何に努力してゐるかは三日夜英國汽船アセニア號が大西洋上で水雷の攻擊を受け沈沒した旨公表した中に船客千四百名中には米國人數名ありその運命極めて憂慮されてゐると述べた一事でも解る。イタリーに對しては獨伊の離間に躍起となり萬一ドイツが勝利を占めたらヒットラーは多年の計畫たるバルカン進出を企つべくそれはイタリーに脅威を齎すものであると宣傳してゐる。

▽對ソ宣傳

暫く頰冠り主義に依つて之を獨側に逝さぬやう努力してゐることが解る。十月一日チャーチル海相の放送演說でも「ソ聯軍が現在ポーランドの線に止つてゐるのはポーランドの友軍乃至同盟軍としてであつて侵略者としてではないと考へれば考へることが出來る」と述べ、ソ聯軍のポーランド進入占領に對しては强ひて攻擊宣傳を差控へてゐる。

ドイツ

▽對敵宣傳

主眼は戰爭不擴大主義にあるやうだ。英國に對してはドイツの國力の强靱性を說き英國の挑戰行爲を攻擊してゐるものが多い。例へば九日ゲーリング空相が放送した演說では「英佛兩國が若し攻勢に出んか國防軍の火力は彼等の想像を遙かに超えて猛火の威力を發揮することをこの際英佛に豫告する。戰爭を宣言したのは誰か、ヒットラー總統がポーランドに進入したのは其同胞の虐殺を阻止せんためで戰爭には全く關係がない」と述べてゐる。フランスに對しては英佛離間に主眼を置いて例へば英佛船員間に大亂鬪が起つたがその原因は佛船員が英船員に向ひ「我等は英國の馬鹿野郎のために戰爭しなくてはならないのだ」と言つた事に端を發してゐるのだといふやうなニュースを出してゐる。

▽對ソ宣傳

英佛からの離間宣傳に對し獨ソの固き決意たるものを宣傳、九月十九日ダンチヒに於けるヒットラー總統の演說では「我我の權益を擁護するためには獨ソ兩國が諒解を遂げることこそ最善の方法である」と述べてゐる。

▽對中立國宣傳

主眼點は戰爭不擴大主義の徹底で、ダンチヒに於けるヒ總統の演說にも「ドイツは英佛を敵にするやうな氣持は何もないのである」と述べ、ドイツは決して戰爭を欲しないことを强調してゐる。

札幌專門店會

專門店

●品は優良●　●店は親切●

靴	岩井	電一二四一	洋服の
家具・陶器の	長谷川	電二三六三	時計の
クッションの	太田屋	電一八五八	眼鏡の
茄子と鉢花の	千秋庵	電六九五	額縁と
園物の	加納屋	電二八〇三	寫眞機・フヰルム・薬品の
石炭と木炭の	吉村	電三三八七	手提鞄・洋傘の
寫眞機の	カメラハウス	電四四二七	金物の
印刷紙の	難波	電二八三〇七	クスリの
文房具の	信盛堂	電四九一七	食料品の
ネクタイのワイシャツの	中村	電三七四八	化粧品とタバコの
旅行具の	フジヰ	電二一三五	銘酒大吟醸の
果實の	小山	電一二八一	陰茶と清鍋の
フヂオとの	山船	電二一七九	自轉車の
電氣の	壽園	電七一九	サルマタとズロースの
お茶の	松上	電四八一九	呉服の
雜貨の	山下	電一三八一	洋服の
書籍類の	梅澤	電四一八六	時計の
	有泉堂	電二七一六	眼鏡の
	太泉堂	電三〇七九	額縁と寫眞機の
	陸屋	電一二四一	手提鞄・洋傘の
	木下	電五四六〇	金物の
	清水	電三二八九	クスリの
	大學堂	電一四九九	食料品の
	山形屋	電一一九六	化粧品とタバコの
	北都園	電一〇〇六	銘酒大吟醸の
	梅津	電三五八四	陰茶と清鍋の
	大山	電二九七八	大雪山リンクの
	嘉和屋	電一〇〇五八	自轉車の
	早瀬	電一八五八	サルマタとズロースの
	金澤	電一九五九	呉服の
		電八〇八	雜貨と書籍類の

事務所　南二・西五　電話二九二一

渡邊式籾摺機

R.K

農林省比較審査最高甲位入選
北海道廳指定補助金下附

臺・貳號全自動型

優秀!!

燦たり!!

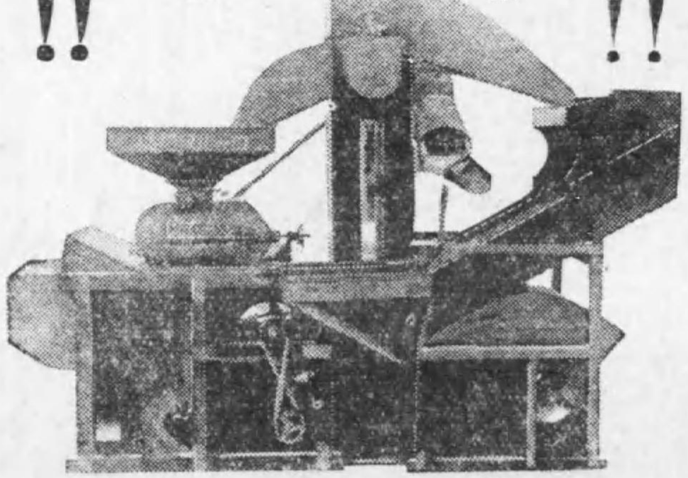

製作元

渡邊製作所

北海道上川郡永山村

電話二一番・振替小樽一〇六六七番

渡島馬鈴薯滿鮮出荷團體聯合會

渡島馬鈴薯出荷團體聯合會

函館市元町渡島支廳內

拓殖費豫算

（昭和十四年度）

事變のために一方に於て軍需資材確保のための國費、戰闘のための直接軍事費、占據地の治安維持費等々を要求され、爲に豫算面に於て節約と輕減を要請されながら、他方輸入防遏のための國内生産力の擴充、輸出振興のための輸出品増産、重要産物、戰時産業の積極的擴張を必要とする建前から豫算面は逆に膨脹せざるを得ない。この二つの矛盾のために十三年度以降の拓殖費豫算は、純粹に道内拓殖を希念して編成されることから一歩進んで、北海道を如何に國家に奉仕せしめるかといふ意味の編成方針に轉化した。そして結局十四年度の豫算は十三年度に比し二百三十七萬八百一圓の增加即ち二千九百八十二萬千五百九十五圓となつたのである。

このことは物價の昂騰から起る偶然的膨脹の外に、本道が豐富なる資源を有し、これが國家的に活用される時期に到達したことを物語るものである。勿論十四年度豫算の根本方針は、右の意味に於て戰時日本に奉仕するための北海道開發計畫といふ點に主眼が置かれ、新規豫算並に擴張豫算も（一）生産力擴充（二）輸出貿易振興（三）銃後國民生活の安定（四）時局上緊要なる施設といふ四點に根本の力點が置かれたのである。

下の表は十四年度の拓殖費總額を各費目に就いて示すものであるが、更に此の中から新規事業と擴張事業を選び之を各〻に就いて說明すれば次の如くである。

新規擴張事業費總額　六、五九〇、〇七〇圓

一、生産力擴充に關する經費　四、五八六、一四九圓

Ⅰ　國有林增伐竝に資源涵養に關する經費　三、九八九、一五一圓

イ、常務費（森林費擴張）　二、六五四、一六〇圓

十四年度豫算

區分	本年度豫算額	前年度豫算額	比較增減（△は減）
北海道拓殖費	二九、八三一、五九五圓	二七、四五〇、七九四圓	二、三八〇、八〇一圓
〔普通費〕	二三、三五一、七八七	二一、九九四、四七〇	一、三五六、三一七
殖民費	一、五八九、四七九	一、七九五、〇八七	△一五五、六〇八
森林費	九、三九九、四二一	六、五一八、八三三	二、八八〇、五八八
産業費	五、八四一、一二	四、九七二、二九	八六八、八九二
道路橋梁費	三、三五六、四三二	三、六八七、七四四	△三三一、三一二
河川費	一、七七七、三六	六八三、三九	一四九、四七
殖民軌道費	三三四、九四一	三三一、三四五	△九六、四〇四
鐵道及鐵道助成費	九四一、二九六	一、六一〇、三〇四	△六六八、〇〇八
調査費	一七五、〇六〇	三五、九一〇	一四九、一五〇
拓殖繰越公債利子支拂金	一〇三、三三〇	三九〇、六三〇	△一八八、三〇〇
〔繼續費〕	七、三五九、八〇八	七、八七七、三四	△五一七、五二六
土地改良費	一、七三五、一五三	一、八一八、八二	△八三、〇三〇
特殊橋梁費	二、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇
治水費	二、九二五、九五〇	二、九二五、九五〇	—
港灣費	二、七二七、〇六	三、九四六、一九二	△三、四八六

メルプ資材供給計畫に基づき十四年度に於て百四萬八千石の增伐を要すると共開墾入植定地内立木及び被害木約百九十二萬石の處分を行ふため之等資材に對する立木調査費の增加が必要であるのと、資材增伐事業擴張に伴なつて之に從事する職員增加のため營林區署の增築竝

6　市町村営肉用牛繁殖牧場に関する経費（産業費、畜産業費）　三、六〇〇円

佐賀県が設置する市町村営肉用牛繁殖牧場及び同民営牧場の施設に対し助成する経費であつて、従来県営牧場として経営されていたものを、地元の要望により市町村営又は民営に移管するに当り、これらの牧場の施設を整備するために必要な経費である。

7　農地開発事業に関する経費（産業費、農業土木費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

農業生産の増進を図るため、農地開発事業を行う場合に、その事業費の一部を補助するもので、本年度は、県営事業として、東松浦郡鎮西町大字名護屋字大谷外一箇所の開墾事業に対し補助することとした。

8　農業協同組合の合併助成に関する経費（産業費、農業協同組合費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

農業協同組合の合併を促進するため、合併に要する経費の一部を補助することとした。

9　皮革化製工業振興に関する経費（産業費、商工業振興費）　一、七三五、〇〇〇円

皮革のなめし及び製品の製造は、本県の特産物であるから、皮革工業組合に委託して、皮革の品質改良、技術の向上、製品の販路拡張等を行うこととした。

10　耕地拡張並に地力増進に関する経費（農業費、農地改良費）　九、三六〇、〇〇〇円

イ、民有未墾地開発に関する経費（農地費、農地改良費）　四、六〇〇、〇〇〇円

民有未墾地について、農業生産力の増進を図るため、開墾奨励補助金を交付することとした。

ロ、土地改良に関する経費　九、三六〇、〇〇〇円

い、排水工事費（土地改良費、施設費）　三、二一〇、〇〇〇円

一団地の農地の排水改良のため、排水路の開さく、改修、暗渠排水工事等を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ろ、暗渠排水工事補助費（土地改良費、施設費）　六、三〇〇、〇〇〇円

泥炭地、湿地又は粘質埴土地帯において、暗渠排水工事を施行して改良しようとするものに対し、その事業費の一部を補助することとした。

は、特殊原野軌道土工費（土地改良費、施設費）　二、七五〇、〇〇〇円

大面積の国有林地を包有する泥炭地に対し、開発上必要な軌道を敷設する場合に、その事業費の一部を補助することとした。

に、特殊原野排水工事費（土地改良費、施設費）　六、〇〇〇、〇〇〇円

特殊原野の泥炭地、湿地に対し、排水工事を施行しようとするものに対し、その事業費の一部を補助することとした。

ほ、特殊林相改良費（森林費、施設費）　二、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給計画に基づく本年度造林計画に対し、特殊林相改良のため、その事業費の一部を補助することとした。

ニ、施業案調査費（森林費、調査費）　四〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給計画に基づく本年度造林計画に対し、特殊林相改良のため、その事業費の一部を補助することとした。

ホ、官行砂防作業費（森林費、砂防費）　二、七〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給計画に基づく本年度造林計画に対し、砂防工事を行う必要があるので、その事業費の一部を補助することとした。

ヘ、特殊林相改良費（森林費、施設費）　二、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給計画に基づく本年度造林計画に対し、特殊林相改良のため、その事業費の一部を補助することとした。

ト、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

チ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

リ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヌ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ル、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヲ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ワ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

カ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヨ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

タ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

レ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ソ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ツ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ネ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ナ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ラ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ム、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ウ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ノ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

オ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ク、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヤ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

マ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ケ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

フ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

コ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

エ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

テ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ア、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

キ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ユ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

メ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

シ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヒ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

モ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

セ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ス、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ン、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ミ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ム、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

メ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

モ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヤ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ユ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヨ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ラ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

リ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ル、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

レ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ソ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ツ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ネ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ナ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ラ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ム、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ウ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ノ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

オ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ク、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヤ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

マ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ケ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

フ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

コ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

エ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

テ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ア、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

キ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ユ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

メ、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

シ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ヒ、森林土木非業費（森林費、施設費）　三、六〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の土木施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

モ、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

セ、森林治水事業費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の治水施設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ス、森林道開設費（森林費、施設費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の道路開設を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

ン、森林保護費（森林費、保護費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

パルプ資材供給に必要な木材の増産を図るため、森林の病害虫駆除を行う場合に、その事業費の一部を補助することとした。

奬勵費新規）　一五〇、〇〇〇円

魚油、魚粕は本道の各漁村に於ける普通的な多產物で、其の製品價値の增進は漁村再興上至大の效果を伴なふが、從來漁家生產の魚粕及び魚油は粗製品で之をフイツシユミール又は精製魚油とせねば輸出できない狀態である。依つて此の種精製品の海外需要增加の趨勢から水產試驗場の考案にかゝる魚油及び魚粕製造改良設備の普及を圖ると共に、漁業協同組合及び同聯合會をしてフイツシユミール及び魚油を精製せしめ以て輸出の增進を圖るため新規に計上した。

3　乳製品輸出增進に關する經費（產業費、畜產獎勵費擴張）　五〇、〇〇〇円

時局經濟上輸出の增進は緊要であるから、道產バターの海外輸出增進を圖るため海外に新設する製酪組合聯合會の冷藏庫其の他の設備費に對し助成するため、前記經費を計上した。

三、銃後國民生活安定に關する經費　一、四四二、七二五円

1　特殊橋梁架設に關する經費（特殊橋梁費擴張）　一八〇、〇〇〇円

昭和十一年度から工事に著手した河西橋は十四年度で完成する豫定であつたが鐵材その他物價騰貴のため不足を來したので右金額を追加計上した。

2　河川に關する經費　五六〇、〇〇〇円

イ、新十津川災害防止工事に關する經費（河川費新規）　五〇〇、〇〇〇円

石狩川上流部の治水工事未著手區域に於ける新十津川村及び瀧川町附近の河道は屈曲甚だしきため每歲春秋出水氾濫し耕地及び農作物の流亡等その被害が甚大であつたので特に災害防止工事を施行する必要から右經費を新規に計上した。

ロ、地方費河川改修費補助に關する經費（河川費擴張）　六〇、〇〇〇円

地方費支辨の河川中、水害が甚だしく放置し難い余市、知內、羽幌、重蘭の四河川の改修工事に對し經費の五割を補助するため總額九十八萬四千五百圓を豫算外國庫負擔契約に依り昭和十四年度以降同十九年度に亘り支出せんとするもので前記の經費は本年度の年度割である。

3　治水に關する經費（治水費擴張）　四二二、七二五円

昭和十年度から行つてゐる天鹽、湧別、利別（後志）の三河川の治水工事は昭和十三年度を以て豫定工事を終了するのであるが、右工事は昭和七年の大水害の結果應急的措置として局部的工事を施行したに過ぎず、今尚水害を除却し得ない狀況にあるので、天鹽川治水工事費總額百萬圓（本年度一七三、六二四圓）湧別川治水工事費總額七十五萬圓（本年度一一六、四四三圓）利別川（後志）治水工事費總額七十萬圓（本年度一二三、六五八圓）を追加計上し、昭和十四年度以降同十八年度の五箇年間に支出せんとするもので、前記經費は本年度の追加額である。

4　港灣に關する經費　三〇〇、〇〇〇円

調査及維持に關する經費（港灣費擴張）　三〇〇、〇〇〇円

未修築港灣の調査設計を要するもの多數あり、調査濟港灣も補足調査を施行する必要あり、又既修築港灣の維持修理を圖ると共に漁船避難に支障を來せる小漁港の補修竝に未修築港灣に對して漁船擁護のため簡易なる小工事を施行する必要あり、等々の必要から前記の費用を計上した。

四、時局上特に緊要と認むる施設費　二七〇、〇〇〇円

1　工業地帶設定調査に關する經費（港灣費新規）　二〇、〇〇〇円

本道は豐富な工業資源を賦存するので之が開發竝に重要工業の企興を圖ることは適切の事柄である。然るに近代工業は各種關聯工業を同一地帶に於て綜合的に經營するのを有利とするから原料、勞動力、用水、交通、運輸等の共通的立地要素を多分に備ふる地方に臨海工業地帶を設定する必要がある。依つて之等立地要素竝に工業港の調査設計のために前記經費を計上した。

2　北千島漁港修築試驗工事に關する經費（港灣費擴張）　一〇〇、〇〇〇円

北千島の漁業は年歲著しく發展しつゝあるが、漁船の根據地なく甚だ不便の狀態にあるので漁港修築の前提として昭和十二、同十三の兩年度に於て試驗工事を施行したが、本年度尚試驗工事を續行する必要があるので前記の經費を計上した。

3　千島調査に關する經費（調査費新規）　一五〇、〇〇〇円

我が國最北の領土たる千島列島は根室國の東北方海面カムサツカに至る凡そ三百里の間に弧形羅列する大小二十九の島嶼からなり、海岸線延長六百十三里、總面積六百六十二方里に達し略々岐阜縣に匹敵してゐる。而して千島列島は北方進出の據點として重要なるのみならず各種の資源を包藏し、現在列島の南部及び北部に於ける六大島嶼は鮭、鱒、鱈、蟹漁業地として年額四千餘萬圓の生產を擧げ、其の他未開發の海田に於ける有用水族、陸上に於ける林野、鑛物等諸種の富源を包有し、又中部千島列島は現に四國條約に依り貴重海獸保護の名の下に全く封鎖の狀態にあるので、之等の未開發資源を調査し、全千島に對する將來の方針を確立するは國家經濟上乃至は國防上緊急の要務である。仍つて之が基本的調査に必要なる經費を計上したのである。

十五年度概算要求

昭和十四年度の拓殖費豫算と全く性格を同じくして昭和十五年度の拓殖費豫算は組立てられた。唯この概算要求に見られる特徵は愈々時局の壓力が加つて來たことにある。之を前年度豫算三千一萬一千圓に對比すれば實に一千五十二萬八千圓を增加し、概算總額四千五十三萬九千圓となつた。

今新規事業の主なものに就いて見ると、

一、輸出貿易振興に關する經費として水產製品たる罐詰、冷凍魚貝、鹽藏品の製造施設に對し新に助成費を計上し斯業の振興を圖ると共に、農產物に對しては青豌豆、菜豆類、薄荷、除蟲菊、アスパラガスの增產を奬勵し、且加工場施設に對し助成し、統制ある集貨に依つて之等輸出の振興を計つた。

一、國有林及び民有林パルプ資材の增伐に伴なふ資源涵養の爲に改良を計策し特に山火跡地の第二次林竝に海岸林造成費を計上した外、官行斫伐に伴なふ副產物たる樹皮をタンニン原料として採集し、又末木枝條を使用して製炭事業を行ひ以て其の生產を計ることとした。

一、酒精及びブチルアルコールは代用燃料其の他化學工業用として增產が要望せられたので、之が原料の馬鈴薯及び玉蜀黍の作付反別の擴張及び收量の增加に對し助成の計畫を樹立した。

一、農村、漁村は時局の影響に依り極度に勞力不足を來す現狀に鑑み、生產擴充の見地から其の繁閑に應じ臨時勞力の移動調整を計り各町村をして可及的自給足を策せしめる爲必要な諸般の施設を助成し、更に應召出征家族の不足勞力を緩和の爲牛馬の給料竝に農耕代馬の購入等を補助しようとした。

一、土功組合中特に經營困難なものに對し排水暗渠排水客土造田等各種事業に亘り實施し、收量の增加を計る爲之等事業に增率補助の途を樹てた。

一、內地馬政計畫に對應して國有未開地中一團地五十町步以上の放牧適地を選定し、之を町村又は團體に貸付して放牧場を設置せしめ、民有未利用地中の放牧適地に對しては町村又は團體の經營する場合に限り強制使用を認めて積極的に其の奬勵を計ることとした。

一、右の外各種產業の助成に關しては特に萬全の措置を講じ、且之が基幹的施設たる道路、橋梁、河川、港灣等の土木關係施設に在つても緩急に應じ計上し、運輸交通竝に災害防止上遺憾なきを期した。

昭和十五年度北海道拓殖費概算要求額

區分	十五年度概算額（千円）	增減△（千円）
北海道拓殖費	四〇、五三九	一〇、五二八
殖民費	一、六九五	一〇五
森林費	一三、三八一	二、八〇三
產業費	七、四九一	三、〇九六
土地改良費	二、四二四	六八九
道路橋梁費	四、九二四	一、五六八
特殊橋梁費	二七〇	六〇
河川費	一、七四六	五六八
治水費	三、八八九	九七六
港灣費	四、六二七	一、九一六
殖民軌道費	三〇二	七
業道及び軌道助成費	六六三	△二八〇
調査費	一八六	一一
拓殖業道公債利子支出金	四三	△六〇

昭和十五年度北海道拓殖費新規竝に擴張要求額內譯

一、輸出貿易振興に關する經費	九九九、〇〇〇円
（一）輸出魚粉魚油製造振興に關する經費	二三八、〇〇〇
（二）輸出水產製品製造振興に關する經費	四一三、〇〇〇
（三）輸出水產物增殖獎勵に關する經費	一三、〇〇〇
（四）輸出農產物增產獎勵に關する經費	三三五、〇〇〇
二、生產力擴充に關する經費	八、八〇六、〇〇〇
（一）國有林增伐竝に資源涵養に關する經費	二、六一三、〇〇〇
（二）民有林增伐竝に資源涵養に關する經費	二三一、〇〇〇
（三）漁撈指導施設に關する經費	三八、〇〇〇
（四）乾燥魚膠製造企業化試驗に關する經費	四三、〇〇〇
（五）水產用代用資材試驗に關する經費	四一、〇〇〇
（六）鮭鱒捕獲竝に增殖に關する經費	七二一、〇〇〇

（七）時局作物增産施設に關する經費 三五、〇〇〇
（八）農産物加工獎勵に關する經費 二〇、〇〇〇
（九）畜牛馬匹及び綿羊增殖獎勵に關する經費 三七一、〇〇〇
（一〇）畜肉增産獎勵に關する經費 四七、〇〇〇
（一一）農山漁村の勞務需給調整に關する經費 一八七、〇〇〇
（一二）工業振興に關する經費 一三七、〇〇〇
（一三）殖民地小土木施設及び開發に關する經費 三九、〇〇〇
（一四）土地改良に關する經費 一、五〇四、〇〇〇
（一五）特殊土功組合利子補給に關する經費 一五三、〇〇〇
（一六）鑛業道路新設及び改良に關する經費 四七六、〇〇〇
（一七）産業道路保全に關する經費 一、二〇四、〇〇〇
（一八）河川災害防止に關する經費 五三三、〇〇〇
（一九）港灣修築に關する經費 八〇五、〇〇〇
（二〇）殖民地運輸施設改善に關する經費 七七、〇〇〇

三、時局上特に緊要と認むる施設費 六二五、〇〇〇
（一）馬政計畫達成に關する經費 一一七、〇〇〇
（二）軍事道路に關する經費 一六八、〇〇〇
（三）工業地帶設定に關する經費 二〇、〇〇〇
（四）北千島漁港修築に關する經費 三〇〇、〇〇〇
（五）千島調査に關する經費 二〇、〇〇〇

合計 一〇、四二〇、〇〇〇

臨時財政補給金本道割當額

昭和十四年度市町村臨時財政補給金の本道割當額は一般補給金四百九十九萬九千三百七十四圓、特別補給金十五萬九千六圓、合計五百十五萬八千三百八十圓で、一般補給金は室蘭市、江別町、夕張町、苫小牧町、島取村、紗那村の一市三町二村を除く各市町村に交付されたが、今回は配分方法中課税力に對する配分率の改正に因り前年度に比し十九萬四千九百八十一圓の增加を示してゐる。特別補給金は本年度より國税に移管を見た遊興税に對する附加税の減少補塡のため交付されたもので、一般補給金と同時に交付された。尚補給金の使途は原則的には税の減收補塡及び戸數割等の過重な税の輕減に充てることとなつてゐるが、特に今回の補給金は今次事變に伴ふ經費又は歳入の減收の中一般歳入を以て支辨又は補塡困難なるものに對しても例外的に充當することとなる。市町村別交付額次の如し。

札幌市 一三、九九九
函館市 九七、四六八
小樽市 六六、〇三〇
旭川市 五六、三五五
室蘭市 七、五六二
釧路市 五九、五〇八
帶廣市 四六、六六五
二三四、七六〇

▽石狩支廳
札幌村 九、八六〇
篠路村 七、五〇七
琴似村 二一、六〇五
手稲村 一三、八〇四
圓山町 三三、一八一
豐平町 一八、九九五
白石村 一六、三七二
廣島村 一〇、一三六
江別町 三六八
石狩町 一九、一四四
當別村 二七、五八六
新篠津村 六、八三三
厚田村 一三、八三〇
濱益村 一九、三二六
恵庭村 一五、九二〇
千歳村 六七四
四三〇、八〇六

▽渡島支廳
大島村 一八、三四八
小島村 一三、七三四
福山町 一七、九六八
大澤村 八、八一五
吉岡村 一〇、三四三
福島村 一七、八八〇
知内村 一五、六六二
木古内村 二四、四九七
茂別村 一三、六五一
上磯町 一三、九四五
大野村 二二、三八二
七飯村 八、三二五
龜田村 一七、七一八
湯川町 一〇、六九八
錢龜澤村 一七、五九三
戸井村 一七、四九七
尻岸内村 一六、六三七
椴法華村 八、〇八七
尾札部村 一六、九五七
臼尻村 一三、九四四
鹿部村 一一、三六八
砂原村 一二、八〇四
森町 四三、六五七
落部村 九、三四一
八雲町 三四、七八〇
長萬部村 三三、三三七
二四〇、三五五

▽檜山支廳
江差町 三六、四七五
上ノ國村 三四、六六六
泊村 一二、三三九
厚澤部村 一四、七二一
乙部村 二五、〇六七
熊石村 三〇、〇九六
貝取澗村 五、〇八九
久遠村 一二、八〇七
奥尻村 二五、一三九
太櫓村 一〇、四一七
瀬棚町 一六、四三八
東瀬棚村 一四、三二四
利別村 三一、七六三

四六〇、二五〇

▽後志支廳
西島牧村 八、三二一
東島牧村 八、四〇三
壽都町 一四、三九一
樽岸村 五、七〇九
歌棄村 五、一二〇
磯谷村 一〇、三四五
黒松内村 一〇、七七一
熱郛村 六、五二八
南尻別村 一四、九八〇
狩太村 二〇、四六四
眞狩別村 一三、〇一七
留壽都村 一二、九六五
喜茂別村 二〇、一八三
東倶知安村 七、七五三
倶知安町 四一、四三一
小澤村 四、〇〇九
前田村 一〇、六〇〇
島野村 三、九一九
岩内町 三七、五六八
發足村 六、八九三
泊村 一〇、七九七
神恵内村 一一、三六四
余別村 六、一六八
入舸村 四、六〇四
美國町 一五、九六五
古平町 一八、三三一
大江村 一二、〇三三
余市町 五、七〇五
赤井川村 九、〇一七
鹽谷村 一四、八三九
高島町 一九、八三〇
朝里村 一三、三六九
五五二、二三九

▽空知支廳
岩見澤町 八一、一三三
北村 一〇、三三四
栗澤村 一三、〇九三
幌向村 一二、〇三七
三笠山村 一六、六四五
美唄町 三三、九六六
砂川町 一八、三三一
瀧川町 三七、三三六
江部乙村 一〇、五一六
音江村 一九、七八〇
歌志内村 九、八三〇
赤平村 一七、〇三六
芦別村 一九、一一五
由仁村 三三、八五三
長沼村 三三、八八五
角田村 三六、八一三
夕張町 一、一八五
月形村 一四、三六八
浦臼村 一三、九五八
新十津川村 三六、三一四
深川町 三三、九一五
妹背牛村 一八、四五一
秩父別村 一〇、九九五
一已村 七、〇二三
納内村 九、二〇六
多度志村 一三、〇五七
雨龍村 一三、五〇七
北龍村 一三、六七〇
沼田村 六、三三五
幌加内村 二四、二八五
五四二、四三四

▽上川支廳
東鷹栖村 八、九四四
鷹栖村 一五、七一五
江丹別村 七、三四五
東旭川村 一五、一一三
神樂村 二七、九一一
神居村 七、三二六
永山村 八、六〇三
當麻村 一五、〇五七
比布村 九、三九四
愛別村 一六、六六二
上川村 四、八一四
東川村 九、八〇五
美瑛村 三六、三三九
上富良野村 一六、一一五
中富良野村 一四、三二四
富良野町 三三、五〇九
山部村 一〇、八〇一
南富良野村 一三、五三七
占冠村 五、四六〇
和寒村 一一、三九一
劍淵村 一六、五一四
温根別村 一〇、八八一
士別町 四三、〇七八
上士別村 二三、六九八
風連村 二三、三九〇
多寄村 八、四五一
名寄町 三七、六〇〇
下川村 二〇、七五一
智恵文村 一〇、五一四
美深町 二六、七五四
常盤村 一三、四二〇
中川村 一九、一三八
二一三、八七九

▽留萠支廳
增毛町 二九、六三〇
留萠町 二七、三五一
小平蘂村 一〇、八八六
鬼鹿村 一三、六一六
羽幌町 一六、三三七
天賣村 七、七九一
焼尻村 七、三三五
初山別村 一一、七三四
遠別村 一三、九三一
天鹽町 二四、一六七
幌延村 二七、九六三
苫前村 二四、一一七
二六二、二六〇

▽宗谷支廳
稚内町 五八、三七八
宗谷村 一三、八七五
猿拂村 一六、三五二
頓別村 一七、五一三
中頓別村 一八、〇〇五
枝幸村 二四、〇〇五
香深村 二三、一三〇
船泊村 一四、三一七
鴛泊村 一九、七〇〇
沓形村 二〇、三三六
仙法志村 一三、三六七
鬼脇村 一六、四六二
七二二、二七一

▽網走支廳
網走町 八二、六四五
女満別村 三三、八五四
美幌町 二七、五三三
津別村 一七、三九五
斜里町 三六、三七七
小清水村 二六、四四四
端野村 二二、七三四
野付牛町 七九、九二三
訓子府村 一九、三三〇
置戸村 二二、四五五
相内村 一二、八八九
留邊蘂町 三一、一六七
佐呂間村 三〇、二〇三
常呂村 一八、九一三
生田原村 一五、六三五
遠軽町 四九、三九五
上湧別村 二五、三三〇
下湧別村 四〇、八六五
紋別町 三六、三九七
上渚滑村 一六、一八〇
下渚滑村 八、六七〇
瀧上村 二四、七〇七
興部村 二六、一四八
西興部村 一四、二一三
雄武村 一七、〇八〇
一七五、八六六

▽膽振支廳
苫小牧町 八九四
伊達町 三三、六〇九
厚眞村 一八、七四三
安平村 三三、八一〇
虻田町 一〇、六〇七
豐浦村 三三、五五六
洞爺村 九、二一二
壯瞥村 五、八八八
徳舜瞥村 一二、八九九
鵡川村 一三、八九五
穂別村 一一、九三一
幌別村 五、九四〇
白老村 一六、八六三
一七九、四二一

▽日高支廳
右左府村 五、一一一
平取村 一四、三三〇
門別村 二七、〇五四
新冠村 一三、五〇七
静内町 二四、三六八
三石村 一二、三三八
荻伏村 九、三六六
浦河町 三〇、四三六
様似村 一九、一九六
幌泉村 一二、七九三
三八三、七六九

▽十勝支廳
音更村 三三、〇四四
士幌村 一九、三六五
上士幌村 一四、〇六一
鹿追村 一六、四七九
新得町 一九、四九三
清水町 一四、一五八
御影村 一二、七四五
芽室村 三三、三六八
川西村 九、七九六
大正村 二五、四三一
大樹村 三三、三五三
廣尾村 二〇、九三一
幕別村 三一、七一〇
池田町 三九、四九九
本別町 三三、六〇六
西足寄村 一五、四三七
豐頃村 一七、六三〇
大津村 一〇、三五五
浦幌村 一八、四四八
一四六、三四四

▽釧路國支廳
釧路村 一、八九三
鳥取村 ―
昆布森村 八、六四三
厚岸町 二七、九六六
濱中村 二一、三二四
太田村 五、一九五
標茶村 一三、八三七
弟子屈村 一七、三五一
阿寒村 二二、六二三
鶴居村 九、四八八
白糠村 一六、四三九
音別村 四、一二五
足寄村 七、四四三
陸別村 一〇、一六四
一六三、七九一

▽根室支廳
根室町 四七、八八五
和田村 一二、〇五一
歯舞村 三一、九五九
別海村 二四、四九三
標津村 二四、四三五
羅臼村 七、三九三
泊村 一三、三三三
留夜別村 六、二三三
色丹村 一、五二一
留別村 三、六六四
紗那村 一六六
蘂取村 一、〇一〇

昭和十四年度地方債調

村債、五百五十萬圓、土功組合起債、千五百萬圓、合計一千九百五十萬圓、前年度に比べ四百萬圓の減少であるが、これは主として土功組合起債の減少によるもので、一般起債は却つて増加の傾向を示してゐる。

市町村財政

昭和十四年度市町村財政は、一般的に緊縮の方針を採つてゐるが、これは主として時局の進展に伴ふ諸般の施設の必要に迫られたためである。

市町村起債許可額

昭和十四年度に於ける市町村起債許可額は、一千九百八十二萬圓で、前年度に比べ四百萬圓の減少である。

市町村財政

昭和十四年度に於ける市町村財政は、一般的に緊縮の方針を採つてゐるが、これは主として時局の進展に伴ふ諸般の施設の必要に迫られたためである。

市町村起債許可額

昭和十四年度に於ける市町村起債許可額は、一千九百八十二萬圓で、前年度に比べ四百萬圓の減少である。

電灯電話諸機械材料
碍子眞棒柱上用金物
電線電纜各コード類
電熱器絶緣材料各種
私設電話工事請負

石垣開一商店

（在庫豐富）

札幌市北三條西三丁目（停車場通）

電話 三二〇〇九番
四九五〇

電略（イ）又ハ（イシ）

振替小樽一〇五八九番

照明器具避雷針各種
道産楢腕木製作販賣
松下電機株式會社
關西電線製造所
屋井乾電池株式會社
代理店

地方債目的別調（昭和十四年三月末現在）

	起債	災害土木費	救育費	衛生費	産業費	土木費	通信事業費	電氣及び自動車事業費	瓦斯及び水道事業費	其の他	計
▼道債	地方費に充てたるもの	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	市町村及び土功組合に轉貸したるもの	三五六、五三三	—	—	—	—	—	—	—	—	三五六、五三三
	右の外他に轉貸したるもの	—	—	—	—	三、三六五、八四〇	—	—	—	—	三、三六五、八四〇
▼市債（札幌市）	市費に充てたるもの	—	—	—	—	一、八〇〇、二〇〇	一、三三〇、六〇〇	—	—	—	三、一三〇、八〇〇
	他に轉貸したるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（函館市）	市費に充てたるもの	一、三五二、一九二	—	—	—	—	—	—	—	三五、八七〇	一、三八八、〇六二
	他に轉貸したるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（小樽市）	市費に充てたるもの	三、一三五、九七三	—	—	—	—	—	—	—	一三五、九四四	三、二七一、九一七
	他に轉貸したるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（旭川市）	市費に充てたるもの	九五、〇一九	—	—	—	—	—	—	—	八七、八〇〇	一八二、八一九
	他に轉貸したるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（室蘭市）	市費に充てたるもの	一、〇五六、八七〇	—	—	—	—	—	—	—	六三、一四三	一、一一九、〇一三
	他に轉貸したるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（釧路市）	市費に充てたるもの	一、〇四八、八三六	—	—	—	—	—	—	—	九五、八四〇	一、一四四、六七六
	他に轉貸したるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（帶廣市）	市費に充てたるもの	三五六、六四〇	—	—	—	—	—	—	—	二四四、六四二	六〇一、二八二
	他に轉貸したるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
▼市計	市費に充てたるもの	四五〇、三八〇	—	—	—	—	—	—	—	三五、一九五	四八五、五七五
	他に轉貸したるもの	八、三九二、八〇五	—	—	—	—	—	—	—	三〇、八四二	八、四二三、六四七
▼町村債	町村費に充てたるもの	一、八一二、五八六	—	—	—	—	—	—	—	四四、一九五	一、八五七、七八一
	他に轉貸したるもの	三、三五六、五三三	—	—	—	—	—	—	—	八四〇、八四二	四、一九七、二一五
▼土功組合債		—	—	—	—	—	—	—	—	一四、一九五	一四、一九五
▼合計	地方費及び市町村土功組合費に充てたるもの	一、六七二、一三五	—	—	—	—	—	—	—	四四、一九五	一、七一六、三三〇
	他に轉貸したるもの	三、三五六、五三三	—	—	—	—	—	—	—	八四〇、八四二	四、一九七、二一五
	計	五、〇二八、六六八	—	—	—	—	—	—	—	八八五、〇三七	五、九一三、五四五

地方債利率別調（昭和十四年三月末日現在）

	無利子	四分未満	四分以上五分以上	六分以上	計
道債	三、九五三	三、四五三、五三三	一〇、三六八、四七七	一、四五〇、三五八	一五、八二八、八一一
市債	一	九、九二一、七五五	三、三六七、九五五	一、四五〇、三五八	一四、三二〇、三二〇
町村債	二、三〇七、二五五	二、八九六、六五六	四、四三七、九四一	二六、三五七、三五〇	三一、六〇八、三六〇
土功組合債	一	二、九八〇、五三二	二、九八〇、五三二	二、九八〇、五三二	八、九四一、五九八
計	二、三一一、二三〇	一九、二〇〇、四八六	二〇、四二三、二八三	一三、〇三一、二三	七五、四七五、四二一

北海道に於ける租税收入

沿革　國稅は元地方廳により取扱はれて來たのであるが、産業の發達と國力の增大に伴なひ稅務管理局官制が布かるゝに至り、茲に地方廳の手を離れて大藏省直轄となり、本道に於ては札幌、函館、根室の三局が設置せられ、明治三十年四月一日より開廳と見たのである。

其の後明治三十五年十月三十一日現行の稅務監督局官制が制定されると共に、函館、根室の二局は廢止せられ札幌稅務監督局と改稱、全道を統轄して今日に至つてゐる。

當時道内の稅務署數は十六で、其の中札幌、室蘭（現岩見澤）の二署を除いては皆海岸地方に在り、鰊漁業の全盛時代を謳歌しつゝあつた增毛以南地方に小區域ながら其の半ばを占めてゐた。然るに拓殖の進展に伴なつて本道の經濟力の中心が中部に推移するに及んで滝川、旭川、名寄、帶廣の四署が增加して、中部の署も六署となつた。現在中部の人口は全道の四割三分四厘に過ぎないが、租稅收入では總額の半ばを占めてゐる。

稅額の推移　隨つて本道に於ける稅額變遷の跡を顧みるに、稅務管理局開廳初年度の租稅收入は僅かに九十餘萬圓で其の内酒稅は三八三千圓を占め、今日の漁業稅（地方稅）に相當する北海道水產稅の約三十萬圓と共に本道國稅の根幹を爲してゐた。

今日直接國稅の中樞である所得稅も當時は免稅點三百圓で、稅額は僅かに三、九六六圓、又地租の如きも二九、二六二圓に過ぎなかつた。越えて三十四年水產稅は地方に移讓されたが、日清戰役後の經營と本道の開發に伴なつて翌三十五年の租稅は一、八五〇千圓となり、五年前に比較すれば二倍餘に膨脹、所得稅二五八千圓、酒稅一、二一八千圓、營業稅一七七千圓に達した。

明治三十七年日露の役起るや非常特別稅法の制定により各稅に亙り增徵され、又相續稅、通行稅等の創設を見るに至り、斯くて翌三十八年度には一躍して四、一九七千圓に上つた。

此の時の增稅では所得稅の一、〇四五千圓、即ち二年前の約四倍、營業稅六五九千圓、三・七倍等が注目される。

新稅たる相續稅は五千圓、通行稅四二千圓といふ小額ものであつた。

次いで大正元年には總稅額五、二四六千圓に達し爾來數年間平凡裡に推移したが、歐洲大戰の末期より參戰國の產業機關が極度の不振に陷つた擾會に乘じて我が輸出は旺盛となり、所謂戰爭成金時代を現出、經濟界に一紀元を劃するに至つたが、爲に大正七年に所得稅の一部が改正された。個人所得稅の免稅點が三百圓より五百圓に引上げられたのも此の年で、翌八年度の租稅總額は一一、七三九千圓に飛躍を見るに至つた。

翌九年又々所得稅の改正が行はれ、第三種（個人）所得稅の免稅點は更に八百圓となり、尙稅率に付いても全面的に改正を見たが、第一種（法人）所得稅では超過、留保、配當、清算等の所得に對し課稅することとなつたのである。

大正十五年の稅制大改革には醬油稅、營業稅、通行稅が廢止され、之に代つて營業收益稅、資本利子稅が新設され、地租も從來の地價を賃貸價格に改められた。本改正では第一種所得中配當、留保の各所得に對する課稅が廢止となり、第三種所得稅の免稅點は千二百圓に引上げられたが稅率には見るべき改正もなく、租稅收入は順調なる增加を辿りつゝ昭和四年には二一、六四三千圓に達した。然るに昭和六年金輸出再禁止斷行に因る經濟界の不況に加へ、本道に於ては六年より十年に至る五箇年間凶作、凶漁相續き、特に昭和七年には不況深刻を極め租稅收入にも大なる反響を及すに至つた。卽ち昭和四年に比較すれば所得稅、營業收益稅は各三割三分、鑛業稅四割二分の激減となり、收入總額では三割の減少を示した。

越えて昭和十年から臨時利得稅が施行されたが、當該年度は法人、個人を通じ二四七千圓に過ぎなかつた。

昭和十二年度に於ては租稅增徵法が施行され、地租を除く各稅に對し增徵する一方法人資本稅、外貨債特別稅、揮發油稅、有價證券移轉稅の創設を見、同年七月北支事件起るや臨時議會の協贊による北支事件特別稅法が實施（八月十二日）された結果、租稅總額は二八、九六八千圓に達し、此の内北支事件特別稅は五九八千圓、新稅（增徵以外）四六七千圓を示した。

最近の課稅狀況　昭和十三年度に入つては戰時財政の强化に伴なひ第三種所得稅の免稅點を千圓に引下げた外、資本利子稅、相續稅、臨時利得稅等と共に一部が改正され、又北支事件特別稅は廢止となり、之に代つて支那事變特別稅が創設された。租稅增徵法による增徵は殆ど本稅に繰込まれ、課稅の範圍も擴張されたと同時に時局により惡影響を蒙つた者に對する田畑地租及び營業收益稅の輕減、重要鑛產物增產奬勵による鑛產稅、特別鑛產稅の輕減及び纖物消費稅の免稅品目の擴張、砂金以外の鑛區に對する課稅等所謂臨時租稅措置法の制定を見たのである。

一方支那事變は漸く酣となり、尨大なる軍事資金の撒布及び爲替管理等に因る國內產業の勃興に伴なつて戰時景氣は跋扈的たがら漸次浸潤し來つて、海運業、金、石炭鑛業及び製鐵、製銅、製紙、木材關係等の諸事業は特に顯著なる活況を呈し、農業も概して好結果を收むるを得た。

斯くて昭和十三年度の租稅は四三、四一〇千圓に躍進、前年度に比較して一四、四四二千圓の著增となつた。更に之を平常年度たる昭和十一年度に比較すれば實に二二、一九三千圓の激增となつてゐる。この内主なる稅目は所得稅九、九六四千圓、鑛業稅二、四二五千圓、酒稅九、六二四千圓、砂糖消費稅一三、〇四〇千圓、臨時利得稅一、八八七千圓で、北支事件特別稅及び支那事變特別稅（增徵以外の分）の總額は二、〇〇〇千圓に達してゐる。

茲に觀點を變へて法人（十三年度）と個人（十四年分）の負擔狀況を一瞥するに、第一種所得稅は三、二八八千圓で、第三種所得稅の七、二三一千圓との比率は前者の三に對して後者七を示し、法人の負擔額は現下の產業情勢に照らし一見寡少の觀があるが、これは本道に於て活躍しつゝある會社事業の大部分が道外會社の支店の事業であるため、道外にて課稅されることに基因するのである。

郡部が斷然優位

地方稅の納稅成績

昭和十三年度の地方稅調定額

は九百十三萬六千二百三十一圓であつたが、之が收入額は九百八萬七千十七圓で全體の九十九%四に達した。而して此の成績を前年度と對比するに左記の如くの・三%の向上を示してゐるのであるが、仔細に觀る時は郡部の方が成績よく、全體として〇・三%の向上であるに拘らず、市部の方は逆に〇・三%の低下を示してゐる。これは郡部が豐作による好影響とも考へられるのであるが、同時に戰時下にある都市の弛緩振りを窺はれるのである。

昭和十三年度地方稅徵收成績（千分率）

本廳支廳市町村合	當年度收入歩	前年度收入歩
留萌	九九四	九九四
宗谷	九九八	九九五
網走	九九五	九九八
膽振	九九五	九九八
日高	九九九	九九四
十勝	九九七	九九五
釧路國	九九八	九九三
根室	九九〇	九九八
支廳計	九九六	九九四
札幌	九九五	九九五
函館	九九三	九九五
小樽	九九二	九九八
旭川	九九五	九九一
室蘭	九九八	九九四
釧路	九九五	九九八
帶廣	九九七	九九五
北見	九九七	九九五
夕張	九九一	九九一
本廳扱	九九九	一
合計	九九四	九九一

備考　本廳扱とあるは各市が本年度より出張所により扱はれてゐるのであるが同時に本廳扱もあることを示す。

地方稅成績

昭和十四年度第一期地方稅納期内の徵收成績は前年度同期よりも〇・八%の向上を示し、調定額百九十三萬四千八百六十一圓（營業收益稅附加稅、所得稅附加稅を除く）に對し百八十六萬千十六圓の收入額を收めた。併しながら札幌市の如きは前年度より却つて〇・二%の低下を示したあたり、依然として時局色は郡部に濃厚であることを物語つてゐる。又完納町村は前年度と同樣、完納せる市は一つもなく、町村に於ては前年度同期の百七十三に對し本年度は百七十七に達した。又釧路國支廳は前年度同期と同樣支廳全體が百%の完納振りを示した。

昭和十四年度第一期地方稅收納成績（千分率）

本年度收入歩合	當年度收入歩	前年度收入歩
十勝	九九七	九九七
釧路國	一〇〇〇	一〇〇〇
根室	九九四	九九二
支廳計	九九五	九九五
札幌	九九四	九九六
函館	八九四	八九四
小樽	八九二	八九五
旭川	九九四	九九四
室蘭	九九〇	九九三
釧路	八八〇	八九〇
帶廣	九八七	九九五
市都計	九九五	八九〇
總計	九九二	九九五

昭和元年以降十二年までに於ける諸稅負擔額及び現在戶數一戶當平均を示すと左表の如くである。表に示された如く昭和七年度に於ける減少は打續く經濟界の不況に加ふるに水害及び凶作の影響を受け、道民の收入著しく減少したために擔稅力低下したることに因るものであるが、その後經濟力の恢復と共に漸增の趨勢を示し、昭和十二年度に於ける諸稅負擔額は總額四千二十一萬三千九百六十七圓に達し、その平均額は一戶當七十二圓四十八錢二厘、一人當十二圓九十八錢八厘にして、昭和五年以降漸減傾向を提回逐年向上の一途を辿るに至つた。

道民の擔稅

——諸稅負擔額及び一戶當平均——

昭和元年以降十二年度に於ける諸稅負擔額及び現在戶數一戶當平均を示すと左表の如くである。表に示された如く昭和七年度に於ける減少は打續く經濟界の不況に加ふるに水害及び凶作の影響を受け、道民の收入著しく減少したために擔稅力低下したることに因るものであるが、その後經濟力の恢復と共に漸增の趨勢を示し、昭和十二年度に於ける諸稅負擔額は總額四千二十一萬三千九百六十七圓に達し、その平均額は一戶當七十二圓四十八錢二厘、一人當十二圓九十八錢八厘にして、昭和五年以降漸減傾向を提回逐年向上の一途を辿るに至つた。

△現在戶數一戶當平均

年次	直接國稅	地方稅	市町村稅	計
	円	円	円	円
昭和元	一七・六四四	一五・七九七	二四・二四一	六〇・二八三
二	一七・二七〇	一四・八八四	三三・三三	六四・四四六
三	一七・四〇九	一六・〇八七	三四・二九八	六七・七八〇
四	一七・三〇九	一六・一七三	三四・二九八	六七・七八〇
五	一四・九七三	一四・一四六	二九・九五一	五八・六七〇
六	一三・七九八	一三・四三三	二五・九八五	五七・二〇六
七	一一・〇〇八	一一・〇〇九	二三・三五七	四五・五九四
八	一二・〇〇	一二・三一〇	二六・五七九	五一・〇九九
九	一三・八四〇	一二・六八六	二八・〇四一	五四・五一九
一〇	一四・〇三八	一二・七四三	二八・九三八	五五・四六〇
一一	一五・〇九六	一三・二一一	三一・七四〇	六一・九九七
一二	一三・九七〇	一五・四七〇	三三・九三三	七二・四八三

年目の本年納稅者は五萬四千百三十六人に達し、昨年より七千三百十二人の增加（一割五分六厘增）この所得金額一千六百六十三萬一千七百八十圓、稅額百五十六萬八千五百三十二圓夫々增額となり、これ等を歩合にすれば前者は一割八分五厘、後者は實に二割七分六厘の激增となる。斯樣に第三種所得稅の納稅者が殖え且その稅額が著しく增加したことは、時局關係の物資及びストック品類の値上りによる個人所得の增大、農山漁業界の賦工、鑛夫、土工夫等の收入の急增並に農村の豐作による好影響に起因するものと見られ、特に大納稅者級の物凄き躍進ぶりが注目される。次に純益四百圓から課稅される營業收益稅が三萬二千五百四十八人で一千八百二十四人（五分九厘）の增加、純益金額六百一萬六千七十圓（一割八分）稅額十五萬三千四百七十五圓（一割九分）の各增額を示し、物品業者の底力が以上の決定額に現れてゐるわけである。

兎に角本稅增加の主要原因は目先のきく商人、就中大手筋の利潤が多かつたためで、これは一般人の假需要（買溜）の心理が有利に展開したためであり、所謂小物で數の增加に比例する稅收入は餘り期待出來なかつた。從つて中には平和產業の不振に基づき昨年納稅資格のあつた者でも本年は納稅資格を缺いた者さへ多少ある。そしてこれ等に反し資本利子稅の納稅者が多少減少を來したのは一面低金利の

"個人四稅"の躍進

聖戰下三百萬道民の愼具合を測定すべき昭和十四年度分第三種所得稅、營業收益稅、臨時利得稅及び資本利子稅の個人四稅は、去る三月十五日申告を締切り爾來札幌稅務監督局に於てその所得調査を終へたが、例年ならばこの申告は餘り芳しからぬ成績で當局の査定後にも種々問題を殘し勝ちであつたが、今年は頗る好成績で、特に課稅洩のないやう當局が主として都市の大物に力を入れて苦心調査したせゐもあり、個人四稅を通じ昨年分に比し約一萬人の增加で、所得金額にして約二千三百萬圓、この稅額約百八十萬圓といふ飛躍的な增加を示してゐる。これで納稅成績さへ良ければ國民の經濟戰參加の心意氣は滿點であると當局でも喜んでゐる。

即ち

個人四稅の內その大部分を占める第三種所得稅に就いて見るに、免稅點引下二

租税統計（税務署關係）

租税收入並に負擔狀態（内國税總額の調定濟額に依る）

年度	税額	一戸當	一人當	備考 戸數	備考 人口
▼全國分					
昭和一〇	七八三,八三四,三〇四円	五七・九八九円	一一・三〇三円	一三,四九九,四八三	六九,二五四,一四八
一一	八七九,五五一,三〇四	六四・四八九	一二・五一九	一三,六四〇,三一七	七〇,三五八,三〇〇
一二	一,八二三,八〇七,九九一	一三一・〇五三	二五・四四三	一三,八三三,一五七	七一,二五三,八〇〇
▼北海道分					
昭和一〇	二五,六五四,四三三	四七・〇三八	八・三六一	五四五,三九〇	三,〇六八,二八二
一一	二三,二二七,三三三	四〇・九五五	七・二一六	五四二,四七六	三,一二二,八〇〇
一二	二八,三六九,七一九	五一・〇五二	八・九三五	五五五,六九八	三,一七四,八〇〇

昭和十三年度租税歳入徴收額（昭和十四年五月末現況）

税目	調定濟額	收入濟額	收入歩合
租税	三九,五三三,六四五円	三九,一〇五,九〇三円	・九八九
所得税	九,九六三,五五四	九,七二〇,〇五八	・九七五
第一種所得税	三,三八八,〇七五	三,〇七〇,四三〇	・九三三
第二種所得税	八九四,五七一	八九四,五七一	一・〇〇〇
第三種所得税	五,七八〇,九〇八	五,七五五,〇五七	・九九五
地租	一,〇五八,八四〇	一,〇五六,九五五	・九九八
田租	八一,〇五〇	八〇,六七九	・九九五
畑租	二八一,五三八	二八一,〇〇三	・九九八
宅地租	六〇八,七六五	六〇八,〇三一	・九九八
雜地租	八七,四八七	八七,二四三	・九九七
營業收益税	一,六三四,二八四	一,六〇六,八六七	・九八九
法人營業收益税	八三三,五七一	八一二,一九三	・九八六
個人營業收益税	八〇〇,七一三	七九四,六七四	・九九二
資本利子税	四九七,〇〇四	四九六,五八七	・九九九
甲種資本利子税	四二九,六三〇	四二九,六三〇	一・〇〇〇
乙種資本利子税	六七,三七四	六六,九五七	・九九三
法人資本税	三四〇,四一二	三三六,八三七	・九八九
相續税	五三九,〇一九	四八〇,一八一	・九〇七
鑛業税	二,四三五,四三三	二,三五二,三〇七	・九六九
鑛産税	八五八,四七六	八五七,二三八	・九九八
特別鑛産税	二六三,七九〇	二六三,三九〇	・九九八
採掘鑛區税	一七六,七九九	一七六,七八九	・九九九
試掘鑛區税	一,一〇四,九八五	一,〇三五,七二五	・九三七
砂鑛區税	一七,五七四	一六,〇二四	・九一一
特別砂鑛區税	三,八〇九	三,一四一	・八二四
外貨債特別税	一〇,一四〇	一〇,一四〇	一・〇〇〇
酒税	九,六三四,二一六	九,六三三,八七六	・九九九
酒造税	七,八三六,〇六三	七,八三六,〇六三	一・〇〇〇
麥酒税	一,六九三,四〇八	一,六九三,四〇八	一・〇〇〇
酒精及酒精含有飲料税	一〇四,七四五	一〇四,四〇五	・九九六
清涼飲料税	一五九,七四六	一五九,七四六	一・〇〇〇
砂糖消費税	一三,〇四〇,四六一	一三,〇一三,八一三	・九九七
織物消費税	一,九三九	一,九三九	一・〇〇〇
揮發油税	一八九,三四一	一八九,三四一	一・〇〇〇
取引税	九,〇三六	九,〇三六	一・〇〇〇
有價證券移轉税	四八,八一六	四八,八一六	一・〇〇〇
營業税	四〇四	四〇四	一・〇〇〇
臨時部	三,六六九,三一九	三,六二七,三七二	・九八八
臨時利得税	一,八八六,九九八	一,八四五,四三六	・九七七
法人臨時利得税	一,五二四,三四五	一,四八二,七八三	・九七三
個人臨時利得税	三六二,六五三	三六二,六五三	一・〇〇〇
利益配當税	三〇二,八九七	三〇二,八九七	一・〇〇〇
公債社債利子税	二一三	二一三	一・〇〇〇
通行税	一九,九五二	一九,九五二	一・〇〇〇
入場税	一七九,一六七	一七九,一六五	・九九九
特別入場税	三八四	三八四	一・〇〇〇
物品税	一,二七九,七〇八	一,二七九,三三五	・九九九
總計	四三,一九一,九六四	四二,七三三,二七五	・九八九

昭和十四年度乙種資本利子税第一期分徴收狀況

署名	調定濟額	收入濟額
札幌	三,六六二・二〇円	三,六六二・二〇円
岩見澤	二,五六九・〇〇	二,五六九・〇〇
室蘭	二,四六六・八〇	二,四六六・八〇
帶廣	二,〇三九・六〇	二,〇三九・六〇
網走	一,九一六・六〇	一,九一六・六〇
旭川	一,九〇三・四〇	一,九〇三・四〇
瀧川	一,六八七・六七	一,六八七・六七
釧路	一,四九二・二〇	一,四九二・二〇
名寄	一,二四六・六〇	一,二四六・六〇
紋別	九七五・六四	九七五・六四
留萌	八三九・二〇	八三九・二〇
倶知安	六五四・〇〇	六五四・〇〇
稚内	六一七・四〇	六一七・四〇
根室	五八六・六〇	五八六・六〇
浦河	五六六・六〇	五六六・六〇
江差	三一一・四〇	三一一・四〇
壽都	一八三・〇〇	一八三・〇〇
函館	六,〇一七・四〇	五,九六九・八〇
小樽	三,五八六・六〇	三,五〇二・六〇
計	三三,三四一・九一	三三,三一〇・三一
札幌市	二,四八八・八〇	二,四八八・八〇
室蘭市	一,六三五・〇〇	一,六三五・〇〇
旭川市	一,一二七・〇〇	一,一二七・〇〇
釧路市	五九二・四〇	五九二・四〇
帶廣市	五六六・二〇	五六六・二〇
函館市	五,一八六・四〇	五,一三八・八〇
小樽市	三,三三三・四〇	三,二三九・四〇
計	一四,九一九・二〇	一四,七八七・六〇

昭和十四年度個人營業收益税第一期分徴收狀況

署名	調定濟額	收入濟額
帶廣	二五,一八八・八一円	二五,一八八・八一円
釧路	二三,一五八・七〇	二三,一五八・七〇
網走	二一,五〇九・六三	二一,五〇九・六三
岩見澤	二〇,二六三・二一	二〇,二六三・二一
瀧川	一五,二九三・六六	一五,二九三・六六
紋別	一〇,九三三・〇三	一〇,九三三・〇三
名寄	九,八七七・五三	九,八七七・五三
浦河	六,七〇三・四七	六,七〇三・四七
江差	五,七九五・四九	五,七九五・四九
壽都	二,七七三・六八	二,七七三・六八
倶知安	九,九六九・〇六	九,九六四・六六
稚内	八,五九一・三三	八,五七四・二七
留萌	一三,〇五六・八〇	一一,九四九・〇〇
札幌	七九,八三五・八八	七八,八七三・七三
旭川	四三,〇二六・八六	四一,五〇九・九一
根室	一一,六二三・二〇	一一,四七七・一五
室蘭	二五,五一九・一三	二五,一五七・七五
函館	七七,九六八・〇九	七五,五八二・一四
小樽	六四,五八六・七四	六一,六四三・七五
計	四七三,六七二・二八	四六六,二二六・五六
釧路市	一五,三七一・五〇	一五,三七一・五〇
帶廣市	一〇,五六三・一七	一〇,五六三・一七
札幌市	七一,二六三・五三	七〇,三〇一・三八
旭川市	三三,七九三・一三	三二,二七六・一八
函館市	六五,四八〇・二〇	六三,一三八・八〇
室蘭市	一四,六九四・八八	一四,二四〇・二〇
小樽市	六〇,一〇九・八三	五七,二〇一・五四
計	二七〇,二七六・二四	二六三,一九三・六七

備考　收入歩合を前年同期に比較するに全管分は九割八分四厘にして二分七厘の昂上、市部計に於ては九割七分三厘にして四分五厘の昂上を見たり。更に之を既往の成績に徴するに未曾有の好成績を示せり。

昭和十四年度宅地租第一期分徴收狀況

署名	調定濟額	收入濟額
釧路	一〇,七三八・九一円	一〇,七三八・九一円
帶廣	七,四四五・六七	七,四四五・六七

瀧川	五、七六六・三三	五、七六六・三三
岩見澤	五、六三七・二〇	五、六三七・二〇
浦河	一、五四八・七四	一、五四八・七四
壽都	八八六・二三	八八六・二三
室蘭	一三、七七〇・一六	一三、七六六・六五
留萌	四、六五一・二三	四、六四六・六四
網走	五、二八七・四九	五、二八一・九八
倶知安	四、〇八〇・一八	四、〇七五・六八
旭川	一八、四七〇・八三	一八、四二八・九七
名寄	四、四一五・七三	四、四〇三・九七
札幌	六六、三三八・七八	六六、一三〇・五六
稚内	四、三五二・七七	四、三三七・四三
江差	二、〇七九・三八	二、〇四九・四五
紋別	二、六九一・九一	二、六八〇・九三
小樽	六五、五二四・九一	六五、〇四九・一八
函館	七三、四六八・五三	七二、八六三・五七
根室	四、〇八〇・二七	四、〇四〇・九五
計	三〇一、二二三・二五	二九九、七六五・六四
釧路市	九、三一七・二四	九、三一七・二四
帶廣市	四、六七〇・四七	四、六七〇・四七
室蘭市	九、四九三・六四	九、四五一・七一
旭川市	一五、九九八・〇七	一五、九九六・二一
札幌市	六〇、七一一・四六	六〇、五〇〇・三八
小樽市	六〇、九一四・六〇	六〇、五〇〇・二四
函館市	六九、二六〇・六五	六四、六九五・三四
計	二三六、三三六・一三	二三五、〇九一・五九

昭和十三年度諸税收入成績

署名	第三種所得税 一期	二期	三期	四期	田、畑、雜地租 二期	一期	宅地租 一期	二期	個人營業收益税 一期	二期	乙種資本利子税 一期	二期	個人臨時利得税 一期	二期	三期	四期
札幌	九・九四	九・九五	九・九八	九・九八	九・九五	九・九七	九・九二	九・九六	九・五〇	九・六七	九・九九	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
函館	九・六九	九・八五	九・九〇	九・九四	九・八六	九・九四	九・七五	九・九〇	九・六六	九・二七	九・七八	九・六一	九・五一	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
江差	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・七六	九・八九	九・八九	九・九六	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
壽都	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・八三	九・八二	九・九九	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	—	—	—	—
小樽	九・八八	九・九二	九・九三	九・九五	九・六六	九・九二	九・八一	九・九一	八・九四	九・三八	九・四七	九・六四	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
倶知安	九・九七	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・八四	九・九七	九・九七	一〇・〇〇	九・八八	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
岩見澤	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・九八	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
瀧川	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・七九	九・八六	九・九一	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
旭川	九・九七	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・九八	九・九一	九・九七	九・九四	九・九七	九・七五	九・九九	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
名寄	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・九九	九・八五	九・八四	九・九六	九・九六	九・九七	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
留萌	九・五二	九・五七	九・九三	九・九一	九・七四	九・七六	九・九一	九・九七	九・八一	九・八四	九・七九	九・七九	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
稚内	九・七一	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・六〇	九・七七	九・八五	九・七三	九・八二	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・七九	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
室蘭	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・八二	九・九二	九・九九	九・九九	九・六八	九・六七	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
浦河	九・九六	九・九七	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・九二	九・九九	九・九七	一〇・〇〇	九・九七	九・九八	九・六八	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
網走	九・九〇	九・八八	九・九七	九・九七	九・八三	九・八八	九・九七	九・九六	九・九一	九・九〇	九・九五	九・八四	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
紋別	九・九六	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・八〇	九・九一	九・九八	九・八九	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
釧路	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・八四	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
帶廣	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・九二	九・九二	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
根室	九・〇七	九・八八	九・九三	九・六九	九・五〇	九・六六	九・八八	九・七七	九・七四	九・八三	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
計	九・八六	九・九三	九・九五	九・九六	九・八五	九・九一	九・八六	九・九四	九・五七	九・六七	九・八九	九・八八	九・八三	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇

備考　本表は各稅務署に於ける全管分の納期内の調定済額に對する收入歩合とす。

既往五箇年間に於ける全道主要税目收入歩合

市町村名	全管	市部計	郡部計
▼第三種所得税	割	割	割
昭和九	九・四八	九・四六	九・五一
一〇	九・四四	九・五四	九・三五
一一	九・六六	九・六六	九・六五
一二	九・八三	九・八三	九・八五
一三	九・九二	九・九一	九・九四
	五、四五七、〇六六円	三、八五三、九七三円	一、六〇三、〇九三円
▼個人營業收益税			
昭和九	八・四三	七・七一	九・三三
一〇	八・四九	七・九〇	九・二七
一一	八・四三	八・〇六	八・九一
一二	九・二三	八・八一	九・七七
一三	九・六二	九・三六	九・九三
	七九一、八五六	四三七、一三八	三五四、七一八
▼地租(田、畑、雜)			
昭和九	九・四二	九・七二	九・四一
一〇	九・五三	九・七六	九・五三
一一	九・三九	九・七五	九・三八
一二	九・七一	九・七四	九・七一
一三	九・八八	九・八八	九・八八
	四四六、一五三	一六、一五九	四二九、九九三
▼宅地租			
昭和九	九・三六	九・二九	九・五四
一〇	九・五〇	九・四八	九・五六
一一	九・六一	九・六五	九・五〇
一二	九・八〇	九・八一	九・七九
一三	九・九〇	九・八九	九・九三
	六〇二、一三〇	四五四、一三八	一四七、九九二

北支事件特別税歳入徴收額 (昭和十四年三月末現況)

	調定済額	收入済額	收入歩合
所得特別税	円 五四〇、三三六・九八	円 五二一、六〇〇・三〇	・九六五
臨時利得特別税	一二五、四四七・六六	一〇三、九七〇・六六	・九九〇
利益配當特別税	二三四、七六三・六三	二三四、七六三・六三	一・〇〇〇
公債及社債利子特別税	二七六・六二	二七六・六二	一・〇〇〇
物品特別税	三五、三〇二・七七	三五、二九一・九八	・九九九
計	八二六、〇一七・二六	七八五、九〇二・七九	・九六三

災害に因る免税額 (地租) (北海道)

年度	災害の種別及び時期	災害地域	免税額
昭和九	水害 九月上旬	音別村、白糠村	円 九九
	天候不順	北海道一圓	五〇、九九八
一〇	水害 八月下旬	足寄村、帶廣市、池田町、女満別地方及び雨川村、穂別村、長沼村、幌向村の各地方	五、九〇七
	天候不順	北海道一圓	六七、三三一
一一	水害 八月下旬	帶廣、釧路、札幌、壽都地方の一小部分	一、七三五
	天候不順	帶廣、江差地方の一部	四〇五
	雹害 六月中旬	網走地方の一部	一四八
一二	水害 七月下旬	當別村、新篠津村	一〇九
	病害	美深町	一〇三
一三	旱害 八月下旬	倶知安町、岩見澤町、月形村、栗澤村、三笠山村、芦別村、新十津川村、東旭川村、士別町	二四五
	水害 七月中旬	上ノ國村、厚澤部村	三八
	水害 九月上旬	美深町	
	霜害 七月下旬	津別村	一〇一
	雹害 九月中旬	留戸村	一

昭和十四年一月有租地現在額

地目	地積	賃貸價格	地租	筆數
田	町 三七、五五八・八六	円 一、五四〇、一二四	円 五八、五三五	五一、九一五
畑	六二四、九四六・六九	八、六六五、三三七	三二八、八二四	五四七、八三九
宅地	一三、五三〇・〇一	一六、一五八、八三二	六一四、〇三五	二三三、四五九

鑛泉地	・二	一三、〇七六		一四
池沼	六、二八三・三一	七、九三八		三六〇
山林	一、二四三、二一八・四六	六九七、六五九	七五、四七六	一四一、八七七
牧場	一七九、五六六・四五	一五六、五〇五		一三、三六五
原野	五四〇、一五三・六八	二九四、八七一		二四五、九一一
雜種地	五、二五七・四九	八一七、一六八		三五、六三一
計	二、六四六、五〇五・〇六	二、八三八、四三九	一、〇七六、八六〇	一、三七〇、四七一

昭和十三年度各局市部國税收入成績

税務監督局名	第三種所得税	宅地租	個人營業收益税	合計
東京	円 一三三、六四一、三八九	円 九、三〇六、五八五	円 六、二九四、〇九三	円 一三八、二四三、〇六七
大阪	八八、四六六、五二九	六、七六一、一一〇	八、一六一、七九九	一〇三、三八九、四三八
札幌	三、八五三、九六三	四五四、一三一	四三七、一三八	四、七四五、二三二
仙臺	二、六六四、〇三一	四三三、五四三	四一三、八三八	三、五一一、四一二
名古屋	二一、五六〇、四〇〇	二、一三三、三三〇	二、七六四、三〇五	二六、四五六、九三五
廣島	一一、九二五、〇一一	八七一、六一〇	一、七二六、〇〇七	一四、五二二、六二八
熊本	一四、二二四、四四二	一、四一八、〇〇九	二、一一〇、六五二	一七、七四三、一〇三

昭和十三年度管内各市直接税負擔額

區分		直接國税	地方税	市税	合計
札幌市	總額	円 二、六四七、五九四	円 七六一、五三七	円 一、五三三、五四九	円 四、九三二、六八〇
	一戸當	六三	一八	三六	一一八
	一人當	一三	三	七	二三
函館市	總額	一、五五九、〇九六	八八九、三三二	一、四六一、六五四	三、九一〇、〇八二
	一戸當	三七	二一	三五	九四
	一人當	一四	一〇	七	二一
小樽市	總額	三、四七五、五〇三	八〇九、三〇三	一、三〇三、三三七	五、五八八、一〇三
	一戸當	一一六	二七	四三	一八六
	一人當	二三	五	八	三五
旭川市	總額	九〇七、七四九	二九八、三九五	五七二、三九四	一、七七八、五三八
	一戸當	五三	一七	三三	一〇三
	一人當	九	三	六	一八
室蘭市	總額	九五五、一二三	二三四、五四〇	五〇一、三八七	一、六九一、〇五〇
	一戸當	六三	一五	三三	一一一
	一人當	一三	三	七	二四
釧路市	總額	三三八、九八一	一五九、六九五	四五〇、三一四	九四八、九九〇
	一戸當	三一	一四	四二	八八
	一人當	五	二	七	一六
帶廣市	總額	九三、〇四八	一〇一、五三六	二八〇、八二八	四七五、四一二
	一戸當	一三	一三	三六	六二
	一人當	二	三	七	一二
合計	總額	九、九七七、〇九四	三、二五四、三三八	六、〇九三、三五三	一九、三二三、七八五
	一戸當	六一	一九	三七	一一七
	一人當	一二	三	七	二二

最近五箇年間に於ける租税、租税外及び臨時部收入額 (北海道)

年度	税額
昭和九	千円 一九、五三三
一〇	二一、七四三
一一	二一、九三四
一二	二八、四四一
一三	四二、七六六

最近五箇年間に於ける租税收入額 (北海道)

年度	税額
昭和九	千円 一九、四六五
一〇	二一、四六九
一一	二一、四九八
一二	二八、三七〇
一三	四二、七三三

最近五箇年間に於ける租税外收入及び臨時部收入額 (北海道)

年度	租税外收入	臨時部收入
昭和九	千円 四六	千円 一
一〇	四四	—
一一	四六	—
一二	四六	—
一三	三三	三、六七〇

最近五箇年間に於ける國有財産整理資金收入額 (北海道)

年度	國有財産賣拂代（千円）	雜收入（千円）	計（千円）
昭和九	二九	六	三五
一〇	二〇三	三三	二三六
一一	一三七	五	一四二
一二	一七六	六	一八二
一三	一八一	七	一八八

滯納調（昭和十三年度）

第三種所得税滯納原因

滯納原因	滯納人員	滯納税額（円）
轉出	三二一	二、〇四四
所在不明	九三	六三八
審査請求中異議訂正願出（異議中立中）	一〇三	四、五九九
金策困難	三八三	七、一五五
營業不振	二八〇	三、八七一
怠慢	六四一	一三、九〇一
赤貧無財産	七〇	五三三
決定後廢業	一二五	二一三
出征中	二四	四五二
旅行不在	八九	五、九四四
其の他	二一	八七三
合計	二、一四〇	三九、一八三

昭和十三年度中に於ける租税滯納件數

署名	第一種所得税	第三種所得税	田、畑、雜地租	宅地租	法人營業收益税	個人營業收益税	乙種資本利子税	法人資本税	相續税	礦業税	酒造税	酒精及酒精含有飲料税	砂糖消費税	有價證券移轉税	法人臨時利得税	個人臨時利得税	入場税	物品税	合計
札幌	一七三 六	三三五 三〇	一九三 三三	一三 九	一五五 四	六四 一六	八 —	一五〇 三	三八 —	八一 六	— —	— —	三 —	二 二	一〇 —	— —	— —	四七三 —	二、三一七 一二九
函館	一八二 五五	一、〇五〇 二〇一	四八三 七〇	四〇四 一〇八	一五三 三八	一、三二四 一〇	五三 七	一五〇 三三	六五 一六	二五五 五一	— —	— —	— —	— —	三 —	三八 —	— —	二〇七 —	四、三一六 七六三
江差	一八 七	— —	二一四 三一	六三 五	一八 七	二 三	— —	一五 七	一四 一	二五〇 三	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	二一 —	七一六 九三
壽都	二 —	— —	一〇八 二〇	五 五	二 —	— —	— —	二 —	六 —	九四 七	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	九 —	二三四 四
小樽	二五九 七八	九四九 二六三	一三三 一六七	三一六 一三五	二二一 四五	一、三九八 二七五	三六	一九七 三五	一四八 七	一八〇 三	三 三	— —	一 一	— —	三七 七	一二 —	— —	八四 —	三、〇九八 一〇四二
俱知安	二〇 八	二 六	二六九 九七	三一 二五	一五 六	一三 五	二 二	一二 五	一八 五	八九 三	一 一	— —	— —	— —	— —	— —	— —	八 —	一、四九九 五八
岩見澤	一四 二五	四 —	一三六 三	— —	七 九	六 四	二 —	二六 一〇	三一 八	一七九 四	— —	— —	— —	— —	一 —	— —	— —	一〇 —	三二三 七六
瀧川	一七 六	一 一	二七 四六	三四 三	三 三	— —	— —	四 四	三六 三	二五〇 七	— —	— —	— —	— —	二 —	— —	— —	五四 —	一六九 四三八
旭川	八六 二五	七九 四六	二五三 一三四	九〇 六一	七三 六	三七八 一二三	四 三	六 四八	三一 五	一六六 七三	一 —	— —	— —	— —	一七 —	— —	— —	二〇四 —	一、四四七 五八七
名寄	一四 九	五五	一二七 一三三	七〇 五二	一六 二	九 六	— —	二三 五	一九 四	一〇六 三二	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	八六 —	二六三 八七
留萌	二九	九一 四	四六五 九〇	二九 四	一八	五〇 一三	二 —	八 三	一〇 二	一九〇 七	— —	— —	— —	— —	一四	— —	— —	二 —	一八六 三七九
稚内	二五	一六 六	三六五 三一	九五 一四	二六	三 三	— —	一四	二九 三	一四六 一六	— —	— —	— —	— —	一二	— —	— —	三七 —	七四七 一七九
室蘭	一八九 六六	五〇 四四	一五二 一七八	四三 三一	一七 二	一三〇 一二九	— —	八二 二	四七 三	一八四 五〇	— —	一 —	— —	— —	二八	— —	— —	— —	一、四〇四 四六五
浦河	二六 二	三七 三	二三三 一六六	七七 七〇	二 五	一三 九	一 —	七 三	四八	二二九 七	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	二九 —	六〇七 二八六
網走	一五四 八	五〇 九	四六六 四三	一三六 一五	四八 一三	三八 六	八 —	四六 二三	四五 四	二五二 八一	— —	— —	一 —	— —	二八	— —	— —	一六九 —	一、三〇二 二三一
紋別	一八 六	四一 三五	二三三 八二	四六 二一	一二 二	四 四	— —	一三 —	一八 五	一三三 二〇五	— —	— —	— —	— —	二 —	— —	— —	二六 —	二六〇 七四
釧路	一九九 二四	二八 二四	一四四 六八	二九 三九	七三 八	四一 三七	— —	七三 六	五四 一	一三〇 一一	一二	— —	— —	— —	六 —	— —	— —	一三〇 —	二、八〇七 二九
帶廣	八二 二四	四 四	四一六 九一	二 二	六九 二六	二 二	— —	七三 二九	二〇 一〇	一二〇 一七	一 —	— —	— —	— —	一 —	— —	— —	一〇 —	二七九 二五九
根室	五三 一五	三四 五	四三三 八六	一三〇 四四	四五 三	八一 二三	— —	三九 七	三 一	一四三 三九	— —	— —	— —	— —	二 —	— —	— —	一〇四 —	一、〇七六 三三三
計	一、三二九 三三八	二、七七五 七一四	五、六二八 一、四九八	一、八一六 六六二	一、〇二五 一九八	四、二〇九 八三七	一四六 二四	一、〇二〇 一八八	六九九 八二	三、四二二 七三二	五八	一 —	一五	二二	一〇三 一四	一〇 四	一 —	一、八〇六 —	三三、四九七 五、二九九

備考　左傍は繰越とす。

個人營業收益税滯納原因

滯納原因	滯納人員	滯納税額（円）
轉出	三八	三七二
所在不明	一〇四	七七七
審査請求中異議訂正願出（異議中立中）	一三六	一、四六七
金策困難	五一五	四、五〇五
營業不振	七二二	七、六三三
怠慢	一、三九七	二、九七三
決定後廢業	六五	五三四
赤貧無財産	一九〇	一、一八五
出征中	二三	三六九
旅行不在	四二	四七八
全家不在	三	五五
其の他	二二	五五〇
合計	三、二四六	二九、八三四

第三種所得税職業別滯納者

職業別	滯納人員	滯納税額（円）
官公吏	八六	六六六
銀行會社員	五八六	五、五八五
店員	一六六	三七八
其の他の給料所得者	四	一〇
醫師	六六	七二六
辯護士	九	七八七
其の他の庶業	三九	三〇〇
地主、貸家主	一九〇	五、〇〇八
物品販賣業	二六三	六、一二四
製造業	九六	一、二三一
寫眞業	八	一六一
理髪業	三	一四
浴場業	八	六一
教員	二	八〇
貸座敷業	五	四八
旅人宿業	一五	二七一
仲立業	一四	七〇
料理店業	六七	一、四〇九
飲食店業	二四	一五一
カフェー業	一九	二八七
周旋業	八	一二一
印刷業	一四	一四三
金錢貸付業	二五	五三三
請負業	一五三	一、九六六
運送業	四三	八二一
興業	二	一五六
農業	一八	一四八
問屋業	二	二六
代理業	三	一四
漁業	六〇	一〇、九六〇
船員	五	二六
株主	三	一三
代書業	一	四
其の他	一一七	七九五
合計	二、一四〇	三九、一八三

個人營業收益税業態別滯納者

業態別	滯納人員	滯納税額(円)
物品販賣業	一、五八八	一三、一九七
料理店業	三四四	一三、六七〇
旅人宿業	五九	五八〇
印刷業	七一	五七八
金錢貸付業	三〇	三七四
請負業	四二	四、〇三一
運送業	一二〇	一、一九七
製造業	三九四	四、三五三
寫眞業	四〇	四九三
物品貸付業	一	四
仲立業	八八	六〇九
周旋業	八三	六八六
代理業	八	六三
合計	三、二四六	二九、八三五

地租滯納原因

署名	總滯納件數	不在地主なるため 納税管理人あるもの	不在地主なるため 納税管理人なきもの	不在地主なるため 計	納税者所在不明のもの	土地の所在不明又は重複のもの	舊土人保護法によるもの	其の他一般のもの
札幌	二八七	二一	一六五	一八六	六	三	—	九二
函館	七八五	四一	二五八	二九九	四八	—	三	四三五
江差	三一三	三三	九六	一二九	三六	六	—	一四二
壽都	九三	三	七一	七四	七	三	—	—
小樽	三三九	二五	一二八	一五三	一四	二	一八	一五二
俱知安	一三九	—	七三	七三	二	—	—	五五
岩見澤	五	—	五	五	—	—	—	—
瀧川	二五六	八	二〇二	二一〇	二	—	—	三五
旭川	一五二	三	一七一	一七四	七	—	一七	五四
名寄	一六四	六	一一九	一二五	三	—	二	二五
留萌	四一〇	一七	二〇八	三二五	七六	—	—	九
稚内	三八三	二九	三三八	二六七	一三	—	—	一〇三
室蘭	三二八	一〇	二〇七	二一七	一六	—	一六	六九
浦河	一三六	—	五九	五九	一	—	七六	—
網走	五六三	三三	二六七	三〇〇	二六	三	一三	二二〇
紋別	一六七	七一	八一	一五二	六	七	二	—
釧路	六七	一八	二九	四七	四	—	一六	—
帶廣	三三五	八	一〇三	一一一	二五	一	六〇	一二八
根室	四一九	—	二三五	二三五	五三	二	—	一三一
計	五、三三〇	三三六	二、七二三	三、〇五九	三七一	三六	二二三	一、六三一
總滯納件數に對する割合	一・〇〇〇	・〇六三	・五一一	・五七五	・〇六九	・〇〇六	・〇四一	・三〇六

改正國税一覽

臨時租税增徴法、支那事變特別税法に依る改正國税一覽左の如し。

▽地租

【課税標準】土地臺帳に登錄したる賃貸價格(法第八條)

【納税義務者】納期開始の時に於て土地臺帳に所有者として登錄せられたる者但し質權の目的たる土地又は百年より長き存續期間の定ある地上權の目的たる土地に付ては土地臺帳に質權者又は地上權者として登錄せられたる者(法第十二條)

【税率】賃貸價格の百分の三・八

【納期】(一)宅地租=第一期(二分の一)其の年八月一日より三十一日限。第二期(二分の一)翌年二月一日より末日限(二)其の他=第一期(二分の一)其の年十一月一日より三十日限。第二期(二分の一)翌年五月一日より三十一日限

▽建築税　(支那事變特別税)

【課税標準】昭和十四年四月一日以降竣成したる左記建物の建築價格(但し一萬圓以上のものに限る)より五千圓を控除したる金額=住宅、料理店、貸席、演劇、活動寫眞、演藝又は觀物等の用に供する家屋。建築價格には庭園設備等の費用をも合算す

【納税義務者】同上建築物を建築したる者

【税率】百分の十

【納期】建築竣成の都度決定

▽鑛業税

【課税標準】(一)鑛產物價格(二)採掘鑛區(三)試掘鑛區(四)砂鑛區

【納税義務者】(一)(二)(三)鑛業權者(四)砂鑛權者

【税率】(一)鑛產税(金、銀、鉛、鐵を除く)=鑛產物價格(臨增を含む)千分の六。特別鑛產税(金、銀)=鑛產物價格(臨增)千分の十三(二)採掘鑛區税=鑛區一千坪每六十錢(三)試掘鑛區税=同三十錢(四)砂鑛區税(砂金)=河床砂鑛區域一町每三十錢、非河床砂鑛區域一千坪每三十錢。特別砂鑛區税(砂金以外)(措置法)=河床砂鑛區域一町每三十錢、非河床砂鑛區域一千坪每三十錢

【納期】(一)前年分を三月中(二)(三)(四)翌年分を十二月中

▽相續税

【課税標準】(一)被相續人が本法施行地に住所を有するとき=相續財產の全部但し債務を控除す(以下同じ)(生命保險の保險金、退職手當、功勞金及び此等の性質を有する給與を含む)(二)被相續人が本法施行地に住所を有せざるとき=本法施行地に在る相續財產(三)準遺產相續(二十三條)=贈與財產(信託、生命保險及び郵便年金を含む)。家督相續にありては五千圓未滿、遺產相續にありては千圓未滿は不課税

【納税義務者】相續人(二人以上なるときは各相續人)受遺者、受贈者

【税率】家督相續(臨增を含む)=第一種自千分の六至千分の二百六十、第二種自千分の七至千分の二百八十、第三種自千分の十至千分の三百二十。遺產相續=第一種自千分の十二至千分の三百八十、第二種自千分の十四至千分の四百、第三種自千分の二十至千分の四百三十

【納期】相續開始の都度決定

▽登錄税

【課税標準】登記又は登錄を受くる物件の價格又は件數(一)不動產其の他有體財產權に關するの登記又は登錄に在りては價格表示を要するものは價格に依り其の他は件數によるを原則とす(二)著作權其の他無體財產權の登錄に在りては件數による(三)營利法人の登記等財產權以外の登記又は登錄に在りては件數による但し金額の登記を伴なふものは金額による

【納税義務者】登記又は登錄を受くる者

【税率】省略

【納税方法】登記又は登錄に關する書類に印紙を貼用して納むるを原則とす但し税額五百圓以上なるときは税務署に申出で現金を以て納むることを得

法人關係諸税

▽第一種所得税　(法人所得税)

【課税標準】(一)(甲)普通所得=各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額但し保險會社に在りては各事業年度の利益金又は剩餘金(法第四條)(二)(乙)超過所得=普通所得が當該事業年度の資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超過する金額(法第五條)(三)(丙)清算所得=法人解散したる場合は殘餘財產の價額より拂込株式金額又は出資金額を差引したるもの。法人合併の場合は被合併法人の株主又は社員が合併法人より合併の對價として取得する拂込濟株式金額又は出資金額及び金錢等の總額より合併當時の被合併法人の拂込株式金額又は出資金額を差引したるもの(法第十一條)

【納税義務者】(一)(一)所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人(二)本店又は主たる事務所を有せざる法人にして施行地内に資產又は營業を有するときは其の所得に付てのみ納税義務を有す(二)普通所得に同じ(三)所得税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

【税率】(一)(一)百分の十二・二五(臨增及び支那事變增を含む)(二)百分の二十二・五(同)(二)(一)普通所得金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額(一割超過)百分の四(二)同百分の二十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額(二割超過)百分の十(三)同百分の三十の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額(三割超過)百分の二十。右に依る算出税額に對し百分の十に相當する税額を增徴す(支那事變特別税法第二條)(三)(一)積立金又は所得税法其の他の法律に依り所得税を課せられざる所得より成る金額(臨增及び支那事變增を含む)百分の十二・二五(二)其の他の金額(同)百分の二十二・五

【納期】(一)事業年度每に決定す(二)普通所得に同じ(三)清算又は合併の際決定す

▽法人營業收益税

【課税標準】本法施行地内に於ける營業場より生ずる純益(各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額)(法第四條及び第七條)

【納税義務者】本法施行地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人

【税率】百分の四(臨增を含む)

【納期】事業年度每に決定

▽法人資本税

【課税標準】法人の資本(法第二條)

【納税義務者】(一)本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人(二)右以外の法人にして本法施行地に資本を有するときは其の資本に付てのみ納税義務を有す(法第一條及び第二條)

【税率】千分の一・二(支那事變增を含む)算出税額が年十圓に滿たざるときは年十圓とす。所得金額なき法人の法人資本税は之を免除す税額が其の事業年度の所得金額を超過するときは其の超過額に相當する法人資本税に付亦同じ(法第八條)

【納期】事業年度每に決定

▽法人臨時利得税

【課税標準】法人の利得(甲種利得、乙種利得)甲種利得=法人の現事業年度の利益が昭和六年十二月三十一日以前三年内

株式公社債債券
賣買及ひ金融

東京市日本橋區兜町（東株ビル）

株式會社 山文商店

電話 茅場町(66)一一二一番
丸ノ内出張所
麹町區丸ノ内丸ビル二階
電話 丸ノ内(23)二九五六番
(23)五三四五番
（丸ノ内出張所：火・木曜午後）

投資相談部（丸ノ内出張所）

に終了したる事業年度の全部（甲既往事業年度）の平均利益を超過する金額。乙種利得＝法人の現事業年度の利益が昭和十一年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度の全部（乙既往事業年度）の平均利益を超過する金額（法第三條及び第四條）

【納税義務者】（一）本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人（二）右以外の法人にして本法施行地に資産又は事業を有するときは其の利得に付てのみ納税義務を有す（法第一條及び第二條）

【税率】甲種利得金額百分の二十、乙種利得金額百分の四十。現事業年度の資本金額十萬圓以下なる法人に限り乙種利得に對する稅率百分の四十は之を百分の三十とす

【納期】事業年度毎に決定

個人關係諸稅

▽第三種所得稅（個人所得稅）

【課稅標準】個人の所得中第二種所得（第二種所得稅の項參照）に屬せざる所得（法第三條）總合所得千圓を超ゆるときは不動産（支那事變特別稅法第六條）

【納稅義務者】（一）所得稅法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する者（二）所得稅法施行地に住所又は一年以上の居所を有せざるも施行地内に資産又は營業を有する者は其の所得に付てのみ納稅義務を有す

【稅率】百分の一至百分の五十（國境を跨る）支那事變特別稅法第五條により右稅率による算出稅額に對し百分の二十二・五に相當する稅額を增徵す 但し合計して第三種所得の百分の五十五を超ゆることを得ず

【納期】第一期（四分の一）其の年七月一日より三十一日限。第二期（四分の一）其の年十月一日より三十一日限。第三期（四分の一）翌年一月一日より三十一日限。第四期（四分の一）翌年三月一日より三十一日限

▽個人臨時利得稅

【課稅標準】營業收益稅法第二條に揭ぐる營業（國營又は納營業を含む）に因る個人の利得。㈠個人の利得（甲種利得、乙種利得）甲種利得＝個人の利得が昭和六年以前三年の平均利益を超過する金額（平均利益が三千圓未滿なるときは三千圓を以て平均利益とす）乙種利得＝個人の利益が昭和十一年以前三年の平均利益を超過する金額（平均利益が五千圓未滿なるときは五千圓を以て平均利益とす）（法第三條、第九條及び第九條の二）㈡臨時利得＝昭和十四年一月一日以降營業したる結果又は營業若しくは納營業に關する證券若しくは設備の讓渡金額より取得原價其の他の費用を差引きたる純益金額但し二千圓を控除す

【納稅義務者】㈠（一）本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人（二）本法施行地に住所又は一年以上の居所を有せざる者にして本法施行地に資產又は事業を有する個人は其の利得に付てのみ納稅義務を有す（法第一條及び第二條）㈡同上の讓受人

【稅率】㈠甲種利得金額百分の十二、乙種利得金額百分の二十五㈡百分の二十五

【納期】㈠第一期（四分の一）其の年七月一日より三十一日限。第二期（四分の一）其の年十月一日より三十一日限。第三期（四分の一）翌年一月一日より三十一日限。第四期（四分の一）翌年三月一日より三十一日限㈡讓受の程度決定

▽乙種資本利子稅

【課稅標準】第三種の所得に付納稅義務を有する者の第三種の所得中事業に非ざる貸金又は預金の利子（法第二條）

【納稅義務者】本法施行地に於て上記利子の支拂を受くる者

【稅率】百分の四（臨增を含む）

【納期】第一期（二分の一）其の年八月一日より三十一日限。第二期（二分の一）其の年十一月一日より三十一日限

▽第二種所得稅

【課稅標準】㈠㈠公債、社債若しくは銀行預金の利子又は特別法の利益㈡㈠本法施行地外に在る者の本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若しくは利息の配當、剩餘金の分配又は利益若しくは剩餘金の處分たる賞與若しくは賞與の性質を有する給與㈡㈠本法施行地に住所又は一年以上の居

與にして其の支拂を受くべき金額より五千圓を控除したる金額

【納税義務者】㈠本法施行地に於て同上を受くる者㈡同上を受くる者㈢本法施行地に於て同上を受くる者

【税率】㈠(甲)國債の利子＝利率年四分以下のもの百分の二、利率年四分を超ゆるもの百分の二・五。國債以外の公債の利子＝利率年四分五厘以下のもの百分の六・五、利率年四分五厘を超ゆるもの百分の七・五。社債の利子＝利率年四分五厘以下のもの百分の八、利率年四分五厘を超ゆるもの百分の九・五、其の他百分の八(以上何れも臨增及び支那事變增を含む)㈡(乙)百分の十二・五(臨增及び支那事變增を含む)㈢(丙)二萬圓以下の金額百分の五、二萬圓を超ゆる金額百分の十、十萬圓を超ゆる金額百分の二十、五十萬圓を超ゆる金額百分の三十

▽甲種資本利子税

【課税標準】公債、社債、產業債券若しくは銀行預金の利子又は貸付信託の利益(法第二條)

【納税義務者】本法施行地に於て同上を受くる者

【税率】百分の四(臨增を含む)貯蓄銀行の所有する國債の利子百分の二

▽利益配當税　(支那事變特別税)

【課税標準】本法施行地に本店を有する法人より支拂を受くる利益配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額(支那事變特別税法第十二條)

【納税義務者】同上の配當を受くる者(所得税法其の他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者は不課税)(支那事變特別税法第十二條)

【税率】配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額に付ては百分の十、同年一割の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額に付ては百分の十五

▽公債及社債利子税(支那事變特別税)

【課税標準】本法施行地に於て支拂を受くる公債又は社債(外貨債特別税法第十一條第二項に規定する外貨債を除く)の利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及び社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額(支那事變特別税法第十六條)

【納税義務者】同上を受くる者(所得税法其の他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者は不課税)(支那事變特別税法第十五條)

【税率】百分の十五

▽外貨債特別税

【課税標準】外貨債利子の內外貨國債に在りては利率年五分に相當する金額を超ゆる金額、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年五分五厘に相當する金額を超ゆる金額

【納税義務者】本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する者にして外貨債を所有する者

【税率】十分の七

【納期】一月一日より六月三十日迄に收入したる利子に對する分＝其の年七月三十一日限。七月一日より十二月三十一日迄に收入した利子に對する分＝翌年一月三十一日限

▽有價證券移轉税

【課税標準】有價證券の賣買に因る移轉に付ては賣買價額、交換、贈與、遺贈其の他の原因に因る移轉に付ては其の時の價額

【納税義務者】有價證券の取得者

【税率】第一種(有價證券仲買人を賣受人とする賣買取引に因る移轉)國債證券取得價額萬分の一、其の他の有價證券取得價額萬分の二。第二種(第一種以外の移轉)(甲)取引所の實物市場に於ける賣買取引に因る移轉＝國債證券取得價額萬分の二其の他の有價證券同萬分の四(乙)其の他＝國債證券取得價額萬分の四、其の他の有價證券同萬分の八

▽通行税　(支那事變特別税)

【課税標準】乘車船區間及び階級

【納税義務者】汽車、電車、乘合自動車及び汽船の乘客(支那事變特別税法第十九條)

【税率及び税額】普通乘車船

階級	五十粁未滿	五十粁以上	百粁以上	百五十粁以上	三百粁以上	五百粁以上	八百粁以上
一等	円・〇六	円・一〇	円・二〇	円・四〇	円一・二〇	円一・八〇	円二・四〇
二等	・〇四	・〇五	・一五	・三〇	・八〇	一・二〇	一・六〇
三等	―	・〇三	・〇五	・一〇	・二〇	・三〇	・四〇

回數乘車船＝回數二十回以下なるとき普通乘車船に對する税額の五倍、回數五十回以下なるとき同十倍、回數五十回を超ゆるとき同二十倍。定期乘車船＝契約期間一月內なるとき普通乘車船に對する税額の五倍、契約期間三月內なるとき同十倍、契約期間六月內なるとき同二十倍、契約期間六月を超ゆるとき同三十倍。團體乘車船＝人員百人以下なるとき普通乘車船に對する税額の五倍、人員二百人以下なるとき同十倍、人員二百人を超ゆるとき同二十倍。貸切乘車船＝一等及び二等貸切運賃の百分の十、三等貸切運賃の百分の五但し税額は普通乘車船に對する税額に乘客定員數を乘じたる金額を超ゆることを得ず。普通乘車船、回數乘車船及び定期乘車船に對する通行税は十二歲未滿の乘客に付ては其の半額とす

▽酒造税

【課税標準】酒類卽ち清酒、濁酒、白酒、味淋及び燒酎の製造石數但し製成石數に對し清酒に於ては百分の七、味淋は百分の三、燒酎は百分の二に相當する澤引貯藏減量を控除したる石數

【納税義務者】酒類の製造者

【税率】第一種酒精分二十三度以下の濁酒一石に付三十六圓。第二種酒精分二十三度以下の清酒、白酒及び酒精分三十度以下の味淋、燒酎一石に付四十五圓但し連續式蒸餾機に依り製造したる燒酎に付ては一石に付四十七圓。第三種酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎一石に付四十五圓に酒精分三十度を超ゆる一度每に一圓七十錢を加へたる金額但し連續式蒸餾機に依り製造したるものに付ては四十七圓に酒精分三十度を超ゆる一度每に一圓八十錢を加へたる金額。第四種酒精分二十三度を超ゆる清酒及び白酒、酒精分三十度を超ゆる味淋竝に酒精分四十五度を超ゆる燒酎一石に付酒精分一度每に二圓十五錢(右何れも臨增を含む)

【納期】第一期(自十月至四月査定高四分の一)七月十六日より同三十一日限。第二期(自十月至四月査定高四分の一)十月十六日より同三十一日限。第三期(自十月至四月査定高四分の二及び自五月至九月査定高二分の一)翌年二月十六日より同二十八日限。第四期(前納額の殘額)翌年三月十六日より同三十一日限

▽酒精及酒精含有飲料税

【課税標準】酒精(酒精分九十度以上にてアルコール專賣法の適用を受くるものを除く)及び酒精含有飲料の製造石數

【納税義務者】酒精及び酒精含有飲料製造者

【税率】一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇每に二圓十五錢但し最低一石に付五十圓(臨增を含む)

【納期】每月中の査定石數に依り翌月末日限

▽麥酒税

【課税標準】麥酒の製造石數

【納税義務者】麥酒製造者

【税率】一石に付三十五圓(臨增を含む)

【納期】每月中の査定石數に依り翌月末日限

▽清涼飲料税

【課税標準】清涼飲料(萬分の五を超ゆる炭酸瓦斯を含有し百分の一以上の純酒精を含有せざる飲料)の移出(製造場より搬出する)石數若しくは使用せられたる炭酸瓦斯量

【納税義務者】清涼飲料製造者

【税率】㈠第一種＝玉ラムネ壜詰のもの一石に付八圓五十錢。第二種＝其の他の壜詰のもの同十五圓。㈡第三種＝壜詰以外のもの炭酸瓦斯使用量一瓩に付四圓五十錢

【納期】㈠每月分の移出石數㈡每月分の移出量中に使用せられたる炭酸瓦斯の量に依り翌月末日限

▽砂糖消費税

【課税標準】製造場又は保税地域より引取らる、砂糖、糖蜜、糖水の斤數

【納税義務者】製造場若しくは保税地域より砂糖、糖蜜、糖水の引取人

【税率】(一)砂糖＝第一種砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖(甲)樽入黑糖及び樽入白下糖但し分蜜したるもの、黑糖及び白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの竝に全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く百斤に付一圓七十錢(乙)其の他のもの百斤に付四圓。第二種砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖百斤に付七圓八十錢。第三種砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖百斤に付九圓三十錢。第四種氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの百斤に付十一圓七十錢(二)糖蜜＝第一種氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜(甲)糖分を蔗糖として計算したる重量(全重量の百分の七十を超えざるもの)百斤に付四圓六十錢(乙)其の他のもの糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付九圓三十錢。第二種其の他の糖蜜(甲)糖分を蔗糖として計算したる重量(全重量の百分の六十を超えざるもの)百斤に付一圓七十錢(乙)其の他のもの百斤に付四圓(三)糖水＝百斤に付七圓八十錢(右何れも臨增及び支那事變增を含む)

【納期】引取の際卽納とす但し擔保提供するときは三月以內徵收を猶豫することを得

▽揮發油税

【課税標準】製造場又は保税地域より引取らる、揮發油の量

【納税義務者】製造場又は保税地域より揮發油を引取る者

【税率】一キロリットルに付十三圓二十錢

【納期】引取の際卽納とす但し擔保提供するときは三月以內徵收を猶豫することを得

▽入場税　(支那事變特別税)

【課税標準】第一種の場所(演劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場、競馬場其の他一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽に供する場所)に入場し又は第二種の場所(舞踏場、撞球場、ゴルフ場、スケート場)の設備を利用する爲に支拂ふべき金額(入場料)但し第一種の場所の入場料一人一回二十三錢に滿たざるときは非課税とす

【納税義務者】第一種の場所の入場者又は第二種の場所の設備を利用する者

【税率】入場料の百分の十

▽特別入場税　(支那事變特別税)

【課税標準】學生、生徒又は運動競技を爲すことを業とせぬ者の行ふ競技を觀覽するため競技場に入場する者の支拂ふ入場料但し入場料一人一回二十三錢未滿のときは非課税とす

【納税義務者】競技場の入場者

【税率】入場料の百分の十

▽物品税　(支那事變特別税)

【課税標準】税法第三十八條及び施行規則附屬別表に揭ぐる物品に付。第一種販

賣品に在りては小賣業者の販賣價格、保稅地域より引取らるゝものに在りては引取の際に於ける價格。第二種製造場より移出する際の價格。保稅地域より引取らるゝものに付ては引取の時に於ける價格。第三種製造場より移出する若しくは保稅地域より引取る燐寸の本數、酒類の石數又は飴、葡萄糖及び麥芽糖の斤數

【納稅義務者】第一種物品に在りては小賣業者(第一次的には買受人)又は引取人第二種物品並に第三種物品に在りては製造者又は引取人

【稅率】第一種物品甲類百分の十五、乙類百分の十。第二種物品甲類百分の十五、乙類百分の十。第三種物品(一)燐寸千本に付五錢(二)酒類(イ)清酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒一石に付十圓(ロ)葡萄酒(酒精及酒精含有飲料稅法第三條に規定するもの)一石に付十五圓(ハ)其の他の酒類にして酒精及酒精含有飲料稅法の適用を受くるもの一石に付十四圓(三)飴、葡萄糖及び麥芽糖(イ)麥芽糖化の方法に依り製造したる飴百斤に付一圓五十錢(ロ)其の他の飴並に葡萄糖及び麥芽糖百斤に付二圓

【納期】第一種販賣したる其の月分を翌月末日限。第二種及び第三種移出したる其の月分を翌月末日限但し物品稅に相當する擔保を提供したるときは一月內其の徵收を猶豫することを得

▽遊興飲食稅（支那事變特別稅）

【課稅標準】左記の場所に於ける遊興及び飲食の料金(料理店、待合、貸座敷、引手茶屋。料金が一人一回五圓に滿たざる場合には課稅せず但し藝妓、娼妓及び之等に類するものの花代に付ては小額にても凡て課稅す

【納稅義務者】上記の場所の經營者

【稅率】藝妓の花代百分の二十、其の他の花代百分の十、飲食料百分の十

【納期】毎月分を翌月十日迄に申告し其の月末日迄に納付す

昭和十三年中完納町村

署名	町村名	完納繼續年數	表彰度數
留萌	天賣村	二六	六
旭川	神樂村	二四	五
同	當麻村	二四	五
同	上富良野村	二四	三
同	山部村	二四	五
倶知安	發足村	二三	五
留萌	遠別村	二三	五
瀧川	妹背牛村	一四	三
同	雨龍村	一三	四
留萌	燒尻村	七	三
函館	吉岡村	六	一
江差	貝取澗村	六	三
同	久遠村	六	三
同	東瀬棚村	六	四
旭川	永山村	六	三
同	比布村	六	四
札幌	琴似村	五	五
函館	小島村	五	二
壽都	樽岸村	五	三
室蘭	洞爺村	五	—
札幌	札幌村	四	四
室蘭	虻田村	四	一
帶廣	廣尾村	四	—
札幌	篠路村	三	—
同	新篠津村	三	三
函館	龜田村	三	—
壽都	歌棄村	三	三
小樽	大江村	三	—
岩見澤	栗澤村	三	二
同	三笠山村	三	一
瀧川	江部乙村	三	二
同	納內村	三	一
同	深川町	三	—
旭川	占冠村	三	一
名寄	上士別村	三	二
帶廣	大正村	三	二
同	豐頃村	三	二

昭和十三年中國稅完納市町村數（完納繼續年數）

署名	三年	四年	五年	六年	七年	十三年	十四年	二十三年	二十四年	二十六年	計
札幌	二	一	一	—	—	—	—	—	—	—	四
函館	一	—	一	一	—	—	—	—	—	—	三
江差	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	三
壽都	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	二
小樽	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
倶知安	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一
岩見澤	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
瀧川	三	—	—	—	—	一	一	—	—	—	五
旭川	一	—	—	二	—	—	—	—	四	—	七
名寄	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
留萌	—	—	—	—	一	—	—	一	—	一	三
稚內	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
室蘭	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	二
浦河	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
網走	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紋別	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
釧路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帶廣	二	一	—	—	—	—	—	—	—	—	三
根室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一四	三	四	六	一	一	一	二	四	一	三七

納稅組合設置狀況（昭和十四年三月末日現在）

署名	所轄戶數	納稅組合 貯金組合	販賣組合	其他組合	計	組合加入戶數
▲全管						
札幌	六四,九七五	一八五	三三一	二三三	七二九	三三,七〇一
函館	七四,七〇四	二六九	二六六	二六	五六一	一九,九九三
江差	二三,五五三	一五六	一五八	三七	三五一	九,三六六
壽都	五,四〇八	七一	一四八	九	二二八	四,二七八
小樽	四一,五三六	一〇九	一二九	二二	二五九	七,八三六
倶知安	一四,六二一	一六六	二六一	一	四二八	一〇,六五三
岩見澤	四五,一〇四	一一六	四八七	九四	六九七	二九,九九五
瀧川	三五,四八五	一三三	五一三	一四〇	七八六	三三,五一四
旭川	四九,〇六四	一六九	二三八	五〇三	九一〇	二七,四二〇
名寄	一九,二四一	八六	二三九	三五八	六八三	一四,八三三
留萌	一五,一六四	一三三	二九二	二五	四二九	一一,五四四
稚內	一三,三三八	一四三	三〇〇	—	四四三	九,九五四
室蘭	三四,三九〇	八〇	四〇〇	一	四八一	一五,五三三
浦河	一三,七二五	一一七	一六一	—	二七八	九,九九三
網走	二九,八〇四	六五	五九四	一八	六八七	一八,三二〇
紋別	一七,六三六	七〇	三五〇	—	四二〇	一一,八八一
釧路	二六,六三三	一一九	三六四	一〇	五五三	一三,三三〇
帶廣	二七,二九二	一〇三	八八一	四〇	一,〇二四	二九,〇六七
根室	一三,二三三	五五	二三八	四六	三三九	七,四六六
計	五五九,九六五	二,三七四	六,三六〇	一,五五三	一〇,二八六	三五七,七七二
▲市部						
札幌市	四一,七九〇	一二八	二〇	—	一四八	四,八三三
函館市	四一,七五一	五七	七	—	六四	二,〇〇八
小樽市	二九,九八八	六三	一八	—	八一	二,三五七
旭川市	一六,九八七	七七	六	—	八三	二,四二八
室蘭市	一五,三二八	九	—	—	九	九二四
釧路市	一〇,七〇五	九一	一五	—	一〇六	三,一三〇
帶廣市	七,〇二〇	二六	六〇	—	八六	三,一五六
計	一六三,四四九	四五一	一二六	—	五七七	一八,八三五

稅務署の所在地、名稱及び名稱其の他の異動

明治三〇年四月一日開廳	明治三三年四月一日新設	明治三七年四月一日廢止	大正一〇年一一月一日新設	昭和八年八月一日新設	昭和八年三月二六日勅令に依る名稱變更	昭和一〇年九月一日名稱變更	昭和一三年一〇月一日新設	署名（昭和一三年六月一日現在）	所在地（昭和一三年六月一日現在）
函館	—	併合	—	—	—	—	—	函館	函館市
松前	—	併合							
檜山	—	—	—	—	—	江差	—	江差	江差町
壽都	—	—	—	—	—	—	—	壽都	壽都町
小樽	—	併合	—	—	—	—	—	小樽	小樽市
岩內	—	併合							
							分割（倶知安）	倶知安	倶知安町
札幌	—	—	—	—	—	—	—	札幌	札幌市
空知	分割（上川）	—	分割（瀧川）	—	—	岩見澤	—	岩見澤	岩見澤町
			瀧川	—	—	—	—	瀧川	瀧川町
	上川	—	分割（名寄）	—	—	旭川	—	旭川	旭川市
			名寄	—	—	—	—	名寄	名寄町
増毛	分割	—	—	—	留萌	—	—	留萌	留萌町
宗谷	—	—	—	—	—	稚內	—	稚內	稚內町
室蘭	—	—	—	—	—	—	—	室蘭	室蘭市
浦河	—	—	—	—	—	—	—	浦河	浦河町
網走	—	—	—	分割（紋別）	—	—	—	網走	網走町
				紋別	—	—	—	紋別	紋別町
釧路	分割（河西）	—	—	—	—	—	—	釧路	釧路市
	河西	—	—	—	—	帶廣	—	帶廣	帶廣市
根室	—	併合	—	—	—	—	—	根室	根室町
紗那	—	併合							

專賣

沿革　北海道に專賣所設置されてその管轄區域となつたのは遠く明治三十年五月に始る。其の後數度官制が改正されて明治四十年九月に至つて煙草、鹽、樟腦の三專賣機關が統一されて專賣局函館收納所、小樽出張所、釧路出張所、專賣局函館販賣所、同小樽販賣所が設置されて專賣局函館收納所の管轄となり、同四十一年三月には小樽販賣所を小樽藏置所と改稱し同四十二年三月には函館收納所を函館專賣支局と改稱、同地の販賣所を併合した。明治四十二年六月樺太に煙草專賣法施行されて函館專賣支局の管轄に入り樺太豐原町に樺太出張所が設置された。明治四十四年四月アルコールの製造收納及び販賣を管掌することになつた。同年七月兩都を除いて千島全部は鹽專賣法不施行地となつたが其の間樺太大泊、眞岡、泊居、敷香及び根室に專賣官吏派出所が設置され、大正三年九月に於て根室出張所を廢止して根室派出所を置き、八雲煙草貯藏所を置き、八雲煙草貯藏所廢止されて煙草販賣所が設置された。昭和十三年四月官制改正に依り函館地方專賣局を札幌市北一條西二丁目に移轉し名稱を札幌地方專賣局と改め同時に函館煙草販賣所が函館出張所に昇格した。同年十月には帶廣煙草販賣所が帶廣出張所に昇格し同年十二月帶廣市に帶廣酒精工場が設置された。昭和十四年七月野付牛煙草販賣所が野付牛出張所に昇格し近く野付牛町にも酒精工場が設置される豫定である。從つて昭和十四年八月現在では局の事業課及び庶務課の下に出張所七、酒精工場一、煙草販賣所三〇、煙草貯藏所三、鹽引渡場所三といふ狀態である。

煙草專賣の概況　札幌地方專賣局管内の煙草の賣渡高は昭和六年煙草元賣捌制度廢止當時の一千百萬圓に對し昭和十三年度に於ては一千七百十二萬圓と驚異的な增加を示し、北海道及び樺太の經濟的躍進を如實に示してゐる。今之を煙草の品種別賣渡高及び販賣官署別賣渡高に見れば左の通りであつて、室蘭、岩見澤、夕張、旭川、惠須取等鑛工業地帶に於ける賣上の增加が殊に注目される。

煙草消費高

種類	北海道 昭和十三年	北海道 前年	樺太 昭和十三年	樺太 前年
内國製				
口付	二、六三二、六五五 円	二、三三五、一〇六 円	五七三、三五〇 円	四四八、〇七〇 円
切	九〇八、三八七	八五二、九九三	一、九七六、四三八	一、七六〇、三二五
雨巻	一、三三〇		五七	一四一
葉	一、五九一	一、五四八	二四一	三三五
パイプ煙草	二、九七七、四一五	二、九三二、四五三	四三〇、三〇一	四七四、五九二
刻				

外國製				
紙巻	一〇、八八二	一八、六三七	一、三三四	二、三六六
葉巻	三七〇	二八一	九	—
刻、板	三七四	九六	一八	四七
合計	一四、七六二、九一三	一三、七三二、六二七	二、九八二、五三八	二、六六八、五七二

煙草賣渡實績（札幌地方專賣局管内）

右列 數量（單位千本）
左列 金額（單位圓）

【内國製】

品名	一〇年 數量	一〇年 金額	一一年 數量	一一年 金額	一二年 數量	一二年 金額	一三年 數量	一三年 金額
▲口付煙草								
麗	九七	一、七七七	—	—	—	—	—	—
國華	一六一	二、二七六	九〇	一、二九〇	六六	一、〇五〇	三一	五四四
不二	二九	二八五	八	一〇一	三	三〇	二	二〇
敷島	三三、三二七	二六一、二六六	一六、四九六	一三八、二六一	一七、九六六	一六九、九一九	二四、七七七	二四八、〇一五
同贈答用	—	—	九、一六九	七九、一二三	六、四四三	五八、七九七	三、〇三〇	二〇、三三三
同卓上用	—	—	三一八	二、六九一	二三三	二、二二四	五三	五二七
みのり	一六、一二三	一〇八、七九九	九、六六四	六七、四八五	八、七五三	六八、二八五	一六、一〇八	一三一、九二三
同贈答用	—	—	二、九八一	一八、八四一	一、五三三	一一、八七七	七六五	六、一二〇
朝日	一九二、三五六	一、三九七、七三〇	一七七、六六三	一、二五三、二三一	一五三、三三六	一、一九五、三三三	一九五、三二〇	一、五九九、五八六
錦	—	—	—	—	七六、六九五	五三三、四三三	一一六、七九八	七九七、二四六
やよひ	三五	三七一	六	五三	四	三一	—	—
暮	一〇、六〇八	四七、六六六	一〇四、三二五	五一一、二四二	一一〇、六〇〇	六〇七、五二一	一〇五、七六八	五七七、四九三
カメリヤ	一一、六七七	五三、五四八	一〇、六三三	五一、六〇一	九、八八六	五三、八二二	九、九二三	五四、一七八
計	三九七、六三一	二、一九七、二九一	三三〇、七八八	二、一二三、八二四	三六八、七四二	二、六六八、一七九	四七一、五六三	三、四三六、〇二四
▲兩切煙草								
ナイル	〇・一〇	三	—	—	—	—	—	—
コハクプレーン五十本	—	—	三五	一、三三九	三〇	一、三六五	六	三三五
同金口十本	二七二	三、九五三	一〇七	六、三六四	一一五	五、一一七	一八	九四九
同プレーン十本	—	—	五八	三、一六八	五六	二、五〇五	九	四七三
ホープ五十本	—	—	五四五	七、七六一	三三五	五、三六二	一三	三六六
同十本	二、七三五	三六、九三〇	一、八三一	二五、九九三	一、二三九	二〇、五〇〇	六二三	一、八七五
同贈答用百本	—	—	—	—	—	—	—	—
エアーシップ五十本	—	—	五八四	六、七四三	二三八	四、六六三	三六	五八六
同十本	一七、七四二	一九一、六一八	一〇、二一三	一二五、七七八	三、一八九	四三、六一七	一五四	二、五五五

品名	一〇年 數量	一〇年 金額	一一年 數量	一一年 金額	一二年 數量	一二年 金額	一三年 數量	一三年 金額
同贈答用百本	—	—	—	—	—	—	—	—
チエリー五十本	—	—	四、四九五	四三、一七一	二、三八二	二六、〇六七	三七	五二〇
同十本	三六、三七二	三三七、三五六	三六、四九三	三四五、〇五九	一九、七〇三	二一九、三五七	一九、三八二	二六四、五六八
同贈答用百本	—	—	—	—	—	—	—	—
同細巻五十本	—	—	七七六	七、七七二	一、四六三	一四、六九四	—	二
翼	—	—	—	—	一、二〇一	一六、七二一	六〇九	九、九七一
光五十本	—	—	一〇三	一、一八三	二四六	三、五四一	四六八	四、六八二
同十本	—	—	一、〇九九	一〇、〇三九	三一、二〇四	二八八、四一六	五八、〇八五	五八一、四二七
ゴールデンバット	一、〇八三、七六五	六、八二七、七二五	一、一二三、七七五	七、四九一、六九三	一、一八九、八七五	八、六三三、一七〇	一、二二三、三九一	八、九〇六、二九〇
さかえ	—	—	—	—	—	—	一、八八〇	一三、六八六
暁	一三三、九七四	七一八、〇六四	一四六、八三七	八四四、八〇九	一四〇、四二一	九〇二、九二六	一七〇、六二九	一、一六四、五四一
胡蝶	四三九	二、三七二	—	—	—	—	—	—
ほまれ	二〇、五八〇	九六、三二七	二六、一〇〇	八二、六〇七	二六、一〇〇	八三、一二九	三二、〇一九	一〇一、九八〇
リリー十本	—	—	—	—	—	—	—	—
アルマ	〇・〇六	二	〇・四	一三	—	—	—	—
サロン	五	一四〇	七	一九七	—	—	三	八一
計	一、三〇四、九八八	八、二三三、四九五	一、二六二、四〇六	九、〇八二、六一六	一、四〇六、一〇八	一〇、二九〇、三〇八	一、五〇〇、三九三	一一、〇六四、七二五

右列 數量（單位千）
左列 金額（單位圓）

品名	一〇年 數量	一〇年 金額	一一年 數量	一一年 金額	一二年 數量	一二年 金額	一三年 數量	一三年 金額
▲刻煙草								
水府	八八	一、三三四	五九	九二七	三六	九八一	二二	四一
薩摩刻	六一	九三〇	三三	五二〇	[illegible]	五九九	九	一八三
福壽草	三四	三七二	八	九一	一	一四	—	—
白梅	三、〇三六	三三、七二一	一八、四七九	三二、二七六	一、八四二	一六、五五七	一、三七七	一三、六七五
さつき	一六、一六四	八四、〇三三	一三、一一五	七一、四二七	一一、九三〇	六八、七〇五	八、一三八	五三、七八五
あやめ	一六三、七七五	六五一、七六四	一三〇、八六八	五四七、九九七	九七、七〇七	四九一、四二六	六五、二七〇	三三四、四五〇
はぎ	六六六、六〇一	一、八二〇、九〇二	六九〇、四九〇	一、九〇一、七三四	七四六、六三五	二、一一六、九二四	七七三、〇四二	二、一三四、三三〇
なでしこ	三三四、六三八	六六三、二〇二	三九二、八七七	七〇一、九九五	三七二、〇一〇	七四三、一二四	三四四、二〇一	六八九、七九三
富貴煙	五、八三四	九、八〇二	五、三二七	八、九九〇	五、一七八	八、七九五	四、二〇三	七、一三七
計	一、一八九、三二四	三、二四五、〇四三	一、一九四、七九五	三、二五三、一一三	一、二三八、〇六〇	三、四〇七、〇四四	一、一九三、四六〇	三、三三七、六一六

▲内國製葉卷及び輸入煙草（右列 數量（單位千本、但し輸入刻及び板、パイプ煙草は瓩） 左列 金額（單位圓））

内國製葉卷	六一	四,四五三	三三	二,七二九	一九	一,六九一	一四	一,三八七
輸入葉卷	三	一,三三八	二	八三七	一	二九一	一	三七九
同　紙卷	二,五八九	四三,三四一	一,六四九	三三,一四二	九五四	二一,〇〇三	二七三	一三,一〇六
同　刻、板	一三五	二,三〇九	六三	一,〇八七	五三	一,〇〇三	二一	三九二
パイプ煙草	五〇九	四,一八〇	三六五	三,二八六	二九二	二,九八九	一三四	一,八〇三
計	二,六五三 六四四	五四,四一〇	一,六八五 四二七	四〇,〇八四	九七四 三四四	二六,九七八	二八七 一五五	一六,〇九四

月別煙草賣渡數量

	口付（千本）	兩切（瓩）	刻（瓩）	パイプ煙草（瓩）	其の他（千本）	其の他（瓩）
昭和十三年 四月	二九,四八四	一一五,三二九	一〇八,三八五	七	一九	四
五月	三一,五九一	一一七,四六四	九四,八三一	一七	八九	七
六月	三五,一一七	一二七,七六七	一〇二,五〇九	二九	一〇	二
七月	三四,八五一	一二五,九六〇	九七,一二九	一四	九一	九
八月	四一,〇三四	一二四,五四二	八九,二九九	四	一〇	―
九月	三九,七六七	一三〇,三九八	八七,三三〇	九	六	―
十月	四四,一〇〇	一三七,八〇九	九三,三七八	四	三	―
十一月	四三,九七八	一三四,一六九	一〇五,六一二	一六	二〇	―
十二月	五三,〇八〇	一四四,五五〇	一二〇,二四四	五	一	―
昭和十四年 一月	四一,二五八	一二六,七五三	九八,〇八三	一	一六	―
二月	三五,一〇三	一一六,七四八	九七,五〇〇	七	一五	―
三月	四三,二〇三	一三五,八七四	一〇一,一六九	二	五	―
計	四七一,五六三	一,五〇七,三五三	一,一九三,四六〇	一三四	二八六	二一
昭和十二年	三八五,二四三	一,四一六,一〇八	一,二五一,〇六〇	二九一	九七四	五三
昭和十一年	三三〇,七八八	一,三六三,四〇六	一,二九四,七五五	三六五	一,六八五	六三
昭和十年	三五七,六三一	一,三〇四,九八八	一,一八五,二二四	五〇九	二,六五三	一三四

月別煙草賣渡代金

	口付（円）	兩切（円）	刻（円）	内地葉卷（円）	パイプ煙草（円）	輸移入製造煙草（円）
昭和十三年 四月	二一一,一八二	八四八,六七一	二八九,三六五	一一三	九九	一,二〇九
五月	二二八,一三六	八六五,五七五	二五六,五二八	一七一	三二七	四,四七五
六月	二五四,〇二四	九四一,八四七	二七三,五四四	三〇六	五二九	四〇〇
七月	二五一,五六一	九二六,四〇三	二五四,〇二〇	二七九	一八五	三,九七八
八月	二九九,四三九	九一七,九八八	二三九,四五〇	五八	四七	四九一
九月	二九一,三〇一	九五九,五六三	二三四,三三三	五四	一二八	二八四
十月	三三六,〇一七	九三七,二五八	二五一,九三三	四〇	六〇	九二
十一月	三三三,五四九	九八五,一一一	二八七,五〇二	二三	二二五	八二六
十二月	三八一,四一七	一,〇五八,一二七	三三六,六三六	一〇	七一	五四
昭和十四年 一月	三〇一,九〇四	八五七,一五〇	二六九,七七六	一九三	一五四	六七四
二月	二五四,一七二	八四九,七〇九	二六七,〇八一	七〇	九三	七六〇
三月	三一三,三三三	九一七,三三四	二七七,七六九	八一	二三	一四五
計	三,四一六,〇一四	一一,〇六四,七三五	三,二二七,六一六	一,三八七	一,八〇三	一三,八七六
昭和十二年	二,六八三,一七九	一〇,二九〇,二〇八	三,四〇七,〇四四	一,六九一	二,九八九	二三,二九七
昭和十一年	二,一二三,八一五	九,〇八二,六一七	三,二五二,一二四	二,七二九	三,二八六	三四,〇六九
昭和十年	二,一九七,二九一	八,二二三,四九五	三,二四五,〇四三	四,三九八	四,一八一	四五,八三四

販賣官署別煙草賣上高

販賣官署	小賣人員（人）	昭和十三年度賣上高（円）	人口一人當消費高（円）
○函館	九二〇	一,九一五,〇五四	三・三九二
札幌	七八二	一,八〇九,九三〇	五・一八〇
○小樽	五三九	一,二八六,九二八	五・四五四
旭川	四九五	一,〇〇四,八六九	四・二三四
室蘭	三四六	九二三,三三四	七・二四九
○釧路	三五四	八九一,〇八四	五・六六一
○帶廣	四四四	八五三,〇六九	三・五二一
惠須取	一〇七	八三七,八八二	一二・七一五
岩見澤	三一九	七一九,〇五三	三・八八七
瀧川	二二三	五四七,四五二	五・一二七
○樺太（豐原）	一九二	四八八,九七三	七・〇四三
樺太紅岡	二四五	四五四,七四三	五・八三四
紋別	二三九	四二六,一二九	四・〇四一
敷香	九九	四一六,七五五	一三・六〇三
○野付牛	二二七	四一〇,一〇五	三・六六六
○根室	一八九	三八九,七四八	五・六三三
名寄	二二三	三七〇,七一一	三・三六八
苫小牧	一七五	三三八,〇六二	四・六一五
大泊	一八一	三三三,二一三	三・五七〇
夕張	一七六	三〇三,九二四	五・二四八
石狩深川	一四〇	二六九,〇四七	三・五一六
網走	一四九	二六七,四七九	三・四七八
泊居	七二	二六六,四六三	一〇・二五〇
八雲	一三一	二五六,七六九	三・三九九
浦河	一三八	二四七,四九〇	三・九八六
留萌	一七三	二四〇,六一〇	三・七一二
知取	五五	一九三,五〇九	七・二九四
倶知安	一三三	一八一,八〇六	三・一九〇
富良野	一〇五	一七七,五〇三	三・二六六
岩内	一〇五	一六七,一〇二	四・四九三
江差	一八二	一五八,二九六	二・六八三
稚内	八四	一五四,六八三	五・二五五
枝幸	七八	一〇六,三一九	三・六四四
天鹽	七四	九九,九三一	三・七〇〇
鴛泊	九五	八九,四〇五	三・八二三
瀬棚	六〇	八三,三七八	三・二一五
壽都	一〇三	七三,六九四	三・〇九五
計	八,二四一	一七,七四四,四五〇	四・六一五

計に於て内容と符合せざるは圓未滿四捨五入せるに依る。
○印は出張所を示す。

專賣益金　一般會計へ納付した昭和十三年度全國專賣益金は二億六千百三十萬八千圓で豫算額二億五千四百五十萬圓に比較して七百二十五萬八千圓の増加を示した。尙最近五箇年の益金は左の如くである。

昭和十二年度	二五七,五八七千圓
同　十一年度	二二一,五一六七
同　十年度	一九七,五六三
同　九年度	一九二,五七一
同　八年度	一七九,二六七

尙北海道内の煙草專賣益金は道内の拓殖計畫の有力な財源として本道開發に貢獻してゐる。樺太に於ける煙草專賣益金の大部分も同樣に其の拓殖財源に繰入れられる。この專賣事業と拓殖計畫との相互關係は北海道及び樺太に於ては殊に注目せらるべきである。

煙草の耕作　北海道に於ける煙草の耕作は北海道農事試驗場と北大で僅かに試作してゐる程度であるが、今後は相當有望視されてゐて專賣局でも近く耕作方法等の積極的研究を行ふことになつてゐる。

鹽專賣の狀況

擇捉以東の千島の一部を除き北海道一圓は鹽專賣法の施行地域で其の製造、輸入、販賣等は總べて專賣局の監督下に置かれてゐる。然し北海道に於ける鹽の製造には大正十一年頃の沃度副産鹽の全盛時代を除き殆ど見るべきものがない。併しながら本道は有數なる漁場及び漁業の根據地である爲漁獲物の鹽藏用として特異且多量の需要が存するばかりでなく、道内の開發につれて家庭用鹽等の需要増加の爲鹽の賣渡高は累年増加を示してゐる。尙專賣鹽には特別定價賣渡制度及び交付金下附制度があつて漁業用鹽等を低價で供給し又は專賣益金の下戻を行ひ産業の保護助成に努めてゐることは殊に本道に於て注目せらるべき事項である。尙鹽專賣法は樺太には施行されてゐない。

用途別鹽賣渡高

用途別	昭和十三年度（千瓩）	昭和十二年度（千瓩）	増△減（千瓩）
再製用	―	一二〇	△　一二〇
漬物用	一一,一二九	一四,五七六	△　三,四四七
醬油用	三,九九六	四,三八二	△　三八六

味噌用	四〇六一	五、一五四△	一〇九五	九五度	三、三〇七	一、二九九、二八九
麺類用	三三〇	八二	一三八	九四度	一八五、三〇五	七九、七〇三、九八〇
漁獲物用	一四、三二一	二、九四八	二、七三	計	四九、八三八、〇二三	二、三七、四三二、二四
冷凍用	一八一	一、九八△	八			
還種用	三	五△	二			
家畜用	一、九二一	一、二七三△	八二			
獣皮用	三二九	一〇八	三三			
魚皮用	六	一	六			
窯業用	三四四	一八四	五〇			
石鹸用	元	四一△	三			
鋼業用	一	八△	八			
製鋼用	一	三△	三			
輸移出用	四〇八	六三三△	二四三			
その他	二、八元	七六九	五、一四			
合計	五三、三〇五、三七		一八三			

アルコール專賣

昭和十二年四月から施行されたアルコール專賣制度は專賣制體系中に於て特異な地位を占める。其の目的は從來の煙草や鹽の專賣制度の樣に收益を目的としたものでなく、專ら國防の强化及び國際收支の改善のため液體燃料としてのアルコールの生産供給の擴充を目標とする。即ちアルコールの製造は政府の專屬とし政府直營の製造工場を各地に建設し、澱粉質農産物即ち甘藷及び馬鈴薯を主要原料として五箇年計畫と以て內地に於て百六十萬石の製造を企畫しつゝある。然し專賣制施行前に於ける當業者保護の爲に之等業者に製造を特許し政府の監督下に工業用等に向けられるアルコールの製造を許可する。アルコールの輸移入も亦政府の管理下にある。販賣は政府指定の元賣捌人を通じて一般の消費者に賣渡される外、揮發油混入用の無水アルコールは石油業者に直接賣渡されてゐる。尙工業用等に使用したアルコールに專賣益金下戻制度（交付金）のあることは鹽に於けると同樣である。

アルコール收納高實績

（全國）

度數別	昭和十二年度 數量	昭和十二年度 賠償金額 円
九五度	三、三〇七	一、二九九、二八九
九四度	一八五、三〇五	七九、七〇三、九八〇
計	四九、八三八、〇二三	二、三七、四三二、二四

アルコール移入高實績

（全國）

度數別	昭和十二年度 數量	昭和十二年度 購買代金 円
九五度以上	一、〇二三、六二一	三八、一四七、二九三
九六度	一、〇二三、六二一	三八、一四七、二九三
九五度	六八、六八七、三六〇	二、四七、五〇四、五五五
九四度	九〇、三六五、九三〇	三、三六、五〇四、五五六
變性	四九、九四、六三二	一、七四、四三、七四七
計	二〇五、九五、三〇八	八、一四〇、七六四、二〇

アルコール賣渡高實績

（全國）

區分	昭和十二年度 數量	昭和十二年度 代金 円
一般賣渡	二三、九九四、七二九	九、七九、九〇五、五四
特別賣渡	一三、三九、二〇〇	五四、三四、九八四
計	二五三、三八七、七二九	一〇、四四、四〇八

北海道に於ける概況　北海道に於ける政府直營アルコール工場は昭和十三年に起工した帶廣酒精工場が昭和十四年秋頃から操業を開始する。昭和十四年度には更に野付牛町に工場が建設されることに決定した。其の使用原料は何れも馬鈴薯で札幌地方專賣局が各系統農會及び產業組合を通じて生產農家から購買する。製造方法は冷凍乾燥方法に依ることになつてゐる。昭和十四年度の政府の原料買上價格は生馬鈴薯一貫七錢五厘、乾馬鈴薯一貫三十五錢七厘と決定された。

北海道に於けるアルコール製造の特許を受けた業者は二社三工場である。

アルコール賣捌人配置狀況

（北海道）

管轄	昭和十三年度末	昭和十二年度末
局直轄 札幌	六六	四四
函館出張所	二三	二〇
小樽出張所	二〇	七三
釧路出張所	二〇	三六
根室出張所	三	三
帶廣出張所	九	一
計	二、三三	二、二八

名菓旭橋
二色もなか
白雪
旭川みやげ
旭川
中屋
電一五九

産業

本道は海に陸に無盡の富源を藏し、海岸線延長は千三百五十五里にして環海悉く漁場をなし世界三大漁場の一を擁して魚貝及び海藻類の棲息繁茂は實に無限である。而して內陸に於ける大小河川の流域は概ね廣濶なる平原にして、地味肥沃なる農耕適地約百五十八萬町歩を算し、山には大天然林を控へ之が面積は實に六百七十五萬町歩を擁して蓄積材二十二億石餘を有し、且金及び石炭を始め各種鑛物の埋藏も亦豐富で、夙に北門の寶庫と稱せられて來た。而して此等の富源を基礎として立つところの本道產業の趨勢を顧みれば、時に一張一弛があつたとは言へ概して長足の進歩を爲し、殊に歐洲大戰當時財界の好況に乘じたる各種工業の勃興と農產物の海外輸出の激增とは本道產業に一大革新を齎し、本道の地位を國家的に重要ならしめたのである。

卽ち明治四十三年第一期拓殖計畫着手當時の本道生產總額は六千七百七十餘萬圓であつたが、爾來拓殖事業の進展と共に各種產業施設も亦擴充し逐年生產增大の一途を辿り、殊に歐洲大戰の影響に依つて好況著しきものがあり、大正六、七年を以て本道產業界に一新紀元を劃し、同八年には實に六億二千百七十餘萬圓の生產額を擧ぐるに至つたのである。然るに爾後、經濟界の變動に伴なひ相當の波瀾を見せてゐるが、農、水及び林產物の如き豐歉及び需要の關係に依つて著しく變動あるものを除いては概乎として進展の一路を辿りつゝあり、就中、畜產及び工產の如きは質及び量の兩方面に於て其の向上に見るべきもの頗る多く、殊に昭和十二年には日支事變勃發に伴なひ、躍進北海道の一面を力强く高調してゐる。今茲に昭和初年以來の概勢を要記すれば次の如くである。

昭和元年に於て來の內作及び一般財界の不況に基因して生產額頓に低下を見たが、之は主として水產業の不振に基づいてゐる。而して昭和五年は前年に比し一億七百餘萬圓の減少を來して生產額四億四千萬圓に過ぎなかつた。打續く財界不況の影響を受けて一般物價の低落せるに基因するものであつて、更に昭和六、七年に於て十數年來なき生產總額の低落を示したるも、二箇年に亙る未曾有の水害及び內作並に物價低落に伴なふ一時的現象であつて、漸次財界好轉の兆を現すと共に昭和八年は豐作物の豐作に惠まれ、且畜產、林產、工產及び鑛產に於ても積活況を示し、生產總額約五億圓近き數字を示した。次いで九年及び十年に至り又も道內大半が冷害內作並に內澇に遭遇したため稍々の疲弊を一層深刻ならしむるに至つたが、一方金輸出禁止に依り對外爲替關係頗る有利に展開、本道の特產物にして海外に進出するもの著しく增加し、國內市場に於ても本道の金、石炭、木材、乳製品、鑛穀及び水產物は著しき躍進を示し、十二年に至つては自然的條件の良好なりしと生產擴充の國策等に因り生產總額八億七千八百萬圓に達し、正に產業北海道の飛躍時代を現出せんとするに至り前途益々躍進の趨勢を示してゐる。

本道に於ける產業別生產額

（單位千圓）

	農業	畜產	林業	水產	鑛業	工業	合計
大正八年	一九四、一三三	九、一八六	五九、八三七	二三、一一〇	八、七八八	四四、七〇〇	二四四、七五五
昭和元年	一一四、一八	一三、五二一	二九、九三五	一〇、六九二	四、八九二	一六、一四四	一八四、一九二
同二年	一五一、六三	一五、八八〇	三一、八〇九	一二、九九九	五、九九九	一九、一四四	二三六、一七七
同三年	一五九、四四二	一八、〇八〇	三二、三五九	一三、三五九	五、八六一	二〇、三五九	二四五、一一二
同四年	一五〇、一五	一九、九六八	三五、一一八	一四、九八八	六、八八八	二一、八八八	二五〇、八八八
同五年	一一四、六六	二一、八八八	三八、八八八	一五、八八八	七、八八八	二二、八八八	二五九、八八八
同六年	一〇九、八三	二三、八八八	四二、八八八	一六、八八八	八、八八八	二三、八八八	二六四、八八八
同七年	一〇九、八三	二三、八八八	四二、八八八	一六、八八八	八、八八八	二三、八八八	二六四、八八八
同八年	一四九、三七	二四、九八八	四四、八八八	一七、八八八	九、八八八	二四、八八八	二七四、八八八
同九年	一三九、九四	二六、八八八	四七、八八八	一八、八八八	九、八八八	二五、八八八	二八五、八八八
同十年	一二九、九四	二七、八八八	四九、八八八	一九、八八八	一〇、八八八	二六、八八八	二九六、八八八
同十一年	一七七、八四〇	二九、八八八	五二、八八八	二〇、八八八	一〇、八八八	二七、八八八	三〇七、八八八
同十二年	二三八、五四四	三一、八八八	五四、八八八	二一、八八八	一一、八八八	二八、八八八	三二五、八八八

農産

我が國北方開發の據點
寒地農業を確立

本道農業はその歴史古い。然し發展の過程に入つたのは主として明治以後、即ち僅かに七十年を閲したに過ぎない。その間開拓使による泰西農業の輸入によつて積極的な建設に入つた農業北海道は、大正の中期笠井道廳長官時代綱逸、丁抹等の北歐農業を學び、これを樞軸として、兎もすれば府縣延長農業に墮せんとする傾向を抑制しつゝ本道獨特の農業經營樣式を案出し、更に昭和六年より同十年に亙る斷續的な冷害、凶作の强襲が從來の經營を再檢討し、その內容を飛躍せしめて茲に寒地農業を確立、遂に北海道をしてわが國北方農業開發の據點たらしめ、國策北滿開拓の指導的役割を負託されるに至つたのである

事變と本道農業

昭和の凶作、冷害によつて一擧十年の大飛躍を遂げた農業北海道の眞の姿は、實は府縣は素より中央當局すら殆ど認識しなかつたが、偶々勃發せる支那事變は本道の現勢、實力を遺憾なく發揮し得る機會となり、今更ながら本道農業の持つ底力は當局をして驚歎せしめてゐる。併しながら如何に本道と雖も薪炭を缺せずして重大時局下の生産擴充の國策に沿ひ得るものではなく、經濟更生委員會の改組、產業組合未加入農家解消運動、近くは農業五團體の橫斷的結成による指導の再出發等、專ら戰時的編成着を急ぎ時局に對處してゐる。

時局と生産擴充

時局の進展に鑑み、昭和十四年度に於ける北海道の農產物增產目標左の如し。

一、米穀

支廳市名	生產基準數量	增產數量	計
	石	石	石
石狩	一八、三四〇	一、四四〇	一九、七八〇
空知	一、〇〇五、三五〇	九〇、一五〇	一、〇九五、五〇〇
上川	九〇、三五〇	一五、四五〇	一〇五、八〇〇
後志	五五、四八〇	六、三二〇	六一、八〇〇
檜山	四、八〇	六〇	五、四〇
渡島	一、三八〇	一八〇	一、五六〇
膽振	八、六二〇	一、三八〇	一〇、〇〇〇
日高	六、三五〇	一、〇五〇	七、四〇〇
十勝	六八、三五〇	四、八〇〇	七三、一五〇
釧路國	四〇	五〇	九〇
根室	一、一〇	一四〇	一、二五〇
網走	二三、六二〇	一、八一〇	二五、四三〇
宗谷	五、九五〇	三、七五〇	九、七〇〇
留萌	九八〇	九二〇	一、九〇〇
札幌市	三、四〇	五〇	三、九〇
旭川市	六、五二〇	四一〇	六、九三〇
小樽市	一、一〇	一〇	一、二〇
函館市	六、一〇	三〇	六、四〇
室蘭市	三、四〇	一、一〇	四、五〇
釧路市	一、一〇	一〇	一、二〇
帶廣市	六、三〇	一、一〇	七、四〇
合計	二、三五、七六〇	二、三五、四〇	四、七一、二〇〇

備考　全國の生產目標

イ　基準數量　四、七一、二〇〇、〇〇〇石

ロ　增產數量　四、七一、二〇〇、〇〇〇石

二、小麥

支廳市名	生產基準數量	增產數量	計
	石	石	石
石狩	三、〇四〇	一、〇四〇	四、〇八〇
空知	三、一六〇	一、〇四〇	四、二〇〇
上川	四、三五〇	一、三五〇	五、七〇〇
後志	一、四〇	四〇	一、八〇
檜山	一、四〇	四〇	一、八〇
渡島	一、四〇	四〇	一、八〇
膽振	一、四〇	四〇	一、八〇
日高	一、四〇	四〇	一、八〇
十勝	一、四〇	四〇	一、八〇
釧路國	一、四〇	四〇	一、八〇
根室	一、四〇	四〇	一、八〇
網走	一、四〇	四〇	一、八〇
宗谷	一、四〇	四〇	一、八〇
留萌	一、四〇	四〇	一、八〇
札幌市	一、四〇	四〇	一、八〇
旭川市	一、四〇	四〇	一、八〇
小樽市	一、四〇	四〇	一、八〇
函館市	一、四〇	四〇	一、八〇
室蘭市	一、四〇	四〇	一、八〇
釧路市	一、四〇	四〇	一、八〇
帶廣市	一、四〇	四〇	一、八〇
合計	三〇、六五九、六四〇	三、四五、三六〇	三四、〇〇五、〇〇〇

備考　全國の生產目標

イ　基準數量　九、五〇〇、〇〇〇石

ロ　增產數量　二、〇〇〇、〇〇〇石

三、蠶絲

支廳市名	過去六箇年平均收繭量	本年生產增產基準數量	所要增產額	瓦數	枚數
	貫	貫	貫	瓦	枚
石狩	一五〇	一五〇	一八六	一八六	一八六
空知	一、四八〇	一、四八〇	一、八六〇	一八六	一八六
上川	五〇	五〇	六二	六二	六二
後志	三、三五〇	三、三五〇	四、一八〇	四一八	四一八
檜山	一、四〇	一、四〇	一、七五	一七五	一七五
渡島	三、三五〇	三、三五〇	四、一八〇	四一八	四一八
膽振	二、〇五〇	二、〇五〇	二、五六	二五六	二五六
日高	一四〇	一四〇	一七五	一七五	一七五
十勝	三、九二〇	三、九二〇	四、九〇〇	四九〇	四九〇
釧路	一、九六〇	一、九六〇	二、四五〇	二四五	二四五
網走	一、九六〇	一、九六〇	二、四五〇	二四五	二四五
根室	一、九六〇	一、九六〇	二、四五〇	二四五	二四五
計	九、九四〇	九、九四〇	一二、四二五	一二四二五	一二四二五

備考　全國の生產目標

イ　基準數量　七、四四〇、〇〇〇貫

ロ　增產數量　二、四八〇、〇〇〇貫

計　九、九二〇、〇〇〇貫

本道農業の現況

本道の農牧適地は二百六十三萬八千町歩、うち百四十五萬町歩の火山灰地、十九萬町歩の泥炭地を包含し、普通地は九十九萬八千町歩に過ぎない。又本道の農耕地中には約二十五萬町歩の酸性土壤地を含み、更に又心土の改良を要するものが約十萬町歩と推算され、以上の土壤の構成と氣候條件から見ても本道農業の特殊性の一斑は解るのである。事變後勞力、畜力の拂底と各種生產資材の不足に惱みながらも時局作物の增產に乘出し、その必然の結果として本道農業は戰時的經營へとその樣式を徐々に轉換しつゝある。

本道耕地面積

（昭和十三年末）

田	二〇、六九二、一町歩
畑	七七七、二四五町歩
計	九二七、九三四町歩

昭和十三年末の本道耕地面積は九十八萬二千七百九十五町四反歩で、前年末に比し六百七十五町二反歩即ち約一厘を減じてゐる。尙前年末に比し田は一千十一町二反歩即ち五厘を增加し、畑は一千六百八十六町四反歩即ち二厘を減じてゐる。

最近五箇年の耕地面積增減の調勢

支廳市名	田	畑	計
	町	町	町
昭和九年末	二、一五、八六〇・一	五六、三五〇・〇	二、七二、二一〇・一
一〇	二、一七、三六〇・一	五六、三五〇・〇	二、七三、七一〇・一
一一	二、一九、〇六〇・一	五六、三五〇・〇	二、七五、四一〇・一
一二	二、二〇、九五〇・一	五六、三五〇・〇	二、七七、三〇〇・一
一三	二、二二、五四〇・一	五六、三五〇・〇	二、七八、八九〇・一
一四	二、二三、九二〇・一	五六、三五〇・〇	二、八〇、二七〇・一

支廳、市別耕地面積

支廳市名	田	畑	計
	町	町	町
石狩	一五、六三二・八	四、五三五・〇	二〇、一六七・八
空知	六一、三五〇・一	四、五三五・〇	六五、八八五・一
上川	六一、三五〇・一	四、五三五・〇	六五、八八五・一
後志	五、四五〇・一	四、五三五・〇	九、九八五・一
檜山	六、八〇〇・一	四、五三五・〇	一一、三三五・一
渡島	一、三五〇・一	四、五三五・〇	五、八八五・一
膽振	九、八〇〇・一	四、五三五・〇	一四、三三五・一
日高	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
十勝	三、九二〇・一	四、五三五・〇	八、四五五・一
網走	一、九六〇・一	四、五三五・〇	六、四九五・一
留萌	二、四五〇・一	四、五三五・〇	六、九八五・一
札幌市	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
旭川市	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
小樽市	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
函館市	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
室蘭市	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
釧路市	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
帶廣市	一、四〇〇・一	四、五三五・〇	五、九三五・一
合計	一二、四二五・一	四、五三五・〇	一六、九六〇・一

耕地利用別

（昭和十三年末）

昭和十三年末の耕地面積を自作地、小作地に區別すれば、田にあつては自作地八萬二千七十五町三反歩、小作地十二萬三千六百十五町八反歩で、田の總面積に對する割合は自作地が三割九分九厘、小作地が六割一厘である。畑にあつては自作地四十二萬六千二百七十三町七反歩、小作地三十五萬八百三十町六反歩で、畑の總面積に對する割合は自作地が五割四分九厘、小作地が四割五分一厘であり、田と畑とでは耕作地と小作地の總數に對する割合が全然趣を異にしてゐる。尙田畑を合しては自作地が五十萬八千三百四十九町歩、小作地は四十七萬四千四百

四十六町四反歩であつて、耕地總面積に對する割合は自作地五割一分七厘、小作地四割八分三厘である。之を前年末に比較すれば自作地では七十五百九十九町九反歩即ち一分五厘を增加し、小作地では八千七百二十五町一反歩即ち一分七厘を減じてゐる。

支廳、市別自作、小作面積

支廳市名	自作地	小作地	計
	町	町	町
石狩	三、九五八・四	三、六三〇・〇	七、五八八・四
空知	五、七一二・一	五、一一〇・二	一〇、八二二・三
上川	六、〇四一・二	五、二五一・五	一一、二九二・七
後志	三、六五九・七	五、七八五・三	九、四四五・〇
檜山	一、〇五九・二	三、〇四七・四	四、一〇六・六
渡島	一、三二五・五	一、七四七・〇	三、〇七二・五
膽振	一、九四四・七	二、八五二・八	四、七九七・五
日高	一、一五四・〇	二、三五二・〇	三、五〇六・〇
十勝	二、二八九・六	二、八九九・六	五、一八九・二
釧路國	一、〇七〇・八	七、九五九・六	九、〇三〇・四
根室	二、六三五・九	二、三三八・四	四、九七四・三
網走	八、四三五・八	二、〇八九・五	一〇、五二五・三
宗谷	九、二八〇・九	四、八一一・一	一四、〇九一・〇
留萌	一、五二二・一	三、八二五・〇	五、三四七・一
札幌市	二、三六六・九	四、五二・六	六、四一九・五

田、畑別小作地、自作地

種別	自作地	小作地	計
	町	町	町
田	四二、〇四五・二	一二五、八六一・八	一三五、九〇七・一
畑	四二、六三二・〇	三四、八三〇・六	七七、四六二・六
合計	八五、六七七・二	一五九、六九二・四	二四五、三六九・六

農作業戶口

（昭和十三年末）

戶數　一九五、七六六戶

人口　一、七九九、一五八人

昭和十三年末本道の農作業戶數は十九萬五千七百七十六戶、人口は百十七萬九千九百十五人である。之を前年末と比較すると戶數に於ては三千六十二戶即ち一分五厘、人口に於ては一萬九千五百四十五人即ち一分六厘を減じてゐる。

最近五箇年農作業戶口

	戶數	人口
昭和九	一九五、三四八	一、七九九、一五八
一〇	一九五、四〇一	一、八〇〇、九六一
一一	一九五、四〇八	一、八〇五、一四八
一二	一九五、四〇八	一、八〇五、一四八
一三	一九五、七六六	一、七九九、一五八

支廳、市別農作業戶口

支廳市名	戶數	人口
	戶	人
石狩	一、九四〇	六、六五九
空知	三、六〇一	一四、四九九
上川	三、九二一	一四、六九九
後志	一、八四四	六、四〇五
檜山	一、〇五五	三、九五二
渡島	一、三五二	五、一〇五
膽振	一、七四八	六、四五八
日高	一、一四一	四、二五九
十勝	二、二八九	八、四九九
釧路國	一、〇七〇	三、九五二
根室	二、六三五	九、七四五
網走	八、四三五	三〇、九五二
宗谷	九、二八〇	三四、一〇五
留萌	一、五二二	五、六五八
札幌市	二、三六六	八、七〇五
旭川市	一、〇五九	三、九五二
小樽市	一、〇五五	三、九五二
函館市	一、〇三九	三、八五二
室蘭市	一、〇三九	三、八五二
釧路市	一、〇三九	三、八五二
帶廣市	一、〇三九	三、八五二
合計	三五、三五九・〇	一三五、三五九・〇
前年	三五、〇四九・一	一三五、三五九・〇

農作業戶數の區分

（昭和十三年末）

種別	十三年	十二年	十一年
	戶	戶	戶
五反未滿	四四、八四四	四四、七四四	四四、七四四
五反以上一町以上	一一、〇〇一	一一、〇〇一	一一、〇〇一
一町以上二町以上	一四、〇四六	一四、〇四六	一四、〇四六
二町以上三町以上	一二、一四四	一二、一四四	一二、一四四
三町以上五町以上	一〇、一〇一	一〇、一〇一	一〇、一〇一
五町以上十町以上	八、〇三〇	八、〇三〇	八、〇三〇
十町以上三十町以上	二、九五八	二、九五八	二、九五八
三十町以上百町以上	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇
百町以上	一二	一二	一二
合計	一九五、七六六	一九五、四〇八	一九五、四〇一

自作、自作兼小作、小作別區分

	自作	自作兼小作	小作	計
	戶	戶	戶	戶
五反未滿	二、六五五	四、八四六	一、八三三	四四、八四四
五反以上一町〃	四〇、五一	三、〇五五	五、〇五五	一一、〇〇一
一町〃二町〃	四、九五八	六、三〇〇	二、八四〇	一四、〇四六
二町〃三町〃	一、九五九	三、六三一	六、三五四	一二、一四四
三町〃五町〃	一、一八一	二、八五九	七、〇四一	一〇、一〇一
五町〃十町〃	七八九	二、四八一	四、七六〇	八、〇三〇
十町〃三十町〃	二九八	一、一八八	一、四七二	二、九五八
三十町〃百町〃	三一	一〇一	八八八	一、〇一〇
百町〃以上	一	一	一〇	一二
合計	五二、〇四九	二一、〇四八	一二、八六九	一九五、七六六
前年	五二、〇四九	二一、〇四八	一二、八六四	一九五、四〇八

耕作反別廣狹別戶數千分比

昭和十三年　昭和十二年

五反未滿	一九八	一九八
五反以上一町以上	六二	六二
一町以上二町以上	八三	八三
二町以上三町以上	二二	二二
三町以上五町以上	一三五	一三五
五町以上十町以上	一三四	一三四
十町以上三十町以上	一〇	一〇
三十町以上百町以上	二	二
百町以上	〇	〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇

耕地所有者

（昭和十三年末）

昭和十三年末　一八八、九八〇人

昭和十二年末　一八四、二六二人

昭和十三年末耕地所有者は十八萬八千九百八十人であつて、前年末に比し四千七百十八人即ち二分六厘の增加である。これを支廳、市別に見れば下表の如くである。

支廳、市別耕地所有者數

支廳市名	五反未滿	五反以上一町以上	一町以上十町以上	十町以上百町以上	百町以上	計
石狩	一、二三〇	一、二三五	二、七九八	一、二九二	四	六、八一三
空知	一、七四〇	一、七四五	三、九五八	一、九八八	一〇	九、三四一
上川	一、八四〇	一、八四五	四、一〇〇	二、一八八	一〇	一〇、〇八三
後志	一、一〇〇	一、一〇五	二、四〇〇	一、一八八	五	五、七九八
檜山	四〇〇	四〇五	九〇〇	四八八	二	二、二一五
渡島	八五〇	八五五	一、九〇〇	九八八	五	四、五九八
膽振	一、〇〇〇	一、〇〇五	二、二〇〇	一、一八八	五	五、四一八
日高	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
十勝	一、一五〇	一、一五五	二、五〇〇	一、二八八	五	六、一九八
釧路國	一、〇〇〇	一、〇〇五	二、二〇〇	一、一八八	五	五、四一八
根室	一、一〇〇	一、一〇五	二、四〇〇	一、二八八	五	五、九九八
網走	一、一五〇	一、一五五	二、五〇〇	一、二八八	五	六、一九八
宗谷	一、一〇〇	一、一〇五	二、四〇〇	一、二八八	五	五、九九八
留萌	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
札幌市	一、二〇〇	一、二〇五	二、六〇〇	一、三八八	五	六、四一八
旭川市	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
小樽市	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
函館市	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
室蘭市	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
釧路市	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
帶廣市	一、〇五〇	一、〇五五	二、三〇〇	一、一八八	五	五、六一八
合計	二四、八〇〇	二四、八五五	五四、七〇〇	二七、一八八	一〇〇	一二七、八四三
前年	二四、三三五	二四、三八五	五三、六〇〇	二六、八八八	九八	一二五、一二六

米作農家

（昭和十三年）

昭和十三年九月二十日現在に於ける本道米作農家は總數八萬三千三十六戶であり、外に學校、試驗場、組合、會社其の他法人團體等農家に準ずるもの所謂米作準農家百三十六戶を算へ、之を前年に比するに米作農家に於て四百四十二戶即ち五厘を增加し、米作準農家に於て十八戶即ち一割一分七厘を減じてゐる。

支廳、市別米作農家

支廳市名	自作	小作	自作兼小作	計
石狩	主（一、二五五）	主（一、二五五）	主（一、二五五）	主（一、二五五）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、二五五）	計（一、二五五）	計（一、二五五）	計（一、二五五）
空知	主（一、九八八）	主（一、九八八）	主（一、九八八）	主（一、九八八）
	從（一、〇〇一）	從（一、〇〇一）	從（一、〇〇一）	從（一、〇〇一）
	計（一、九八八）	計（一、九八八）	計（一、九八八）	計（一、九八八）
上川	主（二、〇四一）	主（二、〇四一）	主（二、〇四一）	主（二、〇四一）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（二、〇四一）	計（二、〇四一）	計（二、〇四一）	計（二、〇四一）
後志	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）
檜山	主（四〇〇）	主（四〇〇）	主（四〇〇）	主（四〇〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（四〇〇）	計（四〇〇）	計（四〇〇）	計（四〇〇）
渡島	主（八五〇）	主（八五〇）	主（八五〇）	主（八五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（八五〇）	計（八五〇）	計（八五〇）	計（八五〇）
膽振	主（一、〇〇〇）	主（一、〇〇〇）	主（一、〇〇〇）	主（一、〇〇〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇〇〇）	計（一、〇〇〇）	計（一、〇〇〇）	計（一、〇〇〇）
日高	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
十勝	主（一、一五〇）	主（一、一五〇）	主（一、一五〇）	主（一、一五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、一五〇）	計（一、一五〇）	計（一、一五〇）	計（一、一五〇）
釧路國	主（一、〇〇〇）	主（一、〇〇〇）	主（一、〇〇〇）	主（一、〇〇〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇〇〇）	計（一、〇〇〇）	計（一、〇〇〇）	計（一、〇〇〇）
根室	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）
網走	主（一、一五〇）	主（一、一五〇）	主（一、一五〇）	主（一、一五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、一五〇）	計（一、一五〇）	計（一、一五〇）	計（一、一五〇）
宗谷	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）	主（一、一〇〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）	計（一、一〇〇）
留萌	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
札幌市	主（一、二〇〇）	主（一、二〇〇）	主（一、二〇〇）	主（一、二〇〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、二〇〇）	計（一、二〇〇）	計（一、二〇〇）	計（一、二〇〇）
旭川市	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
小樽市	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
函館市	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
室蘭市	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
釧路市	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
帶廣市	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）	主（一、〇五〇）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）	計（一、〇五〇）
合計	主（二四、八〇〇）	主（二四、八五五）	主（五四、七〇〇）	主（二七、一八八）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（二四、八〇〇）	計（二四、八五五）	計（五四、七〇〇）	計（二七、一八八）
前年	主（二四、三三五）	主（二四、三八五）	主（五三、六〇〇）	主（二六、八八八）
	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）	從（一、八九八）
	計（二四、三三五）	計（二四、三八五）	計（五三、六〇〇）	計（二六、八八八）

米の消費高

（昭和十三年）

計合	市廣島	市廣島	市川橋	市渡札	勝瀬	谷芳	走調	岡路御
農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口
一〇〇、〇〇〇人	七四、二〇〇人	一二、八〇〇人	一、一〇〇人	一、二〇〇人	三、〇〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人
農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口
一〇〇、〇〇〇人	七四、二〇〇人	一二、八〇〇人	一、一〇〇人	一、二〇〇人	三、〇〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人
農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口
一〇〇、〇〇〇人	七四、二〇〇人	一二、八〇〇人	一、一〇〇人	一、二〇〇人	三、〇〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人
農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口
一〇〇、〇〇〇人	七四、二〇〇人	一二、八〇〇人	一、一〇〇人	一、二〇〇人	三、〇〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人

本道米實收高

（昭和十三年）

計合	市廣帶	市廣室	市川橋	市渡札	勝瀬	谷芳	走調	岡路御
農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口
一〇〇、〇〇〇人	七四、二〇〇人	一二、八〇〇人	一、一〇〇人	一、二〇〇人	三、〇〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人
農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口
一〇〇、〇〇〇人	七四、二〇〇人	一二、八〇〇人	一、一〇〇人	一、二〇〇人	三、〇〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人
農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口	農業に從事する人口
一〇〇、〇〇〇人	七四、二〇〇人	一二、八〇〇人	一、一〇〇人	一、二〇〇人	三、〇〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人	一、一〇〇人

昭和十三年の本道米實收高は五千九百五十九萬五千四百三十石で、内地米は四千八百十九萬五千四百三十石、陸稻は一千百四十萬石である。

支廳、市別米實收高

支廳名	作付反別	收穫高	反收高
石狩國札幌郡札幌町	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡豐平町	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡白石村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡篠路村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡琴似村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡手稻村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡山鼻村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡平岸村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡月寒村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡豐平村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡白石村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡篠路村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡琴似村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡手稻村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡山鼻村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡平岸村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石
石狩國札幌郡月寒村	一、二〇〇町	一、二〇〇石	一石

土木 建築設計施工請負

出張所開設大正十四年一月

大倉土木株式會社

札幌市大通西五丁目三番地
日本徴兵ビル内 電話札幌 1291

札幌市内作業所 電話 2635. 3534
栗田自宅 電話 2589

詰所及作業所

室蘭市輪西製鐵所内 電話室蘭 67
空知郡美川官舎安工場内 電話（開設中）
樺太豊原有明三條南一丁目 電話豊原 2213
小樽市、函館市、旭川市

本社 東京市京橋區銀座三丁目

電話京橋 代表 ㊞ 6159
自 6151
至 6159

出張所

横濱—横濱市中區海岸通一ノ一
名古屋—名古屋市中區南大津町一ノ一一 千代田ビル内
大阪—大阪市東區釣鐘町二ノ二九
福岡—福岡市天神町二 千代田ビル内
札幌—札幌市大通西五丁目三 日本徴兵ビル内
京城—京城府大和町一丁目三
奉天—滿洲國奉天江ノ島町六
臺北—臺北市本町四ノ一
北京—北京北池子六六
上海—上海北四川路一〇八九

道米の銘柄

㊤ 上川米

【農産物檢査所旭川支所管内】 旭川市、上川郡神樂村、神居村（神居古潭を除く）、東鷹栖村、比布村、愛別村、當麻村、永山村、東旭川村、東川村、美瑛村旭農場及び下宇莫別の產米にして小樽販引所において第一區米として格付せらる

㊤ 上川米

【農産物檢査所旭川支所管内】 上川郡江丹別村、空知郡上富良野村、中富良野村、富良野町、上川郡上川村、美瑛村（旭農場及び下宇莫別を除く）神居村神居古潭、空知郡山部村、南富良野村、勇拂郡占冠村の產米にして小樽販引所において第二區米として格付せらる

㊦ 旭川支所管内米

【農産物檢査所旭川支所管内】 空知郡豊川町、神川町、赤平村、芦別村、江部乙村、音江村、滝戸郡滝向村、新十津川村、雨龍郡幌加村、妹背牛村、深川町、一已村、納内村、多度志村、鉄父別村、北部村、沼田村、幌加内村、苫前郡苫前村、羽幌町、天鹽郡遠別村、留萌郡留萌町、小平蘂村、鬼鹿村、增毛郡增毛町、苫前郡初山別村、天鹽郡天鹽町の產米

㊦ 米上川米

【農産物檢査所名寄支所管内】 上川郡名寄町、和寒村、劍淵村、士別町、上士別村、多寄村、下川村、中川郡美深町、上川郡溫根別村、中川村、中川郡智惠文村、常盤村の產米

㊦ 渡島米

【農産物檢査所函館支所管内】 亀田郡七飯村、大野村、濕川村、鳥田村、鐵山濱村、上磯郡上磯町、木古内村、知内村、茅部郡森町、山越郡八雲町、長萬部村、瀧澤郡利別村、東瀧澤村、瀧澤町、太櫓郡太櫓村、爾志郡乙部村、檜山郡厚澤部村、泊村、江差町、上ノ國村、奥尻郡奥尻村の產米

其の他（特殊の名稱なし）

【農産物檢査所岩見澤支所管内】 空知郡岩見澤町、栗澤村、幌向村、北村、美唄町、夕張郡鹿田村、由仁村、長沼村、樺戸郡月形村の產米【農產物檢査所札幌支所管内】 札幌郡豊平町、白石村、石狩郡當別村、札幌郡江別町、千歳郡惠庭村の產米【農產物檢査所苫小牧支所管内】 勇拂郡厚真村、鵡川村、沙流郡門別村、平取村の產米【農產物檢査所野付牛支所管内】 常呂郡野付牛町、訓子府村、相内村、端野村、網走郡美幌町、女滿別村の產米【農產物檢査所小樽支所管内】 余市郡大江村、岩内郡岩内町、寿都郡黒松内村、磯谷郡蘭越町、虻田郡倶知安町、磯谷郡尻別村の產米【農產物檢査所帶廣支所管内】 河東郡音更村、中川郡池田町の產米

昭和十五年度收穫小麥の作付割當反別

支廳市名	秋播（十四年作付）	春播（十五年作付）	計
石狩	町 三五〇	町 三〇〇	町 六五〇
空知	三九一	一〇〇	四九一
上川	二〇〇	一〇〇	三〇〇
後志	七二一	一〇〇	八二一
檜山	一五〇	一〇〇	二五〇
渡島	三四〇	一〇〇	四四〇
胆振	三、五四〇	六〇	三、六〇〇
日高	一四〇	一〇〇	二四〇
十勝	三、四〇〇	一、四〇〇	四、八〇〇
釧路國根室	三五〇	二〇〇	五五〇
網走	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
宗谷	二〇	一〇	三〇
留萌	一四〇	六〇	二〇〇
函館市	一六	四	二〇
室蘭市	四〇	一〇	五〇
帶廣市	四六	四	五〇
合計	一二、五四〇	四、四六〇	一七、〇〇〇

農產物作付反別（昭和十四年七月一日現在）

種別	名	昭和十四年	前年との増▲減	昭和十三年	昭和十二年	昭和十年
		町反	町反	町反	町反	町反
粳	米	一六、八二四・〇	▲ 九九・九	一六、八二三・九	一六、八二三・〇	一六、八二四・八
糯	米	一八、八八五	三四・三	一八、八五〇・七	一八、八五〇・二	一九、三四四・八
計		三五、七〇九・〇	▲ 一三四・二	三五、七四三・二	三五、七三三・二	三六、一六九・六
㊤米		二八、八九〇・八	▲ 三、九〇・八	二八、九八一・六	二八、九八一・六	二八、九八一・六
㊦米		三、九〇・八	▲ 三、九〇・八	七・九	七・九	七・九
豆		一四、三五二・六	▲ 二、三五二・八	一二、〇〇〇・〇	一二、〇〇〇・〇	一二、〇〇〇・〇
小豆		八八六・〇	▲ 八八六・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
大納言小豆		九・九	▲ 九・九	〇・〇	〇・〇	〇・〇
その他小豆		八八六・〇	▲ 八八六・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
大豆		四、八二三・〇	▲ 三五〇・一	四、四九二・九	四、四九二・九	四、四九二・九
秋田大豆		三、九八一・五	▲ 四、四九二・五	三、八八三・三	三、八八三・三	三、八八三・三
鶏ノ子大豆		一、四九八・八	▲ 一四・八	一、四八三・〇	一、四八三・〇	一、四八三・〇
黒大豆		一、〇二一・一	二〇・三	一、〇〇一・八	一、〇〇一・八	一、〇〇一・八
其の他大豆		二、三二一・五	二、三二一・五	〇・〇	〇・〇	〇・〇
小豆		六、三三五・五	六、三三五・五	〇・〇	〇・〇	〇・〇
大納言小豆		二、一四八・五	二、一四八・五	〇・〇	〇・〇	〇・〇
其の他小豆		四、一八七・〇	四、一八七・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
大豆		九九五・三	▲ 八四・一	一、〇七九・四	一、〇七九・四	一、〇七九・四

第十編　農業

第一章　農家

第一節　農家戸数

支庁別	総農家戸数	専業農家	兼業農家	自作農家	自小作農家	小作農家	農業労働者	農業労働者を雇用する農家	一戸当平均耕地反別	一戸当平均農業労働者数
函館	一〇、四二二	七、一二四	三、二九八	三、一〇二	四、一二一	三、一九九	一、一〇二	一、一〇二	一・二	〇・一
渡島	一二、一〇一	八、一〇一	四、〇〇〇	三、八〇一	五、一〇一	三、二〇〇	一、二〇一	一、二〇一	一・三	〇・一
檜山	五、一〇一	三、一〇一	二、〇〇〇	一、八〇一	二、一〇一	一、二〇〇	五〇一	五〇一	一・一	〇・一
後志	一四、一〇一	九、一〇一	五、〇〇〇	四、一〇一	六、〇〇一	三、九〇〇	一、四〇一	一、四〇一	一・二	〇・一
空知	一八、一〇一	一一、一〇一	七、〇〇〇	五、一〇一	八、〇〇一	五、〇〇〇	二、一〇一	二、一〇一	一・三	〇・一
上川	二二、一〇一	一四、一〇一	八、〇〇〇	六、一〇一	九、〇〇一	六、〇〇〇	二、六〇一	二、六〇一	一・四	〇・一
留萌	四、一〇一	二、一〇一	一、九〇〇	一、二〇一	一、八〇一	九〇〇	三〇一	三〇一	一・一	〇・一
宗谷	六、一〇一	三、一〇一	二、八〇〇	一、五〇一	二、六〇一	一、四〇〇	四〇一	四〇一	一・二	〇・一
網走	一六、一〇一	一〇、一〇一	五、〇〇〇	四、一〇一	七、〇〇一	四、九〇〇	一、八〇一	一、八〇一	一・三	〇・一
胆振	一〇、一〇一	六、一〇一	三、〇〇〇	二、八〇一	四、一〇一	二、九〇〇	一、一〇一	一、一〇一	一・二	〇・一
日高	三、一〇一	一、八〇一	一、二〇〇	九〇一	一、二〇一	九〇〇	三〇一	三〇一	一・一	〇・一
十勝	一九、一〇一	一二、一〇一	六、〇〇〇	四、一〇一	八、〇〇一	六、〇〇〇	二、一〇一	二、一〇一	一・四	〇・一
釧路	四、一〇一	二、一〇一	一、九〇〇	一、二〇一	一、八〇一	九〇〇	三〇一	三〇一	一・一	〇・一
根室	二、一〇一	一、一〇一	九〇〇	六〇一	九〇一	四〇〇	一五〇一	一五〇一	一・一	〇・一
計	一二〇、一〇一	七四、一〇一	四五、〇〇〇	三四、一〇一	五一、〇〇一	三五、〇〇〇	一四、一〇一	一四、一〇一	一・三	〇・一

第二節　農家人口

支庁別	総人口	男	女	一戸当平均人口	人口密度（一平方粁）
函館	五四、一〇一	二七、一〇一	二七、〇〇〇	五・一	一二〇
渡島	六二、一〇一	三一、一〇一	三一、〇〇〇	五・一	一〇〇
檜山	二五、一〇一	一二、一〇一	一三、〇〇〇	五・〇	八〇
後志	七〇、一〇一	三五、一〇一	三五、〇〇〇	五・〇	九〇
空知	九二、一〇一	四六、一〇一	四六、〇〇〇	五・一	一一〇
上川	一一二、一〇一	五六、一〇一	五六、〇〇〇	五・一	一〇〇
留萌	二一、一〇一	一〇、一〇一	一一、〇〇〇	五・一	八〇
宗谷	三〇、一〇一	一五、一〇一	一五、〇〇〇	五・〇	四
網走	八一、一〇一	四〇、一〇一	四一、〇〇〇	五・一	一四
胆振	五一、一〇一	二五、一〇一	二六、〇〇〇	五・一	一〇〇
日高	一六、一〇一	八、一〇一	八、〇〇〇	五・一	六〇
十勝	九六、一〇一	四八、一〇一	四八、〇〇〇	五・〇	一〇
釧路	二一、一〇一	一〇、一〇一	一一、〇〇〇	五・一	一〇
根室	一一、一〇一	五、一〇一	五、〇〇〇	五・一	一〇
計	六〇〇、一〇一	二九八、一〇一	三〇一、〇〇〇	五・一	一〇

第三節　農家戸数及人口ノ推移

年次	総農家戸数	総人口	一戸当平均人口	人口密度（一平方粁）
大正十四年	一一〇、一〇一	五五〇、一〇一	五・〇	一〇
昭和二年	一一一、一〇一	五五五、一〇一	五・〇	一〇
昭和三年	一一二、一〇一	五六〇、一〇一	五・〇	一〇
昭和四年	一一三、一〇一	五六五、一〇一	五・〇	一〇
昭和五年	一一四、一〇一	五七〇、一〇一	五・〇	一〇
昭和六年	一一五、一〇一	五七五、一〇一	五・〇	一〇
昭和七年	一一六、一〇一	五八〇、一〇一	五・〇	一〇
昭和八年	一一七、一〇一	五八五、一〇一	五・〇	一〇
昭和九年	一一八、一〇一	五九〇、一〇一	五・〇	一〇
昭和十年	一一九、一〇一	五九五、一〇一	五・〇	一〇
昭和十一年	一二〇、一〇一	六〇〇、一〇一	五・〇	一〇
昭和十二年	一二〇、一〇一	六〇〇、一〇一	五・〇	一〇

第二章　耕地

第一節　耕地面積

支庁別	総耕地面積	田	畑	一戸当平均耕地反別	耕地率	作付反別	田	畑	作付率	耕地利用率
函館	一、一〇一	一〇一	一、〇〇〇	一・二	一・〇	一、〇〇一	一〇一	九〇〇	九〇・〇	九〇・〇
渡島	一、二〇一	一〇一	一、一〇〇	一・三	一・〇	一、一〇一	一〇一	一、〇〇〇	九〇・〇	九〇・〇
檜山	五〇一	五〇	四五〇	一・一	〇・五	四五〇	五〇	四〇〇	九〇・〇	九〇・〇
後志	一、四〇一	一四〇	一、二六〇	一・二	一・〇	一、二六〇	一四〇	一、一二〇	九〇・〇	九〇・〇
空知	二、一〇一	二一〇	一、八九〇	一・三	一・五	一、八九〇	二一〇	一、六八〇	九〇・〇	九〇・〇
上川	二、六〇一	二六〇	二、三四〇	一・四	一・八	二、三四〇	二六〇	二、〇八〇	九〇・〇	九〇・〇
留萌	三〇一	三〇	二七〇	一・一	〇・二	二七〇	三〇	二四〇	九〇・〇	九〇・〇
宗谷	四〇一	四〇	三六〇	一・二	〇・三	三六〇	四〇	三二〇	九〇・〇	九〇・〇
網走	一、八〇一	一八〇	一、六二〇	一・三	一・二	一、六二〇	一八〇	一、四四〇	九〇・〇	九〇・〇
胆振	一、一〇一	一一〇	九九〇	一・二	一・〇	九九〇	一一〇	八八〇	九〇・〇	九〇・〇
日高	三〇一	三〇	二七〇	一・一	〇・二	二七〇	三〇	二四〇	九〇・〇	九〇・〇
十勝	二、一〇一	二一〇	一、八九〇	一・四	一・五	一、八九〇	二一〇	一、六八〇	九〇・〇	九〇・〇
釧路	三〇一	三〇	二七〇	一・一	〇・二	二七〇	三〇	二四〇	九〇・〇	九〇・〇
根室	一五〇一	一五	一三五	一・一	〇・一	一三五	一五	一二〇	九〇・〇	九〇・〇
計	一四、一〇一	一四一	一二、六九〇	一・三	一・〇	一二、六九〇	一四一	一一、二五〇	九〇・〇	九〇・〇

第二節　耕地ノ推移

年次	総耕地面積	田	畑	一戸当平均耕地反別	耕地率
大正十四年	一三、五〇一	一三五	一二、一五〇	一・二	一・〇
昭和二年	一三、六〇一	一三六	一二、二四〇	一・二	一・〇
昭和三年	一三、七〇一	一三七	一二、三三〇	一・二	一・〇
昭和四年	一三、八〇一	一三八	一二、四二〇	一・二	一・〇
昭和五年	一三、九〇一	一三九	一二、五一〇	一・二	一・〇
昭和六年	一四、〇〇一	一四〇	一二、六〇〇	一・二	一・〇
昭和七年	一四、一〇一	一四一	一二、六九〇	一・三	一・〇
昭和八年	一四、二〇一	一四二	一二、七八〇	一・三	一・〇
昭和九年	一四、三〇一	一四三	一二、八七〇	一・三	一・〇
昭和十年	一四、四〇一	一四四	一二、九六〇	一・三	一・〇
昭和十一年	一四、五〇一	一四五	一三、〇五〇	一・三	一・〇
昭和十二年	一四、六〇一	一四六	一三、一四〇	一・三	一・〇

第三章　農業用動力

第一節　農業用動力

種別	台数	馬力数	一台当平均馬力
蒸気機関	一、一〇一	一、一〇一	一・〇
瓦斯機関	一〇一	一〇一	一・〇
石油発動機	一、二〇一	一、二〇一	一・〇
電動機	一、四〇一	一、四〇一	一・〇
水車	一〇一	一〇一	一・〇
風車	一〇一	一〇一	一・〇
計	三、一〇一	三、一〇一	一・〇

第二節　農業用動力ノ推移

年次	台数	馬力数	一台当平均馬力
大正十四年	二、五〇一	二、五〇一	一・〇
昭和二年	二、六〇一	二、六〇一	一・〇
昭和三年	二、七〇一	二、七〇一	一・〇
昭和四年	二、八〇一	二、八〇一	一・〇
昭和五年	二、九〇一	二、九〇一	一・〇
昭和六年	三、〇〇一	三、〇〇一	一・〇
昭和七年	三、一〇一	三、一〇一	一・〇
昭和八年	三、二〇一	三、二〇一	一・〇
昭和九年	三、三〇一	三、三〇一	一・〇
昭和十年	三、四〇一	三、四〇一	一・〇
昭和十一年	三、五〇一	三、五〇一	一・〇
昭和十二年	三、六〇一	三、六〇一	一・〇

第四章　農業用施設

第一節　農業用施設

種別	施設数	施設面積	一施設当平均面積
灌漑用水路	一、一〇一	一、一〇一	一・〇
排水路	一、二〇一	一、二〇一	一・〇
防風林	一〇一	一〇一	一・〇
防雪林	一〇一	一〇一	一・〇
計	二、一〇一	二、一〇一	一・〇

第二節　農業用施設ノ推移

年次	施設数	施設面積	一施設当平均面積
大正十四年	一、五〇一	一、五〇一	一・〇
昭和二年	一、六〇一	一、六〇一	一・〇
昭和三年	一、七〇一	一、七〇一	一・〇
昭和四年	一、八〇一	一、八〇一	一・〇
昭和五年	一、九〇一	一、九〇一	一・〇
昭和六年	二、〇〇一	二、〇〇一	一・〇
昭和七年	二、一〇一	二、一〇一	一・〇
昭和八年	二、二〇一	二、二〇一	一・〇
昭和九年	二、三〇一	二、三〇一	一・〇
昭和十年	二、四〇一	二、四〇一	一・〇
昭和十一年	二、五〇一	二、五〇一	一・〇
昭和十二年	二、六〇一	二、六〇一	一・〇

第五章　農産物

第一節　農産物

種別	収穫高	作付反別	一反当収穫高
小麦	一、一〇一	一、一〇一	一・〇
大麦	一、二〇一	一、二〇一	一・〇
燕麦	一、四〇一	一、四〇一	一・〇
裸麦	一〇一	一〇一	一・〇
豆類	一、六〇一	一、六〇一	一・〇
馬鈴薯	一、八〇一	一、八〇一	一・〇
甜菜	二、〇〇一	二、〇〇一	一・〇
亜麻	二〇一	二〇一	一・〇
蔬菜	二、二〇一	二、二〇一	一・〇
果実	二、四〇一	二、四〇一	一・〇
牧草	二、六〇一	二、六〇一	一・〇
計	一七、六〇一	一七、六〇一	一・〇

第二節　農産物ノ推移

年次	収穫高	作付反別	一反当収穫高
大正十四年	一一、〇〇一	一一、〇〇一	一・〇
昭和二年	一一、一〇一	一一、一〇一	一・〇
昭和三年	一一、二〇一	一一、二〇一	一・〇
昭和四年	一一、三〇一	一一、三〇一	一・〇
昭和五年	一一、四〇一	一一、四〇一	一・〇
昭和六年	一一、五〇一	一一、五〇一	一・〇
昭和七年	一一、六〇一	一一、六〇一	一・〇
昭和八年	一一、七〇一	一一、七〇一	一・〇
昭和九年	一一、八〇一	一一、八〇一	一・〇
昭和十年	一一、九〇一	一一、九〇一	一・〇
昭和十一年	一二、〇〇一	一二、〇〇一	一・〇
昭和十二年	一二、一〇一	一二、一〇一	一・〇

第六章　畜産

第一節　畜産

種別	飼養頭数	飼養戸数	一戸当飼養頭数
馬	一〇一、一〇一	四五、〇〇〇	二・二
牛	一〇一、一〇一	四五、〇〇〇	二・二
豚	一〇一、一〇一	四五、〇〇〇	二・二
緬羊	一〇一、一〇一	四五、〇〇〇	二・二
山羊	一〇一、一〇一	四五、〇〇〇	二・二
鶏	一〇一、一〇一	四五、〇〇〇	二・二
計	六〇一、一〇一	四五、〇〇〇	一三・三

第二節　畜産ノ推移

年次	飼養頭数	飼養戸数	一戸当飼養頭数
大正十四年	五五、〇〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和二年	五五、五〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和三年	五六、〇〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和四年	五六、五〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和五年	五七、〇〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和六年	五七、五〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和七年	五八、〇〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和八年	五八、五〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和九年	五九、〇〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和十年	五九、五〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和十一年	六〇、〇〇一	三五、〇〇〇	一・六
昭和十二年	六〇、〇〇一	三五、〇〇〇	一・六

第七章　蔬菜

第一節　蔬菜

種別	収穫高	作付反別	一反当収穫高
白菜	一、一〇一	一、一〇一	一・〇
甘藍	一、二〇一	一、二〇一	一・〇
大根	一、四〇一	一、四〇一	一・〇
人参	一〇一	一〇一	一・〇
牛蒡	一、六〇一	一、六〇一	一・〇
葱	一、八〇一	一、八〇一	一・〇
胡瓜	二、〇〇一	二、〇〇一	一・〇
南瓜	二〇一	二〇一	一・〇
西瓜	二、二〇一	二、二〇一	一・〇
其他蔬菜	二、四〇一	二、四〇一	一・〇
計	一五、六〇一	一五、六〇一	一・〇

第二節　蔬菜ノ推移

年次	収穫高	作付反別	一反当収穫高
大正十四年	一〇、五〇一	一〇、五〇一	一・〇
昭和二年	一〇、六〇一	一〇、六〇一	一・〇
昭和三年	一〇、七〇一	一〇、七〇一	一・〇
昭和四年	一〇、八〇一	一〇、八〇一	一・〇
昭和五年	一〇、九〇一	一〇、九〇一	一・〇
昭和六年	一一、〇〇一	一一、〇〇一	一・〇
昭和七年	一一、一〇一	一一、一〇一	一・〇
昭和八年	一一、二〇一	一一、二〇一	一・〇
昭和九年	一一、三〇一	一一、三〇一	一・〇
昭和十年	一一、四〇一	一一、四〇一	一・〇
昭和十一年	一一、五〇一	一一、五〇一	一・〇
昭和十二年	一一、六〇一	一一、六〇一	一・〇

第八章　果樹

第一節　果樹

種別	収穫高	栽培反別	一反当収穫高
林檎	一、一〇一	一、一〇一	一・〇
梨	一、二〇一	一、二〇一	一・〇
桃	一、四〇一	一、四〇一	一・〇
葡萄	一〇一	一〇一	一・〇
其他果実	一、六〇一	一、六〇一	一・〇
計	四、三〇一	四、三〇一	一・〇

第二節　果樹ノ推移

年次	収穫高	栽培反別	一反当収穫高
大正十四年	三、五〇一	三、五〇一	一・〇
昭和二年	三、六〇一	三、六〇一	一・〇
昭和三年	三、七〇一	三、七〇一	一・〇
昭和四年	三、八〇一	三、八〇一	一・〇
昭和五年	三、九〇一	三、九〇一	一・〇
昭和六年	四、〇〇一	四、〇〇一	一・〇
昭和七年	四、一〇一	四、一〇一	一・〇
昭和八年	四、二〇一	四、二〇一	一・〇
昭和九年	四、三〇一	四、三〇一	一・〇
昭和十年	四、四〇一	四、四〇一	一・〇
昭和十一年	四、五〇一	四、五〇一	一・〇
昭和十二年	四、六〇一	四、六〇一	一・〇

第九章　農業経営

第一節　農業経営

経営別	戸数	割合
自作	三四、一〇一	三〇・三
自小作	五一、〇〇一	四五・三
小作	二七、〇〇〇	二四・四
計	一一二、一〇一	一〇〇・〇

第二節　農業経営ノ推移

年次	自作	自小作	小作
大正十四年	三二、五〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和二年	三二、六〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和三年	三二、七〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和四年	三二、八〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和五年	三二、九〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和六年	三三、〇〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和七年	三三、一〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和八年	三三、二〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和九年	三三、三〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和十年	三三、四〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和十一年	三三、五〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇
昭和十二年	三三、六〇一	四八、〇〇一	二五、〇〇〇

第十章　農家負債

第一節　農家負債

種別	負債額	一戸当平均負債額
公債	一、一〇一	一・〇
私債	一、二〇一	一・〇
計	二、三〇一	二・〇

第二節　農家負債ノ推移

年次	負債額	一戸当平均負債額
大正十四年	二、五〇一	二・〇
昭和二年	二、六〇一	二・〇
昭和三年	二、七〇一	二・〇
昭和四年	二、八〇一	二・〇
昭和五年	二、九〇一	二・〇
昭和六年	三、〇〇一	二・〇
昭和七年	三、一〇一	二・〇
昭和八年	三、二〇一	二・〇
昭和九年	三、三〇一	二・〇
昭和十年	三、四〇一	二・〇
昭和十一年	三、五〇一	二・〇
昭和十二年	三、六〇一	二・〇

支廳、市別蔬菜類收量 其の一（豌豆、隱元豆、胡瓜）

支廳、市名	豌豆 作付反別（町）	豌豆 收穫高（石）	豌豆 價額（円）	隱元豆 作付反別（町）	隱元豆 收穫高（石）	隱元豆 價額（円）	胡瓜 作付反別（町）	胡瓜 收穫高（貫）	胡瓜 價額（円）
石狩	五四九・四	五,五五一	一三八,七六八	八六〇・八	六,九三九	一三〇,三〇三	五四・四	三五一,三三三	五六,七六六
空知	一,六二五・三	一六,八四一	四六二,四六一	三一四・一	二一,九六八	五四五,〇八〇	一七三・八	四七五,一八六	九七,二二五
上川	二,一〇七・九	一八,九八九	四七三,九九七	五,一〇五・九	三三,九六三	七一六,四八八	一三六・四	五一四,九五五	一三一,五五〇
後志	四五八・〇	三,七〇八	一〇一,三六〇	二,五〇四・六	二,六三一	四五七,八〇九	一三〇・九	三六六,六〇八	七八,九九一
檜山	五六・四	三三七	七,六三六	一九二・四	一,四六九	三四,三〇三	四七・二	一一五,七六七	二三,一七二
渡島	一一〇・七	八四八	一七,七七四	二一七・一	一,五五九	三四,三八九	二四七・一	八二四,〇四八	一四八,九九九
膽振	九九五・二	八,五〇六	二〇九,一三八	三,七〇九・五	二六,四五三	一,〇三九,九四八	七〇・四	三六八,五〇五	四〇,三三三
日高	三四五・九	二,四〇〇	五八,〇三八	二七七・〇	二,二八三	四三,五六六	三六・九	一一二,五六〇	三〇,三一七
十勝	九,九九八・五	六四,七五一	一,六九一,四三五	五一,六〇九・一	四〇五,九一二	八,三〇〇,九八九	一一一・二	三三〇,一七五	六五,七四六
釧路國	三三三・〇	三,四三四	九一,三五七	一,七二四・七	一四,三〇三	二四一,六〇〇	三四・〇	七九,三四〇	一八,三一七
根室	一一〇・五	六一〇	一五,〇三六	四〇六・二	二,九四五	四九,七四一	八・六	一九,一三一	四,五四七
網走	四,三六六・〇	四三,九二六	一,一〇五,一〇八	九,四六七・六	五八,〇七一	一,三三四,三六八	一〇〇・五	二五九,七九七	五六,五六五
宗谷	二四三・六	一,八〇〇	四七,四〇一	二九五・六	二,二一二	三六,八〇一	二六・九	四三,八五九	一二,〇七七
留萌	三五三・〇	二,七三六	七〇,四七五	六一四・〇	五,一二一	一〇六,七九三	三七・五	一三五,八五三	四三,七九八
札幌市	三四・二	三六八	一,〇三八	一四・四	一三四	三三,四三一	三五・一	三四,八〇〇	四五,三三四
旭川市	一一・一	二六八	六六八	一五・八	一〇三	五,六八〇	三五・九	二四一,六〇七	三二,四〇九
小樽市	三六・七	四一	一,〇七六	一一・五	一一〇	二,七七三	九・二	三三,一〇〇	六,四四〇
函館市	〇・六	六	一一四	〇・七	七	一三三	〇・七	二,五五〇	四三五
室蘭市	七・二	六一	一,六六四	一七・六	一三九	三,一七四	二・九	五一,〇六五	一,五三三
釧路市	一・一	六	一一八	三・六	二九	八〇七	〇・四	四三八	一〇七
帶廣市	七三・六	六三一	一六,七八五	三九八・五	四,五五三	九三,五一八	八・八	七五,〇九五	一三,七六六
合計	二一,七二九・九	一七四,三二九	四,五〇八,三五七	八〇,五八七・七	五九九,九七二	一三,〇八〇,八四九	一,三九八・八	四,〇七五,八二八	八四五,九九六
前年	二九,八四四・六	一七五,八三〇	四,九七五,〇四八	八三,九〇三・二	八三七,八二九	一三,三三六,九三一	一,一〇五・六	四,一八一,九〇三	六六六,九七六

果實類

（昭和十三年）

	樹數（本）	收穫高（石・貫）	價額（円）
梅	四三,五四四	四,三三六（石）	二七,八七六
桃	三〇,一三三	四〇,五四一（貫）	三五,一〇七
櫻桃	四八,三五七	二二六,三三三	一三三,〇一八
枇杷	—	—	—
梨 日本梨	七八,三〇一	三六一,一四九	一三六,一三五
梨 支那梨	一一,六六八	三六,一八三	一八,〇〇九
梨 西洋梨	五四,六三七	一八一,〇八三	一〇五,九〇〇
苹果	六七〇,六三四	四,三三七,八三四	二,三六四,三三六
柿	三一	三三七	二六四
葡萄	四六三,六三二	六九四,三四一	三四〇,〇〇九
計			三,一七九,六四六

支廳、市別苹果調

	樹數（本）	收穫高（貫）	價額（円）
石狩	一八,四五〇	五四四,二三六	二八〇,一一二
空知	一三三,三六〇	九三三,九七七	四四一,〇九九
上川	四〇,八六八	一三五,一四四	六六,七四三
後志	三二六,七〇四	一,七九一,四九五	九九三,三五六
檜山	二,七三三	五,六六六	二,一六八
渡島	六八,三六四	三〇,五三六	一三,七七九
膽振	七,九五五	二一,二四五	一三,三五四
日高	三,一三〇	一〇,九五〇	三,九五一
十勝	一三,六七五	三一,三三一	一〇,九〇八
釧路國	七四五	一,七三七	七四〇
根室	四六八	七六六	三四五
網走	六六,六四三	四三二,〇九一	二七九,三〇六
宗谷	六五	一,三九五	六四六
留萌	三,三三一	二〇三,一〇五	一四一,一四一
札幌市	四,三三三	三五,〇〇〇	一九,三五〇
小樽市	二六	一四〇	五六
帶廣市	二九三	一,二八一	四三五
合計	六七〇,六三四	四,三三七,八三四	二,三六四,三三六

支廳、市別蔬菜類收量 其の二（南瓜、茄子、其の他）

支廳、市別	南瓜 作付反別（町）	南瓜 收穫高（貫）	南瓜 價額（円）	茄子 作付反別（町）	茄子 收穫高（貫）	茄子 價額（円）	其の他 作付反別（町）	其の他 收穫高	其の他 價額（円）
石狩	四三九・五	一,三四七,〇八〇	一七三,六一〇	一二〇・九	三三五,一九三	一〇〇,八一〇	二八〇・九	—	一八七,四四七
空知	七七一・三	二,九八二,六三一	三五一,六七六	三三三・〇	五六六,八二六	一〇九,三三一	六三一・四	—	三九八,五六七
上川	九一四・四	三,六〇七,〇七二	六三一,一四三	一五一・一	四九七,四四七	一一四,四一四	四三八・〇	—	四六三,四四〇
後志	五四七・五	一,五四九,六三六	一九三,一三六	八九・二	二八二,六九〇	六六,九〇三	三三一・三	—	三三六,七八五
檜山	二七九・五	八九六,七八八	一一二,〇六一	二六・三	六二,九八〇	二〇,一一四	六六・一	—	四九,四四六
渡島	四四五・四	一,四三三,三七九	一九四,一七六	一四五・一	三八一,七三六	七三,二〇八	三三八・一	—	一三八,八八〇
膽振	三四九・六	一,一六三,九三一	一五六,二七三	五三・九	一五〇,三三九	四五,四〇八	一三三・三	—	七三,七九三
日高	一九七・九	七四三,一〇五	八八,九六八	三七・二	八七,一一〇	二〇,七〇三	六九・三	—	二九,七八三
十勝	四五一・一	一,九三二,四九九	二〇六,九五九	一〇六・三	一五五,〇五三	四五,〇四三	三三一・九	—	八七,八三一
釧路國	三五一・二	一,〇五五,九七四	一三一,七五三	二・二	四,四一〇	一,〇二九	一二・二	—	四,七七三
根室	二七四・九	一,〇四三,八一七	一三五,五五八	〇・三	一七〇	五八	三八	—	一,〇〇四
網走	一,一一九・七	四,一〇三,八一一	六二一,四〇一	六七・九	一一九,七七六	三五,四一一	三四五・七	—	一四五,九二一
宗谷	一五〇・五	五六九,五一七	六七,四三一	—	—	—	一三・七	—	三,四一九
留萌	四一六・五	一,六〇〇,九四八	一八三,二〇三	二九・八	六六,〇〇七	一九,一〇七	一一一・五	—	八〇,五六九
札幌市	八・九	二六,七〇〇	四,〇〇五	一〇・四	八三,三〇〇	九,九八四	一〇・一	—	三一,四三九
旭川市	二〇・二	九二,九二〇	八,三六三	三三・二	一七六,九六六	三四,七七三	六三・一	—	六八,四三八
小樽市	三一・二	九九,八四〇	一四,九七六	一九・〇	五七,〇〇〇	一七,一〇〇	九・七	—	六,九〇三
函館市	一・〇	三,九三〇	五九〇	〇・八	二,九〇〇	四三五	〇・五	—	四七五
室蘭市	一八・五	五四,九四五	八,七九一	〇・一	一九三	五三	〇・四	—	一四八
釧路市	八・二	一九,四三四	二,九三〇	—	—	—	—	—	—
帶廣市	一〇・七	一一三,三八五	一一,三三九	一六・三	一〇〇,五四八	二〇,一一〇	一三・一	—	一五,五〇一
合計	六,八一〇・三	二三,八四九,一三三	三,三六七,六五三	一,一二四・四	三,一三〇,五九〇	七三三,四八六	二,八七三・一	—	一,九九五,五六九
前年	六,九九〇・七	二六,九七二,九四三	二,九三一,一九一	一,三五二・八	五,四〇三,五六三	七六六,三三七	三,七一八・五	—	一,四九〇,三三五

綠肥用作物

（昭和十三年）

本道に於ける綠肥として作付最も多きは赤クローバーであつて、昭和十三年には六千八百九十五町四反歩の作付を見てゐる。之に次ぐは青刈燕麥、コンモンベッチ、青刈大豆などである。

飼料作物

（昭和十三年）

昭和十三年本道に於ける飼料作物作付反別は四萬五千二百四十町五反歩にして、收穫高は數量一億九千五百二十三萬七千八百八十貫、この價額九百五十萬一千八百九十四圓である。

	作付反別（町）	收穫高（貫）	價額（円）
永年性牧草	二六,七九八・〇	八六,一九五,三五三	五,五〇〇,三二七
青刈大豆	二〇三・九	五八七,六二八	三〇七,六六六
青刈燕麥	五五〇・七	一,八〇三,三四〇	七七,六七八
青刈玉蜀黍	一三,三五一・三	九三,五六六,七八〇	三,三二〇,五四八
青刈ライ麥	二九・〇	二四,五〇七	三,四四七
家畜人參	三七・二	一,五三三,〇七〇	一一五,三三三
家畜ビート	六四三・六	四,六三三,六三〇	二〇七,〇四三
ルタバカ	七五三・七	四,九七二,九八七	三三三,七〇四
其の他	五三四・二	一,八四三,五八五	八六,〇四九
計	四五,二四〇・五	一九五,二三七,八八〇	九,五〇一,八九四
前年	四三,六七〇・五	一八〇,八〇四,一六三	九,一三八,九六五

支廳、市別綠肥用作物

支廳市名	青刈大豆 反別(町)	收穫高(貫)	價額(円)	コンモンベッチ 反別(町)	收穫高(貫)	價額(円)	赤クローバー 反別(町)	收穫高(貫)	價額(円)
石狩	三八・五	一三八、五八〇	一、一七七	三六・六	五七、〇六〇	一、一三三	二四八・二	九七六、三四〇	三三、〇四一
空知	四四・三	一六二、六三八	二、三三六	三九・七	一九四、三八五	三、四七九	一五九・三	六二〇、八三三	二〇、〇四四
上川	七四・五	三二七、八七五	三、六二三	九五・七	三三五、七一〇	九、一四四	七三四・二	二、三〇七、八三〇	四九、五八八
後志	二四五・一	七八一、四六〇	一六、七七三	三五・〇	一一五、〇九〇	三、一〇六	四四七・四	一、七二三、六一〇	五五、八九四
檜山	〇・九	三、八八〇	五八	〇・一	五〇〇	一〇	一五六・〇	七四四、九六〇	一〇、二四〇
渡島	五・三	二四、九一〇	八三五	一	一	一	四七・四	二三一、六四九	一七、九四六
膽振	五・四	三一、二七〇	五二四	一四七・七	六六四、三〇五	一八、七九三	六三三・九	三、五四三、一四〇	五八、三八一
日高	二・六	九、六〇〇	三三三	一七・〇	六五、七八〇	一、六八四	五二・三	二五六、四〇〇	六、三〇三
十勝	一〇・一	三四、三七四	五五四	五六・五	二〇八、八六一	七、五八四	一、八五五・一	八、五三四、三六一	一八〇、三九八
釧路國	〇・五	一、七〇〇	三五	三三・七	一三一、〇二〇	三、一五六	四九一・四	一、九三五、九三〇	三〇、八〇五
根室	〇・一	四五〇	五	一・〇	四、三八〇	五七	一〇九・二	四三三、二〇〇	九、〇六六
網走	五六七・六	九四七、九七五	一八、一四九	八六八・二	三、三〇九、〇八四	七七、七六八	一、四四三・九	五、八〇四、四九九	一六〇、〇四〇
宗谷	〇・二	五〇〇	一五	二八・六	一三一、〇〇〇	二、六七五	三四四・〇	五八七、七六〇	一三、七四四
留萌	六・九	三三、九五〇	六一五	四・一	三四、九八〇	七二三	一四六・九	七七四、三一〇	一三、三三五
旭川市	一	一	一	一	一	一	〇・一	八四〇	二〇
室蘭市	一	一	一	一	一	一	七・一	三二、四〇〇	四三六
帶廣市	〇	一八〇	五	一	一	一	一・〇	三、七七四	九四
合計	九九三・〇	二、三六五、六四三	四六、五五五	一、三四九・九	五、三三八、三〇五	一二九、一八八	六、八九五・四	二八、六六九、三八〇	六五四、二八二
前年	四七八・四	一、四六一、二〇一	四三、四八四	一、八二〇・九	七、〇三九、三二五	一三九、三三四	四、九三五・三	二〇、九七一、三九九	四四一、四二八

支廳市名	青刈燕麦 反別(町)	收穫高(貫)	價額(円)	其の他 反別(町)	收穫高(貫)	價額(円)	計 反別(町)	收穫高(貫)	價額(円)
石狩	〇・三	九〇〇	二三	一一・三	二九、九二〇	八四〇	三三二・九	一、一九三、七八〇	三五、七三三
空知	二・四	一一、一六〇	一八三	九・七	三六、八八〇	六六七	二五五・四	一、〇九三、六七六	二六、六八八
上川	一八・九	六四、一六五	一、四八一	九三・四	二八五、三〇〇	六、一〇四	一、〇〇六・七	三、三〇八、七三〇	六八、九四九
後志	三・四	六、九〇〇	七〇	三九・四	三七、一五〇	五、五八四	九七〇・三	三、九四三、三一〇	七九、四三五
檜山	〇・三	六四〇	一四	〇・五	一、一〇〇	三三	一五七・七	七五八、六八〇	一〇、三〇四
渡島	三・一	一一、六〇〇	四三	一・六	六、一八〇	一六三	五七・四	三七四、三〇九	一九、三三九
膽振	一・三	六、三三〇	一〇四	五・九	二三、三三〇	一四四	七八九・一	四、三四六、三六五	七七、九四五
日高	八・一	三三、六八〇	一、一三〇	一・九	六、六八〇	三三四	八一・九	三四〇、一三〇	九、六七一
十勝	四三・三	一、〇九四、九八〇	一三、四九六	五一〇・〇	一、二四五、七八〇	三三、五一五	二、八六三・〇	一二、一一六、九一六	二二五、四八〇
釧路國	四・〇	一一、四〇〇	三四一	六・八	三三、〇八〇	九四一	五三六・四	二、一〇三、一一〇	四三、三六八
根室	一	一	一	〇・四	四、六八〇	一〇〇	一一一・七	四四一、六六〇	九、三三八
網走	一五・九	三八、九〇〇	一、九一〇	四〇・八	一四四、五一〇	三、八〇四	二、九九六・四	一〇、三四四、九六八	二六〇、六三九
宗谷	二九・四	五三六、六〇〇	一三、三八七	一三・三	五五、四〇〇	一、一四二	四〇六・四	一、三九七、三六〇	四〇、九三三
留萌	一・四	五、三八〇	八三	七・四	三三、八〇〇	七三六	一六六・七	八七九、八六〇	一五、四六一
旭川市	一・三	三、六〇〇	一〇六	一	一	一	〇・三	四、四四〇	一二八
室蘭市	一	一	一	一	一	一	七・一	三二、二〇〇	四三六
帶廣市	〇・三	九〇〇	二四	〇	一二〇	二	一・三	四、九七五	一二四
合計	一二一・〇	一、八三四、一五五	三三、七九八	九四三・三	三、三三〇、一八〇	四三、〇四四	一〇、七九一・六	四〇、三三〇、七〇九	九〇三、八一七
前年	一〇〇・三	一、八七三、〇三七	三五、三二一	七〇〇・三	三、四四四、五五五	三三、三三八	九、〇一三・〇	三五、八六一、三三七	六八六、八九五

養蠶（昭和十三年）

春蠶　昭和十三年春蠶は前年に比し戶數百九十二戶、掃立數量四千二百三十四瓦、收繭高一千八百十六貫、價額八千二百二十九圓の何れも減少を示した。

養蠶戶數　七九六戶

蠶種掃立數量	白繭種（一二、〇四三瓦） 數量(貫)	價額(円)	單價(円)	黃繭種（三六三瓦） 數量(貫)	價額(円)	單價(円)	計（一二、四〇五瓦） 數量(貫)	價額(円)
上繭（生繭）	三、一八四	一三、六六六	四・〇一	一二三	五〇七	四・〇一	三、三〇七	一三、一七三
玉繭（生繭）	四三三	九六八	二・二三	一四	三〇	二・一四	四四七	九九八
屑繭（生繭）	五三三	八〇五	一・五七	一三	二〇	一・五四	五四六	八二五
計	四、一五〇	一五、四三九	一	一五〇	五五七	一	四、三〇〇	一五、九九六

支廳、市別春蠶の狀況

支廳市名	戶數(戶)	掃立(瓦)	收繭(貫)	價額(円)
石狩	一	七〇	五三	二三九
空知	六三	七五六	三九三	一、八〇一
上川	三八	四一九	二一〇	四八〇
後志	三九九	四、八九八	一、七五三	六、三三三
檜山	三六	四三九	一八四	六四三
渡島	一一四	一、五一四	五八五	二、〇九五
膽振	七七	八八九	三三三	一、一〇八
日高	三七	四三五	八〇	三〇九
十勝	四九	一、一二四	三三三	八〇四
釧路國	一	一	一	一
根室	一	一	一	一
網走	三六	一、一五六	八一	二三五
宗谷	一	一	一	一
留萌	九三	一、四九九	四一九	一、三三五
札幌市	一	一三〇	七三	三三〇
帶廣市	二	三一	一〇	三五
合計	七九六	一二、四〇三	四、三〇〇	一五、九九六
前年	九八八	一六、六三七	六、一一六	二四、二二五
增減	△一九二	△四、二三四	△一、八一六	△八、二二九

夏秋蠶　前年に比し飼養戶數三十六戶、掃立數量六百二十四瓦、收繭高二百七十三貫、價額八百七十三圓と何れも減少を示した。

養蠶戶數　一二二戶（內春蠶を飼養したるもの六六戶）

蠶種掃立數量	白繭種（一、二三二瓦） 數量(貫)	價額(円)	單價(円)	黃繭種（三〇瓦） 數量(貫)	價額(円)	單價(円)	計（一、二六二瓦） 數量(貫)	價額(円)
上繭（生繭）	四三八	一、七〇九	三・九〇	一五	四八	三・二〇	四五三	一、七五七
玉繭（生繭）	六〇	一三〇	二・〇〇	一	二	二・〇〇	六一	一三二
屑繭（生繭）	三六	三六	一・〇〇	一	一	一・〇〇	三七	三七
計	五三四	一、八七五	一	一七	五一	一	五五一	一、九二六

支廳、市別夏秋蠶狀況

支廳市名	戶數(戶)	掃立(瓦)	收繭(貫)	價額(円)
石狩	一	二五	三二	一〇四
空知	三五	一〇四	五七	一五〇
上川	一一	六六	二六	五五
後志	一九	一七一	六四	二一四
檜山	一	一	一	一
渡島	一四	一四	八	三五
膽振	一	七	四	一三
日高	一	一	一	一
十勝	四〇	七〇七	二六六	八九七
釧路國	一	一	一	一
根室	一	一	一	一
網走	一	一	一	一
宗谷	一	一	一	一
留萌	一	一	一	一
札幌市	一	六〇	三七	九六
帶廣市	一	一四	一〇	三五
合計	一二二	一、二六二	五五一	一、九二六
前年	一五八	一、八八六	七四四	二、七九九
增減	△三六	△六二四	△二七三	△八七三

蜜蜂（昭和十三年）

本道に於ける昭和十三年の蜜蜂飼養概況は戶數一千九百五十三戶、箱數一萬六千四百七十三箱であつて一戶平均八箱に當り、生產數量は蜂蜜十四萬七千五百七十三貫、蜜蠟七百四十八貫で、生產價額は蜂蜜十八萬六千四百四十二圓、蜜蠟七千二百十七圓である。而してこれを前年に比較すると飼養戶數に於ては副業的飼養と見做される少量飼育者の增加により十九戶を增加したるも、箱數に於ては專門的飼養者と見做し得べき五十箱以上飼養者の道外轉出により九百三十二箱の減少を示した。

飼養戶數	十箱未滿 一、六二三戶	十箱以上五十箱未滿 三二六戶	五十箱以上 四戶	計 一、九五三戶
箱數	內國種 七、〇三六箱	外國種 九、四三七箱		計 一六、四七三箱

	數量(貫)	價額(円)	單價(円)
蜂蜜	一四七、五七三	一八六、四四二	一・二六
蜜蠟	七四八	七、二一七	九・六五
計	一	一九三、六五九	一

最近五箇年間の支廳市別補助農具臺數（自昭和九年至昭和十三年）

▼小農具

支廳市名	深耕犂	心土犂	碎土器	中耕除草器	噴霧器	石灰撒布器	堆肥撒布器	ビートリフター
石狩	一四〇	九六	五四	一六	五八九	三	一	一
空知	二〇九	三一九	五六	三六	一、七〇〇	二	一	一
上川	三六六	一四一	三五	八五	一、八六六	一	一	一
後志	八六	一二七	一〇六	六〇	一、四三三	一	一	一
檜山	五四	一二一	一四	四四	七二五	一	一	一
渡島	一六六	五三	二八	七〇	一、〇八九	一	一	一
膽振	一八一	四八	三三	三六	六二三	一	一	一
日高	三〇〇	一八	一四	一四	五二五	一	一	一
十勝	七二三	七七	一六	七〇	一、四〇四	一	一	九
釧路國	一四六	二三	八	四四	四八八	一	一	一
根室	四五	四	三	一	一	一	一	三
網走	七五	三三	八六	一〇四	三、三三四	一	四	四

宗谷	二一	三五	四〇	一七	六七四	二	三	—
留萌	一七	一七	三四	一四一	一,二二九	—	—	—
支廳計	三,四八一	一,八六六	五六八	一,〇〇三	一四,五八六	八	九	一五
室蘭市	八	—	二	二	八	—	—	—
帯廣市	五	四	一	三	三三	—	—	—
旭川市	—	—	—	—	一七	—	—	—
小樽市	—	一	—	—	四	—	—	—
釧路市	二	—	—	—	—	—	—	—
市計	一五	五	三	五	六三	—	—	—
合計	三,四九六	一,八七一	五二一	一,〇〇八	一四,六六八	八	九	一五

▼大農具

支廳市名	電動機	石油發動機	籾摺機	脱穀機	製粉機	精米麥機	撰別機	精穀機
石狩	一	四七	四四	二四	二	二六	二	二
空知	三	九六	八六	二九	七	四四	一	四
上川	三	二五	二一	二	二	四四	二	—
後志	一	三七	三四	一〇	六	六	一	—
檜山	一	一〇	八	四	一	五	—	—
渡島	二	二〇	一九	八	二	一三	—	—
膽振	—	二三	一九	一〇	二	七	—	—
日高	—	二七	三三	八	一	三	—	—
十勝	—	一九	九	二	—	四	—	—
釧路	一	八	—	四	五	二	—	—
根室	—	一	—	一	—	—	—	—
網走	二	三六	二三	一三	五	六	一	—
宗谷	—	六	一	二	三	三	—	—
留萌	一	一六	一五	八	二	一二	—	—
支廳計	一五	四七三	三九二	一三四	三六	三一九	七	六
帯廣市	—	二	二	—	—	—	—	—
旭川市	—	—	—	一	—	一	—	—
市計	—	二	三	一	—	一	—	—
合計	一五	四七五	三九五	一三四	三六	三二〇	七	六

北海道農事試驗場（札幌郡琴似村）

明治三十四年國費を以て札幌に設置さる。

▽本場各部名稱

種藝部、園藝部、土性部、肥料部、病理部、昆蟲部、農産製造部、畜産部、農業經濟部、庶務部

▽支場、試作場、試驗地その他

北海道農事試驗場札幌原種圃	札幌市
同　市來知原種圃	三笠山村
同　果樹園	琴似村
同　美唄泥炭地試驗地	美唄町
同　早來火山灰地試驗地	安平村
同　上川支場	永山村
同　十勝支場	帯廣市
同十勝支場幸震高丘地試驗地	大正村
同　北見支場	野付牛町
同　渡島支場	大野村
同　根室支場	標津村
中標津經營試驗農場	同
幸震經營試驗農場	大正村
上斜里經營試驗農場	斜里町
利別經營試驗農場	利別村
喜茂別經營試驗農場	喜茂別村
沼川經營試驗農場	稚内町
長萬部經營試驗農場	長萬部村
幌延經營試驗農場	幌延村
上士幌經營試驗農場	上士幌村
早來第一經營試驗農場	安平村
早來第二經營試驗農場	同
早來第三經營試驗農場	同
野付牛經營試驗農場	野付牛町
永山經營試驗農場	永山村
岩尾別本場委託經營試驗農場	俱知安町
ウブシ北海道廳委託經營試驗農場	天塩町
北海道農事試驗場檜山試作場	厚澤部村
同　俱知安試作場	俱知安町
同　釧路試作場	鳥取村
同　美深試作場	美深町
同　天塩試作場	天塩町
同　瀬棚試作場	利別村
同　日高試作場	靜内町
同　稚内試作場	稚内町
同　美瑛試作場	美瑛村
北海道廳立和寒除蟲菊試驗地	和寒村
米麥原種圃	札幌市
雜穀馬鈴薯原種圃	同
菜種採種圃	同
模範果樹圃	大野村
小麥原種圃	琴似村 野付牛町
綠肥作物採種圃	札幌市
蕎麥原種圃	三笠山村
釧路試作場模範經營試驗農場	太田村
天塩試作場模範經營試驗農場	天塩町
日高試作場模範經營試驗農場	靜内町
瀬棚試作場模範經營試驗農場	利別村
美瑛試作場模範經營試驗農場	美瑛村

北海道農産物檢査所（札幌市北三條西七丁目）

北海道に於ける農産物檢査は大正八年四月道營に移管されたもので、昭和十四年八月御村長太郎氏が十二代目の所長に就任した。道内に支所一一、派出所二〇五、駐在所二九三を置き、左記數の職員を配して檢査の完璧を期してゐる。

（十四年八月末日現在—括弧内は定員）

所長一名（一名）△農林主事一名（一名）△農林技師五名（六名）△農林主事補二二名（二三名）△農林技手三〇二名（三二〇名）△檢査技手五四名（六〇名）△囑託四九九名

水注無式関
機動發油重
於北海道大博覽會
優良賞受領
農林省檢査歡迎
カタログ進呈
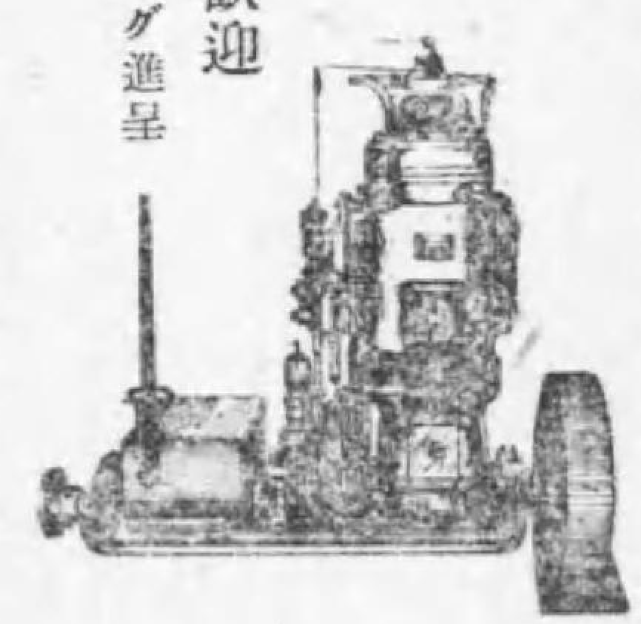

會商関
函館市西川町六番地
電話　一〇二一番
　　　五二一二番
分工場町五三五番地

米、雜穀、海産物
委託販賣業
船舶
雜貨荒物販賣業
函館市西濱町一五
小川合名會社
電話一九五・六四六・四〇一四番

(六四〇名)

尙支所所在地は左の如し。

札幌、小樽、函館、苫小牧、岩見澤、瀧川、旭川、名寄、野付牛、帶廣、釧路

系統農會

農業補助機關として明治十四年に勸農協會を創立し、全道より會員を募集したのが本道に於ける農會の先驅であつて、後明治三十二年六月法律第百三號による農會法竝に同三十三年二月勅令第三十號による農會令に基づき同年十一月迄に百三十二町村農會と十五郡農會とが設立され、同月二十日北海道農會の創立總會を開き、茲に北海道系統農會の完備を見るに至つた。

▽農會數

道農會一、郡農會一四、市農會四、町村農會二一七、計二三五

▽設立狀況

市町村數二七二、市町村農會數二二一、未設置市町村數五一

▽農會員數

昭和十四年三月末日現在　二二五、四七〇

▽農會役員(道農會)

【會長】村上元吉

【副會長】安孫子孝次

【常議員】與野惠造、北勝太郎、青山芳藏、吉田貫一、高倉定助、奥野小四郎

【議員】紳八三郎(釧路)村上元吉(比布)吉田貫一(靜內)森木正雄(函館)奥野小四郎(帶廣)青山芳藏(俱知安)北勝太郎(奈井江)北原寅吉(釧路)田中耕輔(留萌)與野惠造(當別)土居通次(室蘭)廣田忠雄(根室)高倉定助(帶廣)齋藤昂一(室蘭)阿部平三郎(函館)中野嘉平(網走)吉野直行(檜山)

【特別議員】柴田等(道廳技師)浦上啓太郎(同)三宅康次(北大教授)伊藤誠哉(同)星野勇三(北大名譽教授)

▽郡、市農會

	會長	副會長
札幌外四郡農會	與野惠造	小谷幸勝
空知郡農會	北勝太郎	山本彥太
上川外四郡農會	村上元吉	安達利三郎
後志郡農會	青山芳藏	笠島貞治
檜山郡農會	吉野直行	齋藤敦
渡島郡農會	森木正雄	廣部太郎
膽振郡農會	齋藤昂一	黑田受
日高郡農會	吉田貫一	高橋孝
十勝郡農會	奥野小四郎	平田勁市
釧路郡農會	北原寅吉	大湖豊
根室郡農會	廣田忠雄	坂井禮夫
北見郡農會	中野嘉平	林利博
宗谷郡農會	星齋藏	
留萌郡農會	田中耕輔	藤原新太郎
室蘭市農會	土居通次	小田川周吉
釧路市農會	紳八三郎	山崎巳作
帶廣市農會	高倉定助	安倍隆義
函館市農會	阿部平三郎	

▽農會職員

【道農會】專任幹事一名、技師六名、技手七名、書記二名、郡農會駐在技手一四名、計三〇名

【郡農會】技師一〇名、技手三〇名、計四〇名(十四年七月末現在)

【市農會】技師一名、技手四名、計五名(十四年七月末現在)

【町村農會】技師二名、技手四一四名、計四一六名(內畜產技手七三名)(十四年七月末現在)

道農會豫算

▽昭和十四年度北海道農會經費豫算

一金十九萬四千四百五十七圓也

內譯

收入之部　(前年度比增、減△)

		円	円
一、	會費	三六、〇〇〇	
二、	使用手數料	五、四四四	
三、	補助金	一三五、〇九五	一九、〇〇〇
四、	寄附金	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
五、	雜收入	七、八六八	三三五
六、	前年度繰越金	一〇	
七、	過年度收入	四〇	
合	計	一九四、四五七	二〇、三三五

支出之部

		円	円
一、	事務所費	一四、三五三	△三四〇
二、	會議費	一、八二〇	七〇
三、	事業費	一六八、六八八	一九、八二〇
四、	會費及び公課	四、九九七	三一
五、	雜支出	三、〇八〇	三〇八
六、	基本財產年賦償還金	九八七	
七、	過年度支出	一〇	
八、	豫備費	九二五	四五
合	計	一九四、四五七	二〇、三三五

▽特別會計昭和十四年度北海道農會基本財產造成費豫算

一金一萬六千八十一圓也

▽特別會計昭和十四年度北海道農會出版經費豫算

一金四千八百圓也

▽特別會計昭和十四年度御下賜獎農資金豫算

一金三百十圓也

產業組合關係團體

本道に於ける產業組合運動は遠く產業組合法發布前明治二十九年に私的組織を以て生誕し、今日に及ぶ四十五年營々棘の道を打開いて今や農山漁家唯一の經濟機關として道德を基調とした組織に於て中小產者の生活に深き根據を求め、協同自治の經濟活動を完遂してゐるのである。

國家經濟が自由主義經濟より統制經濟に更改せられつゝある今日、產業組合運動の眞面目は更に〳〵大なるものがあり、國家組織の主樞となるものである。

產業組合中央會北海道支會

▽事務所所在地　札幌市北四條西一丁目

▽會員數　聯合會二、產業組合三六七

▽部會數　支廳管內一部會宛、合計一四部會

▽役員　會長小林篤一、副會長黑澤西藏、常務理事森正男

▽職員數　主事一名、主事補八名、書記五名、雇四名、囑託三名、合計二一名

▽經費收支豫算

收入之部

一、	會費	六五、〇〇〇圓
二、	補助金	七、八〇〇圓
三、	寄附金	一〇、八五〇圓
四、	繰入金	一、〇〇〇圓
五、	雜收入	八〇〇圓
	計	八五、四五〇圓

支出之部

一、	事務費	一、九〇〇圓
二、	會議費	四〇〇圓
三、	事業費	七七、六〇〇圓
四、	負擔金	五、〇〇〇圓
五、	豫備費	五五〇圓
	計	八五、四五〇圓

▽事業

イ、實務敎育
- 產業組合長期講習會
- 產業組合事業法規講習會
- 各部門別講習會、事務研究會

ロ、經濟關係施設
- 事變對策—全道組合長會議
- 產業組合販賣統制協議會
- 農村金融懇談會
- 市街地信用組合協議會
- 農事實行組合經濟部事績共勵會
- 產業組合醫療協議會

ハ、組合指導
- 特別指導
- 一般指導
  1 現地指導
  2 文書指導
  3 貯金增加運動
  4 部落巡回指導
  5 自治監査强調
  6 委囑指導

ニ、訓育並に宣傳
- 教育者產業組合講習會
- 產業組合擴充週間の設定
- 活動寫眞
- 「家の光」普及

ホ、出版

ヘ、調査

ト、諸會議

チ、關係機關との連絡

リ、斡旋、事業(會誌、事務用品)

ヌ、共濟事業(產業組合役職員の保健、退職)

北海道農村產業組合協會

▽本部事務所　札幌市北四條西一丁目

▽分會　各町村二五三分會

▽役員　理事長黑澤西藏、理事小林篤一

書記長森正男

▽事業　(昭和十二年度)

イ、講演會

ロ、諸運動　國民健康保險法案通過支持運動、產業組合課稅反對運動、產業組合事業制限反對運動、貿易統制問題運動、農倉入庫品農倉檢査料免除撤廢反對運動、醫療組合設立認可促進運動、肥料販賣人公正價格運動、特殊土壤改良石灰增配運動、北海道產業開發問題運動、選擧肅正運動

ハ、機關紙「共榮」發行　毎回九萬六千部

北海道信用組合協會

▽事務所　札幌市北四條西一丁目

▽會員　二十一市街地信用組合

▽役員　會長飯田要次郎、幹事森正男

北海道產業組合青年總聯盟

▽事務所　札幌市北四條西一丁目

▽連絡委員會數　二九會

町村聯盟數　二五〇聯盟、盟友數一七、三二九名

▽役員　理事長森正男、副理事長宮本平八郎、常任理事安達勇、同井口喜一郎、同黑田五郎、常任幹事佐藤哲之助

▽事業

イ、町村聯盟に關する事項
- 現地指導
- 一般指導
- 資料の配布

ロ、地方連絡委員會に關する事項
- 助成金の交付
- 係員の派遣

ハ、各種會合
- 聯合研究會
- 全道大會
- 幹部養成講習會
- 連絡委員會代表者會議

ニ、編纂事業
- 組合員保健運動の徹底
- 敎育宣傳班の派遣斡旋

産業組合

（昭和十四年六月末日現在）

	組合数	組合員数
信用組合	三六七	一九〇、〇四八
購買組合	六	三、八〇二
販売組合	五	一、一四三
農業倉庫	一	一、八〇〇
計	三七九	一九二、八三四

産業組合の一加入組合平均人員は五〇・六人となり、特に其の内八人一、八〇六組合の急増は農業経済組織の強化せられたるものと言ふべきである。

産業組合金融に於ては前年同期に比し二、七六〇、一三三圓の増加と六、八〇六、三〇〇圓の増加を示し、経営資金構成の適度なるを認めた。

	貸出金	預金
昭和十年六月末	一、〇一〇、三九六圓	一、三五八、四〇〇圓
昭和十一年六月末	一、一三〇、三〇〇圓	一、五一〇、〇〇〇圓
昭和十二年六月末	一、三〇〇、〇〇〇圓	一、七三〇、〇〇〇圓
昭和十三年六月末	一、四三〇、〇〇〇圓	一、九〇〇、〇〇〇圓
昭和十四年六月末	一、六〇〇、〇〇〇圓	二、一〇〇、〇〇〇圓

貸出金の増加率に於ては何れも著しく各年同期に於ては何れも著しく各年同期に於ては何れも著しく各年同期

大日本製糖株式會社
大日本鹽業株式會社
大日本酒類醸造株式會社
株式會社增田製粉所
株式會社神戸製鋼所
豐年製油株式會社
大日本化里株式會社
新潟硫酸株式會社
太陽産業株式會社

總代理店

大成商事株式會社

主要營業種目
砂糖・麥粉・燒酎・肥料
白絞油・雜穀・罐詰・燐寸
澱粉・機械・鐵材・漁業鹽

小樽市色内町八丁目三番地
電話代表四〇八八番
支店 函館市仲濱町四番地

水産

常に全國第一位を誇示

注目さる北洋進出

本道開拓の先驅をなしたものは漁業である。卽ち開拓使設置當時の本道産業は漁業を以て始り、從つて久しきに亙り本道の生産中漁業が首位を占めてゐた。爾後農林工鑛の發展に伴ひ、その地位を他に讓つたと雖も尚三位を維持し、然も全國水産界に於ては常に王座を保つてゐる。卽ち水産製造高に於ても又沿岸漁獲高に於ても常に全國第一位を誇つてゐるのである。

然して本道漁業の近年の傾向として注目されるものは北洋の進出と沿岸漁業の整備である。北千島水産株式會社の創立、道内漁業協同組合の發達、鯟漁業の劃期的振興對策等、何れもその一斑を知るに足るものがある。

支廳、市別水産業者

	本業 漁撈 業主	本業 漁撈 被用者	本業 養殖 業主	本業 養殖 被用者	本業 製造 業主	本業 製造 被用者	本業 計 業主	本業 計 被用者	副業 漁撈 業主	副業 漁撈 被用者	副業 養殖 業主	副業 養殖 被用者	副業 製造 業主	副業 製造 被用者	副業 計 業主	副業 計 被用者	計 業主	計 被用者
石狩	五〇一	二,七六三	七	九	一	七	五〇九	二,七七九	四九二	一,二〇九	七	—	一〇	二一	五〇九	一,二三〇	一,〇一八	四,〇〇九
空知	四	四	—	—	一	三	五	七	四一	五五	四七	一三	二	二	九〇	七〇	九五	七七
上川	—	—	二	三	—	—	二	三	—	—	二四	一三	—	—	二四	一三	二六	一六
後志	三,一一二	一二,一四七	四	二	三三一	二,九五九	三,四四七	一五,一〇八	一,二〇九	六,三九八	二五	七	二四五	二,四〇一	一,四七九	八,八〇六	四,九二六	二三,九一四
檜山	四,九五三	八,九七三	—	—	四一	八二〇	四,九九四	九,七九三	六二四	一,一六三	一一	一一	三四	五七八	六六九	一,七五二	五,六六三	一一,五四五
渡島	一〇,四八七	二三,八三一	二	一四	七三二	五,七一〇	一一,二二一	二九,五五五	八九二	二,三五七	二六	三五	三〇九	一,五五六	一,二二七	三,九四八	一二,四四八	三三,五〇三
膽振	八三五	三,〇二二	三	一〇	一〇四	五一三	九四二	三,五四五	三三五	三五三	一六	八	二	二	三五三	三六三	一,二九五	三,九〇八
日高	一,六四九	四,八二四	—	—	二〇一	一,三五五	一,八五〇	六,一七九	四六一	一,四六一	一九	二七	八一	三四一	五六一	一,八二九	二,四一一	八,〇〇八
十勝	四四九	一,一九八	—	—	七	一八四	四五六	一,三八二	七六	一二〇	一七	七	二	一三六	九五	二六三	五五一	一,六四五
釧路國	一,三九三	四,〇九七	七	三	三六	一,二三四	一,四三六	五,三三四	一四七	三四〇	四六	七〇	一二三	四五一	三一六	八六一	一,七五二	六,一九五
根室	三,〇一四	二,三六九	三	一三	八四	一,三六八	三,一〇一	三,七五〇	三三六	六〇九	—	—	三二	二九	三六八	六三八	三,四六九	四,三八八
網走	七三〇	二,八〇八	五	九	一一九	一,八九一	八五四	四,七〇八	九五	五三三	二一	一六	七九	七二五	一九五	一,二七四	一,〇四九	五,九八二
宗谷	三,九一二	一〇,六七一	二	六	一九一	一,二三〇	四,一〇五	一一,九〇七	三五一	一,七七三	二	九	七八	二八七	四三一	二,〇六九	四,五三六	一三,九七六
留萌	二,六四三	八,四六五	一	二	七三	一,五九一	二,七一七	一〇,〇五八	五四四	八四五	三五	一三	三六三	三,七〇一	九四二	四,五五九	三,六五九	一四,六一七
札幌市	—	—	八	一四	一	二二	九	三六	—	—	一	—	一	一	二	一	一一	三七
旭川市	—	—	一	一	七	一九	八	二〇	—	—	二	—	—	—	二	—	一〇	二〇
小樽市	六六	五八八	三	四	四六	二二四	一一五	八一六	三	四一	一	—	四三	二二四	四七	二六五	一六二	一,〇八一
函館市	七四七	一,六二五	—	—	九一	六三一	八三八	二,二五六	五	一五	—	—	—	—	五	一五	八四三	二,二七一
室蘭市	四八〇	一,九五九	—	—	四五	四三四	五二五	二,三九三	一三四	二七五	—	—	一九	五六	一五三	三三一	六七八	二,七二四
釧路市	七三五	三,五九四	三	八	一六六	六四八	九〇四	四,二五〇	八四	一九九	—	—	四八	一四二	一三二	三四一	一,〇三六	四,五九一
帶廣市	一	—	一	五	三	二一	五	二六	一	五	三	—	—	—	四	五	九	三一
合計	三五,八二〇	一〇〇,六五六	六一	一五七	二,二六三	一九,八三三	三八,一四四	一二〇,六四六	五,三八八	一七,六九一	三〇一	三〇〇	一,九九九	一〇,〇三〇	七,六八八	二七,九二一	四五,八三二	一四八,五四九
前年	三六,三七九	一〇三,一二八	九七	三二三	三,五三一	二五,〇九九	三九,七六八	一二七,五三九	五,九四三	一六,二〇八	三五四	一九五	一,五六九	一三,三六四	七,八六六	三〇,八二六	四六,九九四	一五九,三六五

本道水産業者（昭和十三年末）

水産業者は總數十九萬四千三百八十一人であり、之を業主と被傭者とに區別すれば前者は四萬

水産總額　年次別

年	總額	指數
昭和十年	千圓	
昭和十一年	千圓	
昭和十二年	千圓	
昭和十三年	千圓	

支廳、市別水產額（昭和十三年）

支廳、市別	漁獲高	水產製造高	計
	千圓	千圓	千圓
合計			
函館			
江差			
松前			
福島			
知内			
木古内			
上磯			
茅部			
森			
砂原			
濱益			
八雲			
長萬部			
寿都			
黒松内			
歌棄			
島牧			
瀬棚			
奥尻			
北檜山			
大成			
江良			
熊石			
乙部			
厚沢部			
上ノ国			
江ノ島			
松前			
福山			
小樽			
札幌			
留萌			
網走			
根室			
釧路			
帯広			
北見			
紋別			
室蘭			
苫小牧			
浦河			
静内			
三石			
様似			
幌泉			
広尾			
十勝			
大津			
豊頃			
釧路			
厚岸			
浜中			
根室			
羅臼			
標津			
計			

魚類別漁獲高（昭和十三年）

魚類	數	價
	貫	圓
鰯		
鰊		
鮭		
鱒		
鰹		
鯖		
鰤		
鯛		
鮪		
鰈		
鱈		
鰺		
鯵		
鰒		
烏賊		
蛸		
海鼠		
雲丹		
昆布		
若布		
其の他		
計		

沿岸漁業（昭和十三年）

總額　千圓

示す如くである。

昭和十三年本道に於ける沿岸漁獲高の中、主なるものを

種類	數	價
	貫	圓
鰯		
鰊		
鮭		
鱒		
鰹		
鯖		
鰤		
鯛		
鮪		
鰈		
鱈		
鰺		
鯵		
鰒		
烏賊		
蛸		
海鼠		
雲丹		
昆布		
若布		
其の他		
計		
【乾】		
鯡		
鰮		
鯡〆粕		
鰮〆粕		
鯡油		
鰮油		
其の他		
計		
【乾】		
鯡		
鰮		
鯡〆粕		
鰮〆粕		
鯡油		
鰮油		
其の他		
計		

肥料

種類	數	價
	貫	圓
鯡〆粕		
鰮〆粕		
其の他の粕		
計		
魚肥		
其の他		
計		

油類

種類	數	價
	貫	圓
鯡油		
鰮油		
其の他の油		
計		

本道水產總額（昭和十三年）

總額　千圓

昭和十三年の本道水產總額は一億六千四百二十六萬七千五百五圓で、之を前年に比すると一千二百四十萬九千圓即ち一割三分八厘を增加して居る。

遠洋漁業（昭和十三年）

漁獲高　千圓

昭和十三年本道に於ける遠洋漁業漁獲高は總數壹四萬千七百二十一貫、之の價額一千四百五萬八千圓である。

本道水產製造物（昭和十三年）

總額　千圓

昭和十三年の本道水產製造物は前年に比し價格に於て一千八萬八千圓即ち一割三分六厘を增加して居る。

食料

【鹽藏】

	數	價
	貫	圓
サケ		
マス		
魚類		

其の他水產製造物の內譯左の如くである。

	數	價
	貫	圓
其サケマスイクラ		
〃　グロ		
他ヤナギカラフトメ		
〃　ニシンメ		
〃　カズノコ		
〃　ホシカ		
〃　イワシ		
〃　ミガキニシン		
〃　ミガキカズノコ		
〃　ミガキ數の子		
〃　ミガキタラコ		
〃　ミガキスケソ		
〃　ミガキ其の他		
〃　カマボコ		
〃　カニカン		
〃　ツクダ煮		
〃　其の他		
計		

本道水產製造物（昭和十三年）

總額　千圓

昭和十三年の本道水產製造物は前年に比し價格に於て一千八萬八千圓即ち一割三分六厘を增加して居る。

內譯左の如くである。

全國沿岸漁獲物

（昭和十三年）

道府縣別	魚類	貝類	海藻類	其の他	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
北海道	一三、一九九	三、〇四一	一、一四九	一、一四九	一九、四一九
青森	一、一九九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
岩手	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
宮城	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
秋田	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
山形	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
福島	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
茨城	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
千葉	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
東京	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
神奈川	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
靜岡	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
愛知	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
三重	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
京都	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
大阪	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
兵庫	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
和歌山	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
鳥取	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
島根	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
岡山	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
廣島	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
山口	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
福岡	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
佐賀	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
長崎	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
熊本	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
大分	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
宮崎	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
鹿兒島	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
沖繩	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
計	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九

全國水産製造物

（昭和十三年）

道府縣別	食料品	油	肥料	其の他	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
北海道	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
青森	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
岩手	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
宮城	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
秋田	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
山形	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
福島	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
茨城	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
千葉	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
東京	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
神奈川	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
靜岡	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
愛知	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
三重	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
京都	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
大阪	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
兵庫	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
和歌山	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
鳥取	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
島根	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
岡山	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
廣島	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
山口	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
福岡	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
佐賀	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
長崎	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
熊本	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
大分	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
宮崎	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
鹿兒島	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
沖繩	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九
計	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九	一、一四九

鮭鱒孵化事業

本道に於ける人工孵化事業は明治十年札幌市偕楽園に於て豊平川及び漁川より採取せる鱒卵の人工孵化試験を試みたのが嚆矢である。併しながら一般には關心極めて薄く、專ら天然繁殖に依存してゐたが、漁獲高の漸減は官民擧げて漸く眞劍に鮭鱒資源の涵養に意を用ひ出し、遂に明治二十一年北海道廳は千歳孵化場を創設するに至つた。現在北海道鮭鱒孵化場以下五十の支場、事業場を有してゐる。

鮭鱒孵化事業成績（昭和十三年）

一、鮭

【親魚經捕獲數】雌二十萬七千二百八尾、雄三十一萬七千五十五尾、合計五十二萬四千二百六十三尾

【採卵使用親魚數】雌十五萬二千七十九尾、雄八萬六千二百二十九尾、合計二十三萬八千三百八尾（前年比一萬二千百九十尾減）

【採卵數】三億五千百四十三萬六千五百粒（前年比一千百一萬四千四百粒減）

【孵化尾數】三億一千百三十二萬二千二百二十四尾

【放流數】二億五百四十七萬九千六十尾（前年放流數三億一千八百七十五萬五百六十二尾）

二、鱒

【親魚經捕獲數】雌五萬一千二百四尾、雄九萬九千五百六尾、合計十五萬七百十尾（前年比二萬七千十尾減）

【採卵使用親魚數】雌四萬四百九十一尾、雄二萬三千三百三十八尾、合計六萬三千八百二十九尾

【採卵數】六千九百三十五萬一千粒（前年比八百十五萬八千粒減）

【孵化尾數】六千六百二十萬七千尾

【放流數】六千二百五萬八千五百九尾（前年放流數六千九百五十八萬七千七百二十二尾）

鰊漁業

本道鰊漁業の最も盛な時代は明治三十年代で、爾來漁獲高の漸減を示した。然しながら未だ漁業經營に不安を與ふる程度に至らずして推移した。然し本漁業の開始古き渡島、檜山地方は漸次衰退の徴を現し、更に次第にその傾向は北上して各地に凶漁を現出し、屢〻凶漁對策が道政を賑はすに至つた。この事實に鑑み道廳方面では蕃殖保護施設に關心を懷き、試驗研究の結果に基づきこれを實施せんとの意圖を有するに至つたが、鰊漁業者及び之に携る者の大多數は近年に至るまで耳を藉さず、徒に天惠に頼つて殆ど考慮を拂ふ者がなく荏苒日を過した。然るに昭和十三年は僅か一萬二千八百五十石といふ本道鰊漁史に嘗て見ざる凶漁で、此の慘狀に遭遇して初めて鰊漁業の根本的對策樹立問題が官民間に熱心に取上げられるに至つた。卽ち道廳は昭和十三年十二月十九日、札幌市に關係者を招致し左記鰊漁業對策を發表した。

對策要項

一、漁具制限

イ、定置漁業　一箇統（昭和十三年著業數の半數）

ロ、刺網漁業　著業認容數　三、〇〇〇張（昭和十三年著業數の半數）

二、禁漁區設定

三、鰊人工孵化放流

四、實施期間　自昭和十四年至同十八年

而して右發表に對しては業者は對策そのものには贊成なるも、既に著業準備略〻成れるを以て十四年度の實施内容の緩和方を要望するところあり、結局道廳は十四年度の著業計畫を次の如く承認した。

イ、漁具

		定置漁業			刺網漁業		
支廳別		指定數	著業認容數	超過數	指定數	著業認容數	超過數
		統	統	統	統	統	統
後志及び小樽		公五	公五	一	七、五二九	七、五二九	
石狩		公五	五五	一四	五、九九〇	五、九九〇	
留萌		一四六	一四五	一	四六、一六六	四六、一三一	△三五
宗谷		一二五	一二五		三五、〇三八	三八、三三	△三
網走		三一二	三三	△一	三、三三五	三、三三五	△三
計		三五五	三五五	二五	九一、九二〇	九一、六〇一	△三九

北千島鮭鱒定置漁業

資本金　六百四拾五萬圓

北洋水産株式會社

函館市末廣町九番地
電話（代表）四八三〇番
受信略號「ハコダテ、サーモン」
發信略號「ホクスイ（又ハ）ホ」

取締役社長　西出孫左衞門
專務取締役　横山將來

北千島鮭鱒定置漁業
資本金　貳百五拾萬圓

函館市眞砂町六番地

北千島漁業株式會社

電話代表　三四〇〇番
電略（タ）又ハ（タイ）

取締役社長　眞藤愼太郎
専務取締役　高瀬重之

ロ、禁止區域

支廳別	禁漁區域	禁漁區域	禁漁區域
	東岸線	禁漁區域	禁漁區域
	全長	全長	箇所の數
	粁	粁	箇所
後志及び小樽	二五・〇三	一四・九	五
石狩	一四・三	六・五	二
留萌	五四・〇六	二四・六	四
宗谷	八六・二四	三六・〇	四
網走	四〇・〇九	四四・〇九	一九
計	二五一・二三	二六・三三	二六

鰊漁獲高

昭和十四年の春鰊漁獲高は六萬餘石にして、まさに未曾有の凶漁であつた。最近十年間の春鰊漁獲高を示すと次の如くである。

	石
昭和四	九
五	一〇
六	一一
七	一二
八	一三

北千島水産

日魯漁業事業概況

（露領漁業）

▽經營漁場　十三年度　十四年度
カムサツカ東海岸　一四　一四

別	西海岸 一四	東海岸 一四
	（內鰊漁場一七）	（內鰊漁場一〇）
オコツク	三五	三六
合計	四二	三六

▽漁獲高

種別	十三年度 尾	十四年度 尾
紅鮭	六、九九一、二五〇	四、八四八、七五〇
銀鮭	七、六六二、五〇〇	四、三二〇、〇〇〇
鱒	九三、四四九	五五、〇〇〇
白鮭	一〇、七五〇、〇〇〇	七、七四八、〇〇〇
鱒	四、八四四、九六〇	四、三二〇、〇〇〇
シヨマ	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	三〇、三五七、七五九	二一、九五五、七五〇

▽鑵詰製造

種別	十三年度 個	十四年度 個
紅鱒	四、〇〇五	二、〇〇〇
銀鱒	三六、六九八	一〇、〇〇〇
鱒	三、三五〇	一、〇〇〇
合計	四〇、〇五三	一三、〇〇〇

▽出漁船

種別	十三年度 隻	十四年度 隻
紅鮭	四、六八〇	四、六〇〇
白鮭	三、五八〇	三、四〇〇
鱒	一、〇四五	一、〇〇〇
銀鮭	三八、七二〇	三八、〇〇〇
鱒	三、三〇〇	三、〇〇〇
鱈	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	九、八六八	九、〇〇〇

▽製造高

種別	十三年度 個	十四年度 個
鮭鱒	三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

十三年度の工船出漁は四月五日と十日で十四年度は四月五日と十三日であつた。而して漁獲は十三年度は八月十四日であつたが、十四年度は七月二十七、八日で切揚の早期最高記録を作つた。

工船　（笠戸丸、北洋、博愛、）　七隻（七七九二）

（基隆丸）　八隻

日本水産事業概況

（カムサツカ公海鮭鱒漁業）

▽出漁船　十三年度　十四年度
十四隻　十四隻

▽漁獲高

種別	十三年度 尾	十四年度 尾
紅鮭	四、六八〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇
銀鮭	三、八六〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
鱒	一、〇四五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
白鮭	三八、七二〇、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇
鱒	三、三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
鱈	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	九、四五八、七二〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

▽製造高

種別	十三年度 個	十四年度 個
鮭鱒	三五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

北千島水産物漁獲高

種別	十二年度 漁獲高	十二年度 金額
魚類の部		
鮭	四、九四七、七三五尾	四、九四七、七三五円
鱒	一、七五九、五五〇	一、七五九、五五〇
鮭	三、三五五、九五〇	三、三五五、九五〇
鱒	四〇、九六八、二〇八	四〇、九六八、二〇八
鱈	九三、五五〇	九三、五五〇
小計	公四九、九五二、六八	公四九、九五二、六八
鮭鱒漁獲	三、六〇一、六八〇	三、六〇一、六八〇
鮭鱒漁獲	三、八五三、三〇〇	三、八五三、三〇〇
鮭鱒漁獲	三、八五三、三〇〇	三、八五三、三〇〇

種別	十三年度 漁獲高	十三年度 金額
魚類の部		
鮭	四、九四七、七三五尾	四、九四七、七三五円
鱒	一、七五九、五五〇	一、七五九、五五〇
鮭	三、三五五、九五〇	三、三五五、九五〇
鱒	四〇、九六八、二〇八	四〇、九六八、二〇八
鱈	九三、五五〇	九三、五五〇
小計	公四九、九五二、六八	公四九、九五二、六八
鮭鱒漁獲	三、六〇一、六八〇	三、六〇一、六八〇
鮭鱒漁獲	三、八五三、三〇〇	三、八五三、三〇〇
鮭鱒漁獲	三、八五三、三〇〇	三、八五三、三〇〇

太平洋漁業事業概況

（カムサツカ公海鮭鱒漁業）

▽出漁船　十四年度
母船四隻、補助母船二隻、
運航船一七〇隻

母船六隻、補助母船三隻、
運航船三〇〇隻

水産

種別	十二年度 製造高	金額	十三年度 製造高	金額
鱒漁	—	一六三	四,四五五貫	八四六
海藻の部				
昆布	三,五〇〇貫	一,〇〇〇	一二〇貫	六
布海苔	五,〇〇〇	一,三〇〇	三,三二八	九五〇
銀杏草	五,五〇〇	六五〇	一四,九六〇	一,八七三
海苔	三五〇	六〇	三,四四〇	六二四
サルメン	二〇〇	一〇	四〇	一四
小計	一四,五五〇	三,〇二〇	二一,二二八	三,四六七
合計	—	三,八〇四,一七〇	—	三,九四四,〇八一

鮭鱒漁具別漁獲高

種別	十二年度 流網	十二年度 建網	十二年度 延繩	十三年度 流網	十三年度 建網	十三年度 延繩
紅鮭	三,四五四,九九四	一,〇三八,五三六	四,一九五	三,九三七,一九八	一,四七一,七八三	四,九六〇
銀鮭	一,三二六,四九九	四九七,九三六	二五,五五五	一,〇〇四,三六七	一九三,九四一	一三,九二〇
白鮭	八,六九三,〇六九	五,二九三,二四八	一二八,八六五	一〇,一九六,二四九	五,六四七,四五七	一二八,五九七
鱒	一一,三三五,七九四	五一,五三八,二七三	六七,五八一	九,八二五,二九五	五〇,〇九一,九三二	五九,〇三七
鰛	一,四四三	二九,四四三	二	—	二五,七一〇	三三
計	二四,七四一,七一八	五九,三九七,四五五	二二五,九九五	二四,九六三,一〇五	五七,四三〇,八二三	一九六,五五七

備考　流網は兩年度二〇〇隻、建網は十二年九〇箇統、十三年九八箇統、延繩は兩年度一四隻

製造高明細

種別	十二年度 製造高	十二年度 金額	十三年度 製造高	十三年度 金額
罐詰の部				
紅鮭罐	二九七,三三〇函	八,七〇〇,〇九五円	三四六,六二七函	九,四五六,一一五円
銀鮭罐	七〇,一九九	一,三〇四,九七四	七三,五六三	一,三三九,三二一
鱒罐	三三七,三〇三	三,一三八,四五六	一三七,二六九	一,四〇四,五一三
鮭肉罐	八九〇	一三,二七三	三五九	五,三八五
其の他	七,四四〇	七一,三〇八	七,一六三	七三,五七四
計	六一三,〇〇五	一三,一九九,〇〇五	五六四,九八一	一二,二七九,九〇八
鹽魚の部				
紅鮭	四〇,九〇九尾	三八,六三六	六五,三九八尾	五三,三三七
銀鮭	三九七,三三五	一三八,九九四	二一四,八三五	五一,六七一
白鮭	一三,二三五,七九七	三,九七七,〇七七	一四,九八六,七四〇	五,九六七,四九六
鱒	四九,九九九,六五三	四,九九九,九三九	四八,五〇〇,九九八	七,三一九,一四四
鰛	一〇,一四〇	一〇,一四〇	一九,六一〇	九,八〇五
計	六三,五四三,五九四	九,一一一,四〇六	六三,六一九,四四九	一三,三五六,三五六
筋子の部				
紅筋子	二三,〇四四貫	二三,〇四四	四一,七七八貫	四一,七七八
銀筋子	三,八〇六	三,八〇六	七,三四五	七,三四五
白筋子	一六〇,一〇〇	一三〇,一五〇	一九八,〇四六	二九七,〇六四
鱒筋子	三六九,一六〇	三六九,一六〇	四四,五〇四	一三一,九五三
イクラ	—	—	三四四,九三九	三四四,九二九
計	六〇〇,〇九九	六二〇,一九九	六三六,〇三三	八一七,〇六八
燻製の部				
紅鮭	八〇〇尾	八〇〇	一二〇尾	一八六
銀鮭	六,〇〇〇	三,六〇〇	—	—
白鮭	六,〇〇〇	三,〇〇〇	五〇〇	二五〇
計	一二,八〇〇	七,四〇〇	六二〇	四三六
冷凍の部				
銀鮭	—	—	九一八	一,〇一〇
白鮭	九三,四〇〇	七〇,九二〇	五三一,一三九	四一六,九〇四
鱒	八六,八〇〇	四四,七一〇	六九,七九七	三三,九一九
計	一八〇,二〇〇	一一五,六三〇	六〇一,八五四	四五一,八三三
其の他				
ミール	三六,七九九貫	二一八,五〇八	八五,六六五貫	四五,〇八七
粕	五,六六八	一一,一三三	一四,六一八	五,七六一
油	五,一三三函	四六,九九三	四,二四四函	三九,一三四
合計	—	三一,八二一,六八五	—	三六,九六七,九七一

種別	十二年度 製造高	十二年度 金額	十三年度 製造高	十三年度 金額
鱈の部				
開鱈	四三〇,四四八貫	五六四,三六〇円	四三二,五五二貫	五五九,一九〇円
棒鱈	一一八,九八二	一八九,九四三	六九,三五三	一二〇,六九〇
鹽藏鱈	三二〇,六九六	一三三,〇一一	三六六,九四四	九九,九九四
鱈粕	三五九五,〇三五	一四三,〇一四	八四〇,四九〇	三四三,一九六
鱈油	一,〇三七函	一〇,三七〇	一,七三九函	一七,三九〇
粗製肝油	三,七七一函	四〇,一八〇	一,六四四函	三四,六九三
皮剝肝	一,五五〇貫	二,〇一五	—	—
鱈胃	一三三貫	九一	一六〇貫	一四〇
鱈罐詰	一,五四七函	一九,三三八	—	—
肝臟罐詰	一六七函	一,五〇三	—	—
計	—	一,〇六三,八〇六	—	一,二三三,三三三
蟹の部				
蟹罐詰	五四,六三六函	二,二〇六,六五五	六五,三三九函	二,三三六,一二七
蟹粕	五三八貫	一四四	五三八貫	一四四
計	—	二,二〇六,七八九	—	二,三三六,二七一
鰊の部				
燻製鰊罐詰	五八三函	八,七三〇	二,二九七函	三三,四四五
鹽藏	六,四六四貫	七,三七〇	三,七七三貫	三,一五五
油漬	—	—	三三八函	一,一四〇
冷凍	—	—	一,一七三貫	九七八
計	—	一六,〇三〇	—	三八,七三八
鰈の部				
鹽藏	二,五〇〇貫	四,六〇〇	—	—
粕	六,五〇四貫	三,七一〇	—	—
油	七三函	五二一	—	—
計	—	七,八三一	—	—
大評の部	一,〇〇〇貫	一,〇八六	—	—

海藻の部				
昆布	五,六三四貫	一,九六八	三四貫	二
布海苔	一,二〇五	二,七〇三	八三三	一,九四一
銀杏草	一,三四三	一,三四三	三,七四五	三,七四五
海苔	八〇	一二六	八六〇	一,三四七
サルメン	四〇	一八	一〇五	二六
計	—	六,二二七	—	六,九四三

合　計　　五二五、七五八

註＝十四年度漁獲高中には建網による五、二八二、〇一〇、一五九尾を含む。

北千島水產會社十四年度事業概況

北千島鮭鱒流網及び罐詰製造の北千島水產會社は十四年度に於て林兼、漁業運送二社の合流に依り工場八工場二十三ラインを運轉し、所屬獨航船も二百隻出漁した。十四年度の漁獲製造高左の如し。

種別	漁獲高
紅鮭	三、二九八、一二四尾
銀鮭	六八二、五一六
白鮭	七、三三四、一一〇
鱒	六、九三八、六五八
合計	一八、二五三、四〇八

種別	罐詰製造高
紅罐	二一二、六八一函
銀罐	三五、八一一
鱒罐	一九八、五一二
其の他	五、二四九

而して同社が定置漁業者よりの買魚値は十四年度左の如し。

紅七十五錢、銀二十七錢、白二十三錢、鱒八錢

北千島定置漁業十四年度事業概況

十四年度の定置著業統數は百十三箇統にて紅、白共に薄漁であつたが鱒は未曾有の豐漁に惠まれ、總漁獲高に於ては優に七十萬石（昨年四十萬石）を突破すべしと謂はれる。目下切揚途上にあり個人漁業者の詳細は判明しないが定置漁業の双璧北洋水產、大北漁業の漁獲高は左の如し。

鮭魚三七、四〇〇尾　海鼠四、四八七、〇〇〇尾　雑漁一、〇四六、〇〇〇尾　粕二五、〇〇〇尾　燻製二、二五三噸

北洋漁業勢務者

十四年度北洋漁業勢務者は軍需景気の影響を受け各社とも未曾有の募集難に逢着したが雇傭数左の如し。但し北千島側係勢務者は概数である。

種別	総員	内訳	備考
母船	三五、二二二名	太平洋漁業五、四六二名　日本水産三、〇〇〇名　北千島各漁業一六、〇〇〇名	
工船	二、八〇〇		
運搬船	六、四〇三		
独航船	三八、一一五		
その他	五、三〇八		
計	四九、八二六		

倘同社は本年最初の試みとして日本水産より大冷凍船厚生丸（一〇、〇〇〇噸）をチヤーターし北千島に於て冷凍鮭三萬函の船内冷凍をなし函館、東京、大阪、神戸、上海へ荷揚をした。

▽**大北漁業**　会社創立第一年に相当し十八箇統を経営したが漁期以上の成績を収めた。漁獲物の白鮭を除き紅、鱒は概ね罐詰原料として北千島水産に売魚した。漁獲高左の如し。

紅鮭三、〇〇〇尾　白鮭五、〇〇〇尾

北洋鰊漁況

道廳は北千島最初の試みとして道内窮乏漁業者及び東北中小漁業者救済の名目の下に十四年度に於て二十四隻の北洋鰊流網独航船の出漁を許可し補助金二十萬圓を支出した。出漁船は北海道十隻、新潟、宮城、青森、秋田、富山、岩手、山形各二隻で一千四百四十萬尾を目標としたのであつたが、八月二十八日の切揚までの総漁獲高は七百十八萬三千六百九十九尾で半漁であつた。これが製造別は左の如くである。

▽場長　北海道廳技師倉上政伸

▽創立　明治三十四年十二月地方費を以て創設、同三十五年三月渡志喜高郎高島村に廳舎を新築移転さる。同四十三年廳舎に修繕され、昭和四年現在の余市町にも廳した。

▽支場　函館、根室、種内

北海道水産物検査所

札幌市北四条西五丁目

▽所長　地方農林技師谷脇重助

▽創立　本道の水産物検査事業は明治初年匿に根室地方にが設し、明治二十二年には本道東海岸に於て昆布生産業者が組合を組織し昆布の検査を施行したのに始る。爾来検査事業は逐年盛になり、遂に昭和八年度より道営による北海道水産物検査所が設置された。

▽支所　小樽、岩内、瀬棚、江差、函館、森、室蘭、苫小牧、厚岸、釧路、根室、紋別、稚内、羅臼、留萌の一五支所

北海道鮭鱒孵化場

札幌市外平岸村字中ノ島

▽場長（兼）北海道廳技師水産課長牟田芳男

▽創立　昭和九年七月二十八日創設され廳舎は函館北洋鰊孵化場を以て充當したが、昭和十一年十二月二十一日現在の場所に移轉した。

▽設備　本場の外に紅別、岡渡、北見、擇捉、漁島の五支場並に事業場四四

▽職員　本、支場を通じ技師一、属一、技手一八

北海道漁業組合聯合會

札幌市北三條西七丁目

▽創立　昭和十二年五月十七日

▽役員　会長海市当平助太郎、専務理事安藤孝慶、常務理事藤吉計、同古屋正氣、同川村善八郎、同阿部孝吉、同出岩吉、常任監事米澤勇、同西川岩次郎

▽職員　主事一四、技師一、主事補一七、技手一四、雇記五一、雇記補三五、嘱託二六（昭和十四年九月現在）

▽支所　小樽、稚内、函館、日高、根室北見、宗谷、釧路の八箇所

▽現況　イ、所属組合一五二組合、出資口数四八五口、出資総口数一四二、五〇〇口、準備金及び各種積立金一四四、二一二圓、（昭和十四年三月）ロ、運転資金総額一、五九八、七七八圓

▽事業

（イ）金融事業　昭和十二年度末（初年度）貸付金三、〇〇〇円　昭和十四年度末（七月末）貸付金一、四三一、三五五円　保證貸付金三、八〇〇円　一、四三一、三五五円　貯金一、四三一、三五五円

（ロ）購買事業　六月末購買品供給高一三八、三五四円

（ハ）販賣事業　六月末販賣品販賣高三、九五六、九五五円

（ニ）利用事業　冷藏庫、製氷庫施設左の如し。

所在地	種別	棟数	坪数	容量	能力
森町	冷藏庫	一	一五八	四五〇噸	一日一五噸
青彫村	冷藏庫	一	一〇九・三五	三一〇〃	九〃
同	製氷庫	一	一五・八五	一二〇〃	三〃

（ホ）北洋鰊製造事業

北洋鰊漁場開発助成交付金要項により農林省より助成金の交付を受け、北洋鰊漁場開発組合所属出漁船の漁獲した鰊を統制し、鰊魚販賣銘に製造を十四年度より實施した。

北海道水産會

札幌市北三條西七丁目

本道の水産會は昭和十四年五月二十五日設立された釧路市水産會を加へ十八組合あり、これ等の連絡統制を圖るため大正十二年十二月七日北海道水産會が設立された。

▽役員

会長山本厚三、副会長番條主計、同牟田芳男、評議員金田貫之助（石狩）同上杉六左衛門（後志）同厚谷一郎（檜山）同吉田定勝（渡島）同奥山つる吉（日高）同金澤義次郎（釧路）同藤谷周造（根室）同山内大次郎（北千島）同大西龍平（北見）同吉田儀藏（宗谷）同瀧出岩吉（大雪）

本道水産組合（十二組合）

組合名	設立年月日	組合長氏名
枝別鮭鱒繁殖組合	明治三六年一月八日	大西眞平
十勝局	四月二五日	齋藤兵太郎
天塩同	昭和三年五月九日	山村三郎
枝幸同	同　五年五月二六日	村山喜作
網走外二部同	明治三六年二月一六日	井筒宇三郎
紋別内海外漁業組合	昭和二年四月二六日	本谷清太郎
北海道鰒鮑更紗採藻組合	同一三年一月一〇日	綾瀬久
北海道毛鉤花咲鮭鱒詰業組合	同一〇年七月一〇日	芳賀岩治郎
開海鮭鱒繁殖組合	同　九年三月一九日	向井勇次郎
陸上鮭鱒詰業組合	大正一三年三月二〇日	渡邊藤作
根室鮭鱒繁殖組合	四月一八日	〃稲垣忠
函館北部沿岸物製造組合	昭和五年五月七日	丸谷藤松

本道漁家負債

（昭和十三年十二月末現在）

支廳	漁家戸数	負債総額	一戸当負債
檜山	一〇、七二五	二、八一〇、二九五	二六二、一九九
渡島	三、一四八	八、四九九、二八一	二六九、一九一
胆振	八、一五三	四三、八九九、一九〇	五四、八九九
日高	八、二〇七	八、九一九、一九九	一、〇八九、一九九
十勝	三、八〇二	一、四一九、一九九	三七二、一九九
釧路	四、一四〇	一、一四九、一九九	二七九、一九九
根室	三、二六〇	三、一四九、一九九	九六二、一九九
網走	九、八四二	二、一四九、一九九	二四九、一九九
宗谷	二、一四九	一、一四九、一九九	五四九、一九九
留萌	三、一四〇	三、一四九、一九九	一、〇四九、一九九
小樽市	一、一四六	八、四九九、一九九	七四九、一九九
函館市	八〇〇	六、八九九、一九九	八四九、一九九
室蘭市	四八	三、四九九、一九九	三、一四九、一九九
釧路市	五二	一、一四九、一九九	二、一四九、一九九
合計	一、一四二、一四八	一、一四九、一九九	一、一四九、一九九
漁家一戸當	一、一四九、一九九		
漁業者一戸當	一、一四九、一九九		

本道郡市水産會會員數

（昭和十四年三月末現在）

漁業者	三五、七九六人
製造業者	一、三五二
販引業者	一、四二九
保管業者	四七
漁業會者	三、一五〇
入漁權者	六六
計	四一、八四〇

道内水産關係官公衙、團體一覽

北海道廳水産課	余市郡余市町
北海道水産物檢査所	札幌市北四西四
北海道水産會	札幌市北三西七
北海道漁業組合聯合會	札幌市北三西七
北海道鮭鱒孵化場	札幌郡豊平町

日本水産株式會社

本　社　東京市芝區田村町一丁目二番地

北海營業所　函館市仲濱町四十二番地

畜産

畜産界の王座

馬政計畫の中心地

事變發生以來本道の畜産界は非常なる活況を呈してゐる。卽ち產馬に就いて見るならば、軍馬、滿洲移殖馬等を初め、わ國馬政の新計畫は悉く本道を中核として樹立され、畜牛方面では、乳製品の輸出は全く本道の生產のみを對象として計畫されてゐる。又肉資源、皮革資源、毛皮資源等も本道の期待さるゝところ頗る大である。然して斯かる國家非常の際、わが畜產北海道が重責を果し得ることは氣候、風土その他自然的諸條件が具備、好適してゐることも重要なる原因であるが、それにも增して、斯かる好條件を克く巧みに活して、明治初年の開拓使時代から今日まで、畜產の發達に努力された關係者の苦鬪、先見の明が然らしめたものと言ふべきである。

公私有牧野

牧野の經營は時局下軍馬資源の涵養上一層重要性を帶びるに至つたので道廳では政府の方針に則とり、國有未開地の牧野解放を決し十四年八月調査委員を決定、同年度中にこれが開放適地の調査を行ふことになつた。尙現在の公私有牧野の面積は次の如くである。

種類別面積

種別	面積	割合
放牧地	三、九五〇・五町	四三・七%
採草地	三、八一九・七	九・五
放牧採草兼用地	二、七九五・三	六・七

所有者別面積

所有別	面積	割合
地方費有	四、四四八・九町	一一・一%
市町村有	五、〇四四・五	一二・一
部落有	四九八・三	一・二
社寺有	三八・七	〇・一
私有	二五、四二一・〇	六四・六

支廳、市別面積

支廳名	放牧地	採草地	兼用地
石狩	八、二五九・二町	八四九・一町	三九七・七町
空知	八四三・〇	一四〇・〇	二六・〇
上川	一、五三三・四	六八〇・八	二八九・九
後志	七、〇二九・〇	六五・五	一、二一五・五
檜山	五、八五二・九	一、二一八・九	八二八・七
渡島	一〇、二一八・九	四四二九・六	一、〇五二・六
胆振	五、〇一八・五	二、五二二・一	三五〇・〇
日高	三、九五六・五	一、七五五・三	四八五・七
十勝	九、九五五・二	一〇、九二一・四	四八二・五
釧路國	一〇〇、〇一八・八	五、二九一・四	三五二・七
根室	四〇、八四七・五	三、三八一・七	三五三・六
網走	一四、九四三・五	三、八四九・四	八四〇・九
宗谷	四、五三二・八	一、六二一・七	一、四四五・九
留萌	四、二八〇・一	一、一五五・六	七四九・九
札幌市	一・〇		
室蘭市	九三・〇	二四・九	
釧路市	五八五・二	二四・七	
帶廣市	四一・三	五・六	

牛乳生產高

（昭和十三年）

本道に於ける昭和十三年中の牛乳生產高は五十八萬九千九百八十三石で、搾乳者は搾乳業者三百二十九人、農家其の他一萬八千七百五十二人、計一萬九千八十二人である。

支廳、市別牛乳生產量

支廳名	牛乳生產量	支廳名	牛乳生產量
石狩	一〇二、二四〇石	網走	六、二八三
空知	三三、九〇二	宗谷	二四、八三一
上川	三、九〇二	留萌	一、三四二
後志	一八、五四〇	札幌市	三、三〇八
檜山	一、八五四	旭川市	三、〇八
渡島	一、〇三五	小樽市	一、四〇一
胆振	一五、〇三五	函館市	一九一
日高	六三、九五四	室蘭市	九四五
十勝	四、九五四	釧路市	五五八
釧路國	八二、二七〇	帶廣市	六、二一〇
根室	三、九四一	合計	三五、九六二、九三五

乳製品製造高

（昭和十三年）

種類	製造高	金額
煉乳	三、〇四七・五五斤	八、三六九・一〇円
粉乳	三、〇四八・六七	三、九二一・八八
バター	三、八二三・九五	三、二四五・九三
チーズ	四四三・五	三、三六八・四〇
その他	一、七二一・五	三、三六八・四〇
計	三、〇五九・一〇	三〇、二七二・一〇

家畜傳染病發生數

本道に於ける法定家畜傳染病發生頭數次の如し。

▼牛馬炭疽病

昭和四年	牛の炭疽	一頭	
同　五年	同	一頭	
	馬の炭疽	一頭	
同　六年	牛の炭疽	二頭	
	馬の炭疽	一頭	
同　七年	同	二頭	
同　八年	同	一頭	
同　九年	牛の炭疽	一頭	
同　一〇年	馬の炭疽	一頭	
同　一一年	同	一頭	
同　一二年	牛の炭疽	二頭	
同　一三年	馬の炭疽	三頭	

▼豚丹毒

昭和五年	同	一一年	豚
同　八年	同	一二年	三
同　九年	同	一三年	三
同　一〇年	同	一四年	三

▼豚コレラ（單位頭）

昭和八年	豚五	同	一四年	豚
同　九年	一〇	同	一五年	一

▼豚　疫

昭和八年	六	同	一四年	七
同　一二年	一			

▼牛の結核

昭和四年	二六	同	九年	六
同　五年	二五	同	一〇年	豚
同　六年	豚三	同	一一年	七
同　七年	豚三	同	一二年	豚
同　八年	豚	同	一三年	六

本道の養鶏事業

政府は昭和二年以降十四箇年計畫を以て鷄卵增產計畫を樹立し、當時年歲二千萬圓内外の輸入卵防遏のため全國に五箇所の種鷄場を設置し鷄種の改良竝に增殖に資し、其の他養鷄各般の積極的奬勵に努めた結果現在一億圓の鷄卵肉を生產するに至つた。殊に支那事變により從來歐洲向支那卵の輸出停止せるを以て、政府は本邦產鷄卵の海外輸出を奬勵しつゝあるが、本邦に於ける主要養鷄地帶は人口稠密と飼料資源に乏しく、爲に大きな期待を懸け難い狀況にあるに比し、本道は廣大な面積と氣候その他自然的條件に惠まれて、その發展性には頗る期待さるゝものがある。卽ちその特異性を擧げると、

一、飼料豐富にして增殖容易なること
一、養鷄上氣候風土の恰適なること
一、生產費低廉にして加工事業に適すること

等である。從つて道廳では政府の增產計畫に從ひ、その特異性に則とり適切なる奬勵計畫を樹立し積極的奬勵を行つてゐる。

▽奬勵方針

一、奬勵羽數の目標　本道農業合理化方針に則とり耕地一反步當り一羽、農家一戶當り五十羽を標準とし、將來一千五百八十萬羽に增殖せんとするも、取敢へず第一期增產計畫に於て（自昭和十四年至昭和三十年）農家一戶當り三十羽、總數九百七十九萬六千羽に增殖せんとす。然して現在農家戶數二十萬戶の內飼育戶數は約十萬戶なるを以て、今後十箇年に於ては第一次增殖計畫として現在の未飼育農家十萬戶に飼育せしむると共に飼育農家の飼育增加を計り今後十箇年を以て約六百萬羽とし、爾後七箇年を以て第二次計畫とし約一千萬羽に增殖せんとす。卽ち第一期增殖計畫の完了時に於ける奬鷄狀況左の如し。

耕地面積	農家戶數	飼育戶數	羽數
一町步未滿	七九、〇〇〇	一〇	七九、〇〇〇羽
五町步未滿一町步以上	一四一、三〇〇	三〇	四二六、〇〇〇
五町步以上	九四、八〇〇	三〇	二八四、〇〇〇
計	三六五、〇〇〇	九四	九七九、〇〇〇

二、奬勵品種　本道に於ける養鷄奬勵品種は從來の實績に鑑み卵用種たる白色レグホーン種、卵肉兼用種たる橫斑プリマスロック種、名古屋種、ロードアイランドレッド種の四品種に統一する。

▽鷄飼育狀況（昭和十四年）

昭和十四年六月末日現在に依る本道の鷄飼育戶數は八萬四千五百十二戶、飼育羽數は成鷄、雛を合して百九十二萬九千六百九十四羽で、之を前年同日現在に比較すれば戶數に在つては八百四十三戶卽ち一分の減少を示してゐるが、羽數に在つては九萬四千百二十六羽卽ち五分一厘の增加に當つてゐる。飼育戶數の減少は斯業の大半が農家の副業による關係から、近時飼料の價格高騰に伴なひ飼養を見合はすもののあつたことに原因してゐるものと見られる。然し專門飼育者とも見做すべき大量飼育者に於て增加したため飼育羽數に於ては前述の如く增加を示してゐる。尙飼育戶數を飼育羽數に依り區分すれば、十羽未滿飼育が四萬七千四百七十四戶で總戶數の五割六分二厘、十羽以上五十羽未滿飼育が三萬六百十三戶、三割六分二厘、五十羽以上飼育が六千四百二十五戶、七分六厘である。又同日より過去一箇年間の產卵數は九千三百二十七萬九千八十九箇で、之を價格に見積ると三百六十六萬二千六百五十三圓に達してゐる。尙前一箇年の夫れに比しては二百二十二萬九千八百三十七箇卽ち二分四厘を增加してゐる。

支廳名	戶數	羽數
根室	二六	二一、〇六二
網走	一三一	一、〇六二
宗谷	三	四六
留萌	一〇三	六六八
札幌市	四一	一、〇一三
旭川市	八	一四五
小樽市	一三	二九九
室蘭市	四	三三
釧路市	四	六〇
帶廣市	七	八九
渡島	八一	六〇七
膽振	二二	三八八
日高	五	八七
十勝	三五	三六七
上川	二三	四五
釧路國	三	七三
根室	三	四五
網走	一〇四	三六九

養狐

本道に於ける昭和十四年二月現在の養狐事業狀況次の如し。

飼育戶數　一、一二六戶
飼育頭數　六、二〇九頭

支廳、市別調

支廳名	頭數	支廳名	頭數
根室	二六	渡島	八一
網走	一三一	膽振	二二
宗谷	三	日高	五
留萌	一〇三	十勝	三五
札幌市	四一	上川	二三
旭川市	八	釧路國	三
小樽市	一三	根室	三
室蘭市	四	網走	一〇四
釧路市	四		
帶廣市	七		

牛の移動取締

道廳では昭和十四年六月十四日總令第三十三號を以て牛の移動取締規則を左の如く定めた。

牛の移動取締規則

第一條　牛の移動をなさんとする場合は長官の許可を受くべし、但し長官に於て家畜傳染病豫防上必要なしと認めたる場合は此の限に在らず

第二條　左の各號の一に該當する牛の北海道內に於ける移動に付ては前條の規定を適用せず

一、牛の傳染性流產（トリコモナス蟲に因る）の檢診を受け之に合格したる牛

二、牛の傳染性流產（トリコモナス蟲に因る）防遏區域外に於て飼養する牛

三、牛の傳染性流產（トリコモナス蟲に因る）防遏區域內に飼養する生後十八箇月未滿の牛

第三條　本令に依り許可を受けたる牛を鐵車に積載せんとする場合は鐵道若は船舶會社に之が許可證を提示すべし

第四條　本令の規定に違反したるものは五十圓以下の罰金に處す

第五條　本令に依り長官に提出すべき許可願は所轄町村長、支廳長又は市長を經由すべし

酪農業調整法

（昭和十四年三月二十四日法律第二十七號）

本令議決委員會　七名
本會議可決　三、三
本會議決　三、一二
審議經過（衆議院　三、一八
貴族院　三、三一
三、一七
三、一九
〔要綱〕牛乳の生產者及び加工業者間の取引を合理的に調整し有畜農家及び酪農業全體の生活安定に資すると共に乳製品の輸出增進を圖り、以て國民體位の向上と國際貸借改善に資せんとするのが本法の眼目であり、その適用地は北海道始め二十數縣で小生產地方は除かれてゐる。本法の要旨は、

イ　牛乳の出荷統制を圖るため畜產組合、產業組合、部落團體を町村又は郡單位で地方の實情に卽して統制團體に指定する

ロ　一方加工業者は全國區域で統制し

ハ　各府縣別に酪農協議會を設置し出荷團體聯合會と加工業者の各代表者をして出荷地域價格その他を協定せしめ尙協定に違反し統制を紊してゐる者に對しては地方長官から適當の統制命令を發することとし

ニ　現在の大日本バター協會と大日本製乳協會を合同し製品の輸出、共同販賣を一手に行はしめ之に對し主務大臣が適當な監督を加へんとするものである。

軍馬資源保護法

（昭和十四年四月六日法律第七十六號）

審議經過　本會議委員會　可決　本會議　可決

〔衆議院〕　三、三　三、三（修）

〔貴族院〕　三、三　三、三

〔要綱〕支那事變の經驗に鑑み農林省馬政局では軍部の要望を容れて昭和十一年以降實施されてゐる第二次內地馬政計畫の徹底的改革を斷行することとなり之が實施の第一歩として本法及び別記種馬統制法が制定されるに至つた。本法は國防上特に必要とする馬の資質向上を圖り軍馬資源の充實を期するを主要目的とし、之が爲、

イ　强制檢定の上軍用保護馬（一朝有事の際の戰列部隊所要の有能馬）を指定し飼養補助金の交付その他の特典が與へられ

ロ　一方鍛錬の義務が賦課されるが鍛錬は國庫負擔による普通鍛錬（地方長官施行）と資質の昂揚を圖るための國家獨占事業としての鍛錬競技を實施（道府縣、畜産組合及び同聯合會施行）し之がための中央團體を設立し同時に地方競馬は廢止されることになる

ハ　種牡馬選定のため每年民有牡馬の檢定を爲し合格馬を候補種牡馬又は種牡馬に指定し飼養助成金交付其の他の特典竝に義務を課す

ニ　政府は民間所有馬中より優良牝馬竝に候補優良種牡馬を指定しこれに對し一定の義務竝に特典を與へる

等であり、候補種牡馬の檢定は大體二歳の時、候補優良種牡馬は每年明け二歳のものについて之を行はんとするものである。

種馬統制法

（昭和十四年四月六日法律第七十五號）

審議經過　衆議院　委員會　可決　本會議　可決

貴族院　三、三　三、三

〔要綱〕本法の目的は「種牡馬竝に種牝馬の整備を圖り併せて其の配合を統制し以て馬の改良增殖を期する」に在り、換言すれば產駒を軍事上竝に產業上の要求に合致せしめんとするものである。その骨子は、

イ　昭和二十一年度以降に於て七千五百頭（現在五千數百頭）に達する見込の種牡馬を全部國有たらしめる

ロ　種牡馬の種付事業は原則として國家が獨占し特に道府縣、畜產組合、同聯合會に限り貸下種牡馬により種付を行ひ得る

ハ　種牡馬選定のため每年民有牡馬の檢定を爲し合格馬を候補種牡馬又は種牡馬に指定し飼養助成金交付其の他の特典竝に義務を課す

ニ　政府は民間所有馬中より優良牝馬竝に候補優良種牡馬を指定しこれに對し一定の義務竝に特典を與へる

等であり、候補種牡馬の檢定は大體二歳の時、候補優良種牡馬は每年明け二歳のものについて之を行はんとするものである。

北海道種畜場

（札幌市外眞駒內）

▽創立　明治九年開拓使の創立に係り、當時は眞駒內牧牛場と稱した。

▽管場　北見國訓子府

▽場長　農林技師　中城通

北海道廳種羊場

（空知郡滝川町）

▽創立　大正七年農林省滝川種羊場として種緬羊の增殖と改良に努めて來たが爾來數度の行政及び財政整理に遭ひ、昭和七年二月遂に閉鎖の止むなきに至つた。然るに本道に於ける緬羊の偏奇は農業經營上、將又羊毛自給の國策上重要なるに鑑み、これを地方費において擔下を受けて事業を繼續實施して來たが、更に昭和十年度以降は國費により本事業の擴張を圖り、本道の緬羊を發達に資してゐる。

△場長　農林技師　山田喜平

北海道牛酪檢查所

（札幌市北四條西七丁目）

▽創立　昭和四年度より廳令を以て牛酪檢查規則を制定し、畜產組、聯合會をして檢查を實施せしめたが、昭和十一年十一月遞信に移管す。

▽出張所　釧路國支廳內

▽事務所　東京市丸ノ內ビル二階、大阪市堂ビル五階

▽所長　事務取扱　技師　佐藤遙三

北海道畜產組合聯合會

（札幌市北四條西七丁目）

▽創立　明治四十年各畜產組合を統一して全道畜產の各方面に亙る事業を行ひ、本道畜產界の向上を圖るべく設立さる。

▽加入組合　札幌產馬、札幌產牛、空知、上川、後志、檜山、道南、膽振、日高、十勝、釧路、根室、北見、宗谷、留萌の十五畜產組合

▽十四年度豫算　四二、八〇〇圓

▽役員　會長持田篤也、副會長神八三郎　岡崎野小四郎、評議員黑澤酉藏、綾谷嘉次郎、岡田巖平、柳田藤三、佐藤寬、志賀智、吉田長次郎、都口作一、高橋千代吉

▽職員　事務技師一、技師兼事務取扱六、雇記一、技手七

北海道酪農協議會

北海道酪農協議會規程は昭和十四年九月二十三日道廳告示第千六十七號を以て告示された。

北海道酪農協議會規程

第一條　北海道酪農協議會（以下協議會と稱す）は長官の諮問に應じ北海道に於ける酪農に關する綜合計畫、牛乳の需給、乳價其の他酪農に關する重要事項を調查審議す

協議會は前項に付長官に意見を具申することを得

第二條　協議會は會長、副會長各一人及び委員二十人以內を以て之を組織す

特別の事項を調查審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三條　會長は長官、副會長は經濟部長を以て之に充つ

委員及び臨時委員は北海道廳高等官の中より長官の命じたる者及び長官に於て酪農調整に關する調查を囑託したる者を以て之に充つ

第四條　委員の任期は二年とす　但し補缺に依る委員の任期は其の前任者の殘任期間とす

第五條　會長は會務を總理す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは其の職務を代理す

第六條　協議會に幹事を置く長官之を命ず

幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す

第七條　協議會に書記を置く長官之を命ず

書記は上司の指揮を承け庶務に從事す

北海道酪農販賣利用組合聯合會

（札幌市苗穗町三六番地）

▽創立　大正十四年五月十七日創立され初は北海道製酪販賣組合と稱し、翌十五年三月二十八日組織を變更して聯合會制を採り保證責任北海道製酪販賣組合聯合會と改め、更に昭和十三年九月十二日現在の酪農販賣利用組合聯合會となる。

▽所屬組合數　二五四

▽事務所竝　出張所　本部を札幌市苗穗町に置き、東京、大阪、大連、上海に事務所を、天津、南京、名古屋、神戸、京都、福岡、京城、廣島、小倉、鹿島、金澤に出張所を設置して內地は素より朝鮮、滿洲、支那各地の市場に販賣網を張る。

▽工場　製酪工場二〇、チーズ工場二、カゼイン工場二四、乳糖工場二三、ミルクプラント一五、アイスクリーム工場九、集乳所一五〇、肉加工工場二、皮革工場三、屠場一三

▽事業　バター、チーズ、マーガリン、生クリーム、アイスクリーム、カゼイン、乳糖等の製造の外に乳牛飲料「酪素」の製造、畜產藥品、乳製品の製造、肉、皮、兎毛皮處理事業、ミルクプラント、屠場の各經營、豚肉加工、肉罐詰、精肉、兎毛皮、皮革の各事業を行ひ、更に指導事業としては、指導員の設置、指導部「酪農」の配布、酪農義塾の經營、冬期農民講習の開設、聖旨奉體記念酪農經營合理化運動等、本道に於ける一切の畜產品の製造竝に酪農指導を擔當してゐる。

▽役員　會長理事黑澤酉藏、專務理事佐藤貢、理事瀨尾俊三、理事吉田長次郎、同佐藤善七、同本田榮三郎、同澤邊吉平、同本田織太郎、同磯野貞次、同高倉佳造、同北勝太郎、監事今野本松、同澤口喜兵衞、同飯田義茂

酪農義塾

（札幌市苗穗町三六番地）

酪農販賣利用組合聯合會の附屬教育機關であつて、昭和八年二月創立され、晴耕雨讀、流汗悟道の精神を以て教育の方針と

し、北方農業の建設、北方農村文化建設の第一線に立つ闘士を養成する。

▲第一部　酪農科　卒業後農村の中堅青年として自ら酪農経営をなし村の指導者となる。

▲第二部　製酪科　卒業後酪農又は所属組合の技術員に採用さる。

▲第三部　皮革科　所属工場の皮革技術者を養成す。修業年限は何れも一箇年で札幌市苗穂町と札幌市外上野幌に実習農場を有す。

【修得者】酪農科百七名、製酪科三百三名、皮革科八名

北海道養豚組合聯合會
（北海道廳畜産課内）

▽創立　昭和十一年
▽加入組合　四四組合
▽十四年度豫算　一六、四四〇圓
▽役員　會長道廳經濟部長、副會長道廳畜産課長

北海道養狐養狸協會
（北海道廳畜産課内）

▽創立　昭和八年
▽加入者　關係二九組合、個人二四名
▽十四年度豫算　二二、八五六圓
▽役員　會長道廳經濟部長、副會長道廳畜産課長

北海道緬羊組合聯合會
（北海道廳畜産課内）

▽創立　昭和三年三月
▽加入組合　二三組合、組合員四、三三七人
▽十四年度豫算　六、〇六五圓
▽役員　會長道廳經濟部長、副會長道廳畜産課長、同北村昶

北海道養鷄組合聯合會
（北海道廳畜産課内）

▽創立　昭和三年
▽加入團體　二二組合
▽十四年度豫算　七一、三三〇圓
▽役員　會長道廳經濟部長、副會長道廳畜産課長、同小林篤一、同北勝太郎

北海道獸醫師會
（北海道廳畜産課内）

▽創立　昭和二年十月
▽會員數　約六百名
▽十四年度豫算　一、八七〇圓
▽役員　會長小幡和忠士、副會長佐藤退三、同香川儀吉

北海道蹄鐵工業組合聯合會
（北海道廳畜産課内）

▽創立　昭和十三年十月
▽十四年度豫算　四、〇〇〇圓
▽役員　理事長佐藤退三、副理事長齋藤幸太郎、同石澤勇太郎、專務理事佐藤總吉、理事清水金太郎、同兒玉敏朗、同管野達

北海捕獸株式會社
（本社　函館市）

▽創立　昭和十三年
▽資本金　三萬圓
▽役員　社長吉田貞次郎、專務取締役幡野貞次
▽事業　千島方面に於てトド、アザラシの捕獲

日本養殖毛皮株式會社
（本社　札幌市）

▽創立　昭和十四年九月二日創立總會開催
▽資本金　十五萬圓
▽役員　社長兼常任取締役小松啓作、常務取締役兒島銀藏、同林峰次郎

道内畜産關係官公衙、團體一覽

北海道農事試驗場畜産部　札幌郡豐平町
北海道廳種畜場　札幌郡豐平町
北海道廳種羊場　瀧川町下幌倉
北海道牛酪檢査所　札幌市北四西四
農林省日高種馬牧場　浦河郡浦河町
農林省種羊場　豐平町月寒
農林省十勝種馬所　河東郡音更村
農林省釧路種馬所　釧路郡鳥取村
農林省根室種馬所　根室郡根室町
農林省北見種馬所　紋別郡遠輕町
北海道畜産組合聯合會（畜聯）　札幌市北四西七
北海道酪農協議會　北海道廳内
北海道養豚組合聯合會　北海道廳内
北海道養狐養狸協會　北海道廳内
北海道緬羊組合聯合會　北海道廳内
北海道養鷄組合聯合會　北海道廳内
北海道獸醫師會　北海道廳内
北海道蹄鐵工業組合聯合會　北海道廳内
北海道酪農販賣利用組合聯合會（酪聯）　札幌市苗穂町

★信用の歴史
★技術の粋
★在品の完備

眼鏡のデパート

水野眼鏡商會

通場車停・二南幌札

電話七三二一 小樽特振 番五七三一

Camera

一條藥局 カメラ部

札幌著名專門店會員

一條藥局

南一西四 電三五六番

本道の御料林

北海道の御料林は北海道林業界の一環を爲すものであつて、本道林産界に重要な位置を占めるものである。往時は御料局札幌支廳の管理するところであつたが、數次の官制改正を經て現今に於ては帝室林野局札幌支局及び同局旭川支局に區分、管理のことになつたのである。御料林は殆ど北海道の西半部に分布し、瀧川附近及び空知川流域以南を札幌支局に於て管轄し、それ以北を旭川支局に於て管轄する。兩支局の現有御料林面積は約九十萬町歩であつて、往時に比すれば著しく減少してゐるのであるが、これは面積檢討の結果に依るのと、不要存地として多數の林地竝に農地を民有に移

國有林野面積（昭和十三年）

▽林相別

		町	反	畝	歩
立木地	針葉樹林	七四二、三〇八	九	二	〇
	濶葉樹林	一、三五八、八六九	九	二	〇
	針濶混淆林	九一四、七九一	九	二	〇
	計	三、九五四、九三六	九	二	〇
無立木地		三五九、八六六	九	二	〇
合計		三、四五五、八〇三	九	二	〇

▽營林區別

	町	反	畝	歩
札幌	一、八六五、八〇四	九	二	〇
倶知安	一〇四、一五七	九	二	〇
檜山	二四、三五五	九	二	〇
函館	一〇、八四九	九	二	〇
室蘭	二三五、一四四	九	二	〇
浦河	二三四、一一四	九	二	〇
旭川	一二三、八四一	九	二	〇
天鹽	六五、三一四	九	二	〇
種内	六五、三一四	九	二	〇
中頓別	九四、三二五	九	二	〇
遠輕	三〇三、二一七	九	二	〇
野付牛	一二八、八四四	九	二	〇
網走	一四九、八一七	九	二	〇
斜里	一五二、一四九	九	二	〇
釧路	三三、二五五	九	二	〇
帶廣	一八、三九九	九	二	〇
根室	二五、九八三	九	二	〇
國後	一五五、五四四	九	二	〇
紗那	五五、八〇九	九	二	〇
試驗場	三、四五五、八〇三	九	二	〇
計	三、四五五、八〇三	九	二	〇

▽支廳、南別

		町	反	畝	歩
針葉樹林		一、三〇九	九	二	〇
濶葉樹林		四一、四五五	九	二	〇
針濶混淆林		四、八二六	九	二	〇
計		四六、六九〇	九	二	〇
無立木地		一三、三一〇	九	二	〇
合計		六〇、〇〇〇	九	二	〇

	針葉樹林	濶葉樹林	針濶混淆林	計	無立木地	合計
空知	一、三〇九町	四一、四五五町	四、八二六町	四六、六九〇町	一三、三一〇町	六〇、〇〇〇町
上川	四、八二六	五四、九二七	五九、六八三	一一七、三〇四	八、六九六	一二六、〇〇〇
後志	一二、五二五	三三、二一五	三五、九六〇	八一、七〇〇	三、三〇〇	八五、〇〇〇
檜山	—	三、四五五	—	三、四五五	六六〇	四、一一五
渡島	六一〇	五五、一八四	二、〇〇五	五七、七九九	五、七〇一	六三、五〇〇
膽振	八四五	三一、九四四	一〇、九四四	四三、七三三	一、一〇六	四四、八三九
日高	一、九四四	五七、八八八	三、八三五	六三、六六七	四、八三三	六八、五〇〇
十勝	六一四	三一、八〇一	二、一四四	三四、五五九	四、九四一	三九、五〇〇
釧路國	一、四三八	八、八八三	三、一〇五	一三、四二六	一、一七三	一四、五九九
根室	九四六	九、〇八一	六六二	一〇、六八九	九、三一〇	一九、九九九
網走	三六、四五一	三七、九八〇	一〇四、〇八六	一七八、五一七	一五、八八三	一九四、四〇〇
留萌	—	一四、二三四	二、八四七	一七、〇八一	八、九六一	二六、〇四二
計	三九、〇四八	一四九、三〇九	一七、六三六	二〇五、九九三	七〇、三九〇	二七六、三八三

地方費林（模範林、公有林）林野面積

（林相別）

		町	反	畝	歩
公有	地方費林	市町村	二、〇八一	六	二	〇
		部落	三〇一	九	二	〇
		其の他公共團體	三九八	九	二	〇
		計	二、四八〇	九	二	〇
私有	社寺	神社	二七〇	九	二	〇
		寺院	二三二	九	二	〇
		計	四七八	九	二	〇
	合計		一〇三、六〇五	九	二	〇

	針葉樹林	濶葉樹林	針濶混淆林	計	無立木地	合計
立木地	三九、〇四八町	一四九、三〇九町	一七、六三六町	二〇五、九九三町	七〇、三九〇町	二七六、三八三町
無立木地	七、三九〇	二一、〇九三	三、二一〇	三一、五九三	一〇、六〇七	四二、二〇〇
合計	四六、四三八	一七〇、四〇二	二〇、八四六	二三七、五九六	八一、〇〇七	三一八、五八三

した結果である。

之等の御料林は勿論經濟林であつて、主要林產たる木材、木炭其の他一般副產物の生產に供せらるゝのである。之等物資の產出せる跡地は皆伐、擇伐作業の如何を問はず、更に百年の大計畫を以て天然下種或は植樹に依り逐次林相は改良せられ、其の收穫量は增收の一途を辿るものである。

以上の如く林地の管理、林產物の生產、林地の改良植林を行ふために札幌支局に於ては函館、江差、苫小牧、新冠、札幌、定山溪、大夕張、夕張、岩見澤、上芦別、下芦別に各出張所を置き、旭川に於ては深川、留萠、羽幌、富良野、旭川、第一士別、第二士別、名寄、下川、弟子屈等に同様出張所を置き、優秀な林業技術者を配置し專ら擔當區域の經營に任じてゐるのである。

其の內特異なものは札幌支局新冠出張所であるが、新冠は有名なる馬產地で林內放牧に依つて優良な實用馬を生產するので有名である。要するに御料林は道內林業の重要な一部門を占め政府の林業諸施設に協力し國策の線に沿ふべく周密なる用意の下に經營されつゝある。

林野面積（地方費林を除く）

支廳、市別	市町村	部落	其の他公共團體	計	神社	寺院	計	私有	貸付中國有未開地	合計
	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
石狩	七、六七七・六	四九六・六	五七三・四	八、七四七・六	六三一・五	一二七・三	七五八・八	五〇、四一五・二	—	五九、九二一・六
空知	九、三六八・九	一一・七	一九三・三	八、六〇三・九	七四・四	一〇九・六	一八四・〇	八三、二〇五・九	—	九一、九九三・八
上川	六、〇三三・四	六七・三	二六九・六	六、三六九・三	一二三・六	八一・六	二〇五・二	六八、五七〇・二	三六四・五	七五、五〇九・二
後志	五、八五七・七	一〇三・四	三一九・三	六、二七九・四	一三七・〇	一六五・九	三〇二・九	八六、六一三・四	七七七・三	九三、九七三・〇
檜山	五、二七一・四	六九四・七	二二三・一	六、一八九・二	六五・八	四〇・五	一〇六・三	四三、三九一・四	七〇・六	四九、七五七・五
渡島	一七、六四〇・七	一〇・五	三〇・五	一七、六八一・七	二七八・四	一〇二・〇	三八〇・四	九一、三七七・二	七〇・〇	一〇九、五〇九・三
膽振	七、八六四・一	一四・〇	三五・四	七、九一三・五	三四・一	三六・八	七〇・九	七七、〇三五・二	—	八五、〇二一・六
日高	二三、六八一・〇	—	一、五七二・七	二五、二五三・七	一九〇・二	三一・三	二二一・五	六八、七〇七・三	五七・〇	九三、三三九・五
十勝	一九、〇二九・七	一・四	五、三五五・二	二四、三八六・三	八二・〇	六五・二	一四七・二	一九二、七四九・一	三、五五〇・五	二二〇、八三三・一
釧路國	一二、四七九・六	—	七四五・九	一三、二二五・五	一九九・四	三四・八	二三四・二	一五七、六二三・三	九、一九三・一	一八〇、三二五・一
根室	八、三三一・九	二〇四・九	一、五四五・八	一〇、〇八二・六	三・三	一・三	四・六	六五、九九八・二	一六、三七〇・三	九三、四五五・六
網走	一八、八三七・六	一五・五	四三・〇	一八、八九九・一	五八・〇	一〇・二	六八・二	一七一、二一七・二	九六九・〇	一九一、二〇九・五
宗谷	六、六六四・二	—	一三一・一	六、八一五・三	一三・四	二〇・五	三三・九	一三九、九五五・九	一、五八四・三	一三八、三九九・四
留萠	四、八六二・三	四・五	一四六・七	五、〇一三・五	九五・六	三一・〇	一二六・六	七七、三四三・八	九六八・四	八三、四五二・三
小樽市	一七三・九	—	—	一七三・九	・七	八・五	九・二	四七二・五	—	六五四・六
函館市	—	—	—	—	一・九	一・七	三・六	七・一	—	一〇・七
室蘭市	三三六・〇	—	一・二	三三七・二	一五・一	—	一五・一	三、四四八・八	—	三、七〇一・一
釧路市	九四・九	—	—	九四・九	五・六	三・二	八・八	九六六・五	—	一、〇九〇・二
帶廣市	二一・〇	—	七〇・〇	九一・〇	—	—	—	一五八・四	—	二四九・四
合計	一五四、二二七・九	一、六三三・五	一一、三五四・二	一六七、一五一・六	二、〇一〇・〇	八八三・四	二、八九三・四	一、三六六、二一六・六	三三、九七三・九	一、五七〇、二三五・五

國有林野開墾調（昭和十三年）（單位—町）

營林區別	田 件數	田 面積	畑 件數	畑 面積	宅地 件數	宅地 面積	其の他地形變更 件數	其の他地形變更 面積	計 件數	計 面積
札幌	—	—	—	—	—	—	五一	一七・二八八五	五一	一七・二八八五
倶知安	—	—	—	—	—	—	三三	一五・八六五三	三三	一五・八六五三

檜山	—	—	—	—	—	—	五六	六・九五九七	五六	六・九五九七
函館	—	—	—	—	—	—	二八	一〇・二二三六	二八	一〇・二二三六
室蘭	—	—	—	—	—	—	五	一四四五	五	一四四五
浦河	—	—	—	—	—	—	四五	二五・三三八一	四五	二五・三三八一
旭川	—	—	一	六〇〇〇	—	—	一四	一八・七三七〇	一五	一九・三三七〇
天鹽	—	—	—	—	—	—	二八	四一・八七三〇	二八	四一・八七三〇
稚內	—	—	三	一・二二六七	—	—	八	二・八〇〇三	一一	四・〇二六〇
中頓別	—	—	—	—	三	五一三三	七	一一・五四三八	一〇	一三・〇九七一
遠輕	—	—	—	—	—	—	二三	二六・六一六〇	二三	二六・六一六〇
野付牛	二	一六・七〇〇〇	三	四・三三〇〇	—	—	九	二・六八二八	一三	三三・七一二八
澀別	—	—	—	—	—	—	五	八・三三〇〇	五	八・三三〇〇
帶廣	—	—	一	八二四八	—	—	—	—	一	八二四八
釧路	—	—	—	—	二	九・五四三四	三一	四一・二六三八	三三	五〇・八〇七二
國後	—	—	—	—	—	—	一〇	一八・二五三四	一〇	一八・二五三四
紗那	—	—	—	—	—	—	二五	二〇・八六二七	二五	二〇・八六二七
計	二	一六・七〇〇〇	一七	七・〇三一五	五	一〇・〇五六七	三七八	二六八・五三九五	四〇三	三〇二・三一七七

公私有林伐採（昭和十三年）

【伐採面積】

		公有	社寺有	私有	計
		町	町	町	町
用材	針葉樹林	一五四・一	一四・三	二、六七一・七	二、八四〇・一
	濶葉樹林	一、五三五・五	五・〇	一三、五五二・七	一五、〇九三・二
	針濶混淆林	四〇、九三八・八	—	七、五八五・八	四八、五二四・六
	計	四二、六二八・四	一九・三	二三、八一〇・二	六六、四五七・九
薪炭材		二、三〇七・九	五・六	二三、六五四・〇	二五、九六七・五
合計		四四、九三六・三	二四・九	四七、四六四・二	九二、四二五・四

右列——數量　左列——價額

樹種	公有 數量	公有 價額	社寺有 數量	社寺有 價額	私有 數量	私有 價額	計 數量	計 價額
【針葉樹】								
マツ	—	—	—	—	七〇	二三〇	七〇	二三〇
カラマツ	一二、三〇七	五〇、五八〇	七、四〇一	一六、一三六	三三一、七九五	一、三三八、六〇九	三五一、五〇三	一、四〇五、三二五
ヒバ	—	—	—	—	一三五	一、一〇五	一三五	一、一〇五
モミ、シラベ、トウヒ	—	—	—	—	二五	一〇	二五	一〇
ヒメコマツ、ゴヨウマツ、チヨウセンマツ	一二、六五四	四三、四二七	—	—	二三〇	一、二九六	一二、八八四	四四、七二三
エゾマツ、トドマツ	一、〇九三、一六七	四、〇四八、六七九	一一七	五四一	九九五、三一八	六、四六八、八八八	二、〇八八、六〇二	一〇、五一八、一〇八
ビヤクシン、オンコ	二〇、五五〇	一九、七四七	—	—	二、八四二	八、七〇五	二三、三九二	二八、四五二
其の他	一四三	六七八	—	—	二、〇六〇	八、四〇三	二、二〇三	九、〇八一
計	一、一四四、〇四五	四、一九〇、八五一	八、五一八	二二、六七七	一、四五三、八七六	八、四五六、七六八	二、六〇六、四三九	一二、六四九、二九六
【濶葉樹】								
シキミ、ハリギリ、ヤチダモ	一五三、三三八	六八六、二九四	四	一〇	一六七、五〇五	六三五、四〇六	三二〇、八四七	一、三二一、七一〇
カヘデ、トチ	四、五九二	二二、九二四	—	—	三八、四八七	八六、三三二	四三、〇七九	九六、三九六
ホホノキ	一二、〇二三	三五、〇七二	一九	七六	一七、六九三	五三、四四〇	二九、七三五	八八、五五五
カツラ	五六、八〇六	一四八、〇七八	—	—	一一六、七八七	三六九、八九六	一七三、五九三	五一七、九七四
クルミ	一七五	六六六	—	—	一、四五九	五、三四五	一、六三四	五、九一一
サクラ、ミネバリ、ミヅメ、シラカンバ	四九、三三〇	一三四、六六六	—	—	八八、五〇六	三三〇、一二三	一三七、七八六	四五四、七五九
クリ	—	—	—	—	二、三八四	一三、〇一三	二、三八四	一三、〇一三
ナラ	三九四、二二九	一、一五五、三三四	一四	四九	五八二、八一二	二、三九九、三五五	九七七、〇五五	三、五五四、七三八
カシハ	二四、〇〇三	一〇三、五〇三	六四二	二、九七三	六一、〇八八	二二七、四六一	八五、七三三	三三三、九三六

プナ	一三〇、五二一	一一	九九、八一三	一一、八一三
ドロ、ヤマナラシ、イモノキ	一三四、二一一	一一	一二六、九八〇	一二、六九八
キリ	五八、八一七	一一	八八、九八九	一〇、七九九
其の他	一〇、八一〇	一一	一〇、八一〇	一、〇八一
計	一九一、二五九	一一	一七四、九八九	一七、五九八
合計	一、一三〇、一五五	一一	一、〇四二、三一二	一〇四、二三一
薪炭材	二四、一五六棚	一一	五〇、一〇〇棚	一、一七〇棚
	五六〇、七一八	一一	四二、一四六	四、二一四

備考　一、其の他に掲上せる主なるものはドイツトウヒ、シナ、キハダ、アカダモ等とす。

二、前年に比し面積、用材の數量、價額增加し、薪炭材は數量減少したに價額のみ增加を示す。價額の增加は一般物價の騰貴に依るものと認められる。

林野産物

（昭和十三年）

	數量	價額	單價
【造林用種子】			
スギ	升 一二、二九九	円 三、〇八	一
マツ	三九、一九三	九〇	二三
カラマツ	一〇〇、八一二	二、五二	二五
計		三、〇八	一
【樹實】			
クリ	石 三、六九九	圓 三、三五	一
クルミ	九九 三、三八	三、九九	一
計	三、五五九	三、九四	一
【樹皮】			
スギ	瓲 二、〇八	七二	三五
カシハ	三〇	二、六〇	八七
計		三、〇八	一
柴草	束 一〇四、二四九	二四	二
蕈及び蘆	束 三、四〇	二、三八	六五
椎茸	一四、七三	三一、八〇	一、八九
ワサビ	貫 一、九八	七、五九	三、八三
【木炭】			
白炭	三、八四九	七、四九九	三五
黒炭	四三、三八九	七、九八〇	一七
計	四三、三八九	七、九〇、三九	一七
合計		八、三〇、三九	

木炭生産額

（昭和十三年）

支廳別	數量	價額
	瓲	円
石狩	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
空知上川	一〇一、八八六	一二六、九八〇
後志	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
檜山	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
渡島	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
膽振	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
日高	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
十勝	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
釧路根室	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
網走	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
宗谷	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
留萌	一、四九、三〇	一、八九、九一〇
計	一一、七〇、八六	一四、二〇、九一〇

森林火災國營保險法

林業は投資回收數十年を要し其の間林木財産保全のため森林火災保險の緊要なるに拘らず之を營む保險會社少く、然もその保險料高率であつて、殊に幼齡林保險を嫌忌するの弊もあり、國營保險の實施は十數年來一般の要望であつたが、政府も之が必要を認め昭和十二年三月森林火災國營保險法を公布し、本道には本年四月より實施を見るに至つた次第である。然して保險契約を爲し得る森林は御料林、民有林中の林齡二十年以下の人工林に限るのであり、手入撫育を爲したものは天然更新でも差支ない。道廳に於ては本道森林火災既往の實情に鑑み、特に其の必要を認めたが奬勵普及に拍車をかけつゝあるが、本年四月より八月に至る間の契約高左の通りであり、漸次保險熱の勃興を見つゝある。

樹種別	面積	保險金額
	町	円
針葉樹	一、九九六	三三、〇八一
濶葉樹	四五	四、六四六
針濶混淆	三四	二、八九一
計	二、〇九六	三九、六二〇

北海道林業試驗場

札幌市の東方約五里、函館本線野幌驛を距る十八町餘、札幌市より鐵路約三十分を要す。

明治四十一年創設せられ、三千四百五十五町歩の國有林を所屬試驗林として林業に關する各種の試驗を行ひ、本道林業經營指導の萬全を圖つてゐる。

其の試驗事項の主なるものは

一、土壤及び氣象に關する事項
二、造林及び森林保護に關する事項
三、森林經理に關する事項
四、林産物利用に關する事項

であり、右試驗成績を發表して之が普及に努め其の應用實施を圖つてゐる。

本場附屬として昭和十二年石北線上川驛を去る一里の地點に上川森林治水保安試驗所を設置し、調査試驗の實施に努めてゐる。

北海道林産物檢査所

本道林産物の聲價を一層發揚せしめ、內外取引の向上を圖るため昭和九年より地方費を以て北海道林産物檢査所を道廳內に設け、之が支所を全道十八箇所に又駐在所を六十三箇所に設置して檢査を施行してゐる。檢査品目は本道內に於て生産する針葉樹、濶葉樹の製材及び道外に移輸出される素材の主なものを網羅してゐるのであるが、之に依り取引の適正を期し得られる結果、取引者相互の利便を增大し取引も圓滑に行はれてゐる。

一箇年の檢査數量は素材約百八十萬石、製材約百六十萬石であり、年々增加の趨勢にある。

林業諸團體

▽北海道林業會の機能と實績

北海道林業會は本道民有林業の改善發達を圖る目的を以て明治三十五年之を創立したる社團法人で、札幌市に事務所を置く。

現在會員三千餘名を有し全道に支廳を單位として支會を設け夫々地方的に必要なる林業施設を講じつゝあるもので、昭和十三年度中に於て實施せる事業の主なるものは左の通りである。

1　種苗其の他の斡旋
トド松種子外七種（五〇石）ヤマザクラ外苗木（一一、六〇〇本）殺鼠劑（二五八キロ）椎茸培養菌種（二七スボン）等を斡旋した。

2　木炭品評會
北見木炭品評會外二品評會受賞者に對し會長より賞狀を授與した。

3　事業奬勵補助
各支會をして民有林業の發達向上を期するため講演、講話、映畫會等必要と認むる事業を爲しめ之に本會より事業費の一部を補助した。尙造林實行組合の設置奬勵のため識別造林實行組合外一組合に之が奬勵金を交付した。

4　受託事業
會員より左の事業委託を受け實施した
森林調査　五件　三、一六七町歩
造林　一七町歩

5　愛林樹栽奬勵
イ、愛林樹栽日に於て札幌市內各小學校兒童並に隣員現代參加、札幌神社及び札幌護國神社にトドマツを獻木した。
ロ、昭和十三年四月二十八日愛林樹栽日行事として札幌グランドホテルに全道大地積森林所有者懇談會を開催した。
6　其の他經營「愛林」及び會報を發行し民間林業の普及發達に貢獻しつゝある。

▽北海道山林種苗同業組合

本道造林用種苗の生產及び取引の改善發達と販路の擴張を圖る目的を以て昭和十年農林大臣の認可を經て設立したもので、札幌市に事務所を有し、組合員は山林種苗生產販賣業を營むもので全道に亙り百六十三名を算し、其の主なる事業は、

1　種子採取に苗木養成に就いて指導統制を圖ること
2　種子及び苗木の檢査を行ふこと
3　種子及び苗木の生產販賣に就いて試驗研究を爲すこと
4　販路の調査擴張を圖ること
5　苗木の需給調節を圖ること
6　種苗の購買、販賣の斡旋を爲すこと

等で、昭和十三年度檢査數量種子十九石一斗五升、苗木二千百十二萬二千本餘であつて、本道造林事業の基礎を爲す種苗の規格統制上貢獻するところ大なるものがある。猶本組合は販路擴張のため東京に二名の駐在員を派遣してゐる。

▽北海道木炭同業組合聯合會

本道木炭業の弊害を矯正し其の利益を増進するため重要物産同業組合法に依り設立せられたる同業組合は、大正九年函館木炭同業組合の設立を見たるをはじめとし漸次釧路根室、膽振日高、十勝、後志、北見、宗谷天鹽の七組合に達し、之等組合を以て聯合會を組織し札幌市に事務所を置いた。

而して聯合會の主たる事業は各組合の連絡統制、檢査竝に販路の擴張に在りて、檢査の勵行の結果木炭品質の改善見るべきものあり、昭和十三年度に於ける木炭生産額は約三千五百萬貫を算し、事變下に於ける木炭增産計畫に卽應し、增産運動の第一線に立つて各組合を指導し活躍しつゝある。

尙十勝木炭同業組合も聯合會とは別箇に檢査事業を行ひ、其の生産額も十三年度に於て約八百四十萬貫を算した。

森林防火組合

森林防火組合は大正三年北海道廳令を以て森林防火組合設置規則の制定以來道内各地に設置せられ、既に全道に一千三百八十六組合、組合員數十三萬一千百十七人に達した。

北海道は開拓の特殊事情より して年々夥しき山火被害を發生した爲、之が豫防と消防の徹底を期するを目的として本組合の設立を見たのであつて、組合員は常に山林原野の火入、焚火等の注意警戒に當り、臨時巡視人を選任する等相互連絡を保ち山火の未然防止を行ふと共に更に山火發生の際は全員一致協力して被害を最少限度に止める等、鋭意森林保全に努めつゝある。爲に逐年本道の山火被害は減少し好結果を齎しつゝある。

森林法の適用に就いて

近時木材需給の趨勢は國内産木材に依存すること多きを加へ殊に支那事變の勃發はパルプ資材、坑木、工業用木炭等益〻木材の需要が急激に增加したのであるが、反面に國際收支の調整上外材の輸入は益〻制限せられ、其の結果内地森林特に從來比較的施業の放漫であつた民有林に於て其の搬出に便利なる方面に過伐濫伐の傾向を愈〻深刻にした。

之に對しては極力造林奬勵施設が行はれたのであるが、造林の經面積は伐採經面積に及ばず、所謂積伐の不均衡を招來し重要資源自給方策に疎漏を來すばかりでなく治山、治水の基礎を危くし、爲に各種災害頻發の誘因となり、延いて終後產業經濟の圓滑なる進展及び國民生活の安定上大なる障害を來す處あるに鑑み、森林資源の普遍的活用の方策を講ずべく昭和十四年三月改正森林法の公布を見た次第である。

而して本道は拓殖の道程にあり、從來森林法は一部保安林に關する規定のみ適用せられ總體的に施行せられなかつたのであるが、本道民有林は逐年其の面積を增加し今や二百二十餘萬町歩を算し、之が經營に關しては相當實績の見るべきものがあるのであるが、近時木材價額の著しき騰貴のため山林は動もすれば無計畫無統制に流れんとする情勢にあり、本道に森林法の全面的施行を要請しつゝあつたところであるが、今回の改正を期とし其の全條項の施行を見るに至つたもので、本道林政上劃期的進展を見るものと信ずる次第である。

卽ち民有林五十町歩以上の所有者に對しては進んで施業案を編成せしむると共に、小地積の所有者に對しては森林組合を結成せしめ、組合に於て施業案を編成し林業經營の合理化を圖り、以て個人經濟の充實を圖ると共に治山、治水の基礎を確立し、國民經濟の安定確保を期せんとするものであり、猶森林竊盜、罰則を適用して森林災害及び犯罪を防止して其の保護の全きを期し、其の他林產物搬出に便する爲土地の使用、收用に關する規定を適用する等、森林生產の保續增產上期待するところ極めて大なるものがあるのである。

北海製紙株式會社

本　社　小樽市奥澤町
小樽工場　小樽市奥澤町
札幌工場　札幌市外琴似村

中山電動鑿岩機三馬力型

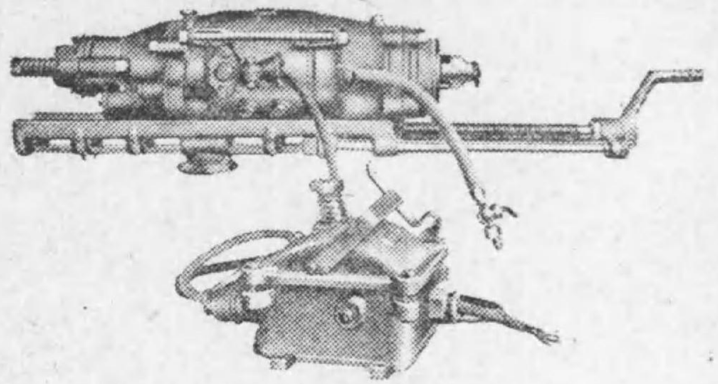

本機の特徴

1. 膨大なる空氣壓搾機「レシーバー」原動機等の必要全くなし
2. 繁雜なる鑛管布設等を要せず
3. 設備費、運搬費等頗て僅少
4. 運轉に要する動力費は極僅少なる故、經常費は著しく輕減し得らる
5. 唯一本の動力線を以て運轉せらる故、如何なる山間隔地にても容易に持込使用し得らる
6. 操作も至つて簡單で短時間に會得し得らる
7. 電力なき所は僅か五キロの發電機の設備にて充分なり

等の利點を有し其の完璧を期したるものであります

鑛山 製鑛 電氣 紙鐵 土木 道路

各種機械設計製作

株式會社 中山商店

札幌市南二條西一ノ三

電話代表番號 五〇一〇

鐵工場 札幌市苗穗驛前 電話九三〇番・四三一六番

東京出張所 東京市芝區片門前町二丁目一番地 電話二四二六番

惠須取出張所 樺太惠須取本通七丁目三番地 電話六二

鑛業

本道の鑛業

石炭、金を始め重要鑛物の埋藏豐富な我が北海道鑛業界の開發は明治初年開拓使廳の設置に始り、爾來七十年餘、道内各種産業の開發と共に頗る堅實な發展の歩みを續けて來た。卽ち昭和十一年の如きは一般經濟界の活況に伴なひその鑛産物の總價額は九千二百七十三萬三千七百五十一圓の記錄的數字を示した。殊に昭和十二年から同十四年にかけての戰時下非常時局の國際收支の適合、生産力擴充等の國策に基づく金、石炭等の五箇年增産計畫、或は政府の不足鑛物探鑛奬勵によつて北海道鑛業界は飛躍的一大發展を示し、これが鑛産額は石炭、金、銀は勿論、硫黄、椪魯謨鐵鑛その他硫化鐵鑛、滿俺鑛等は昭和十一年以降逐年一割乃至三割近くの增産と推定されてゐる。

尙本道鑛業の開發は各方面より注視せられ、之に關する調査の結果は順調にして將來更に一段と進展せんとし、頗る期待されてゐる。

〔註〕 叙述は昭和十二年から十四年にかけての鑛産額は記載しない。

石炭鑛業

本道鑛業の大宗たる石炭鑛業はその埋藏量八十億噸と稱せられ、炭質の優秀と相俟つて開設以來長足の進歩を示した。既往を顧みるに明治二十年には年産僅か六萬三千噸に過ぎなかつたのが、明治三十年には五十九萬六千噸となり、明治四十年には百三十八萬四千噸となり、更に十年後の大正六年には三百六十一萬噸となり、昭和四年には七百十七萬二千噸の産出を見た。而してその後數年間は稍不振の狀態にあつたが、昭和七年末頃より炭界は急に好轉し爾後年と共に隆盛に赴き、前年の總出炭高に比して實に九十七萬百八十二噸卽ち一割一分强の增産となつたが、更に同年以來の未曾有の需要激增と市價昂騰により昭和十二年は空前の盛況を呈し、其の後順調なる發展を遂げてゐる。

石炭鑛業鑛夫 北海道に於て石炭鑛業に從事してゐる鑛夫は時局産業の重要性に鑑み生産力擴充の第一線で働いてゐるが、之等鑛夫が本道何人居るかといふに各鑛山の鑛夫人員實數は詳にすることを得ぬが其の後斯界は益々躍進的發展を遂げ、爲に逐年勞務者增加の必要に迫られ、これが充足に業者は勿論其の他の方面に於ても夫々非常な努力を拂ひつゝある。

石炭鑛業鑛夫賃銀 北海道に於ける石炭鑛山は二十四鑛山で鑛夫の定期賃銀は九時間三十八分で一工當り男が二圓二十三錢女が七十二錢である。之を坑内外に別つて見ると坑内採炭夫が二圓七十一錢、其の他が二圓二十一錢で、坑外は機械工作夫が一圓六十八錢、其の他が一圓四十五錢で、女は七十二錢であり又賃銀を一人一日當りの實收より見れば、坑内採炭夫が二圓七十七錢、其の他が二圓三十錢、坑外の機械工作夫が一圓八十三錢で其の他の坑外夫は一圓五十五錢、女鑛夫は七十六錢である。本道の鑛夫賃銀を全國石炭鑛山のそれに比すると九州地方が八時間五十五分（正味就業時間）で男二圓四十七錢、女一圓餘が最高で北海道がそれに次ぎ、常磐地方が第三位の男二圓十一錢、女七十三錢である。

金銀鑛業

金銀鑛業は建久の昔より砂金が採取され、明治四十三年には金二十萬八千九百六匁、銀三百四十五萬八千四百九十八瓦産出

し、大正八、九年頃よりは斯業の發展目覺しく、昭和五年には金百二十二萬六千百八十九瓦、銀一千三百六十五萬五千八百八十一瓦の製出を示した。殊に近年道内に勃興した金鑛熱は本鑛業に一段の活氣を加へ、昭和十一年には金三百七十八萬三千五百十六瓦、銀四千九百六十九萬五千百五十瓦を産出するの外澱物二千三百三十一萬一千二百四十瓦、金銀鉛十萬三千八百瓲、金銀銅鑛三萬七千九百七十瓲を産した。殊に金銀價格の昂騰、産金奬勵策等により本鑛業は他の鑛業に比し急遽に發展を遂げつゝあつたところ、昭和十二年七月七日今次事變の發生に刺戟せられ、爾來他鑛業の追隨を許さぬ加速度的發展を遂げつゝある。

金鑛探鑛奬勵金交付指令鑛山一覽表
（昭和十三年度分）

鑛山名	位置	著者
大沼	渡島中澤	講修一
早川	〃	高谷喜太郎
大盛	〃	日本鑛業株式會社
余市	後志	株式會社住友本社
大江	〃	日本鑛業株式會社
〃	〃	田中鑛業株式會社
武寶	〃	武藤精宏
稻穗	〃	高杉弘治
後志	〃	高桑裕三郎
大金	〃	日本鑛業株式會社
靜狩	〃	靜狩金山株式會社
中之澤	〃	三菱鑛業株式會社
德星	石狩	日本鑛業株式會社
手稻	〃	三菱鑛業株式會社
新札幌	〃	武市松治 外四名
千歲	膽振	千歲鑛山株式會社
大昭	〃	文學當太郎
千德	〃	中島門吉
洞爺湖別	〃	田所德三郎
體文	〃	靜狩金山株式會社
黃金澤	〃	中島門吉 外一名
惠庭	〃	日本鑛業株式會社
靜達	〃	田所德三郎
高杉	弘治	高杉弘治
小鉾岸	〃	靜狩金山株式會社
豐浦	〃	渡邊熊吉
長萬部	〃	日本鑛業株式會社外一
天鹽	〃	三井鑛山株式會社
昭和	北見	日吉平吉
富士見	〃	小倉敬止
百寶	〃	片岡合名會社
〃	〃	島居秀幹
〃	〃	三菱鑛業株式會社
沼ノ上	〃	株式會社住友本社
三王	〃	同
鴻ノ舞	〃	笠原倉吾
隆尾	〃	帝國產金興業株式會社
北ノ王	〃	赤司初太郎
上生	〃	東邦採鑛株式會社
生田原	〃	日本鑛業株式會社
北隆	〃	日本金鑛株式會社
上落滑	〃	信濃鑛業株式會社
〃	〃	皆川愛次郎
武華	〃	株式會社住友本社
〃	北海道	木村松太郎 外二名
枝幸	〃	豐田合資會社
根室	根室	昭和鑛業株式會社
千島	千島	昌德鑛業株式會社

銅鑛業

銅鑛業は國富鐵山の休業以來久しく沈衰狀態にあつたが、昭和十年末同鑛山が住友合資會社の手に移り同社の經營するところとなり、其の後着々事業の擴張を行ひ製鍊所も復活することとなり頓に活況を呈した。昭和十一年の銅の製出高は七萬五千九十五瓲であるが、其の後順調に産出は增加し、將來益々發展するものと期待されてゐる。

鉛、亞鉛鑛業

本道に於ける鉛、亞鉛鑛業は未だ探鑛時代に屬し、昭和十一年の産額は僅かに鉛、亞鉛鑛二百五十瓲を産出したに過ぎなかつたが、逐年本格的調査を得て漸次開發の進捗を見るに至づた。

鐵鑛業

鐵鑛業はその盛衰最も著しく明治三十八、九年頃漸く勃興の機運に向かひ、一時頗る隆盛となつたが數年ならずして全然休業狀態となり、大正三年一般經濟界の活躍に伴なひ再び擡頭し大正八年には十四萬六千二百瓲の産出を見るに至つた。併し大正十一年以來産額皆無の悲境に陷り、其の後大正十四年の頃より再び復活して隆盛に赴き、昭和五年には十三萬四千七十瓲の産出を見、昭和十一年には軍需景氣で急激なる需要增加となり

從つて倶知安鑛山をはじめとし、ペーペナイ、幸内の新事業著手等極力增産に努力した結果二割八分の增産を來し、引續き逐年增加を示しつゝある。

格魯謨鐵鑛業

格魯謨鐵鑛業は大正五年はじめて著手せられ、同年一千三百三十五瓲を産出し、以來その産額は年と共に增加の傾向にあつたが顯著な發展をなすに至らず大正九年の一千六百三十一瓲を最高とし、その後は需要の關係上却つて逐年衰微し、昭和二年の産額は五百三十一瓲に減少した。併し昭和五年頃より需要の增加につれ漸次隆盛に赴き、同年の産額は二千二百三十四瓲となつた。その後埋藏量の豐富と品質の優秀に惠まれ增産の一途を辿り、昭和十一年の如きは外國品の壓迫により市價著しく下落したるに拘らず八田鑛山は飛躍的發展を爲し、七千五百七十瓲を産出したのをはじめとし、大正五、六年頃最も隆盛を極め年産六萬六千餘瓲に達し盛に海外に輸出したが、歐洲大戰終熄の頃より海外輸出頓に衰退し市價も亦低落し、爾來産額著しく減少したが、昭和七年より海外輸出の復活と國内需要の增加とにより再び活況を呈して來た。殊に幌別、三盛の兩鑛山を始め各鑛山ともその産額は著しく增加し、就中知床、中山、喜茂別三新興鑛山の活躍目覺しく、知床鑛山は昭和十一年に於て九千五百四十一瓲を産出した。從つて同年中の總産額は七萬五百四瓲に達し、昭和十年のそれに比して實に一萬四千七百三十五瓲增産し、爾來順調に進展を遂げつゝある。

滿俺鑛業

滿俺鑛業は明治二十七、八年頃より明治三十四、五年頃迄一時隆盛を極め、その後長く沈衰の狀態にあつたが、大正四年頃より再び隆盛となり、大正七年にはその産額八千二百八十瓲に達し盛況を呈したが、歐洲大戰終熄の頃より需要頓に減退し不振の狀態に陷り、大正九年の産額は五百九十六瓲に激減した。其の後久しく沈衰狀態にあつたが、最近製鍊業の隆盛に伴なひ滿俺の需要著しく增加し市價も亦昂騰したので、本道各鑛山は目津府、稻倉石、八雲の如き大鑛山を始め何れも事業の擴張に鋭意努力し大いに活況を呈し、其の後健全に發展しつゝある。尙特記すべきは從來本道に於ける滿俺の産地は後志、膽振の兩國に限られてゐたが、昭和十二年には北見國に於て北訓滿俺鑛山が事業に著手し、滿俺鑛六百十四瓲を産出したるによつて北海道滿俺鑛業將來の發展を期待せしむるものありとされてゐる。

硫黃鑛業

硫黃鑛業は天惠豐かにして、明治三十四年頃より漸次擡頭し

水銀鑛業

水銀鑛業は明治水銀山の廢業

て檜山鑛山事業に著手した。其の後逐年漸次增加しつゝあつて本道の硫化鐵鑛業は近き將來に於て大なる發展を期待せらる。

石油鑛業

石油鑛業は明治初年既に著手されたがその發逹渉々しからず明治三十八年一萬六十頓を產出し始めて世人の注目を惹いたがその後は年々衰微し、明治四十四年の產額は二千四百四十九頓に減少し、爾後一進一退の狀態にあつた。然るに大正十一年より急に擡頭し以來年々急速の發逹を爲し、昭和三年には十四萬九千四百六十頓の產出を見、昭和八年以來稍不振の狀態にあつたが、昭和十一年には十二萬五百七十八頓の原油を產出し、北五年後の大正九年には八千十七瓦を產し、その後一進一退の狀態であつたが、昭和二年頃より市價下落のため產額著しく減少し、昭和五年の產額は僅かに三千九百八十六瓦となり、昭和十一年の產額は一千六十九瓦に減少したが、其の後は餘り增產されてゐない。

砂格魯謨鐵其の他

砂格魯謨鐵の採取は本道に於ては昭和八年始めて著手せられ同年の產額は一百瓦に過ぎなかつた。併し昭和九年には百五十二瓦を產出し逐年增加を示してある。尙砂鐵、砂鐵の採取は本道に於て昭和七年始めて三千餘瓦の產出を見たけれども、其の後は一進一退の狀況である。

札幌鑛山監督局の機構改革

戰時體制下に於ける生產力擴充計畫を完遂すべく昭和十四年七月三十一日付の勅令を以て札幌鑛山監督局の機構が根本的に改正された。卽ち鑛政、鑛業の二課だけだつた從來の機構が總務部（總務課、出願登錄課、勞務課）監理部（施設課、鑛業警察課、測圖課）の二部六課に擴

砂金採取業

砂金採取業は明治二十七、八年頃より隆盛となり、明治三十四年には實に九十六萬八千三百八十五瓦を產出し盛況を極めたが、その後次第に衰微し、明治四十二年には產出高十七萬四千二百六瓦となり、大正七年には一萬六千九百三十一瓦に減少し昭和六年には九千二百十一瓦を產出したに過ぎなかつたが、昭和十一年には俄然三萬九百三十瓦の產出を見たるも其の後は一進一退の步調を保つてゐる。

重晶石鑛業

小樽松倉鑛山は本道に於ける唯一の重晶石鑛山にして、埋藏量は相當豐富且品質も優秀なるを以てその發展は大いに期待されるも、昭和十一年は事業の進展渉々しからず六百七十二瓦を產出したに過ぎない。

硫化鐵鑛業

硫化鐵鑛業は從來至つて小規模にして見るべき業績を擧ぐるに至らなかつたが、最近硫化鐵鑛需要の增加と市價の昂騰に刺戟せられ、昭和十一年には千島國に於て瀨石鑛山、渡島國に於

砂白金採集業

砂白金採集業は大正五年頃より世人の注目するところとなり同年には二千六十七瓦を產出し

鑛夫初給標準賃金の決定

總動員法賃金統制令に基づき勞働者の賃金抑制のため札幌鑛山賃金委員會第一回會議が七月三日開催され、その結果全道鑛山に於て新規に雇傭する未經驗男鑛夫（就業三箇月未滿）の初給賃金標準額を左の如く決定、同月十二日から適用された。

鑛種別	區別	滿十二歲以上十三歲未滿	滿十三歲以上十四歲未滿	滿十四歲以上十五歲未滿	滿十五歲以上十六歲未滿	滿十六歲以上十七歲未滿	滿十七歲以上十八歲未滿	滿十八歲以上十九歲未滿	滿十九歲以上二十歲未滿
坑內夫石炭山	定額	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
同	請負	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
坑內夫金屬山（石油山を除く）	定額	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
同	請負	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
坑外夫石炭山金屬山非金屬山（石油山を除く）	定額	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
同	請負	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
坑外夫石油山	定額、請負	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

尙札幌鑛山賃金委員會の議觸は次の通り。

會長（鑛山監督局長）安達峰三△委員（小樽高等商業學校教授）手塚壽郎（鑛山監督局書記官）武內征平（鑛山監督局技師）岩崎謙（北海道廳部長）齋藤亮、大鑛直太郎、林敬一、小池寶三郎、篠井鶴七郎、川瀨守三郎、早村靜一、谷崎明、中村友之助、前田一△幹事（鑛山監督局書記官）秦田悅夫（鑛山監督局技師）永岡高司（同）橫江就義（書記）山本高雄△書記（鑛山監督局屬）桑村篤太郎（同）森谷榮助（同）室谷通夫（鑛山監督局技手）石川實

本道石油試掘地の指定

商工省では石油資源開發法施行規則第六條第一項の規定による昭和十五年度に於ける本道石油試掘の地域竝深度を左の如く指定した。（十四地區）

一、稚內町（字曙間北部）千百メートル以上　異（字曙間南部）二千メートル以上　二、稚內町（字チカップ附近）千二百メートル以上　三、幌延村（字豐富編島團部附近）千五百メートル以上　四、幌延村（字幌延松尾農場附近）五百メートル以上　五、天鹽町（字川口附近）二千メートル以上　六、天鹽町（字床內附近）千百メートル以上　七、天鹽町（字萬岸附近）千五百メートル以上　八、遠別村（附近）千百メートル以上　九、新冠村五百メートル以上　十、千歲村、安平村（安平村字追分及び早來附近）五百メートル以上　十一、長沼村（東部）由仁村（西部）千百メートル以上

新聞記者團の金屬山視察

曩に道廳に於ては石炭の增產が時局下に於ける重要國策なるに鑑み、坑內勞働福利施設等所謂山の勞働事情に付新聞記者の視察を求め勞務者の充足に付好意ある協力を得んがため、新聞記者團の石炭山視察を行つたが、今回更に同樣の使命を有する金屬山の視察を行ふべく、昭和十四年六月六日より十日迄五日間二班に別れて之を實施した。

第一班（豐羽、北ノ王、湧之鼈各鑛山）山崎（タイムス）猪股（小樽）深澤（旭川）中尾（報知）諸氏及び清塚屬

第二班（手稻、下鼻、幌勇各鑛山）佐藤（小樽）約（タイムス）濱幾（報知）諸氏及び山元屬

北海道石炭同交會の組織

北海道に於て石炭鑛業を營む昭和石炭株式會社株主以外の炭礦を以て會員とし、現在會員五十炭礦を有し斯業の進步發逹竝に會員相互の親睦を圖るを目的とする團體にして、此の目的達成のため、

充強化され、初代總務部長には鑛政課長武內征平氏が、監理部長には鑛業課長の岩崎謙氏が昇格（現在は下河邊氏）之に伴なふ課長支所長級の異動も行はれ、職員も九十名に增員し陣容を整備した。

▽札幌鑛山監督局夕張支所（夕張町鹿ノ谷）開所　昭和十三年十月五日　技師鈴木俊夫、技手齋藤定一

▽札幌鑛山監督局旭川支所（空知郡旭川町字空知太）開所　昭和十三年十月五日　技手伊藤政一

▽札幌鑛山監督局釧路支所（釧路市住吉町五〇）十四年內開所の豫定

（一）生産及び販賣の統制（二）鑛業用物資の配給（三）官公署に對する請願建議及び陳答（四）石炭鑛業に關する諸般の調査及び研究（五）目的を同うする他團體との協力（六）其の他目的達成に必要なる事業を行ふ。

昭和十四年一月二十二日商工省の意圖を體し札幌鑛山監督局の斡旋に依り設立す會長林敬一　副會長吉本三郎、同石倉新

札幌地方鑛山配給統制協議會　昭年十三年六月二十日商工省令第三十三號を以て鐵鋼配給統制規則發令せられ、同月二十九日商工省告示第百六十八號に依り札幌地方鑛山配給統制協議會を以て鐵鋼配給統制團體に指定され、第二條の統制團體に指定され、以來一箇年中に統制實施せられた物資は銑鐵、鑄鐵管、コンベヤー用ベルト、天竺木綿、鑄鋼品、特殊鋼、中空鋼等にして今後範圍も擴大し强化せられる見込である。

現在役員は委員長土屋裕（幌狩鑛山）副委員長中井友之助（德星鑛山）三宅當時（北ノ王鑛山）委員は外十三名。尚當會顧問は安達札幌鑛山監督局長及び下河邊武內兩部長。

札幌鑛山監督局管內災害死傷者（昭和十三年）

石炭山

種別	回	鑛夫 死亡	鑛夫 傷 休業二週以上	鑛夫 傷 休業三日以上	鑛夫 傷 合計	係員其の他の職員 死亡	係員其の他の職員 傷 休業二週以上	係員其の他の職員 傷 休業三日以上	係員其の他の職員 傷 合計
▽坑內									
落盤又は側壁の崩壞		一	一	一	二				
瓦斯又は炭塵の爆發									
竪坑捲揚裝置の爲									
前項以外の機械に依る運搬裝置の爲									
鑛車の逸走又は脫線の爲									
鑛車の爲（前項以外）									
發破又は爆發藥の爲									
瓦斯中毒又は窒息									
出水									
捲揚機械の爲									
電氣の爲									
坑內火災									
飛石									
鑛工具の爲									
墜落									
轉倒									
坑內運搬									
其の他									
計									
▽坑外									
捲揚機械の爲									
鑛車の爲									
架空索道の爲									
熱的融熔物の爲									
劇物の爲									
電氣の爲									
墜落									
轉倒									
鑛工具の爲									
墜落									
轉倒									
踏抜									
其の他									
計									
總計									

ホクト

鑛山用電氣機械器具製作並ニ修理

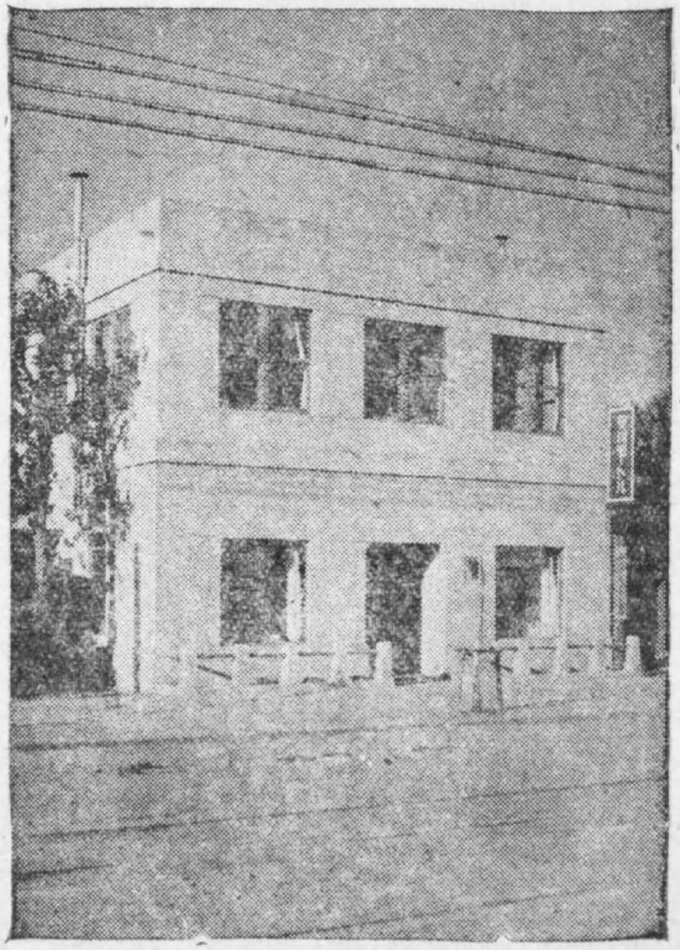

株式會社

北都電機製作所

地番二五三目丁八東條三北市幌札

電話四四八九番

種別	坑内夫	坑外夫	計
金属鉱山	一、〇〇〇	四〇〇	一、四〇〇
石炭鉱山	一、〇〇〇	四〇〇	一、四〇〇
石油鉱山	一、〇〇〇	四〇〇	一、四〇〇

最近五箇年に於ける鉱業に依る災害

鉱業に依る災害

年度	死傷者数	死亡	負傷
昭和九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

鉱業以外の災害

年度	死傷者数	死亡	負傷
昭和九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

鉱山未経験労働者年齢別平均初給賃金

（札幌鉱山監督局）

年齢	男	女
十四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十五歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十六歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十七歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十八歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十九歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二十歳以上	一、〇〇〇	一、〇〇〇

右の外は昭和十三年四月調査（男）×仕切一銭（女）×仕切十人未満の場合

一、坑内夫賃銭

種別	年齢	金額
石炭鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
金属鉱山	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
石油鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇

二、坑内夫請負賃銭

種別	年齢	金額
石炭鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
金属鉱山	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
石油鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇

一、坑内夫賃銭

種別	年齢	金額
石炭鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
金属鉱山	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
石油鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇

二、坑内夫請負賃銭

種別	年齢	金額
石炭鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
金属鉱山	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
石油鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇

鉱山未経験労働者年齢別平均初給賃金

（札幌鉱山監督局）

年齢	男	女
十四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十五歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十六歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十七歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十八歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十九歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二十歳以上	一、〇〇〇	一、〇〇〇

右の外は昭和十三年四月調査（男）×仕切一銭（女）×仕切十人未満の場合

一、坑内夫賃銭

種別	年齢	金額
石炭鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
金属鉱山	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
石油鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇

二、坑内夫請負賃銭

種別	年齢	金額
石炭鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
金属鉱山	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇
石油鉱業	十七歳以下	一、〇〇〇
	十八歳以上十九歳未満	一、〇〇〇
	十九歳以上二十歳未満	一、〇〇〇
	二十歳以上	一、〇〇〇

鉱山未経験労働者年齢別平均初給賃金

（札幌鉱山監督局）

年齢	男	女
十四歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十五歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十六歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十七歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十八歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十九歳	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二十歳以上	一、〇〇〇	一、〇〇〇

右の外は昭和十三年四月調査（男）×仕切一銭（女）×仕切十人未満の場合

種別						
標準	一五五	一六五	一七五	一八五	｜	｜
金屬山	一四五 ×一二九	一六七 ×一八九	一七九 ×一八〇	一八九 ×一三六	一五 八	一三〇 二八
其の他非金屬山	×一九五 ｜	×一三三 ｜	×一六三 ×二二五	×一九八 一五五	四 二	三 二

三、坑外夫

（一）石炭山、金屬山、其の他非金屬山（石油山を除く）に於ける坑外夫定額給

種別	十二歳以上十三未滿	十三歳以上十四未滿	十四歳以上十五未滿	十五歳以上十六未滿	十六歳以上十七未滿	十七歳以上十八未滿	十八歳以上十九未滿	十九歳以上二十未滿	該當鑛山數	該當鑛夫數
標準	五三	六〇	六三	七三	八〇	一〇〇	一一五	一三〇	｜	｜
石炭山	｜ ｜	五三 ×六五	七六 八〇	七〇 八四	八四 九〇	一〇五 一〇八	一二〇 一四〇	一五三 一二三	四四 四四	一、〇一四 四〇七
金屬山	×六一 ×四三	×七〇 七三	六〇 六八	七三 八三	八四 九〇	一〇八 一二〇	一二六 一二八	一三七 一五三	三六 二八	二一五 三二三
其の他非金屬山	｜ ｜	｜ ｜	×四五 ×五三	×七七 七七	×二〇 ×一七	×八五 一二六	×一三四 ×一七〇	×一三四 ×二〇〇	七 六	七七 九九

（二）石炭山、金屬山、其の他非金屬山（石油山を除く）に於ける坑外夫請負給　本表は昭和十三年調

種別	十二歳以上十三未滿	十三歳以上十四未滿	十四歳以上十五未滿	十五歳以上十六未滿	十六歳以上十七未滿	十七歳以上十八未滿	十八歳以上十九未滿	十九歳以上二十未滿	該當鑛山數	該當鑛夫數
標準	四七	五三	六五	七三	一〇〇	一三〇	一五〇	一七〇	｜	｜
石炭山	｜	｜	｜	×五三	一二五	一三〇	一三七	一六八	九	七
金屬山	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
其の他非金屬山	×六五	×一二五	×六五	八〇	一二三	一三六	一五六	一七四	九	一〇五

（三）石油山に於ける坑外夫定額給

種別	十二歳以上十三未滿	十三歳以上十四未滿	十四歳以上十五未滿	十五歳以上十六未滿	十六歳以上十七未滿	十七歳以上十八未滿	十八歳以上十九未滿	十九歳以上二十未滿	該當鑛山數	該當鑛夫數
標準	四三	五〇	五三	六〇	八五	七五	八五	八五	｜	｜
	｜	｜	｜	｜	×八〇	×七五	×八五	×八五	二	二
	｜	｜	｜	｜	｜	｜	×二五	｜	一	一

所定就業時間別鑛山數

札幌鑛山監督局管内

種別		石炭 坑內	石炭 坑外	石油 坑外	金屬 坑內	金屬 坑外	其の他 坑內	其の他 坑外	計 坑內	計 坑外
八時	實數	三	一	｜	一六	一	二	｜	二一	二
	百分比	七・〇	二・三	｜	四五・七	二・八	三三・三	｜	二五・〇	二・二
八時三十分	實數	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	百分比	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
九時	實數	一	｜	｜	一六	二〇	一	二	一八	二二
	百分比	二・三	｜	｜	四五・七	五五・六	一六・七	二五・〇	二一・四	二四・四
九時三十分	實數	三	｜	｜	｜	五	一	｜	四	五
	百分比	七・〇	｜	｜	｜	一三・九	一六・七	｜	四・八	五・六
十時	實數	二九	三〇	二	三	一二	二	五	三四	四九
	百分比	六七・四	六八・二	一〇〇	八・六	三三・三	三三・三	六二・五	四〇・五	五四・四
十時三十分	實數	二	二	｜	｜	一	｜	｜	二	三
	百分比	四・七	四・五	｜	｜	二・八	｜	｜	二・四	三・三
十一時	實數	五	九	｜	｜	｜	｜	一	五	一〇
	百分比	一一・六	二〇・五	｜	｜	｜	｜	一二・五	五・九	一一・一
十二時	實數	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
	百分比	｜	二・三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一・一
計	實數	四三	四四	二	三五	三六	六	八	八四	九〇
	百分比	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

全國

種別		石炭 坑內	石炭 坑外	石油 坑外	金屬 坑內	金屬 坑外	其の他 坑內	其の他 坑外	計 坑內	計 坑外
八時	實數	二三	五	｜	一〇七	七	六	二	一三六	一四
	百分比	一一・六	二・五	｜	四八・六	三・〇	三〇・〇	七・四	三一・〇	二・九
八時三十分	實數	一	｜	｜	八	二	｜	一	六	三
	百分比	〇・五	｜	｜	三・六	〇・九	｜	三・七	一・四	〇・六
九時	實數	一〇	一	｜	七七	九一	九	八	九六	一〇〇
	百分比	五・〇	〇・五	｜	三五・〇	三九・二	四五・〇	二九・六	二一・九	二〇・九
九時三十分	實數	三	一	｜	二	二三	一	二	六	二六
	百分比	一・五	〇・五	｜	〇・九	九・九	五・〇	七・四	一・四	五・四
十時	實數	一三七	一一五	一一	三六	一〇二	四	一〇	一六九	二三八
	百分比	六八・八	五七・二	六一・一	一六・四	四四・〇	二〇・〇	三七・〇	三八・五	四九・八
十時三十分	實數	一	五	七	｜	三	｜	二	一	一七
	百分比	〇・五	二・五	三八・九	｜	一・三	｜	七・四	〇・二	三・六
十一時	實數	一二	四〇	｜	｜	｜	｜	二	一二	四二
	百分比	六・〇	一九・九	｜	｜	｜	｜	七・四	二・七	八・八
十二時	實數	一二	三四	｜	一	四	｜	｜	一三	三八
	百分比	六・〇	一六・九	｜	〇・五	一・七	｜	｜	三・〇	七・九
計	實數	一九九	二〇一	一八	二二〇	二三二	二〇	二七	四三九	四七八
	百分比	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考　昭和十三年四月乃至十二月鑛山未經驗勞働者初給賃金調表に依るもの

最近五箇年間に於ける災害死傷者數

（調査漏鑛山あり）

種別	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年（一月―八月）
▽金屬山					
月別平均鑛夫數	三、五九七	五、八六七	六、七一五	八、七九七	一〇、四四八
回數	四八八	八四〇	一、一二〇	一、五三四	一、一〇九
死傷者數　死亡	六	一一	三	一三	一〇
重傷	一四五	三二七	四一三	四六九	三三四
輕傷	三四三	五一〇	七三八	一、〇五〇	八〇一
計	四九三	八四八	一、一七三	一、五三三	一、一四五
▽石炭山					
月別平均鑛夫數	三一、三八四	三三、六六六	三一、四六〇	四〇、七五三	三六、九六八
回數	六、三三四	五、五五六	五、九二九	七、四一八	五、九〇八
死傷者數　死亡	一八五	二三七	一九五	一九五	一四七
重傷	二、五六一	二、四九一	二、九〇七	三、八六七	三、〇八〇
輕傷	三、八六七	三、〇一八	二、九五八	三、四五四	二、六八七
計	六、六一三	五、七四六	六、〇六〇	七、五一六	五、九一四
▽其の他					
月別平均鑛夫數	一、一三五	一、六〇〇	一、七〇八	一、九六五	三、一七七
回數	一二七	一三五	一四七	一三三	一二三
死傷者數　死亡	｜	一	一	一	一
重傷	二二	五三	四〇	三六	三六
輕傷	一二六	一〇三	一〇〇	一六九	八〇
計	一四七	一五六	一四八	二〇六	一一七
▽合計					
月別平均鑛夫數	三四、八八一	四〇、一四三	三九、九三三	四一、五四三	四三、七九三
回數	六、八六九	六、六四一	七、三三六	九、一六四	七、一四〇
死傷者數　死亡	一九一	二四九	二一八	二〇九	一六八
重傷	二、七二七	二、八七一	三、三六七	四、三九二	三、四四〇
輕傷	四、二三五	三、七三〇	三、八九六	四、六七〇	三、五六八
計	七、〇五三	六、八五〇	七、四八一	九、二七四	七、一七六

備考　重傷とは休業二週間以上のものを謂ひ輕傷とは休業三日以上を謂ふ

第十一回國民精神總動員全國安全週間成績

（北海道管内）

種別	稼働率　就業延鑛夫數	稼働率　在籍人員に對する千分率	災害率　災害回數	災害死傷者數　死亡	災害死傷者數　休業二週間以上	災害死傷者數　休業三日以上	災害死傷者數　休業三日未滿	災害死傷者數　計	災害率　就業延人員に對する千分率	罹病率　新患者數（災害死傷者を除く）	罹病率　在籍延人員に對する千分率
▽週間中											
石炭	一九二、八二三	七四六	一二六	六	三三	四九	四〇	一二七	〇・六	一、四七五	五・七
金屬	六一、四八七	八〇四	四七	｜	一五	二二	一六	五三	〇・八	三〇一	四・一
石油	一、八二五	八八八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
其の他	一〇、〇二四	七九五	四	｜	二	三	｜	五	〇・四	二六	二・三
計	二六五、一五九	七六九	一七七	六	四九	七三	四八	一七六	〇・七	一、八〇四	五・七
▽昭和十三年度平均一週間當り											

石炭	一	一六九	七	公九	八一	一	一
金鑛	一	一三二	一	一〇	三四	一	三
石油	一	一	一	一	一	一	一
其の他	一	一四	一	一	三	一	一
計	一	三六	八	一〇	一〇六	一	三六

日本産金振興株式會社札幌出張所　日本産金振興株式會社は昭和十三年三月二十九日公布の日本産金振興株式會社法に基づき同年九月十六日に設立半官半民の特殊會社で其の唯一の目的は實に我が國刻下の急務たる産金事業の振興にある。當出張所が開設されたのは昭和十四年一月二十四日で、事業の内容は、

金鑛を目的とする鑛業若しくは砂金を目的とする砂鑛業、金製錬業又は金鑛業若しくは製錬業の用に供する資金の融通、金鑛山に關する調査又は査定、金鑛業又は金製錬業の爲必要なる器具、機械、材料又は設備の賣買等で、資金の融通はその内最も重要な一部門であり、金增産のためには至つて低利を以て資金の貸出を行ひ、産金業者の便宜を圖つてゐる。

浩際局札幌出張所

▽所在　農事試驗所　南四條東四丁目九番地（電話五八八八番）　新築場所　南六條西二丁目七番地

▽業務　産金地の精製及び品位證明、金製品の買上、鑛物の分析試驗、石炭類の分析試驗、銀製品の品位鑑定

▽取扱件數　五萬五千件（昭和十四年三月十五日業務開始以來）

▽職員　所長技師田中篤、鑛中村光壽、技手太田英夫

北海道鑛山林業會社創立　北海道内の坑木、鑛業用材の統制配給機關として昭和十四年六月六日創立（資本金三百萬圓）本店を札幌市に置き役員は左の如く決定した。

社長藤井鶴七郎（北海道炭礦汽船專務）常務取締役宮崎尚、同湯本猶夫、阪崎古谷重一郎（北海道炭礦汽船）同川瀨守三郎（三菱鑛業）同甲村靜一（三井鑛山）同相重開五（住友鑛業）同新藤修二郎（雄別炭礦鐵道）同村瀨良一（三井物産）監査役仁田清太郎（仁田木材）同川合金治（東邦炭礦）同井上敏卓（明治鑛業）同小笠原亮治（北海道石炭鑛業會）同林敬一（北海道石炭同業會）

石炭礦爆發豫防試驗所の誕生

我が國炭礦の災害による坑夫死傷率は諸外國に比して著しく高く、これが原因は種々あるけれども就中使用器具機械類の性能、構造の不適當に起因することが尠くないので、札幌鑛山監督局では之に善處すべく全國創始の試みとして、昭和十三年總經費十二萬圓を投じ札幌市外白石村に「札幌石炭礦爆發豫防試驗所」の建設に着手、十四年九月末竣工、十月二日より開所した。同所は炭塵に依る爆發豫防の學理的各種實驗と火藥による爆發變災の豫防研究を行ひ、更に之が機械器具の本格的檢定をなすことがその使命であるが、本道に於ける昭和十三年中の爆發事故に依る被害は死者百七十三名、負傷者二十五名の貴き犧牲を出し、更に十四年に入つては七回の爆發事故で死傷者百二十名に達して居り、この外經濟的損害は莫大なものがある。從つて現下の石炭增産五箇年計畫遂行に伴なふ作業の無理から之等爆發事故が全國的に增加の折柄とて、豫防試驗所の實現は採炭地に一大福音を齎した。初代所長は渡邊寬氏が任命された。

北海道人造石油創立　資本金七千萬圓の北海道人造石油株式會社は昭和十三年十二月十日創立、直ちに事業に就いたが役員、事業等次の通りである。

【役員】阪崎役社長高洲猶一郎、常務取締役湯淺四郎、阪崎役大澤三樹、弘岡好忠、藤井鶴七郎、尾形次郎、河野繪二、山本信夫、監査役元尾光輝、向井忠晴、齋慶藏、栗林德一

【事業】第一工場（合成油生産工場）瀧川町、第二工場（第一に同じ）留萌町、第三工場（合成油精製加工工場）一第二工場に隣接設置、第一、第二工場に於て製出せる合成油及び低溫タールを原料としその品質に應じ分解、蒸餾、抽出、重合又は水素添加を行ひ各種高級油、高級潤滑油、高オクタン揮發油等を製造する計畫

【所在地】本店札幌市大通西三丁目七番地

2吋以上各寸法在庫アリ

◇ご用命ハ御電話又ハ御葉書ニテ◇

カタログ進呈

北海道代理店
清水商事株式會社
札幌市大通西三丁目
電話3750番

專賣特許、實用新案登錄
商標登錄、意匠登錄

河村式三德ストーブ 發賣元

石炭ストーブ
薪ストーブ
モミガラ焚ストーブ
コークスストーブ
鋸屑ストーブ
鑄造品

問屋

旭川市二條通一丁目

七 **煖爐製作所**

大酢岩次郎

電話 三六二四番
振替小樽 一一三一〇番

營業部・鑄造部・鐵工部

北海道に於ける工業

戰時下第三年の本道經濟界を一瞥してすぐさま感じられることは、先づ工業生産の原動力たる石炭業界の劃期的な躍進と時局産業の華々しい登場であらう。國家經濟が東亞再建に向かつて戰時統制經濟を强化してゐる時、道經濟がこれと全く別個の動き方をするわけのものでないのは當然であるが、特に國際收支の均衡及び生産力擴充の國策線に順應し、包藏する全資源を動員してこれへの積極的參畫を企圖し協力しつゝある點に大きな特色が見出される。事變勃發の一昨年政府の生産力擴充政策が明確にされた頃、恰も本道でも工業化に關する具體的方策の樹立が計畫されてゐたのでこの工業化を生産力擴充の國策に便乘せしめようとする氣運が醸成された。それと同時に長期戰の段階が必然的に要求する尨大なる軍事豫算を樞軸とする戰時財政の確立は更に拓計豫算を通じて本道の拓殖計畫に再檢討を强要することが豫想され、農業から工業への拓計根幹の澄替が必至となり、茲に本道の工業化は二つの大きな目標に向かつて進められて來た。卽ちその爲の機關として道鹽及び本道關係の企業家竝に工業の技術的智能的方面も總動員して北海道工業振興委員會が生まれ、その政治的機關として道出身政治家による北海道生産力擴充協議會が組織され、又官廳間の連絡機關として企畫協議會がもたれる等、本道工業化は漸く本格的軌道に乘つて來たのである。これが本年に入つてから工業振興委員會を中心に愈〻實際的な行動を開始し益〻所期の成果を擧げつゝあるといふのが現狀である。

卽ち工業振興委員會の事業は（一）工業の新興及び誘致（二）既有工業の振興（三）工業の統制（四）その他工業の改善發達に關するもの等であるが、勿論主力は（一）に注がれ、本道資源中工業化の可能なものの企業費採算關係、又移輸入資源により本道で企業し得べき工業、農山漁村の未開發資源の活用等凡ゆる角度からの資源開發工業化が企圖された。而してその結果として國策パルプ、人造石油の二大會社の設立を始め官業として無水酒精工場が置かれ、東洋高壓の硫安工業が計畫され、又合金鐵工場が、更に金其の他地下資源の開發が新規に或は增產が計畫され、製鐵製鋼業等道外資源による工業も續々增產計畫が進められてゐる。而してこれ等の工業は何れも道外資本を以て企業されてゐるが、豐富なる本道資源の開發はまだ〳〵道外資本を誘致しそれと結び付かなくてはならない實情で、關西及び中京の有力資本家が來道し然も相次いで北海道資源開發同志會及び調査會が組織され、更に昭和十四年に至つて設立認可を受けた北海道開發會社（資本金三千萬圓）の如きはその雄たるものである。斯くて本道經濟界の動向を支配する工業界の隆盛は最近目覺しきものがある。以下その主要工業につき順次展望して見よう。

第一 本道特有の豐富資源を以て新興又は誘致の工業關係

【人造石油工業】

北海道人造石油株式會社は本社を本道に置き本道石炭を原料として合成法に依り原生油年產五萬瓲工場二箇所（瀧川町及び留萌町）揮發油、重油、潤滑油精製工場一箇所の事業計畫中なり。尙本事業計畫左の如し。

一、資本金七千萬圓（資本金の半額三千五百萬圓は帝國燃料興業株式會社の持分とす）

一、工場建設地及び其の費用概算
空知郡(滝川町)第一工場二千三百四十萬圓、留萌町第二工場二千四十萬圓、同第三工場千九百五十萬圓

一、事業の概要
主として瓦斯合成石油製造法（フイッシャー法）を採用の見込
1　第一工場（合成油生産工場）
イ、原料　空知炭田系の石炭
ロ、作業法　石炭の高壓乾溜を行ひ發生瓦斯及び低溫乾溜瓦斯を以て合成用瓦斯を發生し合成油を製造し同時にクレゾール油を製出す
2　第二工場（合成油生産工場）
イ、原料　留萌炭田系の石炭
ロ、作業法　石炭の低溫乾溜式完全瓦斯化を行ひ合成油を製造し同時に低溫タールを製出す
右第一工場、第二工場の製品は之を第三工場に移し精製するものとす
3　第三工場
前記二工場の粗製品を原料とし化學操作に依りガソリン、重油、デイゼル油等を精製す

一、本事業の將來
今次建設の滝川及び留萌に於ける二工場は謂はば本事業の第一次着手にして今後年を逐うて工場の增設、增資等に依り擴張せらるゝものの如し

【無水酒精工業】
大蔵省專賣局は本道産馬鈴薯を原料とする滝水酒精工場を帶廣市及び野付牛町に建設中なり。尙本事業計畫の概要は左の如し。

一、帶廣工場
操業開始期昭和十四年Ⅱ十一箇月間操業し四月又は九月の一箇月機械修理の爲休業の豫定

【窒素工業】（硫安、硝酸肥料、尿素等）
東洋高壓工業株式會社は砂川町及び留萌町に工場を設け本道石炭を原料として硫安生産計畫中なり。尙本事業の詳細は左の如し。

一、資本(建設費)六千萬圓

一、工場　液體アンモニア工場(砂川町)
工場敷地六十六萬六千坪Ⅱ工場敷地の特に大なるは滝川に於ける人造石油會社と協力の火力發電所を設置の爲なり
留萌町に於ける工場Ⅱ工場敷地は四十三萬坪にして內三萬坪は倉庫敷地に充て工場に四十萬坪を使用す
硫安製造工場Ⅱ原料たる硫化鐵は岩手縣に産出するものを使用する豫定
硫酸アムモニア製造工場Ⅱ砂川に於て製造せる液體アムモニア及び留萌にて製造せる硫酸を原料として硫酸アムモニアを製出するものとす

【パルプ及人纖工業】
國策パルプ株式會社(資本金八〇、〇〇〇、〇〇〇圓)は本道木材資源を原料とし旭川市、野付牛町外二箇所に工場を設置する豫定にして目下設立委員に於て準備中なり。

人纖及び製紙パルプ生産の計畫中なり。

一、會社の計畫
工場設置箇所Ⅱ旭川市、野付牛町、北海道南部及び十勝地方二箇所
旭川工場Ⅱ既に建設に着工し十四年末に完成十五年より操業
野付牛工場Ⅱ旭川工場半成時に着工

【皮革工業】
北海道農業組合聯合會は商工省皮革配給統制規則に依り軍用皮革として道內牛、馬、豚、鯨羊、兎等の各皮革の統制生産中。魚皮、海獸皮は其の製造試驗殆ど完成せり。

【煉瓦工業】
黒崎窯業株式會社室蘭工場は本道製鐵業發展に應じ耐火煉瓦操業中にして尙將來增產計畫あり。又三菱鑛業株式會社手稻鑛山は北海道工業試驗場にて試驗完成の錦尾煉瓦生產計畫中なり。尙本煉瓦多量生產の曉は建築用、家庭用其の他一般煉瓦界に一大劃期を劃すべきものなり。

【煉炭工業】
株式會社夕張製作所（資本金五、〇〇〇、〇〇〇圓）は鐵山機械の製作と共に冶金用骸炭及び煉炭增產施設建設殆ど完成せり。

第二　製鐵製鋼業等國策上主として道外資源に依る本道に增產又は起業の工業關係

【製鐵、製鋼(銅塊、銅材)合金鋼工業】
日本製鐵株式會社輪西工場は室蘭市輪西に現在擴張工事建設中なり。

【鐵山機械工業】
イ、株式會社夕張製作所（資本金五、〇〇〇、〇〇〇圓）は石炭增產に對應し煉炭業の外に主として鐵山機械製作計畫殆ど完成せり。
ロ、函館船渠株式會社は增資四百萬圓を以て設備を增設し、製鐵機械及び鐵山機械の增產計畫中なり。

【船渠業】
室蘭船渠株式會社(資本金七〇〇、〇〇〇圓)は昭和十二年十二月設立、船舶及び機械製作の豫定にて工場建築取進中。

第三　本道農山漁村に於ける未開發資源の活用により新に計畫中の工業關係

【魚類】
北海道漁業協同組合聯合會を中心として魚粉、罐詰、冷藏工業を計畫中。

【澱粉質農產物】
旭川合同酒精株式會社に於てブタノール、アセトン試驗工場完成。將來は同規模の工場三工場增設の豫定。

【獸肉及び臟器類】
北海道農業資組合聯合會は本部及び本郷工場に於てハム、ソーセージ、ベーコン、罐詰等を製造しつゝあり。同會については更に臟器物を以て血粉、骨粉、其の他肥料製產中にして臟器藥品製造は目

下準備中。

【紙版、ロープ版、繩網版】
北海製紙株式會社札幌分工場（資本金一〇〇、〇〇〇圓）は十三年三月札幌市外琴似村に前記版物を原料とするチリ紙、包裝紙、防護紙等製造分工場を建築。

第四　工業の誘致新興の必要上講じたる施設の現況

一、公害制限等法規實施上其の他取扱上の調和調整
北海道工業振興委員會は十三年七月委員會規程を改正して實行機關化し、廳內に於て本項に關し調和調整委員會を開設し得るの途を開きたり。

二、工場敷地、工場能力、工業金融等の積極的斡旋
本項に關しては北海道工業振興委員會は企業者の要求に應じ又は率先して職業課、商業課其の他各課、地元市町村當局及び各關係金融業者又は一般投資家と協力して之等の斡旋に努力し國策上重要なる新興及び誘致工業の準備、著業を容易ならしめつゝあり。

三、木道苗殖土及び圍築土必要なる工業に對する助成
イ、工場新設經費助として昭和十三年度に於てプチルアルコール及びアセトン、黑文字油、ペニヤバスケット、再生高級紙、小型皮革、アスパラガス加工の七工場に對し五萬圓餘の補助をなせり。
ロ、工業技術員設置補助として昭和十三年度に於て北海道帝農實組合聯合會外五箇所に半額補助金三千五百餘圓を補助せり。

四、工鑛業道路、一般交通、通信網等の施設
工鑛業道路としては道路にて約二萬圓の豫算を以て近く新興工鑛業の中心地たらんとする歌志內赤平間町村道修築を十二年度以降三箇年計畫にて繼立、目下施業中。

五、工業志の建設及び普及の修築
本道工業百年の振興基礎上鑒みて增產石炭其の他生產擴充物資搬出上工業港を築造するは其の前提要件の最も成すが故に之が調查會開設の途を開くと共に北海道廳に於ても獨自の見地より之が調查を進めつゝありたるが具體的計畫の成立を見十五年度拓殖豫算豫算に一千二十萬圓を計上し目下關係方面と折衝中に屬す。
之が建設地點は石狩河口附近の樂石狩川磯川地域を利用し運河式の內港を築設するものとす。建設豫定期間四年、竣功の曉は石炭積出を主眼とし將來は本港を中心として一大工業地帶の造成機運に立向かひつゝあり。
留萌港は人造石油、硫安工場の新設、パルプ其の他附近炭繼開發による石炭其の他貨物搬出量の增加により現港灣設備を改變するを要するに至りたるを以て北海道拓殖費を以て修築計畫中。

六、工業上新規の研究、試驗、技術、發明、連絡に關する積極的施設
北海道工業試驗場は本年度より豫算七〇、〇〇〇圓を以て新に鑛床調查部を設置（技師四人、屬一人、技手八人、助手八人）し札幌鑛山監督局との連絡の下に獨自の見地より鑛床の調查に當り本道鑛業の開發に貢獻しつゝあり。

工業者に對する轉業斡旋指導對策

本道工業は其の大部分が中小資本に依る平和產業である爲、支那事變の長期化と之に伴なふ物資需給調整策強化の影響を蒙ること甚しく、多數の要轉業者を生ずるに至り、轉業斡旋指導が時局下の重要國策として登場するに至つた。
政府に於ては逸早く商工省內に轉業對策部を設けて專ら企業者の轉業促進を圖るべく各般の助成指導施設を講じて來たが、昭和十四年度からは更に之を振興部と改稱し全面的に內部機構を改革すると共に、一層指導斡旋の徹底を期することとなつた。
北海道廳に於ても政府の之等の方針に則とり昭和十三年十月より經濟部工業課內に轉業斡旋指導係を新設し、道內に於ける犧牲工業者の轉業對策に努めてゐる。而して轉業斡旋の目標としては徒に救濟のみに終始することなく、寧ろ本道產業の再編成に依つて新東亞の建設に對應せしめようとするものであつて從つて現在の犧牲工業就中其の中心を爲す中小工業の設備及び技術をより高度化して從來比較的不振であつた重工業、化學工業、精密工業等に振向けんとする一石二鳥策に重點を置いてゐる。此の結果道廳の轉業者に對する各種助成方策も夥しく軍需品工業、輸出品工業及び代用品工

業に集中されるに至り、此の方面の轉業者に對しては工業組合共同設備費、配布用見本製作費等に對する補助金の交付、轉業に要する技術指導等の助成を行つてゐる。

尙本道に於て時局に依る犧牲工業と目されるものは、

機械工業、鑄造工業、鍛造工業、板金加工業、木工業、皮革加工業、被服加工業、裏大小工業、護謨工業、鹽工業

等であつて、之等業者が昭和十三年度内に於て道廳の指導及び助成に依つて轉換した業種としては、

軍需品工業Ⅱ(省略)ハ輸出品工業Ⅱ輸出向小木工業、輸出向漁網工業、輸出向スキー工業、輸出向調度品工業、輸出向錄油工業ニ代用品工業Ⅱベークライト加工業、金屬代用陶器製造業、金屬代用木工品製造業、水產皮革業、樹皮纖維工業

等がある。

此の內軍需品工業に在つては規格制度が極めて嚴密なため設備の高級化を要する場合が多く之が爲には工業組合組織に依る集團轉業が推奨されてゐる。

工業組合名	設立年月	組合員數	出資金	從來の製品	主なる共同設備	適工者補助額	總工費
旭川鐵工機械工業組合	昭和二、三	一〇	三〇、〇〇〇円	傳動及の製品	工作機械、熱處理設備工場	四三、五〇〇円	八四、〇〇〇円
豐廣鐵工機械工業組合	三、六	一七	三、四五〇	各屬製機械器具同部分品	工作機械工場	九、四〇〇	一九、四〇〇
室蘭鐵工機械器具工業組合	三、七	三	一〇、〇〇〇	軍需品	同	三、五〇〇	三、五〇〇
釧路鐵工機械工業組合	二、一〇	三五	三、三五〇	同	同	三、五〇〇	三、五〇〇

即ち工業組合に於て組合の共同設備として軍需品製作に必要な高級設備を爲し之に依つて多數組合員の轉業を圖らんとするもので、之が所要經費に對しては商工省より五割の補助金を交付してゐる。昭和十三年度中に於て商工省より右補助金を得たものは右の通りである。

小規模工業調査の創設

農山漁村に於ける原始產業たる農業、牧畜業、林業、水產業等に付いては往年より種々の保護奬勵施設が講ぜられ、產業組合、實行組合、畜產組合、漁業組合等も夙に發達し、自動的他動的に色々の統制が加へられ協あるに過ぎず、本邦工業の特色たる小規模工業、家內工業、手工業に付いては六大都市其の他に於ける局部的臨時的調査があるのみであつて、輸出貿易に深き關係を有する小規模工業の經營狀態、生產額等が皆目解らず、延いて我が國工業の全貌を窺ひ知ることが出來ない實狀に在るので、工場調査の範圍を擴大し職工五人未滿の工場をも調査すべしとの要望は各方面に於て相當強く主張せられ、地方廳統計關係者も數年前より繼續的に之を建議し來つたのであつて、政府に於ても其の必要を認め昭和十二年度國庫豫算にも其の調査費を計上したのであるが、其の後所謂修正豫算に於て之を全額削除し、本調査は中止の止むを

きに至つた。

然るに支那事變勃發以來物資需給調整其の他の統制政策が中小商工業方面に最も大なる影響を及したるのみならず、國家總動員計畫の設定運用上、將又物動計畫、生產力擴充計畫の實施上小規模工業に依存する所甚大なるを察知せらるゝに至つた結果、政府に於ては再び本調査の實行を企畫し其の關係豫算も第七十四帝國議會を通過したので商工省統計課に於ては之が調査計畫要綱を立案し、省內に設けられた統計整備委員會にも諮り漸く成案を得、昭和十四年四月二十四日開催の地方統計課長會議に於て協議事項として提出し、各地方關係官の意見を聽取したので是等をも參酌し、近く關係規則を發布して本年分より調査に著手することとなつた。

本道工業組合概況

北海道に於ける工業組合の數は昭和十三年十二月末現在に於て一〇九組合(內聯合會數五、總組合員數六、三一五人)設立手續中の二〇組合、合計一二九組合を算へ、東京府の三〇九組合大阪府の二六〇組合、愛知縣の一四三組合に次いで全國第四位にして、昭和十四年中には愛知縣を凌駕し、第三位を占むるに至るものと見られる。

支廳、市別工業組合

市支廳別	組合數	市支廳別	組合數
札幌市	一九	空知	五
函館市	五	上川	二
小樽市	二	留萌	一
旭川市	三	宗谷	二
釧路市	五	網走	四
室蘭市	三	膽振	三
石狩	三	日高	二
渡島	二	十勝	二
檜山	二	釧路國	二
後志	四	根室	二
		計	一〇九

業種別工業組合

順位	業種	組合數
1	繊維	二六
2	木工	一六
3	水產物	八
4	皮革	六
5	繊維	四
6	護謨	四
7	農產物	四
8	印刷	三
9	疊	二
10	醬	二
11	紙	二
12	其の他	二
	計	一〇九

工業組合の組織化及び其の強化

軍需下請工業能力強化策として又中小工業經營の合理化策として當局が道內工業組合の結成を指導奬勵した結果、昭和十四年度七月現在では一三六組合に增加したが其の內譯左の如し。

業種	組合數	業種	組合數
繊維工關係	四	被服	四
木工	三	ファッシュミール	三
食料品	一〇	印刷	二
皮革	三	其の他	一三
ゴム	四		
繊糸	二	計	一三六

工業組合中央會北海道支部の概況

名稱　工業組合中央會北海道支部
設置承認年月日　昭和十年九月九日
事務所　北海道廳經濟部工業課內
地區　北海道一圓
目的　工業組合中央會に屬し地區內の工業組合及び同聯合會の普及發達及び連絡を圖ること
會員の資格　地區內に主たる事務所を有する工業組合又は同聯合會
現在會員數　六十組合
事業の種類　本支部に於て行ふ事業左の如し
一、工業組合及び同聯合會の設立を奬勵及び斡旋すること
二、工業組合、同聯合會の製品の受註並に販賣の斡旋を爲すこと
三、工業組合及び同聯合會に關し指導研究及び調査を爲すこと
四、工業組合及び同聯合會相互の連絡を圖ること
五、行政官廳の諮問に應じ又は陳情、建議及び意見の開陳を爲すこと
六、工業組合及び同聯合會に關し講習及び講演を爲すこと
七、施設又は視察團の派遣に見本市又は展覽會の開催を爲すこと
八、工業組合及び同聯合會に關し表彰を爲すこと
九、工業組合及び同聯合會職員の訓育に關する施設として北海道公民道場を經營すること
十、前各號の外本支部の目的を達するに必要なる事業を爲すこと

土木 建築
株式會社
大林組

本店	大阪市東區京橋3ノ75	電話東自860至865自5404至5409
支店	東京市麹町區丸ノ内1ノ2	電話丸ノ内 自2421至2427
	横濱市中區相生町3ノ53	電話長者町 自3337至3339
	名古屋市中區廣小路通6ノ3	電話本局 自5111至5115
	福岡市中島町59	電話 東 自1431至1433
	京城府南大門通2ノ1	電話本局 1312・4260
	奉天市大和區加茂町16	電話本局 自1411至1414
	中華民國北京前池子大街29	電話 東 873・747
營業所	札幌市北一條西3ノ3	電話札幌 4235
	京都市中京區堺町通御池下ル	電話本局 336
	神戸市神戸區海岸通十二番	電話三宮 829
	金澤市下堤町61	電話金澤 2474
	廣島市研屋町4	電話廣島 3192
	仙臺市南町67	電話仙臺 3174
出張所	臺北市表町2ノ16	電話臺北 5315
	新京永樂町3ノ5	電話大和 2680
	大連市東公園町35	電話本局 自1171至1174
	天津日本租界秋山街一〇號	電話天津 20704
	中華民國上海狄思威路743號	電話上海 40465
工場	大阪市大正區千島町6	電話櫻井 自700至762
	京都市城東區南濱町6ノ340	電話本所 2167・2168

役員（支部長）北海道廳勞濟部長松崎陽一（副支部長）北海道廳工業課長赤木敎（評）北海道除蟲菊製品工業組合理事長園田憲次郎

本道の電氣事業

本道に於ける電氣事業は、明治二十四年十月北海道電燈株式會社（北海水力前身）が現拓銀所在の地に火力發電所を設け電燈供給を開始せるを以て嚆矢とする。當時の設備及び需要狀況は今詳でないが、直流二十五キロワット一基、需要戸數三十戸八十三燈、翌二十五年末に漸く百十戸五百燈を算せるのみ。更に水力發電は明治三十九年十一月岩内水力電氣株式會社（現今北海水力に合併）が發電所出力百二十キロワットを以て事業を開始せるを最初とする。爾來所在に水力發電所設置され供給を始め電燈電力のみならず電氣軌道を經營するに至り、現在に於ては供給事業者四七、發電所二三六箇所、發電力二五八、一四六キロワットに及び、電力の需要は他の生產企業に至大の影響を與ふるものあれば、數年前より電力國家管理の問題喧しく朝野の間に重大化し、遂に昭和十二年の議會に於ては電力國家管理法案の通過を見、十四年四月より愈〻實施を見たことは周知の通りである。

而して昭和十三年末に於ける電燈需要家數は一、四九四、〇七〇灯、一戸平均四灯强、電力需要は戸數七一、九七〇戸、契約口數七二、六六七口、その總容量一八七、九〇二キロワット、電氣軌道は事業者六名、線路總延長二〇〇粁、車輛二〇九に及んでゐる。

尙この三、四年以内に發電所工事著成豫定の分は左の如くである。

日本發送電	發電	(K.W) 一三・〇〇〇
同	江歸	一六・八〇〇
室蘭電	長流第二	五・六〇〇
同	江田	一〇・三〇〇
同	千歳第五火力	一〇・〇〇〇
北海電氣興業	幌満第二	一・八〇〇
日本製鐵	第二火力	三・三〇〇
同	第四火力	四八・〇〇〇
北水比羅夫第二		一二・〇〇〇
發動汽船	清水澤火力	三・〇〇〇
同		三・〇〇〇
三井鑛山	砂川火力	三・〇〇〇
昭和電工	豊里火力	二・三〇〇
大日本電力	眞狩別	一六・八〇〇
雨龍電力	雨龍發電所	三・〇〇〇

主要電氣工事（全道）

（昭和十三年中）

大日本電力株式會社‖恩根内變電所（新設）動別發電所（新設）當別變電所及び當別送電線路（新設）江別太刀發電所（增設）札沼第二送電線路（新設）劍澤變電所及び劍澤送電線路（新設）△北海水力電氣株式會社‖比羅夫發電所（新設）昆布送電線路（新設）比羅夫第二發電所（新設）△北海電氣興業株式會社‖幌満川第二發電所（新設）△北見水電株式會社‖秩ノ川發電所（新設）△北海道合同電氣株式會社‖上尾幌變電所（新設）△昭和鑛業株式會社‖新幌内發電所（增設）△日本製鐵株式會社‖輪西發電所（增設）△雄別炭礦鐵道株式會社‖茂尻發電所（增設）△北海道發動汽船株式會社‖清水澤發電所（增設）

水力資源と電氣の將來

本道の包藏水力は八十萬キロと推定せられてゐるが、現時の既開發電力は僅かに十五萬キロに過ぎぬので工業用電力の不足、電力料金の高率が工業發達を阻害すると謂はれてゐる。本道河川は渇水期と平水期又は洪水期との流量に非常の相違があることと發電地點が遠距離の爲送電設備に多額の經費を要すること等の爲、發電企業が極めて困難であると稱せられるが、各發電所は多く渇水量設計に依るものであるから資源の利用程度が低く無駄に放流する水量がかなり多くなつてゐるやうである。元來水力發電所は容量を大きくする割合に建設費は增さず、尙運轉維持費も容量の大なる程割安になるのであるから使用水量を增加することは渇水期に於ける利用率の低下を考

へても倘發電上左程不利でなく、又渇水期の不足電力は火力發電を以て補ひ得るのであるから渇水量の二乃至三倍卽ち平水量設計の發電所を造り補給用火力發電を併用するなり、若しくは堰堤貯水法を採用するなり、何れかによつて比較的需要地に近い河川資源を一層有利に利用し得られ、電力不足の難を解消し得るものと考へられてゐる。堰堤貯水法を採用するものとせば優に本道の可能發電は一二〇萬キロに達するとの說であつて誠に豐富なる水力資源を持つものと謂ひ得るのである。

北海道第一期發送電豫定計畫（自昭和十三年度至昭和十七年度 五箇年間）

一、北海道第一期發電計畫

年度	計畫電力	豫定供給力	想定需要電力
昭和十一年	—	一三〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇
昭和十二年	—	一四五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
昭和十三年	一〇、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一五五、〇〇〇
昭和十四年	一〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	一七〇、〇〇〇
昭和十五年	一五、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇
昭和十六年	一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一九五、〇〇〇
昭和十七年	一〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二〇五、〇〇〇
合計	七五、〇〇〇	—	—

二、北海道豫定需要電力年度割

年度	需要電力	增加電力	需要電力指數
昭和十一年	一二五、〇〇〇	—	一〇〇
昭和十二年	一四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一一二
昭和十三年	一五五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一二四
昭和十四年	一七〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三六
昭和十五年	一八五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一四八
昭和十六年	一九五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五六
昭和十七年	二〇五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六四

電氣事業者一覽

昭和十四年九月末現在（イロハ順）

△伊藤龜太郎（札幌市北五、西八）△目的燈、力△資本金五、二七五圓△代表者伊藤龜太郎、松村與市△供給區域落合電氣株式會社

△羽幌電氣株式會社（苫前郡羽幌町）△目的燈、力△資本金六〇、〇〇〇圓△代表者落本七左衞門、阿部友藏△供給區域天鹽國苫前郡羽幌町

△濱益電燈株式會社（札幌市南九西四）△目的燈、力△資本金七〇、〇〇〇圓△代表者數井[illegible]吉、石塚久之丞△供給區域石狩國濱益郡濱益村

△北海水力電氣株式會社（札幌市大通東一〇（小樽市富岡町一））△目的燈、力△資本金三一、二二五、〇〇〇圓△代表者藤原銀次郎、主任技術者大野愼一△重役取締役社長藤原銀次郎、常務取締役副社長田中治朗、專務取締役落田東稻、常務取締役後藤國明、取締役大橋新太郎、寺田省歸、板谷宮吉、岡崎久次郎、大瀧甚太郎、村田不二三、高島菊次郎、櫻井久我治、菅野修藏、水島左造、監査役遠藤石太郎、足立正、一柳貞吉、高田良作△發電所增設＝（一）昆布發電所（昭和十三年十二月落成）出力九、〇〇〇キロ（二）比羅夫第二發電所（昭和十四年末落成豫定）出力一一、〇〇〇キロ△供給區域【石狩國】札幌市、札幌郡札幌村、豐平町、琴似村、圓山町、白石村、篠路村、廣島村、手稻村、石狩郡石狩町、厚田郡厚田村【後志國】小樽市、高島郡高島町、忍路郡鹽谷村、余市郡余市町、大江村、小樽郡朝里村、岩內郡岩內町、島野村、前田村、發足村、小澤村、古宇郡泊村、神惠內村、古平郡古平村、美國郡美國町、積丹郡余別村、入舸村、壽都郡壽都町、樽岸村、黑松內村、歌棄郡歌棄村、熱郛村、磯谷郡磯谷村、南尻別村【膽振國】山越郡長萬部村、虻田郡狩太村、倶知安町、東倶知安村、喜茂別村、虻田町、豐浦村、千歲郡惠庭村、千歲村

△北海道合同電氣株式會社（東京市京橋區銀座）△目的燈、力△資本金一、五九〇、〇〇〇圓△代表者堀內彌助、早川良知、大河原要三、八木一郎、淺野一郎、佐藤幸次、高橋克則、佐野辰雄△供給區域【天鹽國】留萌郡留萌町、增毛郡增毛町【北見國】常呂郡常呂村【十勝國】中川郡西足寄村（市街地）足寄郡足寄村一部、十勝郡大津村、浦幌村一部【釧路國】釧路郡昆布森村、白糠郡白糠村、音別村、厚岸郡厚岸町、濱中村、太田村【根室國】根室郡和田村

△北海電氣株式會社（勇拂郡安平村）△目的燈、力△資本金二〇七、〇〇〇圓△代表者柴野仁吉郎、眞木文彌、田中國三郎△供給區域【膽振國】安平村（字早來、遠淺及び安平市街及び鵡の湯）厚眞村、鵡川村【日高國】平取村、門別村、新冠村

△北海道鐵道株式會社（札幌郡白石村）△目的燈△資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者足立正、中川菊次郎△供給區域石狩國札幌郡上白石村より札幌市北三條東十三丁目の區間

△北海電氣興業株式會社（浦河町大通）△目的力△資本金一、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者棚瀨寅五郎、有馬勝三郎△供給區域日高電燈株式會社

△幌內川送電株式會社（札幌市南一、西十三敎ビル內）△目的力△資本金二五〇、〇〇〇圓△代表者福山甚三郎△供給區域雄武水力電氣株式會社

△苫小牧町（苫小牧町）△目的力、燈△資本金一八五、八三七圓△代表者飯田誠一、外岡博△供給區域膽振國勇拂郡苫小牧町（王子製紙供給區域を除く）

△道南電氣株式會社（函館市千歲町）△目的燈、力△資本金一、五〇〇、〇〇〇圓△代表者穴水熊雄、坂垣弘、原清一、細木秀隆△供給區域【渡島國】戶井村、尻岸內村、椴法華村、汗差町、泊村、厚澤部村（大字館村及び鶉村を除く）上ノ國村（大字北村一圓、同上ノ國字上ノ國、中崎、向濱、勝山、大澗のみ）乙部村、熊石村、久遠村、貝取澗村【後志國】瀨棚町、東瀨棚村、利別村、太櫓村

△苫前電氣株式會社（札幌市北二、西十四）△目的燈、力△資本金五〇、二〇〇、〇〇〇圓△代表者丸山誠吾、水木六三郎△供給區域天鹽國苫前郡苫前村、鬼鹿村、小平蘂村

△洞爺湖電氣鐵道株式會社（虻田郡虻田町）△目的燈△資本金四〇〇、〇〇〇圓△代表者坂谷順助、齋藤儀次郎△供給區域膽振國虻田郡虻田町字柏木より虻田町床丹に至る區間

△利尻水力電氣株式會社（利尻郡鴛泊村）△目的燈、力△資本金二〇〇、〇〇〇圓△代表者鹽谷久三、日置幸藏△供給區域北見國利尻郡鴛泊村、沓形村、仙法志村

△布田富藏（紋別郡遠輕町）△目的力△資本金一三、〇〇〇圓△代表者布田富藏、長屋晃△供給區域大日本電力株式會社

△留壽都電氣株式會社（虻田郡留壽都村）△目的燈、力△資本金一五〇、〇〇〇圓△代表者田畑新一、高橋勇作△供給區域膽振國虻田郡留壽都村、眞狩別村（眞狩別市街地を除く）洞爺村

△王子製紙株式會社（東京府豐島郡）△目的燈、力△資本金三〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者藤原銀次郎、丸武之助△供給區域膽振國勇拂郡苫小牧町（一部）

△鬼脇村（利尻郡鬼脇村）△目的燈、力△資本金六〇、〇〇〇圓△代表者吉田脊吉、三橋格太郎△供給區域北見國利尻郡鬼脇村

△落合電氣株式會社（札幌市北四西四）△目的燈、力△資本金五、〇〇〇圓△代表者伊藤龜次、松村與市△供給區域石狩國空知郡南富良野村（字落合村のみ）

△大島電氣株式會社（東京市杉並區）△目的燈、力△資本金八〇、〇〇〇圓△代表者山本齊三郎、藤本喜男△供給區域渡島國松前郡大島村、小島村

△大沼電鐵株式會社（茅部郡鹿部村）△目的燈△資本金五〇〇、〇〇〇圓△代表者手塚倉吉△供給區域渡島國龜田郡七飯村大字軍川村

△雄武水力電氣株式會社（札幌市北四、西四）△目的燈、力△代表者福山甚三郎、永倉[illegible]△供給區域北見國紋別郡雄武村

△小樽水力電氣工業株式會社（小樽市富岡町一）△目的力△資本金五〇〇、〇〇〇圓△代表者菅野修藏、小川實△供給區域北海水力電氣株式會社

△大日本電氣株式會社（東京市京橋區銀座）△目的燈、力△資本金一〇八、〇八〇、〇〇〇圓△代表者穴水熊雄、小田部穀、小山茂治、佳田賢三△供給區域【石狩國】旭川市、上川郡永山村、東旭川村、東川村、神樂村、美瑛村、當麻村、愛別村、比布村、鷹栖村、東鷹栖村、神居村、上川村、江丹別村、空知郡岩見澤町、瀧川町、砂川町、江部乙村、歌志內村、三笠山村、上富良野村、芦別村、中富良野村、富良野町、南富良野村（金山市街地）美唄町、栗澤村、奈江村（一部のみ）幌向村、北村、赤平村、山部村、夕張郡夕張町、角田村、由仁村、長沼村、札幌郡江別町、雨龍郡深川町、一已村、雨龍村、妹背牛村、秩父別村、沼田村、北龍村、多度志村、納內村、幌加內村、樺戶郡浦臼村、新十津川村、月形村、石狩郡新篠津村、當別村【膽振國】勇拂郡安平村（大字追分のみ）【天鹽國】上川郡士別町、名寄町、上士別村、多寄村、溫根別村、和寒村、下川村、劍淵村、中川郡美深町、智惠文村、常盤村、中川村【十勝國】帶廣市、上川郡淸水町、新得町、屈足村、中川郡池田町、本別町、幕別村、西足寄村（足寄市街地を除く）豐頃村、河東郡音更村、鹿追村、士幌村、上士幌村、河西郡芽室村、御影村、大正村、川西村、十勝郡浦幌村（市街地及び上浦幌の一部）【釧路國】釧路市、釧路郡釧路村、鳥取村、阿寒郡鶴居村、阿寒村、足寄郡[illegible]別村【北見國】常呂郡野付牛町、置戶村、訓子府村、相ノ內村、留邊蘂町、網走郡網走町、女滿別村、美幌町、津別村

△雨龍電力株式會社（東京市麴町區有樂町）△目的力△資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者藤原銀次郎、大野愼一△供給區域大日本電力株式會社、王子製紙株式會社、北海水力電氣株式會社

△根室町（根室町平田町）△目的燈、力△資本金四二二、〇一四圓（固定資本）△代表者松尾[illegible]次、松木成壽、小西正雄△供給區域根室國根室郡根室町大字彌生、光和、松本、足基、平內、淸隆、常磐、花咲、松ヶ枝、有磯、鳴海、千島、琴平、潮天、汐見木町、梅ヶ枝、綠、彌生町及び根室村、花咲港、桂木

△羅臼水力電氣株式會社（目梨郡羅臼村）△目的燈、力△資本金五〇、〇〇〇圓△代表者湯川元助、高橋虎雄△供給區域根室國目梨郡羅臼村一圓

△室蘭電燈株式會社（東京市麴町區丸ノ內）△目的燈、力△資本金四、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者高橋鐵一郎、石井

重吉△供給區域膽振國室蘭市(元室蘭及び千舞鼈村を除く)有珠郡伊達町、壯瞥村、幌別郡幌別村

△釧路川水電株式會社 (札幌市北十六、西四)△目的燈、力△資本金一五〇、〇〇〇圓△代表者齋藤繁藏、佐藤清宗、味村茂生△供給區域【釧路國】川上郡弟子屈村、標茶村【北見國】枝幸郡頓別村、中頓別村

△眞狩電氣株式會社 (虻田郡倶知安町)△目的燈、力△資本金一二、〇〇〇圓△代表者後藤岡明、大八木守身△供給區域膽振國虻田郡眞狩別村(市街地のみ)

△帝國電力株式會社 (函館市千歳町十一)(東京市京橋區銀座四)△目的燈、力、鑛、乘合自動車△資本金二八、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者八水熊雄、佐々木博△供給區域【渡島國】函館市、龜田郡大野村、七飯村、龜田村、錢龜澤村、上磯郡上磯町、茅部郡鹿部村、森町、砂原村、臼尻村、尾札部村、茨部村、松前郡福山町、大澤村、吉岡村、福島村【膽振國】山越郡八雲町、電氣鐵道は函館市内

△天鹽電燈株式會社 (天鹽郡天鹽町字川口)△目的燈、力△資本金一〇〇、〇〇〇圓△代表者小野主吉、山下由太郎△供給區域天鹽國天鹽郡天鹽町、幌延村

△定山溪鐵道株式會社 (札幌市豐平町五條九)△目的鐵△資本金二、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者金子元三郎、中川菊次郎△供給區域石狩國東札幌驛定山溪間

△秋田木材株式會社 (稚内電氣所)(宗谷郡稚内町南木通)△目的燈、力△資本金八、二五〇、〇〇〇圓△代表者祖澤治一郎、松木菊雄△供給區域北見國宗谷郡稚内町(大字稚内及び聲問のみ)

△旭川電氣軌道株式會社 (旭川市四條通十八丁)△目的鐵△資本金八二三、〇〇〇圓△代表者岡野本男、雲島卯三郎△供給區域旭川市四條通二十丁より上川郡東川村西四號間竝に同所より旭川市宮下通十四丁目驛構內、上川郡東旭川村五三六番地より上川郡東旭川村大通北二丁目

△旭川市街軌道株式會社 (旭川市四條通西四)△目的鐵△資本金一、一五〇、〇〇〇圓△代表者寺田省歸、中川養夫△供給區域旭川驛前より近文一線六號、四條通十七丁目より一條通二丁目、一條通西二丁目より八條通十六丁目

△札幌市 (札幌市北一、西四)△目的鐵△資本金四、四六九、五一三圓(固定資本)△代表者三澤寬一、渡邊逈△供給區域石狩國札幌市竝に市內より圓山町圓山公園に至る區間

△札幌送電株式會社 (札幌市大通東一)△目的力△資本金二、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者足立當三、鈴木一郎△供給區域石狩國札幌市、札幌郡札幌村、豐平町、琴似村、白石村字上白石

△木古内村外二村水力電氣組合 (上磯郡木古内村)△目的燈、力△資本金一六七、六七九圓△代表者藤田忍、勝又敬之丞△供給區域渡島國上磯郡木古内村、知内村、泉別村

△北見水電株式會社 (札幌市北四西三)△目的燈、力△資本金七〇〇、〇〇〇圓△代表者山田英三△供給區域北見國斜里郡斜里町、小清水村、紋別郡瀧ノ上村、興部村、西興部村

△三菱鑛業株式會社 (東京市麴町區丸ノ内)△目的燈、力、鑛△資本金一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓△代表者河手捨二、松村寒時△供給區域大日本電力株式會社

△白老村 (白老郡白老村)△目的燈、力△資本金九二、二四八圓(固定資本)△代表者對島豐太郎、高石壽助

△標津電燈株式會社 (東京市京橋區木挽町)△目的燈、力△資本金一〇〇、〇〇〇圓△代表者青山徹郎、蘆立一德△供給區域根室國標津郡標津村

△昭南電燈株式會社 (旭川市七條通八丁目)△目的燈、力△資本金一〇〇、〇〇〇圓△代表者相田仁太郎、山田廣△供給區域石狩國空知郡南富良野村一圓(字落合及び金山市街地を除く)山部村字西達布及び老節布一圓

△遠別電氣株式會社 (天鹽郡遠別村西一線)△目的燈、力△資本金三〇、〇〇〇圓△代表者水野猪右衞門、中野正雄△供給區域天鹽國天鹽郡遠別村一圓

△日高電燈株式會社 (東京市麴町區有樂町)△目的燈、力△資本金六五〇、〇〇〇圓△代表者岡崎將次、沼倉重助△供給區域日高國三石郡三石村、静內郡静內町、浦河郡浦河町、荻伏村、様似郡様似村、幌泉郡幌泉村

△廣尾電氣株式會社 (札幌市北一西一)△目的燈、力△資本金三〇〇、〇〇〇圓△代表者西尾長次郎、大栗武雄△供給區域十勝國廣尾村、大樹村

本道の電力國家管理 電氣の價格を低廉にしその量を豐富にし之が普及を圓滑ならしめんとする電力國家管理は、第七十三議會の協贊を經て昭和十三年四月五日公布された電力管理法に基づき十四年四月五日誕生せる日本發送電株式會社の手に依り即日實行に移されたが、北海道に於ては同年六月發送電會社札幌出張所がおかれ、第一著手として八月九日十勝川、巖松發電所の建設に著いた。之が完成は

昭和十六年十二月の豫定にあり、この外石狩、忠別川系統及び日高、沙流川系統を卜して夫々發電所建設計畫が進められて居り遠からず兩者とも建設命令が下るものと觀られる。政府の意向は北海道では第一段階として以上三地點の水力發電所建設に依り昭和十七年頃までに大體三萬キロ餘の開發を目論んでゐるものの如く、將來に於ても飽くまで北海道に適合せる管理を押進めその重點も開發に注がれる方針らしく、從つて既設電力に就いては法的には十四年四月五日より四萬ボルト以上のものは全部管理に入つてゐるのであるが、實際上は未だ特別の處置の講ぜられたものは一つもない。然し今後に於て日本發送電會社に強制出資を命ぜられるものある筈で、現在その一つとして昭和十六年末完成豫定の雨龍川電力が該當豫想されてゐる。

瓦斯事業者一覽

	事業許可年月	開業年月	總資本金 円
北海道瓦斯 札幌	明治四十三年十月	明治四十四年七月	四、〇〇〇、〇〇〇
北海道瓦斯 小樽	同	大正元年十二月	
北海道瓦斯 函館	同	同	
旭川瓦斯	昭和五年十一月	昭和九年九月	六〇〇、〇〇〇
釧路瓦斯	同 九年五月	同 十一年十一月	三〇〇、〇〇〇
室蘭瓦斯	同 十年三月	同 十三年二月	三〇〇、〇〇〇

北海道瓦斯事業收支狀況 (昭和十三年度)

【收入之部】

總額 北海道瓦斯 札幌 五三三、五五〇円 小樽 七三三、六四三円 函館 四七七、三二八円 旭川瓦斯 九七、八六七円 釧路瓦斯 九四、四四四円 室蘭瓦斯 二三、〇三二円

	札幌	小樽	函館	旭川	釧路	室蘭
瓦斯金額	三〇三、五五四	四四五、〇七三	三六〇、〇一四	七三、八三五	五〇、四三六	八、五一八
骸炭金額	八五、〇七五	二二一、二六五	七五、八四一	二六、〇〇三	二八、四七〇	—
コールタール金額	七、八八五	二一、一〇一	六、七六六	四、五〇六	五、七五一	—
メートル賃貸料	一四、六五七	一三、〇八一	一五、〇三三	五、五二四	三、〇七五	一、一〇三
其の他	三三、三五五	三三、九二八	二〇、八六六	五、七九四	三、〇九三	三、三七三
【支出之部】						
總額	三七九、八五七	五九一、一一〇	三七三、七三八	八三、〇四七	八六、七八三	二〇、四五一
製造 原料費	一〇一、一八〇	一三五、五五九	一〇四、六四五	一九、七六三	一七、三八八	—
製造 燃料費	一二、三三七	一四、五八二	八、八三九	三、九七七	四、六三〇	—
製造 修繕費	一一、九三四	三、七三五	一、四〇七	九三七	一、〇四八	—
供給 修繕費	一三、五九〇	一五、六六三	一一、三三九	二、四四七	七〇〇	三〇〇
供給 事務費	一四、四二七	一三、九四四	一四、七一〇	七、五三五	八九七	八六八
諸税、道路使用料	三一、〇三七	三三、九五七	三一、七七八	一四、〇八三	四、七九九	一、七三三
營業費	三三四、五九三	三、五五三、八八八	三、四四五、九七一	六六四、三九一	五〇八、〇五五	四三九、九九四
營業費償却	三五、八四五	四八、〇九八	四一、三六八	七、五〇〇	七、〇〇〇	—
報償金利益の四%	五、九四五	六、一六九	四、三五三	—	五、〇〇〇	三、一〇九
純益金	一四三、六八三	一三一、五三三	一〇四、四八九	一四、八五〇	六、六三三	—
配當率	・〇八	・〇八	・〇八	・〇七	—	—

北海道瓦斯事業狀況 (昭和十三年度)

	瓦斯製造高	コークス製造高	タール製造高	引用戸數	裝置口數
札幌	二、四五五、九四一	五、〇〇四、五三〇	三五四、三五四	五、九五〇	三一、一四〇
小樽	三、六〇〇、九二一	六、五四六、一五三	五五五、〇五九	五、四九三	一九、一三四
函館	二、一〇三、六七八	四、二六一、二三八	三三九、三四〇	五、四九四	一六、七三三
旭川	七六一、四五九	九三〇、七四三	七九、四三九	三、〇三九	五、八六五
釧路	五九九、一二六	七六五、四五〇	七三、四一六	一、三九一	三、三〇四
室蘭	—	—	—	九五七	一、九八九
合計	九、五四一、〇九三	一七、七〇七、九八一	一、四四一、五〇八	二〇、八六六	六九、〇五四

北海道瓦斯需給狀況一覽（昭和十三年度）

	北海道瓦斯 札幌	北海道瓦斯 小樽	北海道瓦斯 函館	旭川瓦斯	釧路瓦斯	室蘭瓦斯
石炭使用量	七、八六四	一〇、三七一	六、八〇三	一、四八八	一、三六一	—
一箇年製造量	二、四五五、九九一	三、六〇〇、九二一	二、一〇三、八七八	七八一、四四九	五九九、二一六	—
一箇年販賣量	二、三二八、四七五	二、五九七、四八一	一、八〇九、二九〇	六五九、三八六	三八六、二八五	六八、八九七
比率 家庭用	九六	四九	八九	六七	八〇	九八
比率 工業用	四	五一	一一	三三	二〇	二
自家消費量	八五、六四九	二九〇、七二七	九五、一七五	二〇、四五一	一九六、三五六	一、三三八
勘定外瓦斯量	一五一、八一九	三三三、一一八	一九九、二一〇	一九、〇九八	一六、四六八	七六九
製造量に對する割合（自家消費量）	三・五	八・一	四・五	二・六	三三・八	—
製造量に對する割合（勘定外瓦斯量）	六・二	八・七	九・四	二・四	二・七	—
精製能力	九、九〇〇	七、〇〇〇	一三、九〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
發生能力	七、五〇〇	九、七五〇	六、〇〇〇	一、五〇〇	一、三〇五	—
瓦斯溜	三、三〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	九三〇	一、〇〇〇
一日平均製造高	六、八三一	一〇、〇〇〇	一〇、三四六	二、一七一	一、六六四	—
一日平均販賣高	六、一六三	八、三三六	五、〇二六	一、八二〇	一、〇七三	三三三
一日一戸當使用量	一・〇八	一・四九	〇・九〇三	〇・八五七	〇・八二	〇・三四

北海道瓦斯製造狀況一覽（昭和十三年末現在）

	北海道瓦斯 札幌工場	北海道瓦斯 寧谷工場	北海道瓦斯 函館工場	旭川瓦斯	釧路瓦斯	室蘭瓦斯
レトルト數	高低式水平六本二四室	高低式水平六本二六室	高低式水平六本四〇室	低式水平七本	低式水平七本	—
一晝夜製造能力（立方米）	七、五〇〇	九、六〇〇	六、〇〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	—
需要戸數	五、九九〇	五、四九五	五、四四四	二、〇五九	一、二九一	九五七
骸炭（一箇年産出高（噸））	五、〇〇四	六、五四六	四、四六一	九三一	七六五	—
骸炭（對使用石炭率（%））	六三	六四	六五	六五	六〇	—
コールタール（一箇年産出量（噸））	三九四、三五四	五六五、〇五九	三三九、三四〇	七九、四三九	七三、四一六	—
コールタール（使用石炭一噸當（噸））	六三	四七	六〇	五二	六〇	—
其の他副産物（カーボン類）（噸）	三・五六	五・三五	一八・三四	—	—	—

統制物資の配給　北海道に於ける主要統制物資の配給狀況次の如くである。

◇綿製品＝昭和十三年十月商工省の割當に依る買上綿製品約二百萬圓に付いて之を綿物小賣商業組合聯合會、北聯、石炭鑛業會の三者をして夫々分擔配給を爲さしめ、十四年五、六月を以て一部加工品を除き配給完了した。之は農漁村及び炭鑛山等の勞働着用として特別配給されたもので配給には切符制度を採用した。豆腐用　布、病院用繃帶等は別系統を通じ特別配給を得つゝある。軍手及び地下足袋も十四年中には統制配給の見込。

◇ゴム靴＝昭和十三年十一月商工省より通知に基づく買上ゴム靴は本道に對し約六十萬足の割當あり、ゴム商組聯、石炭鑛業會、鑛山配給協議會（一部は北聯）等をして配給を爲さしめ十四年融雪期を以て大體配給完了した。又水田用長靴は農林省より二、三の兩月に亙り四十三噸餘の原料ゴム配給を受け之を以て約六萬足の水田長を製造、稻作農村地帶に配給せしめた。尚十四年度秋冬季用ゴム靴の製作配給に關しては商工當局と數次に亙り折衝、その圓滑を期した。

◇皮革＝本道農耕用馬具皮革に付いては十四年度早々商工省と折衝の結果七月より十一月迄向かふ五箇月間に於て總數二萬枚（牛、豚、馬皮を含む）の特別配給を受け北海道皮革製品工組聯をして配給せしめた。又鑛用靴半張に付いても七月以降毎月五千足分乃至八千足分の割當あり。

◇カーバイト＝十四年内には商工省令を以て統制規則公布の見込にして切符制度を以て配給をなす筈、十月現在迄に道廳を通じ配給あつたものは七百五十四噸一回のみ。

◇鐵及び鋼＝拓殖費支辨工事用は道廳を通じ十四年度一千一百四十四噸餘の配給見込、又公共團體用は統制實施以來十四年九月末現在にて三千八百二十九噸の配給を見たが孰れも需要量に對して極めて僅少である。商工業用は北海道鐵鋼製品工業組合聯合會に於て配給を爲しつゝあり、統制以來十四年九月末まで前後五回の配給を見てゐる。

◇釘、針金、鐵線＝十四年三月より配給統制實施を見たが、道廳内に北海道地方鐵線材製品配給協議會を設け各需要部門の統制團體三十一を指定、統制團體以外は各市、支廳で取扱ひ、一般家庭用は北海道鐵線材製品小賣組合聯合會をして夫々配給しつゝあり、九月末現在二、三期の二回に亙り配給完了を見た。二回分の配給數量は釘二萬四千五十樽、針金三萬四千丸、鐵線三千六百四十丸。

◇重油揮發油＝昭和十三年五月統制以來商工省の割當に基づき道廳にて切符制度に依り毎月業種別に配給しつゝあり。

資本金　貳千八百萬圓

帝國電力株式會社

本社　東京市京橋區銀座四丁目三番地ノ二
營業所　函館市千歳町二十一番地ノ一

營業種目
電燈、電力供給
電氣軌道運輸
乘合自動車運輸

取締役會長　穴水熊雄
專務取締役　石津龍輔
取締役（函館常務）　田波芳三

函館市追分町七十番地

北海道護謨工業株式會社

電話 三八一〇番
三八一一番

水

函館水產販賣株式會社

函館市

北海道に於ける金融・商業界

北海道の金融界は日本金融界の一環であり、日本金融界は亦世界經濟の一環でもある。故に本道金融經濟界の狀況は、國際經濟に影響されること又尠くない。又金融や商業は貿易や軍備國防計畫其の他政府の採る種々の政策によつて左右されることが多い。殊に最近の統制經濟は臨時資金調整法を發動して活潑なる金融界の動きを制禦して資金の流通を國防經濟の立場より調節してゐる。卽ち事業資金の旺盛なる要請と金利暴騰の傾向にある昨今の經濟界の動きに對して政府は軍需産業への融資と低金利政策の維持に努力めてゐる。之は或點に於て矛盾して

預金部札幌支局扱北海道内融資現在額

資金名	昭和十三年度首現在 件數	金額	同十三年度中借付 件數	金額	同十三年度中償還 件數	金額	同十三年度末現在 件數	金額
公共團體普通事業	二七八	七九四八四〇五・二一	毛	八九二〇〇・〇〇	(五〇)	二八六五九九五・四二	二五	八五五三〇五・四二
社會事業	一九	五五一三八九・八〇	二	一五〇〇〇・〇〇	(三〇)	一七三六四四	二一	五四八九五三六
高利債借換	四五	七七一三〇二・六〇	—	—	(八五)	四 九三五〇五五五	四一	六七七三九二〇五
災害復舊	二一	二一二三六一・七五	—	—	(二六)	一三二一四二一四	二一	一九八九四七・五一
失業應急	二四	一六二七九八二・六三	—	—	(二八)	六七八五七二〇	二四	一五五〇三九五四三
公益質屋	二三	一三二七三六八	—	—	(一九)	五九五二・八七	二三	二三六七五〇一
北海道及青森縣水害罹災關係	一二三	一一四〇五六八二〇	—	—	(二四)	七二七九七一六	一二	一〇六七七一二四
農村振興其他土木事業	四三	六六三九八七・八三	—	—	(七一)	三九三三〇六八	四三	六二四六九七一五
農業土木事業	六	一六二三・〇八	—	—	(一二)	九八〇・五	六	一九二五〇九三
農村負債整理	五三	一二八七五三二七	—	—	(六一)	五〇〇七七九	五三	一二三七一四八五四八
農村負債整理特別融通	—	—	二〇	四六九二〇〇・〇〇	(七)	五〇四二八三	二〇	四二四一二五一八
都市計畫事業	三	四一六〇〇〇・〇〇	二	一六〇〇〇・〇〇	—	—	五	五三三〇〇〇・〇〇
町村長期借換	二四	四三〇三七六・九六	—	—	(四)	二一七〇三	二四	四一八二五九・九四
農村經濟更生	二	五七〇〇・〇〇	三	六〇〇・〇〇	—	—	五	一二八〇〇・〇〇
昭和九年度災害關係	五〇	四六六七六九二・一	—	—	—	—	五〇	四六六一九六二九一
昭和十年度災害關係	一〇四	八〇一七三七・三	—	—	(二五)	一九五四四・二四	一〇四	七八二一三九〇・九
昭和十二年度災害關係	—	—	七	一四二〇〇・〇〇	(九四)	—	七	一四二〇〇・〇〇
計	七九五	二〇六五一五三・〇五	七一	一六四〇一〇〇・〇〇	(一〇八)	四 六七九一〇六・四五	八六二	二〇六一三五四六・六〇

備考 一、昭和十三年度中償還件數は償還濟のものを掲げたるものにして括弧内は利子の償還件數なり。
二、本表の外北海道地方費、北海道拓殖銀行、勸業銀行、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、興業銀行を經由し本道内に融通せられたるもの昭和十二年十二月末現在に於て九〇、九九二、七〇七圓あり。

動もすれば破綻を來すかに見えるが、政府の强引なる統制手段によつて金融界の情勢を或程度迄リードしてゐる現狀である。

本道の昭和十四年上半期に於ける金融界の概況を窺ふに、對外的には貿易の好轉、對內的には諸物價の昂騰と重要鑛産物の生産擴充、軍需工業の殷盛、或は木材界の活況等を反映して、本道七都市の手形交換高は枚數八二〇、六九五枚、金額八六九、〇三〇千圓に達した。之を前年同期に比較すれば枚數九・一%、金額三六・九%の各增加で、手形一枚當り金額も八四四圓より一、〇五八圓に膨脹した。

轉じて銀行貸出高を觀るに物資統制竝に資金調整の影響に因り概して歩調は緩漫であるが、期末殘高は四二一、七七五千圓を示し、前年同期末に對し八・七%、又期中の各月平均に於ては一〇・九%の增加となつてゐる。

更に之を擔保別に觀れば商品擔保は三〇%で最も增加率高く、以下有價證券二二・四%、信用一二・四%の各增加であるが、獨り不動産擔保のみは〇・八%の減少を示してゐる。

一方預金は昭和十四年一月十六日政府の低金利政策に順應し定期を主眼として金利引下を行つたのであるが、預金狀況は益々好調を辿り上半期增加額は三八、八六七千圓、期末殘高五三六、二五〇千圓に上り、前年同期末殘高に比較すれば一一四、六五五千圓の增加である。

又本期各月平均による增加率は二五・九%で、貯蓄奬勵の對象たる特別當座及び貯蓄預金は二八・七%、定期預金二〇・五%を示して居り、當座預金は政府資金及び生産擴充に要する道外資金の流入或は輸移出好調に伴ふ受取勘定の增加等に因り四三・三%の激增となつてゐる。

國民貯蓄奬勵

昭和十三年度に於て政府は戰時下に於ける財政經濟政策の重要性に鑑み、巨額なる國債の消化及び生産擴充資金の充實、物價騰貴の抑制、軍需資材の確保等の目的を以て八十億圓の增加目標額を樹立し國民貯蓄奬勵の一大國民運動を實施したが、一箇年間に於ける貯蓄增加の實績は七十三億八千萬圓に達した。勿論目標額には達しなかつたが還流豫定の公債發行額は實質的に四十一億圓で九億圓の發行未濟であるから從つて政府資金の民間撒布も尠くなつた譯で、雙方比較檢討して大體順調なる實績である。而して本道は增加目標額二億圓に對し二億二百五十二萬圓に達し目標額は超えた。

十三年度の實績は以上であるが更に事變の進展に伴ひ資金需要は愈々增大し來り、最少限度國債消化資金六十億圓、日滿支三國を通ずる生産力擴充資金四十億圓、併せて百億圓調達を必要とするに至り、茲に政府は昭和十四年度に於ては貯蓄增加目標額百億圓と決定せられた。

本道は之に卽應して本道の道民所得、生産力、國稅有業人口數、過去の貯蓄增加力、貯蓄餘力、軍事費撒布狀況其の他より本道經濟力を檢討し、增加目標

貯蓄奬勵運動開始以後一箇年間に於ける貯蓄增加額

全國は11單位百萬圓、北海道は11單位一千圓

種別	全國	北海道
郵便貯金增加高	八一五	三、四五〇
簡易保險積立金增加高	一九五	一、〇八八
郵便年金積立金增加高	三	八一〇
銀行預金增加高	三四、三一五	八二、九七二
信用組合貯金增加高	三五	一
保險會社準備金增加高	四二	一五、三二〇
無盡會社資金增加高	四九	四、三八
計	五、一二三	一二、九三三
私人有價證券投資增加高	二、三九	三、九八〇
合計	七、三一〇	一〇、三一〇

三億圓と決定すると同時に綜合的、組織的實施計畫卽ち昭和十四年度國民貯蓄奬勵方策を樹立し、年度始以來强力に展開せられたのであるが、兎に角新目標百億圓にしても本道の三億圓にしても素晴らしい巨大な金額であるが併し決して架空な問題ではなく、增加可能の十分なる根據に基づいてゐるのであるが實行は必ずしも容易な問題ではない。時局の進展に伴なつて愈よ增大してきた資金需要を充足する爲にも、物價騰貴の抑制、物資需給の適合を圖る爲にも是が非でも新目標は達成せねばならぬ。之は單に爲政者の手腕のみでは到底達成し得ない。勿論四月以來政府は各機關を擧げて計畫的、綜合的に各種計畫を實施しつゝあるが、國民も一人の例外もなく時局の重大性を認識して擧國一致眞に一億一心一體となり、愈々總動員體制を强化して新目標の實現を目指して邁進すべきであらう。

次に本運動の核心をなす組合貯蓄の狀況は次の通りである。

國民貯蓄組合現勢調（昭和十四年三月末現在）

區分		組合數	會員數	現在額	內國貯蓄債券
官公署、軍需關係其の他特殊の會計、學校、軍隊を單位とするもの		三	三、〇八六	九九、〇〇〇	三、〇〇〇
上記以外の會計、工場、商店等を單位とするもの	町內會、部落會を單位とするもの	三四	一、七七六	四八、三三五	一、八〇〇
	其の他合計	三一	一、二九九	四九、八〇〇	一、二〇〇
合計		六八	三、一七八	一九七、一三五	六、〇〇〇
石狩支廳	組合	一	一四	一、二〇〇	一〇〇
	貯蓄現在額			一、一八〇	
	內國貯蓄債券			一〇〇	
渡島支廳	組合	一	一四	一、二〇〇	一〇〇
	貯蓄現在額			一、一八〇	
	內國貯蓄債券			一〇〇	
檜山支廳	組合	一	八〇	一、〇〇〇	一〇〇
	貯蓄現在額			一、〇〇〇	
	內國貯蓄債券			一〇〇	
後志支廳	組合	二	三八	二、〇〇〇	二〇〇
	貯蓄現在額			二、〇〇〇	
	內國貯蓄債券			二〇〇	
空知支廳	組合	二	三八	二、〇〇〇	二〇〇
	貯蓄現在額			二、〇〇〇	
	內國貯蓄債券			二〇〇	
上川支廳	組合	二	三八	二、〇〇〇	二〇〇
	貯蓄現在額			二、〇〇〇	
	內國貯蓄債券			二〇〇	
留萌支廳	組合	五	一〇一	二、〇〇〇	二〇〇
	貯蓄現在額			二、〇〇〇	
	內國貯蓄債券			二〇〇	
宗谷支廳	組合	一	一二	一、〇〇〇	一〇〇
	貯蓄現在額			一、〇〇〇	
	內國貯蓄債券			一〇〇	
網走支廳	組合	一	一四	一、二〇〇	一〇〇
	貯蓄現在額			一、一八〇	
	內國貯蓄債券			一〇〇	

膽振支廳	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
日高支廳	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十勝支廳	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
釧路支廳	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
根室支廳	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小計	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
札幌市	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
函館市	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小樽市	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
旭川市	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
室蘭市	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
釧路市	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
帶廣市	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小計	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	組合數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	組合員數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	貯蓄現在額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 國債	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	內 貯蓄債券	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

爲替基準變更

邦貨の對外爲替相場は從來一シルリング二ペンスの相場を以て英貨に基準を置いて來たが歐洲戰爭に依る新情勢に鑑み大藏省は十四年十月二十四日之を變更二三ドル一六分ノ七の相場で米貨に基準を置くことにした。

金銀塊相場

		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年一月	同 二月	同 三月	同 四月	同 五月	同 六月	同 七月
倫敦金塊	最高	一四九志四片	一四二志八片	一四二志七片	一五〇志	一五〇志五片	一四八志七片	一四八志六片	一四八志六片	一四八志六片	一四八志六片	一四八志六片
	最低	一三九志九片	一三七志二片	一三九志[illegible]片	一三九志[illegible]片	一四八志[illegible]片	一四八志三片	一四八志三片	一四八志[illegible]片	一四八志[illegible]片	一四八志四片	一四八志[illegible]片
	平均	一四二志一片	一四〇志三片	一四〇志八片	一四九志六片	一四八志一〇片	一四八志四片	一四八志四片	一四八志六片	一四八志五片	一四八志五片	一四八志六片
倫敦銀塊	最高	三六志¼	二二志⅜	二二志½	二〇志9/16	二一志⅛	二〇志¾	二〇志⅝	二〇志1/16	二〇志	二〇志	一八志1/16
	最低	二〇志⅛	一九志	一八志[illegible]	一八志⅜	一九志[illegible]	一九志[illegible]	一九志[illegible]	一九志[illegible]	一九志[illegible]	一七志[illegible]	一六志[illegible]
	平均	二八志九五一	二〇志〇七三	二〇志〇六六	一九志五三三	二〇志三〇五	二〇志三六九	二〇志二八〇	二〇志〇二八	二〇志一一三	一九志五〇四	一六志九五一
紐育銀塊	最高	八一仙	四九仙¾	四六仙¾	四四仙¾	四三仙¾	四一仙	四二仙¾	四二仙¾	四二仙¾	四二仙¾	三六仙½
	最低	四四仙¾	四四仙¾	四四仙¾	四二仙¾	四二仙¾	四二仙¾	四二仙¾	四二仙¾	四二仙¾	三七仙¾	三四仙¾
	平均	六四仙七七三	四五仙〇八七	四四仙六三三	四三仙二三四	四二仙七五〇	四二仙七五〇	四二仙七五〇	四二仙七五〇	四二仙七五〇	四一仙九五四	三四仙九四四

外國爲替相場

		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年一月	同 二月	同 三月	同 四月	同 五月	同 六月	同 七月
倫敦向	最高	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片
	最低	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片
	平均	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片	一志二片
巴里向	最高	四法四一	六法一四	八法五〇	一〇法四五	一〇法三五	一〇法三五	一〇法三〇	一〇法三〇	一〇法三〇	一〇法三〇	一〇法三〇
	最低	四法一五	四法三三	六法二一	八法四五	一〇法一五	一〇法三〇	一〇法一〇	一〇法二七五	一〇法三〇	一〇法一〇	一〇法三〇
	平均	四法三八	四法八三一	七法一四五	九法八七六	一〇法二二四	一〇法三〇七	一〇法二〇四	一〇法一九八	一〇法三〇〇	一〇法三〇〇	一〇法三〇〇
紐育向	最高	二九弗⅛	二九弗¼	二九弗¼	二九弗¼	二七弗⅜	二七弗⅜	二七弗⅜	二七弗⅜	二七弗⅜	二七弗⅜	二七弗⅜
	最低	二七弗⅞	二八弗½	二八弗½	二七弗	二七弗1/16	二七弗¼	二七弗¼	二七弗¼	二七弗¼	二七弗¼	二七弗¼
	平均	二八弗七七仙	二八弗八一仙	二八弗八一仙	二八弗四九仙	二七弗三三仙	二七弗三〇仙	二七弗三〇仙	二七弗三六仙	二七弗三六仙	二七弗一九仙	二七弗二七仙
ハンブルグ(馬克)向	最高	〇・七二麻½	〇・七三麻¾	〇・七三麻⅜	〇・七二麻¼	〇・六八麻½	〇・六八麻⅛	〇・六八麻⅛	〇・六八麻⅛	〇・六八麻	〇・六八麻⅛	〇・六八麻
	最低	〇・六八麻	〇・七〇麻½	〇・七〇麻½	〇・六七麻⅜	〇・六七麻¼	〇・六七麻⅜	〇・六八麻	〇・六七麻¾	〇・六八麻	〇・六八麻	〇・六八麻
	平均	〇・七〇麻	〇・七一麻	〇・七一麻	〇・六九麻	〇・六七麻	〇・六八麻	〇・六八麻	〇・六八麻	〇・六八麻	〇・六八麻	〇・六八麻
ボンベイ(印度)向	最高	七七留⅜	七七留⅜	七七留	七八留⅝	七八留	七八留	七七留	七八留	七八留	七八留¼	七八留¼
	最低	七六留⅜	七六留¾	七六留¾	七六留⅞	七八留	七七留⅞	七七留⅞	七七留⅛	七七留⅞	七八留	七八留⅛
	平均	七七留二八	七七留一八	七六留九七	七七留七四	七八留〇〇	七七留九七	七七留八六	七七留九二	七八留〇八	七八留一四	七八留二一

香港向	最高	二七圓一錢	一一五圓一錢
	最低	二一圓一錢	一〇六圓一錢
	平均	一七圓〇三	一一圓二一
上海向	最高	一四八圓	一〇九圓一錢
	最低	一〇四圓	一〇三圓一錢
	平均	一二九圓七二	一〇四圓三
英米向	最高	四弗九仙五厘	五弗七仙一厘
	最低	四弗七四仙一厘	四弗八仙一厘
	平均	四弗九〇仙	四弗七七仙

主要國金保有高（單位百萬ドル）

年次	米國	佛國	英國	日本	伊太利	瑞西
一九三三	四〇一三	三〇三三	九一八	三一三	三七三	九二
一九三四	八三三八	五四四五	一、一八四	三九四	五一八	三三
一九三五	一〇、一三五	四三九五	一、二四八	四二五	三七〇	三
一九三六	一二、三五八	二、九五	二、三五四	四六三	三〇八	三七
一九三七	一二、七六〇	二、三六四	二、六六九	二六一	三〇八	二六

外國爲替累年比較

年度	拂出 口數	拂出 金額	拂渡 口數	拂渡 金額
		円		円
昭和七年	五六三	二、九〇二	六八八	二、五四七六
八年	七二三	三、三五八一	九〇三	三、四七六五
九年	七六五	四、七七九	三、一二六	九〇、六三
一〇年	一、五八三	六八、一七三	六、一二九	一五、一九二
一一年	三、三〇四	一三四、〇三〇	一〇、五六九	三四九、七三
一二年	四、六一三	一九七、八六四		八七七、八二

世界銀生産高（單位噸）

年次	アメリカ	カナダ	メキシコ	ペルー	日本	英領インド	ボリビヤ	オーストラリヤ
一九三三	四七二四	二、一八三	三七三	二、一八一	一八九	一二〇、一	三三六五	
一九三四	一〇一九六	三、三〇六三	三三、四	二、一八六	一八三、九	三〇九六	三五三三	
一九三五	一五九、二	五、一六九	三三五、一	二、九五三	一八三、〇	一九三、六	三五九六	
一九三六	一九〇、三	二四〇九四	五三、〇	二、九四四	一八六、〇	三一八、三	三八三、二	
一九三七	二一八、八	七〇五、五	三六三、九	六二、四四	一九三、〇	二九四、二		

世界金生産高（單位噸）

年次	南ローデシア	アメリカ	カナダ	メキシコ	日本	オーストリヤ	フイリツピン	英領インド
一九三三	二四、六	七一七	九一七	一九八	二五八	二〇一	一〇五	
一九三四	二〇、五	七一七	九一七	一九八	二五八	二〇一	一〇五	
一九三五	二一、五	八六四	九一四	二〇六	二七八	二〇六	一〇〇	
一九三六	二三、六	一〇〇七	一〇二、二	二一、二	二五七	一四二	一〇二	
一九三七	二五、六	一四八	一二七	一六六	二七五	一四二	一〇四	
一九三八	二五、〇	一二五、三	一二六、三	一二七、四	二九	三六六	一〇四	
一九三九	二六、〇	一二五、〇	一二六、三	一二七、四	二九	三六六	一〇四	

年次	米國	英國	日本	伊太利	瑞西
一九三三	一〇七圓一錢	一〇七圓一錢	一〇七圓一錢	一〇七圓一錢	一〇六圓一錢
一九三四	一〇八圓一錢	一〇八圓一錢	一〇七圓一錢	一〇七圓一錢	一〇六圓一錢
一九三五	一〇七圓一四	一〇七圓八八	一〇六圓六五	一〇六圓一四	一〇六圓一錢
一九三六	一〇七圓	一〇七圓	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢
一九三七	一〇七圓一錢	一〇七圓一錢	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢
一九三八	一〇七圓一錢	一〇七圓一錢	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢
一九三九	一〇七圓一錢	一〇七圓一錢	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢	一〇六圓一錢

日銀金買上値段（純金一瓦に付）

	円
昭和八年三月二十日	二四八
三月二十七日	二四七
四月二十四日	二三七
十一月二十四日	二三五
昭和九年四月七日	二三五
昭和十年一月十一日	二三五
昭和十一年五月六日	二三五
昭和十二年五月十五日	二三七
昭和十三年五月二日	二三五
昭和十四年九月二十日	二三五

日本銀行金利

	昭和七年八月十八日	昭和八年七月三日	昭和九年十一月十五日	昭和十二年九月廿一日
商業手形	一・四銭	一・三銭	一・二銭	一・一銭
國債增保割引歩合	一・五以上	一・四以上	一・三以上	一・二以上
國債以外のもの丈け增保とする割引歩合	一・六以上	一・五以上	一・四以上	一・三以上
當座貸越及びコルレスポンデンス貸越	一・八	一・七	一・六	一・五

▽昭和十三年三月十二日（一）臨時資金調整法に依り政府の保證したる興業債券を增保とする割引歩合付 〇・九五錢以上

▽同 同 （二）本邦内に於て募集したる滿洲國國債を保證とする割引 一・〇〇錢以上

▽同 （三）政府の保證したる社債（一に該當する分を除く）を增保とする割引歩合付 一・〇〇錢以上

▽同 同 （四）本邦内に於て募集したる滿洲國政府保證の國際會社社債を保證とする割引 一・〇〇錢以上

地方別銀行金利趨勢（最近六箇年間）

		札幌	函館	小樽	釧路	帶廣	北見	室蘭	旭川	留萌	稚内	野付牛	網走
昭和八年六月	最高	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
	最低	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
十二月	最高	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
	最低	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
昭和九年六月	最高	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
	最低	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
十二月	最高	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
	最低	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
昭和十年六月	最高	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
	最低	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
十二月	最高	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
	最低	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
昭和十一年六月	最高	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘
	最低	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘	四厘

◇安全　預金の三分の一に當る國債其の他有價證券を政府に供託してゐます
◇確實　取締役は連帶無限責任を以て預金支拂の保證を致して居ります
◇有利　貯蓄銀行は利息割合よく共の上所得稅や資本利子稅がかゝりません
◇簡便　普通貯金は十錢以上預りします定期積金は毎月集金に伺ひます

札幌市南二條西四丁目

株式會社 北海貯蓄銀行

取締役頭取　板谷宮吉
専務取締役　小竹文次郎

◇營業所　札幌（五箇所）小樽（四箇所）函館　旭川　室蘭　豊原

十二月	最高	定期	四三	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
	最低	定期	三四	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
昭和十二年六月	最高	定期	四三	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
	最低	定期	三四	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
十二月	最高	定期	四三	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
	最低	定期	三四	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
昭和十三年六月	最高	定期	三八	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
	最低	定期	三四	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
十二月	最高	定期	三八	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三
	最低	定期	三四	三五	三八	四一	四〇	四三	四二	四一	四〇	四二	四一
		割引	三五	三八	四一	四四	四三	四五	四四	四三	四二	四四	四三

輸出補償手形買取銀行

昭和十四年度の北海道に於ける輸出補償手形買取銀行は左の如し。

一、荷爲替手形に關する甲種補償契約及び乙種補償契約を爲したる銀行の名稱

横濱正金銀行小樽出張所
　小樽市色内町五丁目
安田銀行函館支店
　函館市末廣町
三井銀行小樽支店
　小樽市色内町七丁目
三菱銀行小樽支店
　小樽市色内町八丁目
第一銀行札幌支店
　札幌市大通西三丁目
第一銀行小樽支店
　小樽市色内町八丁目
北海道銀行
　小樽市色内町七丁目
北海道銀行函館支店
　函館市末廣町

二、約束手形又は爲替手形以外の爲替手形に關する乙種補償契約を爲したる銀行の名稱

横濱正金銀行小樽出張所
　小樽市色内町八丁目
北海道拓殖銀行函館支店
　函館市船場町

手形交換高

札幌市

	枚數	交換金額
昭和十三年 一月	二八、五二一	二九、〇一二、三五八
二月	二六、二四一	二五、三三三、三八
七月	二八、七六四	三〇、八五六、四三一
八月	三三、九二二	三七、八七四、三一
九月	三一、〇五五	三二、四三三、六〇
一〇月	三三、二四三	三七、二四三、三九
一一月	二九、三三三	三二、〇三四、三九
一二月	四四、九四	四四、二三五、一七
昭和十四年 一月	三三、九三五	三四、八六一、七八
二月	三一、〇六八	三二、八七一、一六
三月	三四、二三五	三五、一二八、三三

小樽市

昭和十三年 五月	四四、〇一二	五三、三三八
六月	三〇、八五六	三七、八七四、三一
七月	三二、四三三	三七、二四三、三九
八月	三一、〇三四	三七、二四三、三九
九月	三四、〇三四	四一、九二五、一七
一〇月	三五、二四三	四二、九二五、一七
一一月	三四、六三三	四一、九二五、一七
一二月	三四、九四三	四二、九二五、一七
昭和十四年 一月	二九、二九六	三五、一九九、一〇
二月	二九、三四四	三五、一八〇、一三
三月	三一、七三三	三八、一三〇、三四
四月	二五、二六〇	三〇、七四三、二六
五月	三四、九三七	四一、九二五、一七
六月	三四、六三三	四一、九二五、一七
七月	三四、九四三	四二、九二五、一七
八月	三五、八七一六	四三、六三〇、三四二

函館市

昭和十三年 七月	三五、四八七	二七、八六一、七八三
八月	三五、九三一	三五、一二八、三三
九月	三四、六三三	三七、八七四、三一
一〇月	三四、九三七	四一、九二五、一七
一一月	三五、七〇	四二、九二五、一七
一二月	四二、三〇七	四三、六三〇、三四二
昭和十四年 一月	二九、二九六	三五、一九九、一〇
二月	二九、三四四	三五、一八〇、一三
三月	三一、七三三	三八、一三〇、三四
四月	一二、三六六	一三、一八六、九八
五月	三五、九三七	四二、九二五、一七
六月	三四、六三三	四一、九二五、一七
七月	三五、七六一	四二、九二五、一七
八月	三五、八七一六	四三、六三〇、三四二

手形に關する甲種補償契約及び乙種補償契約を爲したる銀行の名稱

第一銀行札幌支店
　札幌市大通西三丁目
第一銀行小樽支店
　小樽市色内町八丁目

三、約束手形又は爲替手形以外の爲替手形に關する乙種補償契約を爲したる銀行の名稱

第一銀行札幌支店
　札幌市大通西三丁目
第一銀行小樽支店
　小樽市色内町八丁目

都市別貯金増加状況

（昭和十三年度中）

都市	人口	年度末現在 金額	増加 件数	増加 金額
	人	人 円	人	円
旭川	一三五、〇九八	一一、九八五、四三二	一七、三一〇	一、四四七、〇〇〇
帯広	五四、三一八	四、七二〇、〇〇〇	四、一〇一	三五〇、〇〇〇
釧路	七三、〇一五	六、四七〇、〇〇〇	五、四七二	四八〇、〇〇〇
北見	四〇、九八〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、〇一〇	二五〇、〇〇〇
夕張	六四、四二五	五、四〇〇、〇〇〇	四、〇一〇	三五〇、〇〇〇
室蘭	八七、六五四	七、六〇〇、〇〇〇	五、四七二	四八〇、〇〇〇
苫小牧	三一、一一〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、〇一〇	一七〇、〇〇〇
小樽	一一二、一一〇	九、八〇〇、〇〇〇	七、〇一〇	六〇〇、〇〇〇
札幌	二一二、一一〇	一八、四〇〇、〇〇〇	一四、〇一〇	一、二〇〇、〇〇〇
函館	一〇九、八七六	九、五〇〇、〇〇〇	七、〇一〇	六〇〇、〇〇〇
小計	一、一一一、一一〇	九七、〇〇〇、〇〇〇	七〇、一一〇	六、〇〇〇、〇〇〇
農村電気事業		一、〇〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇
合計		九八、〇〇〇、〇〇〇		六、一〇〇、〇〇〇

保険累年比較

年度	新契約 件数	新契約 保険料	新契約 保険金	年度末現在 件数	年度末現在 保険料	年度末現在 保険金	増加 人口一万人に対する件数	増加 件数	増加 保険料	増加 保険金
	件	円	円	件	円	円	件	件	円	円
昭和三	一一、七六六	一〇〇、〇六二	一、六四四、一一六	一一、七六六	一〇〇、〇六二	一、六四四、一一六				
四	一一、〇六五	九、七七一	一、五一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五	一〇、六七二	九、一一七	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
二九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
三九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
四九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
五九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
六九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
七九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
八九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九一	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九二	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九三	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九四	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九五	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九六	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九七	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九八	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
九九	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				
一〇〇	一一、一一一	九、四一一	一、四一一、六五六	一〇、四一一	八九、八三三	一、四一一、六五六				

保険積立金放資状況

（昭和十四年三月末現在）

事業別	貸付件数	貸付金額
	件	円
小口資金	一、二三四	一、二三四、〇〇〇
公立結核診療所	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
公立結核療養所	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
公設質屋	五、六七八	五六七、八〇〇
託児所	三、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
住宅	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
市場	二、三四五	二三四、五〇〇
病院	五、六七八	五六七、八〇〇
屠場	一、二三四	一二三、四〇〇
水道	三、四五六	三四五、六〇〇
火葬場	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
公衆浴場	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
小計	三四、一一一	三、四一一、一一〇
八月	六、〇一〇	六〇一、一五〇

各市公設町村公共事業令備設計

種別	三年度 件数	三年度 金額	四年度 件数	四年度 金額
	件	円	件	円
防火水利施設	四、三一〇	四、四七〇、〇〇〇	四、一〇一	四、四四七、〇〇〇
土木事業	四、四一一	四、四四七、〇〇〇	四、一〇一	四、四四七、〇〇〇
修繕事業	四、四一一	四、四四七、〇〇〇	四、一〇一	四、四四七、〇〇〇
道路改良	四、四一一	四、四四七、〇〇〇	四、一〇一	四、四四七、〇〇〇
農村電気事業	四、四一一	四、四四七、〇〇〇	四、一〇一	四、四四七、〇〇〇
合計	四、四一一	四、四四七、〇〇〇	四、一〇一	四、四四七、〇〇〇

地方別貸付状況

（昭和十四年四月一日現在）

地方別	件数	金額
	件	円
北海道	一七、三一〇	一七、三一〇、〇〇〇
市部	一一、一一〇	一一、一一〇、〇〇〇
支庁別	五、二一〇	五、二一〇、〇〇〇
計	三四、一一〇	三四、一一〇、〇〇〇

北海道市、支庁別放資状況

（昭和十四年四月一日現在）

地方別	件数	金額
	件	円
札幌	一、二一〇	一、二一〇、〇〇〇
小樽	一、一一〇	一、一一〇、〇〇〇
函館	一、〇九八	一、〇九八、〇〇〇
旭川	一、三五八	一、三五八、〇〇〇
室蘭	八七六	八七六、〇〇〇
釧路	七三〇	七三〇、〇〇〇
帯広	五四三	五四三、〇〇〇
北見	四〇九	四〇九、〇〇〇
夕張	六四四	六四四、〇〇〇
岩見沢	四一一	四一一、〇〇〇
網走	三一一	三一一、〇〇〇
留萌	二一一	二一一、〇〇〇
苫小牧	三一一	三一一、〇〇〇
稚内	二一一	二一一、〇〇〇
美唄	一一一	一一一、〇〇〇
芦別	一一一	一一一、〇〇〇
江別	一一一	一一一、〇〇〇
赤平	一一一	一一一、〇〇〇
紋別	一一一	一一一、〇〇〇
士別	一一一	一一一、〇〇〇
名寄	一一一	一一一、〇〇〇
三笠	一一一	一一一、〇〇〇
根室	一一一	一一一、〇〇〇
千歳	一一一	一一一、〇〇〇
滝川	一一一	一一一、〇〇〇
砂川	一一一	一一一、〇〇〇
歌志内	一一一	一一一、〇〇〇
深川	一一一	一一一、〇〇〇
富良野	一一一	一一一、〇〇〇
登別	一一一	一一一、〇〇〇
恵庭	一一一	一一一、〇〇〇
伊達	一一一	一一一、〇〇〇
北広島	一一一	一一一、〇〇〇
石狩	一一一	一一一、〇〇〇
当別	一一一	一一一、〇〇〇
新篠津	一一一	一一一、〇〇〇
江差	一一一	一一一、〇〇〇
上ノ国	一一一	一一一、〇〇〇
厚沢部	一一一	一一一、〇〇〇
乙部	一一一	一一一、〇〇〇
奥尻	一一一	一一一、〇〇〇
瀬棚	一一一	一一一、〇〇〇
北檜山	一一一	一一一、〇〇〇
島牧	一一一	一一一、〇〇〇
寿都	一一一	一一一、〇〇〇
黒松内	一一一	一一一、〇〇〇
蘭越	一一一	一一一、〇〇〇
ニセコ	一一一	一一一、〇〇〇
真狩	一一一	一一一、〇〇〇
留寿都	一一一	一一一、〇〇〇
喜茂別	一一一	一一一、〇〇〇
京極	一一一	一一一、〇〇〇
倶知安	一一一	一一一、〇〇〇
共和	一一一	一一一、〇〇〇
岩内	一一一	一一一、〇〇〇
泊	一一一	一一一、〇〇〇
神恵内	一一一	一一一、〇〇〇
積丹	一一一	一一一、〇〇〇
古平	一一一	一一一、〇〇〇
仁木	一一一	一一一、〇〇〇
余市	一一一	一一一、〇〇〇
赤井川	一一一	一一一、〇〇〇
小樽	一一一	一一一、〇〇〇
高島	一一一	一一一、〇〇〇
銭函	一一一	一一一、〇〇〇
望来	一一一	一一一、〇〇〇
朝里	一一一	一一一、〇〇〇
塩谷	一一一	一一一、〇〇〇
忍路	一一一	一一一、〇〇〇
蘭島	一一一	一一一、〇〇〇
天狗山	一一一	一一一、〇〇〇
支庁	一一一	一一一、〇〇〇
計	一一一	一一一、〇〇〇

年次別貸付状況

年次	件数	金額
	件	円
大正九	一一一	一一一、〇〇〇
一〇	一一一	一一一、〇〇〇
一一	一一一	一一一、〇〇〇
一二	一一一	一一一、〇〇〇
一三	一一一	一一一、〇〇〇
一四	一一一	一一一、〇〇〇
昭和元	一一一	一一一、〇〇〇
二	一一一	一一一、〇〇〇
三	一一一	一一一、〇〇〇
四	一一一	一一一、〇〇〇
五	一一一	一一一、〇〇〇
六	一一一	一一一、〇〇〇
七	一一一	一一一、〇〇〇
八	一一一	一一一、〇〇〇
九	一一一	一一一、〇〇〇
一〇	一一一	一一一、〇〇〇
一一	一一一	一一一、〇〇〇
一二	一一一	一一一、〇〇〇
一三	一一一	一一一、〇〇〇
一四	一一一	一一一、〇〇〇
一五	一一一	一一一、〇〇〇
一六	一一一	一一一、〇〇〇
一七	一一一	一一一、〇〇〇
一八	一一一	一一一、〇〇〇
一九	一一一	一一一、〇〇〇
二〇	一一一	一一一、〇〇〇
二一	一一一	一一一、〇〇〇
二二	一一一	一一一、〇〇〇
二三	一一一	一一一、〇〇〇
二四	一一一	一一一、〇〇〇
二五	一一一	一一一、〇〇〇
二六	一一一	一一一、〇〇〇
二七	一一一	一一一、〇〇〇
二八	一一一	一一一、〇〇〇
二九	一一一	一一一、〇〇〇
三〇	一一一	一一一、〇〇〇
三一	一一一	一一一、〇〇〇
三二	一一一	一一一、〇〇〇
三三	一一一	一一一、〇〇〇
三四	一一一	一一一、〇〇〇
三五	一一一	一一一、〇〇〇
三六	一一一	一一一、〇〇〇
三七	一一一	一一一、〇〇〇
三八	一一一	一一一、〇〇〇
三九	一一一	一一一、〇〇〇
四〇	一一一	一一一、〇〇〇
四一	一一一	一一一、〇〇〇
四二	一一一	一一一、〇〇〇
四三	一一一	一一一、〇〇〇
四四	一一一	一一一、〇〇〇
四五	一一一	一一一、〇〇〇
四六	一一一	一一一、〇〇〇
四七	一一一	一一一、〇〇〇
四八	一一一	一一一、〇〇〇
四九	一一一	一一一、〇〇〇
五〇	一一一	一一一、〇〇〇
五一	一一一	一一一、〇〇〇
五二	一一一	一一一、〇〇〇
五三	一一一	一一一、〇〇〇
五四	一一一	一一一、〇〇〇
五五	一一一	一一一、〇〇〇
五六	一一一	一一一、〇〇〇
五七	一一一	一一一、〇〇〇
五八	一一一	一一一、〇〇〇
五九	一一一	一一一、〇〇〇
六〇	一一一	一一一、〇〇〇
六一	一一一	一一一、〇〇〇
六二	一一一	一一一、〇〇〇
六三	一一一	一一一、〇〇〇
六四	一一一	一一一、〇〇〇
六五	一一一	一一一、〇〇〇
六六	一一一	一一一、〇〇〇
六七	一一一	一一一、〇〇〇
六八	一一一	一一一、〇〇〇
六九	一一一	一一一、〇〇〇
七〇	一一一	一一一、〇〇〇
七一	一一一	一一一、〇〇〇
七二	一一一	一一一、〇〇〇
七三	一一一	一一一、〇〇〇
七四	一一一	一一一、〇〇〇
七五	一一一	一一一、〇〇〇
七六	一一一	一一一、〇〇〇
七七	一一一	一一一、〇〇〇
七八	一一一	一一一、〇〇〇
七九	一一一	一一一、〇〇〇
八〇	一一一	一一一、〇〇〇
八一	一一一	一一一、〇〇〇
八二	一一一	一一一、〇〇〇
八三	一一一	一一一、〇〇〇
八四	一一一	一一一、〇〇〇
八五	一一一	一一一、〇〇〇
八六	一一一	一一一、〇〇〇
八七	一一一	一一一、〇〇〇
八八	一一一	一一一、〇〇〇
八九	一一一	一一一、〇〇〇
九〇	一一一	一一一、〇〇〇
九一	一一一	一一一、〇〇〇
九二	一一一	一一一、〇〇〇
九三	一一一	一一一、〇〇〇
九四	一一一	一一一、〇〇〇
九五	一一一	一一一、〇〇〇
九六	一一一	一一一、〇〇〇
九七	一一一	一一一、〇〇〇
九八	一一一	一一一、〇〇〇
九九	一一一	一一一、〇〇〇
一〇〇	一一一	一一一、〇〇〇

函館市銀行預金竝に貸出殘高(函館組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	通知預金	諸預金	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年						
5月	33,740,695	11,105,049	20,146,844	2,103,444	672,546	67,768,578
6月	34,024,930	12,511,297	20,470,675	1,960,651	615,377	69,662,933
7月	34,902,774	7,261,825	20,835,232	1,997,371	684,552	66,762,004
8月	34,200,805	11,904,524	21,166,453	2,158,815	391,895	69,822,492
9月	34,497,384	14,005,913	22,162,289	1,851,639	568,779	72,995,994
10月	34,894,196	13,501,924	22,540,397	2,271,669	413,970	73,592,056
11月	35,608,614	12,469,490	23,083,616	3,058,344	655,003	74,875,067
12月	36,921,020	14,556,820	24,013,707	2,352,935	341,913	78,186,390
昭和14年						
1月	37,617,863	12,102,275	24,012,806	2,566,721	348,861	76,648,525
2月	38,296,244	11,161,423	23,691,599	2,382,115	419,461	75,950,841
3月	38,701,014	11,461,386	23,511,539	2,488,581	511,545	76,684,199
4月	38,805,309	11,492,847	23,512,604	2,531,914	437,355	76,780,019
5月	38,038,229	14,762,033	24,152,878	2,843,639	374,490	80,771,197
6月	39,053,618	16,541,474	24,682,232	2,187,348	678,617	83,143,279
7月	39,616,901	14,775,729	25,120,592	2,071,609	413,112	81,997,943

貸出之部

	商業手形	荷爲替手形	手形貸付	證書貸付	當座貸越	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年						
5月	25,164,330	1,343,788	25,042,927	9,523,743	4,924,994	65,999,782
6月	28,367,526	1,700,839	27,374,117	9,607,094	4,526,125	71,575,701
7月	28,141,441	1,823,575	28,870,830	9,874,869	4,498,301	73,213,728
8月	27,588,797	2,347,311	30,381,492	10,269,820	4,403,382	74,990,802
9月	22,553,267	3,293,061	27,902,870	10,406,861	4,043,113	68,199,172
10月	21,458,914	3,188,347	26,335,067	10,330,044	3,938,199	65,221,511
11月	18,081,188	2,452,886	26,687,170	9,460,372	4,138,092	60,819,708
12月	18,436,399	2,005,001	26,978,220	9,431,610	3,831,297	60,742,527
昭和14年						
1月	17,871,230	1,508,432	24,030,176	9,394,621	3,938,842	56,743,351
2月	17,999,109	1,426,539	22,442,570	9,449,050	4,282,221	55,599,489
3月	7,608,071	1,313,580	36,255,494	9,662,083	4,621,121	59,460,349
4月	8,607,448	1,565,782	38,231,082	9,553,948	4,999,880	62,958,140
5月	11,781,095	1,433,420	41,204,276	9,363,173	5,251,765	69,033,729
6月	14,973,832	1,853,540	40,946,634	9,543,411	5,235,667	72,602,884
7月	13,696,711	2,703,848	41,576,784	9,314,145	5,116,242	72,407,710

現金在高

	円		円		円		円
昭和13年							
1月	3,160,681	6月	6,461,851	11月	3,884,516	3月	3,102,473
2月	3,476,458	7月	3,094,117	12月	4,977,315	4月	3,128,858
3月	3,545,826	8月	3,768,696	昭和14年		5月	4,724,911
4月	3,943,673	9月	3,699,872	1月	2,857,229	6月	5,954,587
5月	4,355,678	10月	3,850,119	2月	3,071,154	7月	3,837,722

札幌市銀行預金竝に貸出殘高(札幌組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	通知預金	諸預金	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年						
5月	43,628,489	13,474,244	14,664,833	486,953	204,346	72,388,871
6月	44,577,890	16,583,563	14,397,429	417,570	277,187	76,273,639
7月	45,641,229	16,333,412	15,011,142	453,876	354,743	77,796,402
8月	46,527,245	15,955,836	15,377,229	341,713	224,510	78,424,573
9月	47,147,333	15,215,277	15,575,546	579,895	254,723	79,772,774
10月	47,626,944	15,878,417	16,564,974	426,516	642,295	84,479,046
11月	48,541,764	17,629,286	16,813,229	690,319	275,682	83,954,107
12月	49,120,078	24,037,230	18,186,987	1,275,833	437,392	93,057,520
昭和14年						
1月	51,760,038	25,586,560	19,232,704	939,041	549,250	97,066,593
2月	52,644,424	22,879,055	18,372,950	875,508	446,268	95,218,205
3月	53,140,786	23,218,195	17,987,654	620,854	587,791	96,586,283
4月	53,716,479	26,966,987	18,246,767	640,463	670,457	100,140,152
5月	58,272,189	24,981,168	19,993,398	685,999	784,587	102,637,341
6月	57,084,276	27,622,218	19,282,596	742,931	1,071,279	106,783,290
7月	57,595,356	26,653,456	19,211,653	1,501,737	1,626,405	105,988,607

貸出之部

	割引手形	手形貸付	證書貸付	當座貸越	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年					
5月	24,859,[illegible]	10,034,272	9,350,676	5,329,943	49,574,291
6月	24,925,734	60,235,187	9,207,756	5,342,553	49,711,227
7月	24,713,620	10,656,114	9,295,045	5,292,649	49,957,419
8月	25,620,806	10,755,687	9,528,349	5,565,750	51,470,583
9月	25,281,789	10,437,690	9,700,609	5,573,745	50,989,833
10月	23,841,211	10,882,736	9,781,768	5,664,544	50,170,279
11月	25,500,792	11,852,246	9,775,482	5,964,275	53,092,775
12月	29,887,645	10,705,555	10,676,855	5,282,962	56,593,017
昭和14年					
1月	28,592,189	10,630,188	10,933,226	5,863,689	56,019,272
2月	27,694,160	11,243,079	13,787,691	6,213,111	58,938,041
3月	27,118,342	11,577,033	13,669,829	6,944,266	59,309,470
4月	25,697,071	10,899,196	14,646,966	6,425,313	57,667,546
5月	26,612,455	11,575,620	14,739,190	6,778,912	59,706,177
6月	26,501,685	11,596,211	14,758,794	6,943,574	59,795,264
7月	27,922,774	11,621,905	14,472,504	6,881,024	60,898,207

現金在高

	円		円		円		円
昭和13年							
1月	2,989,465	6月	1,999,409	11月	4,963,114	3月	3,546,513
2月	2,291,078	7月	1,794,089	12月	5,151,430	4月	3,484,640
3月	3,326,801	8月	2,214,074	昭和14年		5月	2,988,549
4月	2,264,554	9月	2,844,366	1月	3,133,594	6月	3,836,606
5月	3,682,501	10月	3,239,018	2月	2,560,699	7月	3,626,771

旭川市銀行預金竝に貸出殘高(旭川組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	通知預金	諸預金	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	15,870,084	1,408,009	5,932,581	579,121	15,236	23,805,032
6月	16,263,573	1,546,319	6,128,322	582,564	41,918	24,562,696
7月	16,420,650	1,654,945	6,368,986	563,926	25,502	25,043,009
8月	16,580,119	1,460,288	6,500,517	274,729	11,499	25,016,152
9月	16,947,254	1,887,664	6,640,811	377,579	23,449	25,902,757
10月	17,302,824	1,970,362	6,843,214	468,162	31,062	26,684,624
11月	17,817,373	2,332,917	7,514,435	409,667	14,718	28,184,283
12月	18,540,849	2,726,134	8,271,456	650,068	86,783	30,344,090
昭和14年 1月	19,168,342	2,234,198	8,388,815	448,533	16,997	30,256,885
2月	19,112,658	2,244,554	8,009,131	357,313	26,066	29,839,725
3月	18,948,984	2,177,844	7,840,677	304,190	45,659	29,319,496
4月	19,767,590	2,512,179	8,305,543	285,286	17,432	30,188,030
5月	19,275,198	2,214,859	8,769,611	308,952	15,992	30,687,612
6月	17,652,185	2,342,200	9,084,156	532,783	18,736	31,630,440
7月	17,425,516	2,425,877	9,005,773	1,075,551	39,812	31,992,649

貸出之部

	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形	荷爲替	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	12,967,127	4,630,447	1,717,863	3,915,262	512,096	22,942,795
6月	11,931,335	4,649,023	1,685,180	3,856,412	611,217	22,733,247
7月	12,187,855	4,241,822	1,618,257	3,967,286	610,702	22,681,670
8月	12,214,445	4,081,883	2,106,807	3,774,678	817,187	22,995,010
9月	12,176,598	3,936,192	1,950,894	3,690,118	656,560	22,410,362
10月	12,121,021	3,952,989	2,127,706	3,802,624	997,976	22,962,316
11月	11,729,545	4,719,863	1,961,568	3,891,707	909,968	24,202,651
12月	11,427,812	5,594,398	1,636,234	3,957,216	529,976	23,235,636
昭和14年 1月	11,318,468	5,440,781	1,765,231	3,688,128	551,110	22,763,778
2月	11,317,457	5,490,639	1,883,901	3,721,212	585,076	23,103,295
3月	11,078,107	5,938,499	2,355,999	5,012,999	583,775	24,963,157
4月	11,107,181	6,310,333	2,039,503	4,263,942	605,208	24,323,167
5月	10,734,598	6,502,169	2,094,625	4,320,200	441,475	24,093,067
6月	10,894,767	6,463,794	2,211,042	4,174,229	473,168	24,211,960
7月	10,759,750	5,638,684	2,025,845	4,286,829	637,606	23,546,714

現金在高

昭和13年 1月	722,530	6月	617,904	11月	187,926	3月 921,617
2月	679,841	7月	425,836	12月	644,553	4月 725,318
3月	718,218	8月	545,535	昭和14年		5月 773,890
4月	630,285	9月	621,272	1月	658,339	6月 718,179
5月	604,015	10月	875,677	2月	721,083	7月 990,496

小樽市銀行預金竝に貸出殘高(小樽組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	通知預金	諸預金	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	64,517,665	7,692,812	9,363,613	1,648,275	667,833	83,870,279
6月	66,582,476	11,281,069	9,806,352	2,468,277	858,875	90,997,049
7月	67,643,064	8,291,284	10,148,853	2,284,336	579,310	88,946,637
8月	68,212,598	8,443,275	10,225,72[illegible]	2,973,206	578,839	90,433,629
9月	69,882,713	8,647,770	10,595,744	3,436,096	758,159	93,240,482
10月	70,784,801	9,692,973	11,092,154	2,451,739	1,314,993	95,045,820
11月	71,710,146	9,715,885	11,342,178	2,976,136	501,717	96,226,672
12月	73,239,089	15,266,293	12,279,230	5,490,901	486,926	106,782,439
昭和14年 1月	74,417,424	14,376,421	11,936,084	3,756,632	671,576	105,162,137
2月	75,179,431	9,782,988	11,577,834	3,368,107	615,921	100,454,341
3月	76,[illegible]22,578	11,842,960	12,782,106	3,944,351	876,187	105,468,184
4月	76,822,784	10,375,635	13,137,380	3,565,338	1,075,538	104,966,695
5月	78,348,454	10,221,387	14,209,295	3,435,682	633,436	106,848,254
6月	81,319,640	14,838,895	14,272,883	4,881,578	831,317	116,243,286
7月	83,072,535	10,164,545	15,114,309	3,581,719	945,727	112,881,835

貸出之部

	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形(當所)	割引手形(他所)	荷爲替	合計
	円	円	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	10,816,673	31,426,438	11,416,491	14,736,292	12,590,729	1,443,039	91,729,567
6月	19,314,461	30,932,315	12,821,518	14,877,786	13,752,758	1,321,181	93,251,919
7月	21,157,181	28,963,757	10,649,103	14,736,162	12,975,390	1,692,665	90,224,206
8月	22,630,788	29,612,056	11,473,950	14,456,655	13,351,710	1,542,106	93,436,865
9月	22,485,384	31,401,337	11,307,384	14,971,367	13,790,529	2,096,925	96,292,697
10月	22,681,559	34,163,577	11,451,271	17,[illegible]21,355	10,516,431	2,371,603	98,467,796
11月	23,[illegible]11,238	36,822,938	11,281,098	18,099,164	9,869,941	2,551,964	101,236,343
12月	22,348,932	38,582,370	10,337,332	19,040,171	10,813,013	1,701,974	102,942,792
昭和14年 1月	22,265,968	36,748,068	10,711,600	18,881,566	9,662,011	2,331,471	100,740,684
2月	22,251,895	36,128,341	11,601,019	14,934,378	10,589,208	2,621,072	98,254,913
3月	22,128,154	37,666,909	12,614,728	15,511,956	12,101,474	2,549,118	102,495,339
4月	22,343,609	38,713,488	13,437,906	15,729,856	12,526,638	1,725,178	104,477,679
5月	22,220,507	37,058,904	15,383,978	15,657,025	13,685,349	1,982,493	106,118,256
6月	21,930,956	39,707,161	15,263,040	15,778,588	13,901,430	2,561,533	109,331,708
7月	21,991,299	39,758,178	13,981,518	16,174,263	14,059,547	2,418,717	108,388,522

現金在高

昭和13年 1月	3,945,932	6月	7,702,045	11月	5,567,668	3月 5,906,740
2月	5,039,884	7月	4,774,307	12月	11,883,828	4月 5,864,704
3月	5,290,639	8月	4,073,485	昭和14年		5月 5,617,885
4月	4,329,903	9月	4,579,724	1月	4,910,587	6月 9,850,782
5月	3,483,626	10月	5,417,080	2月	6,023,992	7月 4,166,069

釧路市銀行預金竝に貸出殘高(釧路組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	諸預金	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	7,642,522	1,335,943	2,507,248	39,255	11,524,968
6月	7,883,758	1,328,647	2,450,741	58,406	11,726,553
7月	8,055,077	1,524,196	2,457,941	109,649	12,146,773
8月	8,218,090	1,525,391	2,722,939	71,775	12,558,195
9月	8,269,317	1,782,775	2,725,281	102,128	12,879,501
10月	8,501,036	1,883,140	2,984,594	71,777	13,440,547
11月	8,633,712	1,823,327	3,047,723	81,040	13,585,802
12月	8,882,903	1,879,836	2,971,928	60,354	13,795,021
昭和14年 1月	8,962,085	1,602,923	3,215,211	78,174	13,858,393
2月	9,203,780	1,541,683	3,261,876	73,447	14,080,786
3月	9,283,043	1,691,928	2,957,178	65,087	13,997,236
4月	9,429,858	1,748,494	2,961,368	77,663	14,217,383
5月	9,774,903	1,867,928	3,071,329	63,634	14,776,894
6月	9,847,635	1,810,265	3,120,941	73,723	14,852,564
7月	10,011,656	2,036,834	3,441,152	69,332	15,558,974

貸出之部

	商業手形	荷爲替	手形貸付	證書貸付	當座貸越	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	3,154,449	196,067	1,574,282	7,302,805	656,549	12,884,152
6月	3,289,307	156,261	1,779,427	6,960,970	678,845	12,864,810
7月	3,351,274	176,039	2,020,203	6,962,066	724,599	13,234,181
8月	3,321,286	283,060	2,112,815	6,880,272	743,093	13,340,506
9月	3,327,066	240,207	2,288,819	6,837,848	259,249	13,453,189
10月	3,458,786	299,735	2,389,514	6,845,822	755,151	13,729,008
11月	3,446,790	458,925	2,469,768	6,842,365	787,301	14,005,149
12月	3,644,713	467,297	2,628,198	6,752,792	728,401	14,221,401
昭和14年 1月	3,326,478	308,330	2,557,231	6,686,344	699,407	13,577,790
2月	3,231,620	262,833	2,578,007	6,724,815	825,348	13,621,623
3月	3,428,575	307,289	2,611,611	6,711,805	867,792	13,927,072
4月	3,390,052	353,086	2,598,078	6,727,234	859,949	13,928,393
5月	3,434,057	255,719	2,425,431	6,735,290	927,906	13,778,403
6月	3,283,794	131,666	2,448,359	6,825,809	914,726	13,604,354
7月	3,259,401	219,305	2,503,631	6,813,156	888,681	13,678,174

現金在高

昭和13年	円		円		円	円
1月	350,397	6月	340,626	11月	439,834	3月 367,449
2月	398,532	7月	334,113	12月	923,651	4月 350,596
3月	304,993	8月	290,313	昭和14年		5月 389,953
4月	284,732	9月	378,029	1月	423,185	6月 443,740
5月	279,894	10月	395,303	2月	450,554	7月 488,089

室蘭市銀行預金竝に貸出殘高(室蘭組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	通知預金	諸預金	合計
	円	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	5,530,372	2,398,337	1,783,873	100,010	157,191	9,975,713
6月	5,578,287	2,718,648	1,848,168	130,364	54,187	10,334,654
7月	5,665,310	2,617,874	1,711,814	163,825	31,154	10,189,992
8月	5,758,631	2,456,519	1,908,184	218,925	25,374	10,367,533
9月	6,101,075	2,337,901	2,004,486	247,116	24,331	10,714,959
10月	6,662,936	2,631,268	2,099,224	203,000	83,069	11,629,497
11月	7,667,031	3,150,870	1,922,910	1,216,000	172,090	14,118,900
12月	7,861,083	2,487,222	1,909,127	225,588	19,678	12,501,704
昭和14年 1月	7,962,727	2,869,673	1,934,532	305,588	107,311	13,179,831
2月	8,005,124	3,095,317	1,989,805	236,685	58,278	13,385,209
3月	8,010,543	2,942,209	2,054,473	246,383	44,541	13,298,274
4月	8,207,336	2,814,673	2,180,216	297,770	101,374	13,691,369
5月	7,416,904	3,283,563	2,425,178	277,121	71,159	13,473,925
6月	8,147,453	3,320,441	2,930,138	357,680	61,744	14,817,456
7月	8,747,709	3,193,708	2,904,542	245,553	163,012	15,250,524

貸出之部

	貸付	貸越	割引	荷爲替	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	3,414,806	686,619	7,128,631	57,133	11,287,239
6月	3,398,704	755,667	7,207,194	103,767	11,455,332
7月	3,451,446	784,572	7,231,548	189,306	11,667,872
8月	3,576,923	643,354	7,284,699	106,126	11,611,102
9月	3,677,288	779,716	7,369,917	91,067	11,897,984
10月	4,182,584	659,711	7,852,518	452,618	13,147,461
11月	4,204,725	921,249	9,859,586	385,559	15,440,729
12月	5,503,524	799,546	8,544,168	303,685	15,150,923
昭和14年 1月	5,461,512	845,884	8,384,409	147,655	14,839,460
2月	4,883,638	912,904	8,007,437	123,106	13,927,085
3月	4,874,953	858,469	8,102,490	72,009	13,907,921
4月	4,919,165	826,457	8,427,940	103,551	14,277,113
5月	4,666,762	833,285	7,102,273	45,351	12,647,671
6月	4,276,816	752,776	6,553,679	48,223	11,590,174
7月	4,460,084	705,335	5,459,835	69,008	10,694,262

現金在高

昭和13年	円		円		円	円
1月	421,166	6月	632,714	11月	571,781	3月 428,818
2月	416,697	7月	437,272	12月	1,035,344	4月 516,053
3月	488,841	8月	318,439	昭和14年		5月 725,124
4月	671,319	9月	487,776	1月	617,387	6月 1,232,204
5月	490,180	10月	405,590	2月	461,146	7月 1,072,526

帯廣市銀行預金竝に貸出殘高(帯廣組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	諸預金	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	8,612,292	1,427,748	3,087,945	397,879	13,525,854
6月	8,838,734	1,616,503	3,003,598	177,032	13,635,867
7月	8,954,271	1,330,745	2,909,293	74,933	13,268,242
8月	9,015,687	1,786,008	2,974,616	53,920	13,835,231
9月	9,130,807	1,807,907	2,985,086	46,688	13,970,486
10月	9,338,604	1,792,234	3,562,360	90,125	14,773,373
11月	9,742,879	2,224,576	4,210,055	110,519	16,288,029
12月	10,096,578	2,300,332	4,753,327	177,217	17,327,454
昭和14年 1月	10,699,317	2,146,968	4,375,185	193,520	17,414,979
2月	10,882,475	2,138,806	4,117,617	208,870	17,347,768
3月	11,055,215	1,874,899	4,033,327	205,160	17,168,601
4月	11,108,417	1,771,957	3,937,929	182,689	17,005,992
5月	11,309,139	1,883,691	4,282,313	343,565	17,818,708
6月	11,779,050	1,850,046	4,173,262	276,049	17,978,407
7月	11,863,740	1,771,513	4,050,506	127,599	17,845,657

貸出之部

	貸付	當座貸越	割引	荷爲替	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	7,143,982	732,413	1,863,715	523,714	10,263,784
6月	6,908,846	715,254	2,521,217	343,257	10,488,574
7月	6,854,737	676,149	2,760,403	358,242	10,649,531
8月	6,931,197	705,206	3,201,176	259,088	11,096,667
9月	6,809,343	718,196	3,350,004	352,578	11,230,121
10月	6,950,210	718,146	3,609,765	1,782,674	13,060,795
11月	6,911,046	718,737	4,036,118	1,805,293	13,868,244
12月	7,060,905	579,136	4,857,443	1,620,141	14,123,688
昭和14年 1月	7,001,720	648,777	4,330,599	754,922	12,732,818
2月	7,004,028	729,726	4,027,162	991,481	12,752,367
3月	6,853,738	722,014	4,422,096	924,923	12,922,771
4月	6,620,092	788,582	3,925,073	644,524	11,976,271
5月	6,704,631	756,532	3,671,443	538,194	11,600,800
6月	6,739,896	844,652	3,474,091	542,466	11,601,105
7月	6,792,677	780,937	3,444,915	398,191	11,416,720

現金在高

	円		円		円		円
昭和13年 1月	366,704	6月	271,695	11月	532,180	3月	407,905
2月	298,297	7月	382,378	12月	1,137,220	4月	396,469
3月	294,173	8月	314,238	昭和14年		5月	429,842
4月	355,765	9月	378,705	1月	400,416	6月	596,855
5月	379,551	10月	533,857	2月	131,673	7月	489,851

根室町銀行預金竝に貸出殘高(根室組合銀行)

預金之部

	定期	當座	特別當座	諸預金	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	5,366,062	703,435	1,431,107	53,766	7,553,380
6月	5,516,812	1,029,935	1,511,945	65,151	8,123,843
7月	5,641,377	887,155	1,609,772	98,194	8,236,498
8月	5,742,233	1,063,981	1,682,771	88,590	8,587,551
9月	5,831,928	1,121,361	1,691,271	109,324	8,742,884
10月	5,862,423	1,056,532	1,666,476	108,974	8,694,335
11月	5,963,461	1,095,007	1,872,355	105,402	9,034,225
12月	6,155,919	883,672	1,892,691	143,694	9,045,976
昭和14年 1月	6,333,505	883,579	1,827,174	187,131	9,231,389
2月	6,389,949	868,502	1,664,430	182,774	9,105,655
3月	6,549,959	708,988	1,795,426	87,272	9,132,645
4月	6,485,980	733,373	1,461,418	73,371	8,754,072
5月	6,568,433	1,065,684	1,475,556	56,147	9,165,820
6月	6,581,272	1,391,463	1,876,261	62,313	9,911,239
7月	6,796,687	1,651,839	2,076,998	19,315	10,544,899

貸出之部

	貸付	當座貸越	割引	荷爲替	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	1,388,034	561,005	3,532,155	779,495	6,261,689
6月	1,373,451	465,545	3,481,082	969,319	6,289,397
7月	1,305,803	452,798	3,547,381	702,039	6,008,102
8月	1,309,949	412,582	3,766,897	521,658	6,011,086
9月	1,294,265	424,629	3,723,086	693,939	6,135,919
10月	1,278,692	434,513	3,846,858	679,858	6,219,921
11月	1,233,383	419,215	4,234,598	562,919	6,510,105
12月	1,200,199	422,013	4,924,032	451,812	6,998,056
昭和14年 1月	1,291,073	507,466	4,899,748	440,759	7,049,046
2月	1,200,928	498,442	5,117,436	487,442	7,304,248
3月	1,201,713	566,792	5,471,839	202,717	7,443,061
4月	1,186,838	658,445	5,053,735	473,217	7,370,235
5月	1,180,098	606,177	4,899,401	854,453	7,540,129
6月	1,162,838	553,106	5,094,749	802,322	7,612,985
7月	1,186,904	467,757	5,195,269	1,305,215	8,155,145

現金在高

	円		円		円		円
昭和13年 1月	100,434	6月	55,778	11月	212,812	3月	85,725
2月	81,776	7月	105,587	12月	568,878	4月	39,794
3月	96,120	8月	54,455	昭和14年		5月	60,863
4月	67,859	9月	100,405	1月	44,562	6月	134,622
5月	80,217	10月	159,606	2月	105,004	7月	206,574

野付牛町銀行預金並に貸出殘高（野付牛組合銀行）

預金之部

	定期	當座	特別當座	諸預金	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	4,755,917	369,203	1,676,904	80,272	6,903,316
6月	4,786,636	369,330	1,523,328	138,247	6,808,541
7月	4,686,482	311,620	1,389,518	98,960	6,486,980
8月	4,713,174	341,703	1,486,244	56,689	6,597,810
9月	4,784,659	406,135	1,425,671	81,322	6,757,767
10月	4,913,192	603,685	1,313,789	62,417	6,893,073
11月	4,955,350	645,899	1,687,230	97,145	9,385,534
12月	5,130,231	568,163	1,811,979	92,035	7,600,468
昭和14年 1月	5,313,028	498,047	1,631,967	96,324	7,539,366
2月	5,366,872	523,690	1,611,119	66,089	7,567,671
3月	5,467,837	511,590	1,701,401	75,732	7,756,560
4月	5,510,516	527,498	1,630,760	119,950	7,788,725
5月	5,620,440	441,941	1,660,689	94,813	7,826,883
6月	5,765,449	524,412	1,648,512	131,416	8,069,789
7月	5,811,043	560,827	1,554,622	89,571	8,016,063

貸出之部

	貸付	當座貸越	割引	荷爲替	合計
	円	円	円	円	円
昭和13年 5月	1,381,910	402,539	1,051,846	64,956	2,951,251
6月	1,319,110	322,069	1,059,564	69,671	2,761,414
7月	1,245,933	394,216	1,019,975	49,084	2,709,218
8月	1,200,219	429,840	1,045,649	27,764	2,703,472
9月	1,167,481	432,174	1,141,671	85,282	2,826,608
10月	1,234,114	418,431	1,151,311	186,308	2,990,164
11月	1,243,507	524,122	1,131,862	284,078	3,191,569
12月	1,279,267	406,905	1,229,933	215,140	3,131,245
昭和14年 1月	1,217,562	410,387	1,088,972	166,998	2,883,019
2月	1,213,878	445,634	1,087,912	220,082	2,967,506
3月	1,244,372	699,650	1,248,835	113,897	3,306,754
4月	1,180,139	630,985	992,449	344,734	3,148,238
5月	1,137,469	652,369	1,334,220	182,006	3,306,055
6月	1,120,218	644,578	1,433,568	87,472	3,285,826
7月	1,097,787	561,563	1,475,472	36,414	3,171,236

現金在高

昭和13年 1月	円 228,609	6月	円 256,734	11月	円 247,450	3月	円 324,240
2月	175,273	7月	134,127	12月	482,566	4月	216,811
3月	241,951	8月	190,114	昭和14年		5月	164,423
4月	189,212	9月	287,179	1月	214,636	6月	190,581
5月	172,026	10月	187,966	2月	171,764	7月	227,203

建宅 物地 融金

家賃程の月賦金で知らぬ間に元利金を拂ふ便法

當行は一般銀行業務の外
北海道金庫事務の取扱尚左の金融を致します

建物月賦表			宅地月賦表		
貸付元金	三箇年三十六回拂	四箇年四十八回拂	貸付元金	四箇年四十八回拂	五箇年六十回拂
五百圓	一五九〇	一二・四五	壹千圓	一二・〇二	九・九五
壹千圓	三一八〇	一二四・八九	參千圓	二四・〇四	一九・九〇
五千圓	一五九・〇〇	一二四・四三	五千圓	一二〇・二〇	九九・四八
壹萬圓	三一八・〇〇	二四八・八六	壹萬圓	二四〇・四〇	一九八・九六

建物月賦表			宅地月賦表		
貸付元金	三箇年三十六回拂	五箇年六十回拂	貸付元金	四箇年四十八回拂	五箇年六十回拂
五百圓	一五・四九	一〇・三八	壹千圓	一二・〇二	九・九五
壹千圓	三〇・九七	二〇・七六	參千圓	三〇・九七	二九・一
五千圓	一五四・八五	一〇三・八〇	五千圓	一五四・八五	一二〇・二〇
壹萬圓	三〇九・六九	二〇七・五九	壹萬圓	三〇九・六九	二四〇・四〇

支店
出張所

東京、函館、余市、小樽、岩見澤、美唄、室蘭、旭川、帶廣
函館、若松町、本町、大町、余市澤町、小樽、花園町、若松町
錦町、札幌豐平、北八條、旭川四條、栗山、止若、新得

札幌市大通西四丁目壹番地

株式會社 北門銀行

電話代表 三三四〇番

北海道本金庫

マルイ井醤油
マルイ井味噌
汽車ソース

札幌市南一條西三丁目

井 今井醤油店

電話長一八番
九番
振替小樽七七〇〇番

商業

物價

今次事變を契機として我が國の經濟は自由主義經濟から戰時統制經濟の方向に急旋回し、漸次その態勢を整へつゝある。從つて見ゆる經濟政策はこの線に沿ひこの方向に向かつて採られてゐる。軍需、輸出、代用品工業等戰時產業の飛躍的發展に引きかへ平和產業は犧牲を强ひられてゐるが、これも聖戰目的完遂のためには忍ばねばならぬ犧牲である。物資の不足が喚ぶ物價昂騰に對する抑制策も配給業者には大きな打擊であるが、これも戰時統制經濟を確立するための惡性インフレ防止策であつて業者は擧つてこれに順應せねばならぬ。政府の物價對策は今後益々强化されるものと豫想されてゐるが、現在まで採られた政策施設を本道に就いて見れば大要次の如くである。

物價調整の實狀

一、物價調整の現狀

1本道に於ける物價の推移

昭和十二年事變勃發以來本道の物價も亦全國的なる漸騰歩調と其の軌を一にしつゝありて昭和十三年二月以來愈々其の騰勢に著しきを加へ同年六月に至り昭和十三年中の最高を示し其の後政府當局の統制宣言效なく七、八月と反落せるも九月より亦々騰勢に轉じ昭和十四年四月に至り事變以來の最高を示すの情勢に在り

小樽市物價の趨勢

昭和四年十二月基準

（商工會議所統計に依る）

年月	卸賣物價指數	小賣物價指數
昭和十二年七月	一〇九	一〇二
八月	一〇九	一〇二
九月	一〇九	一〇二
十月	一〇九	一〇二
十一月	一一一	一〇二
十二月	一一一	一〇二
昭和十三年一月	一一二	一〇二
二月	一一二	一〇二
三月	一一二	一〇二
四月	一一三	一〇二
五月	一一三・六	一〇二
五月	一一三	一〇二
六月	一一九	一〇二
七月	一一九	一〇二
八月	一一九	一〇二
九月	一一九	一〇二
十月	一一九	一〇二
十一月	一一九	一〇二
十二月	一一九	一〇二
昭和十四年一月	一一九	一〇二
二月	一一九	一〇二
三月	一一九	一〇二
四月	一一九	一〇二
五月	一一九・六	一〇二

2物價調整方策

（1）公定價格の設定竝に運用

イ 物品販賣價格取締規則に依り商工大臣が指定せる物品に付商工大臣が最高價格を指定せるものは其の價格を、價格を指定せざるものは其の指定年月日現在の價格を超えしめざる樣指導及び取締が爲されつゝあり

◇八十種目

物品販賣價格取締規則以外の法令に依り價格指定を爲せるものに左の物品あり（綿糸、ス・フ糸、人絹糸、毛糸、皮革、米麥）

ロ 右物品中中央物價委員會に於て標準價格を決定せるものに付いては北海道地方物價委員會竝に專門委員會の議を經長官に於て最高價格を指定しつゝあり（綿、ス・フ、絹、人絹、毛及び麻製品、家庭用及び浴場用石炭、木炭、煉炭、豆炭、ゴム製品、再生ゴム原料、工業藥品類、肥料鑛石、アルミニユーム及びアルマイト製品、農機具類、鷄卵、砂糖、燐寸、氷、皮革製品、紙類、傘類、履物類）

ハ、商工大臣指定外の物品にして中央物價委員會に於て標準價格を決定せるものに付いては同樣に本道標準價格を公示し暴利取締の基準に爲しつつあり（皮革修繕料）

ニ、前各項以外の物品にして本道に於て抑制の必要あるものに付いては物價委員會の議を經、或は本省と打合はせの上價格の指定を爲し或は標準價格の公示を爲しつゝあり（肉類、干鰯、菜漬、清涼飲料、雪下駄、農機具）

（2）協定價格の設定竝に運用

價格の指定又は標準價格の公示を爲さざるものに付いては業當り當業者をして協定價格を設けしめ自治的に物價の抑制を圖らしめつゝあり（纖維製品、藥品類、ストーブ類、スキー類、洋服仕立料）

3官民の協力

物價の調整は極力官民の協力を必要とするので當廳では左の施設を講じて民間の協力を求め或は趣旨の徹底普及に努めつつあり

(1) 物價委員會の設置

昭和十三年四月物價委員會の公布と共に本道に於ても北海道地方物價委員會竝に纖維品、化學工業品、金屬品、雜品、石炭、燃料、食料品の七專門委員會を設置し同年六月以降十二回に亙る本委員會竝に之に伴なふ各專門委員會を開催し本道に於ける最高標準價格を審議答申しつゝあり

北海道地方物價委員會委員

▽會長北海道廳長官戶塚九一郞

▽委員經濟部長齋藤秀夫、同警察部長齋藤亮、同北海道帝國大學名譽教授高岡熊雄、同第七師團經理部員陸軍主計大佐武藤忠安、同北海道會議長(缺員)同札幌市長三澤寬一、同北海道町村長會長吉田貫一、同日本銀行小樽支店長北代誠彌、同札幌商工會議所會頭大瀧甚太郎、同北海道商工會聯合會會頭小林米三郎、同北海道信用購買販賣組合聯合會會長小林篤一、同商業組合中央會北海道支部長岩崎國治郎、同北海道製酪販賣組合聯合會會長黑澤酉藏、同北海タイムス社長阿部良夫、同小樽新聞社取締役社長地崎宇三郎

(2) 物價調査委員の任命

昭和十三年八月公布の物價調査委員令に依り本道に於ても二十二地區百五十四名の委員を任命し夫々物價に關する調査竝に監視を行はしめつゝあり

(3) 地方戰時經濟調整委員會の設置

道廳竝に支廳、市二十一に右委員會を設置し各指導關係者の橫の連絡を圖り以て事務の圓滑を期しつゝあり

(4) 物價調整當業者協力制度の實施

政府の方針に基づき商業組合其の他商業者の組合に物價調整協力委員を設けしめ自治的に物價抑制に協力せしめつゝあり

(5) 地方懇談會の開催

現在迄市及び支廳所在地其の他主要町村に懇談會を開催し趣旨の普及徹底に努めつゝあるも更に今後も必要に應じ開催し關係方面の協力を求むる計畫である

(6) 指導者の連絡協議會の開催

支廳、市、警察署、商工會議所等の代表者の連絡協議會を各地に開催し指導方針の統制及び徹底に努めつゝあり

(7) 展覽會の開催

昭和十三年度に於て七市に公定商品の展覽會を開催したが本年度に於ては更に其の範圍を擴張し主要地十四箇所に於て開催す

(8) 資料の配布其の他

物價調整に關する資料を各方面に配布し或は機會ある毎に趣旨の徹底に努むる等各般の措置を講じつゝあり

二、物價調整の影響

1 農山漁村

農林水產物の需給狀況は著しきものあるが現在輸出入品等關係臨時措置法に依る價格統制の目的となるは其の極一部に(木炭、雞卵等)限らる・を以て其の消費物資の統制に比すれば顯著なる影響認め難し

2 鑛工業

資材竝に平和產業關係に付いては價格統制に依る影響尠からざるものあるも生產擴充資材竝に軍需產業關係に付いては概ね價格統制を爲し居らざるを以て影響少しと認めらる(但し石炭に付いては利潤の低下免れ難きものあり)

3 商業

現在迄の物價の引下は配給口錢の縮少に負ふもの尠からざるを以て取扱數量の減少と共に其の影響著しきものあるを認められ從つてこれが對策としては當然自由主義經濟時代の配給機構を改革し現戰時統制經濟に順應することが必要とされる

中小商工業資金融通狀況

中小商工業者の金融難が近年の中小商工業者不振の一因ともなつてゐるので、政府では先づ昭和六年十二月以降昭和十二年十月迄大藏省預金部から中小商工業者等產業資金を融通して金融の途を拓き、更に昭和十二年十二月からは中小商工業振興資金の融通開始と共に中小商工業資金融通損失補償制度を實施し昭和十三年十一月からは更に支那事變の進展に伴ひ物資統制の强化を受けて轉業を餘儀なくされた中小商工業者のために中小商工業轉換資金の融通を開始し、加ふるに應召者の家族、戰死者の遺族、歸鄕應召者の中小商工業開業又は轉業に對しても金融の便宜を計つてゐるが、本道でも之等業者の資金難緩和のため道廳では特に意を用ひ絶えず取扱金融機關を鞭撻して各種資金の圓滑なる融通を計つてゐる。

現在融通中の各種資金の本道に於ける貸付狀況は左の通りである。

一、中小商工業資金融通損失補償制度に依る貸付

昭和十二年度に於ては融通總額五十萬圓の割當を受け、商工組合中央金庫札幌支所、日本興業銀行北海道支店、北海道拓殖銀行、北海道銀行、北門銀行、第一銀行札幌支店、安田銀行室蘭支店、同野付牛支店、十二銀行深川支店の九金融機關を取扱金融機關に指定し十二月より翌年三月末迄に四十三萬餘圓を貸付け、十三年度には融通總額割當を百萬圓に倍加され指定金融機關は前年度指定機關中十二銀行深川支店を除き新に函館、釧路、室蘭、帶廣、網走、余市、野付牛の七市街地信用組合を加へて十五に增加し、十三年五月より十四年三月末迄に九十萬圓餘を貸付け、十四年度は更に融通總額を百三十萬圓に增加され指定金融機關には野付牛信用組合を除き旭川信用組合を加へ五月より貸付を開始したが七月末迄に旣に四十萬圓餘を貸付けた。此の貸付狀況を貸付機關別、貸付先別に分類すると、

貸付先別		貸付口數	貸付總額
商業組合		七口	六三、六五〇円
工業組合		一〇	九三、〇五〇
中小商業者	個人	四一九	六〇二、四四七
	會社	八	四七、六〇〇
中小工業者	個人	一三三	三九八、四三三
	會社	一三	八四、五〇〇
計		五九〇	一、三三七、六五〇

(昭和十四年三月末日現在)

取扱機關別	昭和十二年度 貸付口數	昭和十二年度 貸付金額	昭和十三年度 貸付口數	昭和十三年度 貸付金額	昭和十四年度(七月末現在) 貸付口數	昭和十四年度(七月末現在) 貸付金額
商工組合中央金庫札幌支所	七口	八九、六八〇円	九口	五九、〇〇〇円	九口	三六、三五〇円
日本興業銀行北海道支店	一七	七〇、〇〇〇	四五	一九〇、〇〇〇	一三	五七、四四〇
北海道拓殖銀行	一二七	一五一、四八〇	八七	二六九、五〇〇	二六	六七、六〇〇
各普通銀行	一四九	一二六、〇四〇	八六	三〇四、〇四〇	一八	五三、〇〇〇
各信用組合	—	—	一六三	一七七、六八〇	九一	一〇一、〇〇〇
計	三〇〇	四三七、六一〇	三九〇	九〇〇、〇四〇	一五七	四〇六、三四〇

二、中小商工業振興資金

中小商工業振興資金の貸付總額は昭和十二年十二月の融通開始以來十四年七月迄に左表の如く百三十萬圓を超えてゐる。此の資金の貸付先は中小商工業者に限られてゐるが、商工業組合を經由してその所屬組合員たる中小商工業者に貸付けることも出來るので、これを利用して資金繰を緩和されてゐる向も少くない。

取扱金融機關	經由機關	貸付總額
商工組合中央金庫札幌支所	商工業組合	一七八、〇五〇円
日本興業銀行北海道支店	直接貸	四二〇、三五〇
北海道拓殖銀行	直接貸	四四八、八五〇
產業組合中央金庫仙臺支所	普通銀行	九九、三〇〇
	商工業組合	四五、〇〇〇
	信用組合	一三五、六〇〇
計		一、三二七、〇〇〇

三、中小商工業轉換資金

中小商工業轉換資金は組合でも中小商工業者でも借受けられるが、支那事變關係の物資需給調整其の他の經濟統制の影響を受け、しかも軍需產業、代用品產業、輸出產業等に轉業する者に限られてゐるのと、本道の業者はそれ程迄に轉業の必要を感じてゐないためか、十三年十二月融通開始以來その貸付は左の如くまだ僅少である。

取扱金融機關	貸付先	產業部門	貸付口數	貸付金額
商工組合中央金庫札幌支所	工業組合	軍需產業	一口	二三、九五〇円
同	同	代用品產業	一	一八、〇〇〇
日本興業銀行北海道支店	工業者	代用品產業	一	七、〇〇〇
計			三	四八、九五〇

會社表 (昭和十三年)

(北海道)

種別	會社數 合名	會社數 合資	會社數 株式	會社數 株式合資	會社數 合計	株主及び社員の數	資本金總額	拂込資本金額
農業	一一五	一六	三一	—	一六二	一、三三九	七〇、八四四、四一三円	[illegible]
水產業	三六	五七	四七	—	一四〇	一、四八七	三〇、六九二、三三〇	[illegible]
鑛業	一	一二	一六	—	二九	三四九	一五、三八七、三〇〇	[illegible]
工業	六一	三二二	二五三	二	六三八	一三、三三〇	一八八、〇二五、四一三	[illegible]
商業	三三〇	一、一七一	四八九	—	一、九八〇	二〇、六六九	九〇、一三七、三一〇	[illegible]
金融及保險業	一八	三八	五八	—	一一四	八、三三三	四六、八四四、九三〇	[illegible]
交通業	四二	二〇三	二一三	—	四五八	七、六六六	七九、六六九、一〇七	[illegible]
其の他	三八	二四	一六	—	七八	八、六六五	一七、六七七、三三〇	[illegible]
合計	五三一	一、九五三	一、一二三	二	三、五八九	五三、八三七	四七一、四九七、〇六二	[illegible]

無盡業

本道の無盡業は大正四年發布の無盡業法に依り翌五年旭川市の上川無盡株式會社が免許せられたのを始に逐年增加を來し、今や本店十一、支店十五を數へ庶民金融機關として最も重要な地位を占むるに至つた。

昭和十三年末に於ける以上十一社の拂本金二百十一萬圓、拂込百三十四萬三千五百圓、法定積立金が四十一萬餘圓にて、組數四千二百組、口數十五萬五千二百餘口、給付金契約高は一億九百萬圓、掛金契約高は一億一千三百萬圓を算してゐる。尙同期末に於ける會社は下の如くである。

會社一束

▽第三十六回拿道銀行大會は十四年九月二十二日旭川市に開催、日銀より鳥居理事、大藏省より舟山關東局長臨席。

▽北海道拓殖銀行は昭和十四年四月一日創立四十周年を迎へ五月一日盛大な記念式典を擧げた。

▽拓銀の十四年度定例支店長會議は五月一日—五月五日本店に開催、引續き特に時局に鑑み次の各臨時會議を開催、業務遂行に遺憾なきを期した。

○次長、支店長代理會議＝五月二十二日—二十四日○經理會議＝八月二十八日—三十日○修正割引會議＝九月四日—六日○臨時會議＝九月十四日—十六日○預金會議＝九月二十五日—二十七日

▽道銀十四年度支店長會議は八月十七、八、九日の三日間小樽本店に開催。

本道無盡會社一覽

名稱	所在地	支店出張所數	代理店數	公稱資本金	拂込金	法定積立金	組數	口數	給付金契約高	掛金契約高
				千円	千円	千円			千円	千円
日之出無盡株式會社	札幌市	一	四	一、二〇〇	一、二〇〇	四四一	一、〇七九	一〇、〇五四	一〇、〇五四	一〇、〇五四
北海道無盡株式會社	同	一	一	一〇〇	七五、〇〇〇	二、二一一	三、九二八	三、三三八	三、三三八	三、三三八
小樽無盡株式會社	小樽市	四	一	三、四五〇	三、四五〇	九、〇一八	九、九七七	九、六六四	九、六六四	九、六六四
函館無盡株式會社	函館市	四	一	三、〇〇〇	二、六五〇、〇〇〇	九、〇一四	九、九七七	九、六六四	九、六六四	九、六六四
室蘭無盡株式會社	室蘭市	三	一	三、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇	七、九四六	七、九三五	七、九三五	七、九三五
拓殖無盡株式會社	旭川市	四	四	三、〇〇〇	一、六二八	六、二四〇	七、九四六	七、九三五	七、九三五	七、九三五
釧路興業無盡株式會社	釧路市	四	六	三、〇〇〇	一、六二八	六、二四〇	七、九四六	七、九三五	七、九三五	七、九三五
北日本無盡株式會社	帶廣市	一	一	七五〇	七五〇	二、八〇〇	九一	三、七三〇	三、七三〇	三、七三〇
根室無盡株式會社	根室町	五	三	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、三〇〇	五六一	二、三九八	二、三九八	二、三九八
一力無盡株式會社	野付牛町	一	一	一〇〇	七五、〇〇〇	二、二一一	三、九二八	三、三三八	三、三三八	三、三三八
北海産業無盡株式會社	稚内町	一	一	一〇〇	七五、〇〇〇	二、二一一	三、九二八	三、三三八	三、三三八	三、三三八
合計		三四	二四	一一、三〇〇	一〇、六五一、〇〇〇	四四、二五〇	四二、一七六	一五、五二二	一〇、〇九九、五〇〇	一〇、〇九九、五〇〇

道内本店銀行

商號	本店所在地	支店出張所數	全數	道内	道外	公稱資本金	拂込金	設立年月日	代表者
						千円	千円		
北海道拓殖銀行	札幌市大通	三八	三六	三二	四	三〇、〇〇〇	二三、五〇〇、〇〇〇	明治三十三、三、五	岡田信
函館貯蓄銀行	函館市末廣町	二二	二一	一八	三	五〇〇	三九二、五〇〇	明治三九、六、三〇	相馬哲平
北海貯蓄銀行	札幌市南二條	一〇	九	二	七	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	大正二、一、三〇	板谷宮吉
北海道銀行	小樽市色内町	四二	四一	一一	一	七、八〇〇	五、四四五、〇〇〇	明治三七、一、二一	中山豐
北海道殖産銀行	夕張郡角田村	四	四	九	一	一、〇〇〇	六〇、〇〇〇	大正八、三、五	小林米三郎
北門銀行	札幌市大通	九	九	五	四	一、〇〇〇	二八、五〇〇	明治四四、一、三	壹岐隼太
北海道商工銀行	小樽市色内町	五	五	三	二	三、〇〇〇	七八六、八五〇	明治三九、三、六	米道彌太郎
泰北銀行	小樽市稻穗町	一	一	一	一	一、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	明治三三、四、五	藤山良三
合計		二一〇	九五	五三	四二	三三、八〇〇	三一、二一二、八五五		

本道に支店を有する道外本店銀行

銀行名	本店所在地	資本金	道内支店設置箇所
		千円	
日本銀行	東京市	六〇、〇〇〇	小樽、函館
日本興業銀行	東京市	五〇、〇〇〇	札幌
三井銀行	東京市	一〇、〇〇〇	小樽
三菱銀行	東京市	一〇、〇〇〇	小樽
第一銀行	東京市	五、五〇〇	札幌、小樽、函館
安田銀行	東京市	一五、〇〇〇	【函館、小樽、札幌、室蘭、根室、帶廣、野付牛、釧路】
東京市十二銀行	東京市	二、〇〇〇	【小樽、札幌、室蘭、根室、帶廣、野付牛、釧路】
富山市第五十九銀行	富山市	一〇、八〇〇	【函館、小樽、江別、札幌、小樽、旭川、帶廣、函館、野付牛、釧路】
弘前市中越銀行	弘前市	五、〇〇〇	函館
富山市樺太銀行	富山市	二、〇〇〇	小樽、旭川
樺太大泊町第四十七銀行	樺太大泊町	二、八五〇	小樽
富山市安田貯蓄銀行	富山市	二、〇三五	小樽
東京市不動貯金銀行	東京市	八、〇〇〇	函館
東京市			小樽、札幌、函館

外に横濱正金銀行小樽出張所あり。

商業組合

商業組合は消極的に不當廉賣不正競爭の防止、商品の規格統一、價格協定等の統制事業を行ふと同時に、共同仕入、共同販賣、低利資金の借受預金の受入及び運輸、保管等の營利事業をも爲し得るものであるが、昭和十三年第七十三議會に於て一商業組合法の一部が改正せられ、組合員の債務の保證、商品券の發行、倉庫證券の發行が認められることになり、更に統制のみの組合の設立が認められることになつた外、原則として道府縣の管轄を超えざる組合の設立認可權が地方長官に移讓せられた。この結果組合の數も急增するのではないかと思はれる。

本道に於ても大企業家の壓迫産業組合の發達、財界の不況、加ふるに凶作水害等に因り當業者の更生せんとする自覺と、當廳の組合精神の普及及び指導奬勵に依り漸次商業組合の設立を見、本法制定以來既に設立認可を得たるもの百二十八に達するの狀況にある。

尙昭和九年八月北海道商業組合協會の設立を見、組合相互の連絡協調を圖り共同の利益を增進し、併せて組合の普及發達に資しつゝあつたが、商業組合中央會の法人化と共に之が支部に改組し、中央と連絡を緊密にし一段と本道商業組合の爲貢獻せんとしてゐる。

商工會

元來商工會議所は都市及び特殊の町に其の設立を認められるもので、會て存してゐた實業協會なるものは全くの任意團體で機能發揮の上に遺憾の點が多かつたので、道廳に於ては大正十五年二月先づ基本法規を制定し、次いで昭和四年六月七日北海道廳令第五十二號を以て商工會規則を公布し、適當なる指導監督を加へ以て地方商工業の發展に資しつゝある。

現在廳令により設立したる商工會八十七を數へ、之等の商工會の全體を以て商工會聯合會を組織してゐる。其の目的及び事

業は商工會議所と同一にして、專ら各商工會の統一連絡を計るを主眼としてゐる。

役員氏名（昭和十四年六月二十四日現在）

會頭	栗山商工會會頭	小林米三郎
副會頭	留萌商工會會頭	增　太一
同	野付牛商工會會頭	伊谷半二郎
常議員	江別商工會會頭	岩田弘喜雄
同	岩内商工會會頭	佐藤鹿松
同	倶知安商工會會頭	十井堅一
同	岩見澤商工會會頭	三谷愛次郎
同	滿眞布商工會會頭	小山辰雄
同	夕張商工會會頭	吉野五郎次
同	青小牧商工會會頭	宮城義則
同	伊達商工會會頭	伊藤政治郎
同	苫小牧商工會會頭	西孝太郎
同	纐纈商工會會頭	鳥谷庫藏
同	深川商工會會頭	辰巳又一
同	倉市商工會會頭	阿部鶴松
同	富良野商工會會頭	清水一雄
同	士別商工會會頭	鈴木顯藏
同	名寄商工會會頭	田村寛定
同	種内商工會會頭	辻　力三

北海道樽太商工會議所一覽（昭和十四年九月現在）

所名	所在地	會頭	副會頭	理事	議員數
札幌	札幌市北一西四	大瀧甚太郎	新田敬二郎	吉田　寧	四〇
小樽	小樽市色内町六	杉江仙次郎	松川嘉太郎	――	三五
函館	函館市鶴岡町一	岡本巖太郎	齋藤榮三郎	杉村大造	四〇
室蘭	室蘭市常盤町二	栗林德一	田中義高	竹内勝次	三五
旭川	旭川市常盤通一〇	鶴間禮藏	松家岡次郎	岡和田精三	三五
釧路	釧路市大川町三	兩角榮治	金井重喜	成田正德	三五
豐原	豐原市大通南六	小林隆平	杉本孝作	内山四男也	――
大泊	大泊町本町南四	大野順末	越川良造	小原正義	――
眞岡	眞岡町山手町一	大橋德太郎	島田久四郎	平本時助	――
知取	知取町字千歳町四	秋山五郎	稻原秀行	加藤喜三郎	――
惠須取	惠須取町南濱町一	杉村富作	樋口　武	生駒秀三郎	――

卸賣市場

本道の卸賣市場は往時魚商が會社組織に依り組合を設け、產地より荷を引きたるに始る。その後利用大いに增加、明治三十三年市場規則の制定を見るに至つた。事務主管は警察部衞生課であつたが、現在經濟部商業課に在り、指導の目標を(1)空分布の適正、(2)經營の改善、(3)組織の整備、(4)財政の確立に置き、之が機能發揮に努めた結果今日本道卸賣市場は其の經營、機構に於て全國市場の模範と稱せられてゐる。今次事變以來其の取扱高は飛躍的に增加し、昭和十三年度の如きは前年に比較約五萬圓の增加を示してゐる。

各市、支廳別卸賣市場一覽（昭和十四年九月現在）

市支廳別	株式會社	合名會社	合資會社	產業組合	個人	計
札幌市	四	―	―	―	―	四
小樽市	二	―	―	―	一	三
函館市	三	―	―	―	―	三
旭川市	三	―	―	―	―	三
室蘭市	二	―	―	―	―	二
釧路市	三	―	―	―	―	三
帶廣市	一	―	―	―	―	一
石狩	一	―	―	―	―	一
渡島	四	―	―	―	―	四
檜山	二	―	―	―	―	二
後志	三	―	―	―	―	三
空知	三	―	―	―	―	三
上川	五	―	―	―	―	五
留萌	二	―	―	―	―	二
宗谷	二	―	―	―	―	二
網走	六	―	―	―	―	六
膽振	八	―	―	―	―	八
日高	二	―	―	―	―	二
十勝	三	―	―	―	―	三
釧路國根室	二	―	―	―	―	二
計	六二	二	七	二	一	七四

中央卸賣市場　本道に於ては昭和五年十二月二十四日中央卸賣市場法第一條に依り札幌、函館、小樽が指定され、越えて六年九月二十二日旭川市も指定された。爾來各地とも調査委員會を組織して各種調査をなすと共に、技師を東京、大阪、京都方面に派して實地調査を爲さしめたが、本道では卸賣市場の機能完備せるため、中央卸賣市場の必要性比較的乏しく、一方開設資金困難のため即時實現困難なる狀況に在るが、何れも既に調査濟なので近く開設を見るであらう。

本道中央卸賣市場の指定區域

名稱	地區
札幌市中央卸賣市場	札幌市、札幌郡豐平町、白石村、札幌村、琴似村、篠路村
小樽市中央卸賣市場	小樽市、高島郡高島町、余市郡余市町、赤井川村、大江村、忍路郡銭函村
函館市中央卸賣市場	函館市、上磯郡上磯町、亀田郡亀田村、銭亀澤村、七飯村、大野村
旭川市中央卸賣市場	旭川市、上川郡永山村、神樂村、東鷹栖村、神居村、當麻村、江丹別村、東川村、比布村、當麻村

小賣市場

本道の小賣市場は歐洲大戰當時物價著しく昂騰し、國民消費生活の安定を脅すこと大なるものあるに鑑み、之が匡救の目的で大正九年札幌市、室蘭市、旭川市に各一箇所宛公設小賣市場を開設したるに始る。爾來その利用價値昂るに刺戟され續々開設を見、一時二百餘を算し、濫設の弊極れるを以て道廳は昭和八年小賣市場規則を制定し、無統制に規律を與へ濫設を防ぎ、分布の適正を期するなど在來の弊害を除去してその穩健なる發達の助長に努力し、現在著々整備され次第に好成績を擧げてゐる。

各市、支廳別小賣市場一覽（昭和十四年九月現在）

市支廳別	會社	組合	個人	計
札幌市	一	一	―	二
小樽市	一	一	―	二
函館市	一	一	―	二
旭川市	一	一	―	二
室蘭市	一	一	―	二
釧路市	一	一	―	二
帶廣市	一	一	―	二
石狩	一	一	―	二
渡島	一	一	―	二
檜山	一	一	―	二
後志	一	一	―	二
空知	一	一	―	二
上川	一	一	―	二
留萌	一	一	―	二
宗谷	一	一	―	二
網走	一	一	―	二
膽振	一	一	―	二
日高	一	一	―	二
十勝	一	一	―	二
釧路國根室	一	一	―	二
計	二一	二一	―	四二

最近五箇年に於ける營業倉庫入出庫殘高狀況

昭和九年同	入庫	三三、一四八、八九〇	一九、〇五三、九三〇	一九、〇五三、九三〇	一九、〇五三、九三〇	一九、〇五三、九三〇
	出庫	三二、七一五、九一	一八、四一九、八五九	一九、七八〇、〇一四	二六、六二二、一八四	二六、一七五、〇〇九
	殘高	四四、七五七、二四五	四六、七〇一、九五五	四八、一〇九、三八〇	五四、一三六、二三六	六〇、七四四、四九
一〇年同	入庫	三三、一四八、八九〇	一九、〇五三、九三〇	二〇、一三〇、五九〇	二六、六二二、一八四	二六、一七五、〇〇九
	出庫	三二、七一五、九一	一八、四一九、八五九	一九、七八〇、〇一四	二六、一七五、〇〇九	二六、一七五、〇〇九
	殘高	四四、七五七、二四五	四六、七〇一、九五五	四八、一〇九、三八〇	五四、一三六、二三六	六〇、七四四、四九
一一年同	入庫	三三、一四八、八九〇	一九、〇五三、九三〇	二〇、一三〇、五九〇	二六、六二二、一八四	二六、一七五、〇〇九
	出庫	三二、七一五、九一	一八、四一九、八五九	一九、七八〇、〇一四	二六、一七五、〇〇九	二六、一七五、〇〇九
	殘高	四四、七五七、二四五	四六、七〇一、九五五	四八、一〇九、三八〇	五四、一三六、二三六	六〇、七四四、四九
一二年同	入庫	三三、一四八、八九〇	一九、〇五三、九三〇	二〇、一三〇、五九〇	二六、六二二、一八四	二六、一七五、〇〇九
	出庫	三二、七一五、九一	一八、四一九、八五九	一九、七八〇、〇一四	二六、一七五、〇〇九	二六、一七五、〇〇九
	殘高	四四、七五七、二四五	四六、七〇一、九五五	四八、一〇九、三八〇	五四、一三六、二三六	六〇、七四四、四九
一三年同	入庫	三三、一四八、八九〇	一九、〇五三、九三〇	二〇、一三〇、五九〇	二六、六二二、一八四	二六、一七五、〇〇九
	出庫	三二、七一五、九一	一八、四一九、八五九	一九、七八〇、〇一四	二六、一七五、〇〇九	二六、一七五、〇〇九
	殘高	四四、七五七、二四五	四六、七〇一、九五五	四八、一〇九、三八〇	五四、一三六、二三六	六〇、七四四、四九

北海道卸賣市場協會

▽事務所　札幌市南十條西二丁目
▽加盟市場數　九十七市場
▽創立年月　大正三年十月
▽役員
會長　小樽集荷卸賣市場　組合長　稻葉休之助
副會長　旭川卸賣市場　笠原定藏

テンヨ醤油

醸造元・発売元
武田醤油株式會社
三井物産株式會社

同　岩見澤卸賣市場　澤見松太郎
評議員函館魚商卸賣市場　高村善太郎
同　倶知安魚菜卸賣市場　阿部　半平
同　札幌青果卸賣市場　淺野　一夫
同　札幌鶏卵卸賣市場　早川　寅一
同　夕張卸賣市場　吉野五郎次
同　瀧川卸賣市場　神部　爲藏
同　上砂川魚菜卸賣市場　川口　常作
同　室蘭蔬物卸賣市場　宮　幸助
同　釧路魚菜卸賣市場　緒賦　久
同　帶廣魚菜卸賣市場　上德　善七
同　網走魚菜卸賣市場　林　好次
同　種内魚菜卸賣市場　萬井與三吉
同　留萌魚菜卸賣市場　千葉　能章
同　名寄魚菜卸賣市場　木村　岩尾
同　留萌卸賣市場　沼田　久平
同　釧路河邊業協同組合卸賣市場　高津彌三郎
同　苫小牧卸賣市場　宮武　義則

▽加入組合

小賣商業組合名　組合出資　事務所　理事長名　員數　總額

渡島地方	吳服洋太物	二〇	七、〇〇〇	杉山昌聰
富良野地方	同	九	九、八〇〇	杉本源太郎
中部上川地方	同	二五	六、三〇〇	小西芙太郎
倶知安地方	同	三五	六、〇〇〇	○竹中善五郎
厚岸地方	同	一三	一、六二〇	吉田市太郎
北空知地方	同	三〇	三、八〇〇	北川　豐吉
瀧川地方	同	二五	三、〇〇〇	田村文平
野付牛地方	同	二六	三、〇〇〇	○伊谷半次郎
根室地方	同	二五	三、二五〇	○根殿萬太郎
余市積丹地方	同	二五	一〇、〇〇〇	○吉川　武雄
遠輕地方	吳服洋太物	一〇	一、〇〇〇	池田吉太郎
富良野地方	同	一五	二、四〇〇	高東部一
中部上川地方	同	一五	二、四〇〇	高西部一
倶知安地方	同	一五	二、四〇〇	苫前部一
厚岸地方	同	一三	一、六二〇	天鹽部一
北空知地方	同	一〇	一、〇〇〇	中川部池田町
瀧川地方	同	一五	二、四〇〇	江差部江差町
野付牛地方	同	一五	二、四〇〇	津河部津河町
根室地方	同	一五	二、四〇〇	鹿内部鹿内町
余市積丹地方	同	一五	二、四〇〇	釧路市釧路國支廳內

（円）

終別部遠輕町
空知部富良野町
上川部永山村
○竹中善五郎
吉田市太郎
北川　豐吉
田村文平
○伊谷半次郎
○根殿萬太郎
○吉川　武雄
池田吉太郎
杉山昌聰
杉本源太郎
小西芙太郎
○竹中善五郎
吉田市太郎
北川　豐吉
田村文平
○伊谷半次郎
○根殿萬太郎
○吉川　武雄
高林吉太郎
若林與三吉
早崎留次郎
眞田熊夫
佐藤三四八
森野庄右衛門
田口勇之助
鹿渡愛太郎
城近市太郎
山谷　謙吉
岩崎國治郎

北海道地區商業組合聯合會　○印理事長、○印理事

▽事業概要

會員共同一致營業上の弊害を矯正し生鮮食料品配給機關の完璧を圖ることを目的とも、更に斯業に關する仲介、斡旋、調査、通報、調停又は仲裁、建議、答申をなし、或は斯業に關する講習講話の開催等をなす外會報の發行、功勞者の表彰、市場從業員の指導及び表彰其の他斯業の改善發達に關する事業をなしつゝある。

保證責任北海道織物小賣商業組合聯合會

▽事業概要

買上絹製品並に特免品共同購入、創立以來取扱品金額三百萬圓

▽創立年月日　昭和十四年四月三日

▽認可年月日　昭和十四年七月二十六日

伊達地方	吳服洋太物	二五	二、三〇〇	有珠部伊達町
廣尾	同	一七	一〇、〇〇〇	帶廣市大通南十ノ五
青空	蔬菜	一	一〇、〇〇〇	○伊谷半三郎
館	同	一	九、三〇〇	夕張郡由仁村
函館	同	六	五、三〇〇	三宅　肖吉
釧路吳服洋太物		一九	五、三五〇	函館市地藏町
苫小牧地方	同	二〇	一〇、〇〇〇	○宮田定右衛門
札幌蔬物	同	四一	三、三五〇	釧路市北大通七ノ二
紋別地方吳服洋太物		六	八、〇〇〇	○國松太四郎
枝幸	同	三	六、〇〇〇	○河村　外吉
中部空知	同	三二	二、三五〇	勇拂郡苫小牧町
旭川	同	三五	二、三五〇	札幌市南七條西九丁目
名寄地方	同	六	九、〇〇〇	◎小川　常吉
別地方	同	三三	五、三五〇	太野廣太郎
岩内	同	二	三、三〇〇	佐藤松太郎
網走地方	同	三五	一〇、〇〇〇	○能登屋喜一
室蘭地方	同	五五	八、三五〇	○松村勝太郎
小樽	蔬物	五〇	四、三五〇	山本太之助
函館	同	五六	四、〇〇〇	○佐々木左市郎
渡島	吳服洋太物	三三	四、〇〇〇	本間龍藏
函館	同	三三	四、〇〇〇	居串榮治
宗谷	同	六	六、三五〇	○白井郁三郎
留萌	同	五六	五、六〇	○中島　長治
苫前	同	一	三、三五〇	內山喜兵衛
天鹽	同	三	三、三五〇	○蓜合　計策
留萌	蔬物	五六	五、六〇	高林吉太郎
苫前	同	一	三、三五〇	若林與三吉
天鹽	同	三	三、三五〇	早崎留次郎
鹽	同	一二	一、六二〇	眞田熊夫
檜山	同	一〇〇	一、〇〇〇	佐藤三四八
江差	同	五二	三、三五〇	森野庄右衛門
津河	同	一五	三、三五〇	田口勇之助
鹿內	同	一五	三、三五〇	鹿渡愛太郎
釧路	同	一	八、〇〇〇	城近市太郎
石狩	同	三五	一〇、〇〇〇	山谷　謙吉
札幌	同	三五	一〇、〇〇〇	岩崎國治郎

札幌市石狩支廳內

札幌市南十條西一丁目

北海道・樺太銀行會社一覧

（昭和十四年八月末現在）

▽銀行

會社名	所在地	資本金	代表者
北海道銀行	札幌市大通西二丁目	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	金融恐慌に際し破綻
北海道拓殖銀行	札幌市大通西三丁目	五〇、〇〇〇、〇〇〇	高橋是清
北海商工銀行	札幌市大通西四丁目	二〇、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
函館相馬銀行	函館市末廣町一四	一、〇〇〇、〇〇〇	相馬哲平
小樽商業銀行	小樽市色内町	一、〇〇〇、〇〇〇	佐藤昌介
北海信託	小樽市色内町	一、〇〇〇、〇〇〇	中野武營
北海貯蓄銀行	函館市末廣町一四	一、〇〇〇、〇〇〇	相馬哲平
北海道信託	札幌市大通西二丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道殖産銀行	札幌市大通西三丁目	五〇、〇〇〇、〇〇〇	高橋是清
北海道商工銀行	札幌市大通西四丁目	二〇、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道拓殖銀行	札幌市大通西五丁目	五〇、〇〇〇、〇〇〇	高橋是清
北海道銀行	札幌市大通西六丁目	二〇、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海貯蓄銀行	函館市末廣町一四	一、〇〇〇、〇〇〇	相馬哲平
北海信託	小樽市色内町	一、〇〇〇、〇〇〇	中野武營
北海商工銀行	小樽市色内町	一、〇〇〇、〇〇〇	佐藤昌介
函館相馬銀行	函館市末廣町一四	一、〇〇〇、〇〇〇	相馬哲平
小樽商業銀行	小樽市色内町	一、〇〇〇、〇〇〇	佐藤昌介

▽會社

會社名	所在地	資本金	代表者
北海道興業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇圓	藤山雷太
北海道興業信託會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土地會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業倉庫會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業證券會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業保險會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業不動産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土木會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業運輸會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製鐵會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製紙會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業化學會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業電氣會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業農場會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業牧畜會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業水産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業林業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業鑛業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土地會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業倉庫會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業證券會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業保險會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業不動産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土木會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業運輸會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製鐵會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製紙會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業化學會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業電氣會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業農場會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業牧畜會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業水産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業林業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業鑛業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太

▽會社

會社名	所在地	資本金	代表者
北海道興業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇圓	藤山雷太
北海道興業信託會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土地會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業倉庫會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業證券會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業保險會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業不動産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土木會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業運輸會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製鐵會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製紙會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業化學會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業電氣會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業農場會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業牧畜會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業水産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業林業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業鑛業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太

▽會社

會社名	所在地	資本金	代表者
北海道興業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇圓	藤山雷太
北海道興業信託會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土地會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業倉庫會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業證券會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業保險會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業不動産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業土木會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業運輸會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製鐵會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業製紙會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業化學會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業電氣會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業農場會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業牧畜會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業水産會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業林業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太
北海道興業鑛業會社	札幌市大通西三丁目	一、〇〇〇、〇〇〇	藤山雷太

小樽土地株式會社	小樽市入舟町	三〇〇	一八〇	村林安治郎
小樽無盡株式會社	小樽市花園町	二四五	濟	壽原重太郎
小樽酸素工業株式會社	小樽市眞榮町	三〇〇	濟	河野富重
小樽市街自動車株式會社	小樽市稻穗町	三一二・五	濟	杉江仙次郎
小樽市商品倉庫株式會社	小樽市南濱町	五〇〇	一二五	堀川勘吾
小樽定山溪自動車道株式會社	小樽市永井町	四〇〇	濟	地崎宇三郎
小樽集鱗株式會社	小樽市北濱町	三〇〇	一八〇	稻葉林之助
小樽新聞株式會社	小樽市港町	五二〇	濟	平野文安
小樽木材倉庫株式會社	小樽市信香町	三〇〇	七五	龜田浦吉
小樽整地株式會社	小樽市南濱町	八二〇	二七八・八	河野富重
小樽石炭運輸株式會社	小樽市色内町	三〇〇	七五	古村誠一
小樽水力電氣株式會社	小樽市富岡町	五〇〇	二五〇	菅野修藏
央盛合同鑛山株式會社	小樽市相生町	五,〇〇〇	濟	有馬清五郎
株式會社奥村村木店	小樽市有幌町	四五〇	濟	高橋權次
株式會社帶廣專門連鎖店	帶廣市字西一條十	一五,〇〇〇	九,〇〇〇	鄕清吉
小樽造船株式會社	高島郡高島町	七五〇	一八七・五	河野富重
渡島海岸鐵道株式會社	茅部郡森町	五〇〇	三〇〇	助川貞利
渡島漁業株式會社	茅部郡森町	一,〇〇〇	濟	川村善八郎
大沼電鐵株式會社	茅部郡鹿部村	五〇〇	三八〇	平山午介
合資會社川村組	札幌市北八西四	八〇〇	濟	畑江郁太郎
合名會社曲由塚島由太郎商店	札幌市北一東二	三四〇	濟	塚島由太郎
株式會社曲丸古谷商店	札幌市南一西一	一,〇〇〇	六〇一	古谷忠司
金森商船株式會社	函館市船場町	三,〇〇〇	濟	渡邊孝平
株式會社角傳商店	函館市辨天町	三五〇	濟	貫傳三郎
株式會社川田憲太郎商店	小樽市色内町	五〇〇	濟	川田憲太郎

龜田木材産業株式會社	小樽市南濱町	三〇〇	濟	龜田浦吉
海幸株式會社	室蘭市海岸町	五〇〇	濟	三宅忠夫
蟹罐詰合同株式會社	根室郡根室町	五,〇〇〇	濟	藤野辰次郎
株式會社川口組	空知郡砂川町	三〇〇	一五〇	川口常五郎
河西鐵道株式會社	上川郡清水町	二,〇〇〇	一,八五〇	藤野幹
上磯魚糧株式會社	上磯郡木古内村	五〇〇	濟	高村新次郎
北日本製材株式會社	札幌市苗穗町	五〇〇	一二五	遠藤善四郎
北見水電株式會社	札幌市北四西三	七〇〇	濟	山田英三
北千島旋網魚糧株式會社	函館市大町	四八〇	濟	田中仙太郎
北千島水産株式會社	函館市眞砂町	二,〇〇〇	濟	眞藤愼太郎
共同運輸倉庫株式會社	小樽市堺町	五〇〇	二四〇	野口喜一郎
共成株式會社	小樽市有幌町	一,〇〇〇	八二五	壽原英太郎
北日本産業株式會社	小樽市住初町	五〇〇	二五〇	小杉喜四郎
共盛株式會社	釧路市南大通一の三	三〇〇	七五	佐々木松吉
北日本漁業株式會社	茅部郡森町	四七五	濟	原忠雄
北見勸業株式會社	常呂郡野付牛町	五〇〇	一二五	阿木武彦
北見鐵道株式會社	斜里郡小清水村	三〇〇	一五〇	神野清馬
株式會社栗林商會	室蘭市海岸町	三,五〇〇	二,〇〇〇	栗林德一
栗林商船株式會社	室蘭市海岸町	一〇,五〇〇	七,七五〇	栗林德一
釧路臨港鐵道株式會社	釧路市港町	二,五〇〇	二,三〇〇	片山眞五郎
釧路瓦斯株式會社	釧路市壽町	三〇〇	二四〇	雨角榮治
倶知安殖産株式會社	虻田郡倶知安町	五〇〇	一二五	阿部半平
株式會社小林商店	札幌市北五西十一	五〇〇	二五〇	小林國治
株式會社五番館	札幌市北四西三	一,五〇〇	濟	小田良治
近藤合資會社	函館市船場町	五〇〇	濟	近藤彦作

株式會社小瀧彌五郎商店	小樽市色内町	五〇〇	二〇〇	小瀧彌五郎
合同漁業株式會社	小樽市堺町	五,五〇〇	濟	西村有作
株式會社合同共榮會	旭川市南四條通二	三四一・七	濟	野口喜一郎
合同酒精株式會社	旭川市南四條通二十一	三,六〇〇	一,一七三・五	野口喜一郎
小林酒造合名會社	室蘭市本町	三七〇	濟	小林武
札幌送電株式會社	札幌市大通東一	二,〇〇〇	一,三三〇	足立庸三
札幌松竹座	札幌市南四西三	三〇〇	濟	大谷竹次郎
札幌木材株式會社	札幌市北五西六	五〇〇	三五〇	中澤義一
株式會社札幌運送社	札幌市北四西二	五〇〇	濟	南部多三郎
株式會社札幌グランドホテル	札幌市北一西四	四五〇	濟	大瀧甚太郎
産業助成株式會社	札幌市北一西三	三〇〇	七五	佐久間安春
株式會社佐々木倉庫	函館市眞砂町	五〇〇	濟	平塚常次郎
株式會社酒井商店	小樽市稻穗町	四八〇	濟	酒井正七
株式會社笹田岩次郎商店	小樽市稻穗町	三〇〇	一五〇	笹田岩次郎
株式會社三榮商店	小樽市若竹町	一,〇〇〇	六五〇	山本東治
齋藤木材株式會社	旭川市宮下通九	五〇〇	四二〇	齋藤省三
札幌温泉土地株式會社	札幌郡藻岩村	五〇〇	一二五	河原直孝
札幌燒酎株式會社	札幌郡琴似村	五〇〇	二〇〇	笠原定藏
三盛鑛業株式會社	函館市	一,〇〇〇	濟	岡本康太郎
定山溪鐵道株式會社	札幌市豐平町	二,〇〇〇	一,五八〇	金子元三郎
株式會社新與三郎商店	函館市西濱町	五〇〇	濟	新與三郎
株式會社新宮商行	小樽市色内町	一,五〇〇	濟	利光小三郎
清水商事株式會社	小樽市色内町	一,〇〇〇	濟	清水孫四郎
鹽田商事株式會社	小樽市南濱町	五〇〇	濟	鹽田守正
標津電氣株式會社	釧路市南大通四ノ三	五〇〇	一二五	原見伯郎

定山溪温泉株式會社	札幌郡江別町	五〇〇	濟	岩田外喜男
株式會社栖原商店	函館市大町	五〇〇	濟	栖原忠雄
栖原漁業株式會社	函館市大町	八五〇	濟	栖原忠雄
壽原商事株式會社	小樽市入舟町	一,二〇〇	八五〇	壽原英太郎
株式會社杉江仙次郎商店	小樽市色内町	三〇〇	二四五・六五	杉江仙次郎
壽都鐵道株式會社	壽都郡壽都町	五〇〇	濟	畑金吉
相馬合名會社	函館市大町	七,〇〇〇	濟	相馬哲平
株式會社相馬商店	函館市大町	四,〇〇〇	濟	相馬哲平
太洋鑄機械株式會社	札幌市南一西十三	六〇〇	濟	米北鹿八
株式會社高橋松吉商店	札幌市南一東一	三〇〇	二一〇	高橋松吉
株式會社田中商店	函館市富岡町	三〇〇	七五	田中善三郎
株式會社高杉商店	函館市眞砂町	五〇〇	三五〇	高杉藤三郎
大北漁業株式會社	函館市地藏町	四〇〇	濟	眞藤愼太郎
大東燐寸株式會社	函館市船場町	一,五〇〇	八二五	渡邊孝平
大加十全堂株式會社	函館市地藏町	三〇〇	濟	齋藤脩平
大興漁業株式會社	函館市仲濱町	三五〇	濟	西野吉太郎
太平洋合同罐詰株式會社	函館市眞砂町	五〇〇	濟	平塚常次郎
大三藤山合名會社	小樽市北濱町	八〇〇	濟	藤山良三
第一産業株式會社	小樽市入舟町	三〇〇	一五〇	吉田宇三郎
株式會社田中木工場	旭川市一條通一	五〇〇	二五〇	田中喜代松
辰田木材株式會社	旭川市宮下通十一	三〇〇	濟	辰田清太郎
大日本特殊粘土株式會社	古宇郡泊村	五〇〇	一五〇	宮本金五郎
種田合名會社	古平郡古平町	七五〇	濟	種田富次郎
株式合資會社地崎組	札幌市南四西七	五〇〇	濟	地崎鐵三
遠一神野兄弟合名會社	小樽市住初町	三六〇	濟	神野新平

千歳鑛山株式會社	千歳郡千歳村	一〇、〇〇〇	濟	中島門吉
千島興業株式會社	根室郡根室町常盤町	三〇〇	濟	中島義一
帝國製薬株式會社	函館市龜田町	五〇〇	三七七	加藤佐市
帝國水産株式會社	函館市豐川町	五〇〇	濟	大澤常治
帝國商事株式會社	釧路市宮本町	五〇〇	濟	福井邦雄
東海汽船漁業株式會社	小樽市錦町	四五〇	濟	青木貞治
十勝鐵道株式會社	帶廣市東三條十	三、〇〇〇	二、一〇〇	窪川利長
十勝産業株式會社	帶廣市西六條十四	三〇〇	一五〇	岸明治
洞爺湖電氣鐵道株式會社	虻田郡虻田町	四〇〇	二八〇	板谷順助
名北興業株式會社	札幌市北三西十四	一〇、〇〇〇	濟	伊藤幸太郎
中村興業株式會社	札幌市北八東六	二、〇〇〇	濟	中村豐次郎
株式會社中山商店	札幌市南二西一	五〇〇	二五〇	中山五平
合資會社中卯商會	小樽市花園町	三五〇	濟	有松鐵三
名寄醸造株式會社	上川郡名寄町	五〇〇	一二五	野坂清太郎
日本清酒株式會社	札幌市南三東五	四、〇〇〇	二、二五〇	笠原定藏
日魯株券保全株式會社	函館市豐川町	五〇〇	濟	平塚常次郎
日本製罐株式會社	函館市幸町	一、〇三〇	濟	小熊信一郎
日鐵商事株式會社	函館市宮前町	二五〇	八七	松下小六
日本興業株式會社	小樽市花園町	五〇〇	一二五	渡邊次作
株式會社西村組	旭川市二條通四	三〇〇	一〇五	高山源治
日本包装板鉋株式會社	白老郡白老村	三〇〇	七五	谷口三郎
日本アスパラガス株式會社	岩内郡岩内町鷹臺町	五〇〇	四一〇	下田喜久三
野口合名會社	小樽市稲穂町	三〇〇	濟	野口喜一郎
野口知恩株式會社	小樽市稲穂町	一、二三二・四	濟	岡田重次郎
登別温泉株式會社	幌別郡幌別村	四〇〇	濟	栗林徳一

株式會社登別グランドホテル	幌別郡幌別村	四五〇	三三七・五	大瀧甚太郎
函館船渠株式會社	函館市辨天町	六、〇〇〇	四、〇〇〇	大塚膽
函館地方鹽元賣捌株式會社	函館市幸町	四〇〇	二五〇	坂本作平
函館冷藏株式會社	函館市海岸町	五〇〇	二五〇	窪田四郎
函館定温倉庫株式會社	函館市海岸町	一、〇〇〇	七五〇	眞藤愼太郎
函館重油タンク株式會社	函館市末廣町	五〇〇	二八〇	平塚常次郎
函館製網船具株式會社	函館市末廣町	三、〇〇〇	濟	岡本康太郎
函館水産販賣株式會社	函館市豐川町	二、〇〇〇	濟	平塚常次郎
株式會社函館通運	函館市若松町	七〇〇	濟	森田達
株式會社函館原木組合	函館市時任町	三〇〇	八二・五	山崎英三
廣尾電氣株式會社	札幌市豐平町	三〇〇	二三三・七五	西尾長次郎
合資會社菱田組	札幌市南八西八	三〇〇	濟	菱田多吉
日之出鑛業株式會社	函館市末廣町	一、〇〇〇	濟	石田文治
日之出産業株式會社	函館市末廣町	三〇〇	七五	末木善八
東洋捕漁業株式會社	函館市末廣町	五〇〇	濟	松坂省輔
日高魚糧株式會社	靜内郡靜内町	五〇〇	一二五	土屋仙吉
東幌内炭礦株式會社	空知郡栗澤村	一、〇〇〇	六〇〇	村井謙次郎
株式會社藤井商店	札幌市南一西三	六〇〇	濟	宮田貞吉
福村商事株式會社	函館市地藏町	三〇〇	一七四	福村林藏
藤山海運株式會社	小樽市北濱町	一、五〇〇	濟	藤山良三
福原床板製造株式會社	小樽市入舟町	四〇〇	濟	福原清吉
深川精米肥料株式會社	雨竜郡深川町	三〇〇	七五	辰集又一
辨天倉庫株式會社	函館市新濱町	五〇〇	四六七	小熊幸一郎
北海林産株式會社	札幌市北六西九	三〇〇	七五	寺田省歸
北海造營株式會社	札幌市大通東三	一、〇〇〇	二五〇	谷口徳三郎

北海道鑛山林業株式會社	札幌市	三、〇〇〇	一、七五〇	藤井鶴七郎
北海酸素株式會社	札幌市白石五條三	三〇〇	一五〇	上田良次
北海自動車工業株式會社	札幌市大通東四	四〇〇	濟	片岡唯一郎
北海水力電氣株式會社	札幌市大通東一	三一、一三五	二四、九〇〇	藤原銀次郎
北海道人造石油株式會社	札幌市大通西三	七〇、〇〇〇	一四、九〇〇	高洲鐵一郎
北海道製網株式會社	札幌市豐平西四條九	八〇〇	四二五	大瀧甚太郎
合資會社堀内組	札幌市北七西四	一、〇〇〇	濟	堀内廉一
株式會社北都ゴム工業所	札幌市南五西五	五〇〇	二五〇	遠藤石太郎
北海旋網漁業株式會社	函館市東濱町	三〇〇	七五	稲見彌一郎
北海道護謨工業株式會社	函館市追分町	八〇〇	濟	眞藤愼太郎
北海道漁業罐詰株式會社	函館市幸町	一、〇〇〇	濟	渡邊藤作
北洋鹽業株式會社	函館市東濱町	五〇〇	濟	坂本作平
北洋水産株式會社	函館市末廣町	五、〇〇〇	濟	西出孫左衛門
北洋水産工業株式會社	函館市仲濱町	三〇〇	濟	芳賀岩治郎
株式會社棒二森屋	函館市高砂町	五〇〇	濟	荻野清六
北海無煙炭礦株式會社	小樽市花園町	五〇〇	一二五	野坂清太郎
北海鋼業合名會社	小樽市堺町	五〇〇	二七五	堀岡長太郎
北海也業株式會社	小樽市色内町	五〇〇	一二五	山内信彌
北海製罐倉庫株式會社	小樽市北濱町	一〇、〇〇〇	濟	松下高
北海製紙株式會社	小樽市奥澤町	三〇〇	二六二・五	森久則
北海道土木建築株式會社	小樽市花園町	三〇〇	七五	山崎進
北都運送株式會社	小樽市手宮町	一、〇〇〇	二五〇	中木伊三郎
株式會社北海海陸物産商會	小樽市住の江町	三〇〇	七五	勝浦達
株式會社北海道運送社	小樽市手宮町	一、八〇〇	濟	大島計太
合資會社北辰社	小樽市富岡町	二、四〇〇	濟	岩田ぶん

北海道製糖株式會社	帶廣市東三南十	五、〇〇〇	濟	松方正熊
北海道鐵道株式會社	札幌郡白石村	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	足立正
株式會社北海水産工業研究所	札幌郡琴似村	三〇〇	二一〇	八島美安
北海電氣興業株式會社	浦河郡浦河町	一、〇〇〇	六〇〇	棚橋寅五郎
北海製煉工業株式會社	空知郡栗澤村	三〇〇	一〇五	碓井藤作
北海道鰮漁業株式會社	茅部郡森町	六〇〇	濟	大野百太郎
北海道拓殖鐵道株式會社	上川郡新得町	三、〇〇〇	一、五〇〇	中木伊三郎
株式會社(ヨ)西尾商店	札幌市南三東三	一、〇〇〇	七三七・五	西尾長次郎
丸ヨ西尾酒造株式會社	札幌市南三東三	三三〇	一三二・五	西尾長平
株式合資會社(ヤ)コドモ印製綿所	函館市追分町	五〇〇	一六〇	河村定一
合名會社丸又和田商店	函館市辨天町	三〇〇	濟	和田治五郎
丸越藥品株式會社	函館市地藏町	三〇〇	一五〇	白崎七左衛門
丸善菅谷合名會社	函館市本町	五〇〇	濟	菅谷カノ
株式會社丸ヨ石橋商店	小樽市奥澤町	六八〇	濟	石橋彦一郎
株式會社丸ヨ野口商店	小樽市稲穂町	一、三〇〇	濟	野口喜一郎
株式會社丸越早川商店	小樽市色内町	三〇〇	濟	森久則
合資會社丸宮木材商會	小樽市花園町	三〇〇	濟	山本文吉
増田合名會社	小樽市山之上町	五〇〇	濟	増田龜吉
株式會社丸カ三箇商店	旭川市一條通十九	一、〇〇〇	二五〇	三箇元次郎
株式會社(ヨ)岡田商店	旭川市五條通十五	七〇〇	五六〇	岡田重次郎
松岡木材株式會社	旭川市六條通十三	一、〇〇〇	濟	松岡源之助
株式會社丸三鶴屋	釧路市北大通五ノ一	五〇〇	三三〇	兩角榮治
丸の岩田合名會社	札幌郡江別町	四六五	濟	岩田外喜男
株式會社丸魚振老魚菜市場	勇拂郡厚眞村	三〇〇	一八〇	祖谷幸三郎
美瑛送電株式會社	札幌市北四西三	一、〇〇〇	二五〇	堀田廉一

●戸毎に㊢のある如く一商店・會社・組合に一定の徽章はゼヒ必要で御座います

=昔は**のれん**・今は**マーク** お店の御繁榮は徽章から=

帽子のデパート

●帽子全部＝特別番外・大形・小形＝揃つて居ます

●**スピートマドロス**型 自動車運轉手用帽子 ▲學生帽子 1.00 1.30 1.50 1.80 2.30 2.50 2.80 3.30 3.50 3.80

●金モール前章・毛べり・マーク各種品揃 ▲身を護る大切な御守 **撞拍撞拍** 北海道普及部

御守・ユビワ・バンド金具・メタル・マーク（新カタログ呈上）

旭川市六條八丁目師團通

どら猫帽子專門店

箕田力藏

電話三七一五番・振替小樽一三四六五番

◎マーク注文御引受します 〔カタログ呈上〕

三好木村合名會社 小樽市富岡町
三馬護謨工業合資會社 小樽市入舟町
株式會社 宮本木材店 小樽市住の江町
三上運送株式會社 釧路市鏡町
三ツ輪運輸株式會社 釧路市鏡町
三石軌道株式會社 三石郡三石村
室蘭鉛業株式會社 室蘭市親津町
室蘭瓦斯株式會社 室蘭市輪西町
室蘭無盡株式會社 室蘭市千歲町
室蘭自動車株式會社 室蘭市海岸町
室蘭石炭荷役株式會社 室蘭市海岸町
株式會社 室蘭運送社 室蘭市海岸町
寺永北海販賣株式會社製品 札幌市北二東三
藪合名會社 札幌市南二西十三
株式會社 山中商會 小樽市有幌町
株式會社 山田屋商會 旭川市五條通十
山兩上野合資會社 室蘭市大町
山カ 片岡合名會社 札幌郡澄岩村
株式會社 夕張製作所 夕張郡夕張町
株式會社 吉田商店 小樽市稻穗町
渡邊合名會社 函館市末廣町
輸進合同容器株式會社 函館市旭町
株式會社輸進印樺太商會 小樽市稻穗町

【樺太】

樺太銀行 大泊町榮町仲通

三好清太郎 惠須取運輸株式會社 名好郡惠須取町
中村利三郎 合資會社 遠藤組 豐原市
宮本富次 小田洲炭鑛株式會社 久春內郡三浦村
清水源作 海馬島漁業拓殖株式會社 本斗郡海馬村
植竹龍三郎 遠藤實 大泊郡大泊町
鈴木長作 平塚常次郎 眞岡郡眞岡町
和田閏三郎 樺太拓殖鐵道株式會社 大泊郡大泊町本町
德中祐滿 樺太運輸株式會社 大泊郡大泊町
尾崎三五 樺太鐵業株式會社 豐原市北二條東一
德中祐滿 樺太鐵道株式會社 笠香郡落合町
佐々木市郎 樺太電氣株式會社 豐原市
栗林德一 樺太共同漁業株式會社 大泊町榮町本通
高城勁逸 樺太酒精株式會社 眞岡郡眞岡町
藪國太郎 樺太酒精工業株式會社 豐原市大字豐原
中村眞次郎 樺太製糖株式會社 豐原市大字豐原
山田新 樺太製藥株式會社 豐原市大通北ノ六
上野廣一郎 株式會社 木原商店 大泊郡大泊町
片岡唯一郎 株式會社北一鮮回漕店 元泊郡知取町
古谷金一郎 坂香海陸運輸株式會社 敷香郡敷香町
奥村元吉 大北運輸株式會社 名好郡惠須取町
渡邊熊四郎 高梨商事株式會社 大泊郡大泊町
高梨芳太郎 東樺拓殖鐵道株式會社 敷香郡敷香町
布川興策 豐原土地建物株式會社 豐原市
藤永與作 內外汽船株式會社 大泊郡大泊町
新田仲太郎 樺太鐵道株式會社 豐原市大通南六
高島菊次郎